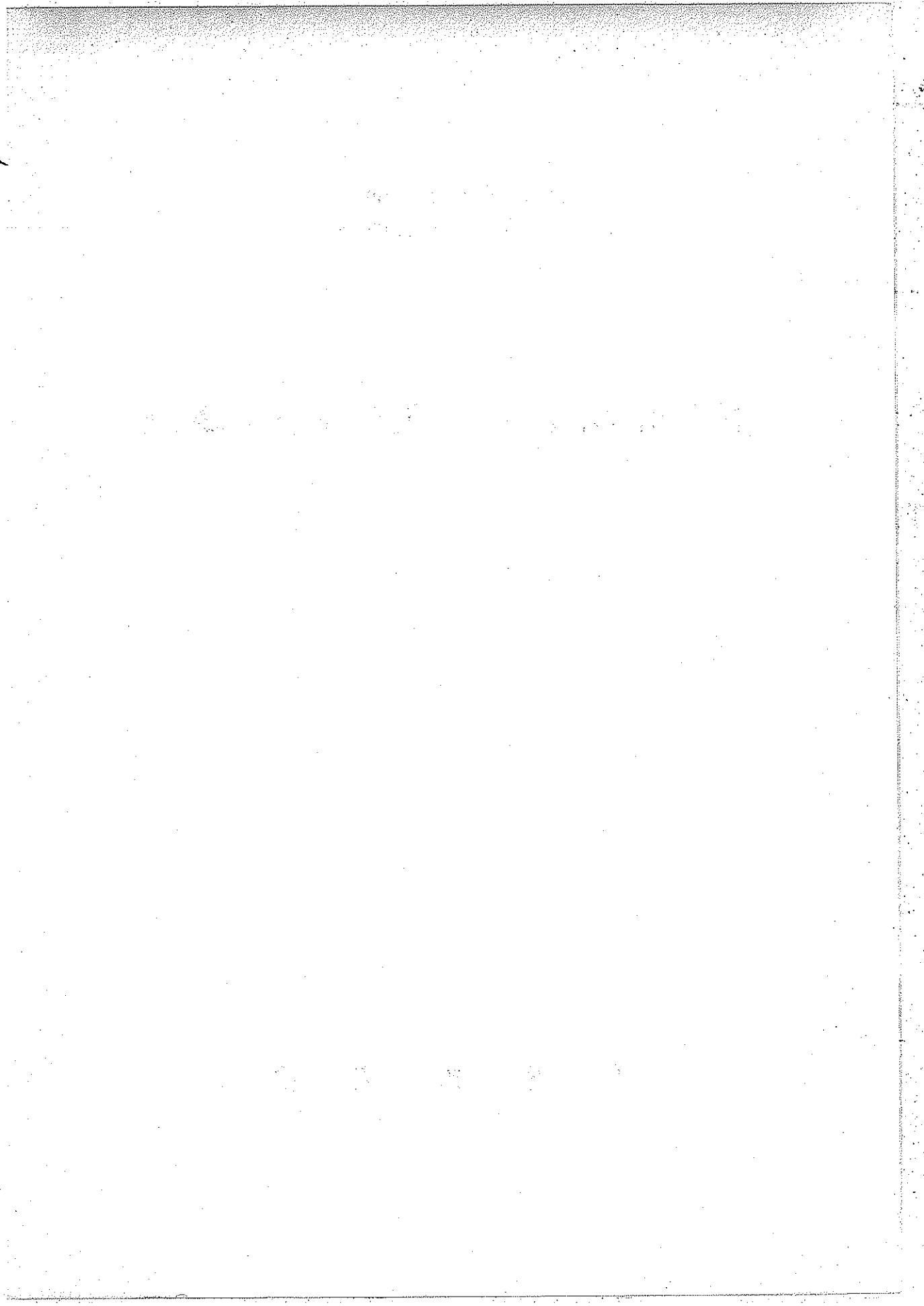


昭和58年3月4日開会
昭和58年3月23日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和58年3月4日(金曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	2頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	4頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(橋本佳行・松尾孝明・大谷昌幸)	4頁
○ 日程第2 会期の決定について(3月4日より3月24日 21日間)	5頁
○ 日程第3 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	5頁
○ 日程第4 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6頁
○ 日程第5 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	8頁
○ 日程第6 昭和58年度和泉市一般会計予算	10頁
○ 日程第7 昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	17頁
○ 日程第8 昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計予算	20頁
○ 日程第9 昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	21頁
○ 日程第10 昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	22頁
○ 日程第11 昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	24頁
○ 日程第12 昭和58年度和泉市水道事業会計予算	25頁
○ 日程第13 昭和58年度和泉市病院事業会計予算	33頁
昭和58年度和泉市長市政運営方針演説	38頁
日程第3から日程第13まで提案理由説明	47頁
○ 日程第14 予算審査特別委員会設置について	62頁
○ 日程第15 予算審査特別委員会委員の選任について	63頁
○ 散会宣告(午後零時5分)	64頁

昭和58年3月8日(火曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	65頁
○ 議事説明員・その他	66頁
○ 議事日程	66頁

○ 開会宣告 (午前 10 時 5 分)	70 頁
○ 日程第 1 一般質問について	70 頁
1 番に 2 番 竹内 修一君	70 頁
2 番に 8 番 原 重樹君	79 頁
3 番に 5 番 田中 包治君	92 頁
4 番に 1 番 若浜記久男君	102 頁
5 番に 9 番 直村 静二君	112 頁
○ 散会宣告 (午後 4 時 18 分)	125 頁

昭和 58 年 3 月 9 日 (水曜日) 第 3 日目

○ 出席議員・欠席議員	127 頁	
○ 議事説明員・その他	128 頁	
○ 議事日程	129 頁	
○ 開会宣告 (午前 10 時 00 分)	131 頁	
○ 日程第 1 一般質問について	131 頁	
1 番に 15 番 穴瀬 克己君	131 頁	
○ 日程第 2 昭和 56 年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	149 頁	
○ 日程第 3 例月出納検査結果報告 (収入役扱昭和 57 年 9 月分)		
○ 日程第 4 " (水道部企業出納員扱昭和 57 年 9 月分)		
○ 日程第 5 " (市立病院企業出納員扱昭和 57 年 9 月分)		
○ 日程第 6 " (収入役扱昭和 57 年 10 月分)		
○ 日程第 7 " (水道部企業出納員扱昭和 57 年 10 月分)	一 括 上 程 }	
○ 日程第 8 " (市立病院企業出納員扱昭和 57 年 10 月分)		
○ 日程第 9 " (収入役扱昭和 57 年 11 月分)		
○ 日程第 10 " (収入役扱昭和 57 年 12 月分)		
○ 日程第 11 " (水道部企業出納員扱昭和 57 年 11 月分)		
○ 日程第 12 " (水道部企業出納員扱昭和 57 年 12 月分)		
○ 日程第 13 " (市立病院企業出納員扱昭和 57 年 11 月分)		
○ 日程第 14 " (市立病院企業出納員扱昭和 57 年 12 月分)		
○ 日程第 15 専決処分の承認を求めることについて (和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)		162 頁

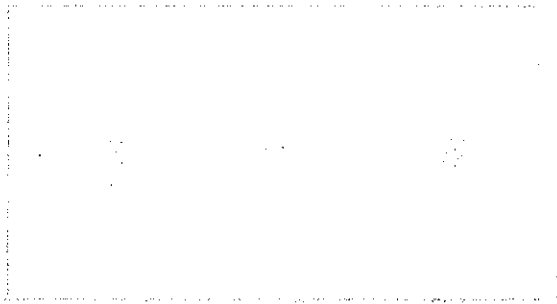
○ 日程第 16	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	171 頁
○ 日程第 17	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	176 頁
○ 日程第 18	市道の路線認定について（府中団地 1 号線ほか 2 路線）	} 178 頁 括上程
○ 日程第 19	市道の路線認定について（グリーンポリス 1 号線ほか 1.6 路線）	
○ 日程第 20	市道の路線認定について（葛の葉尾井千原線）	} 202 頁 括上程
○ 日程第 21	市道の路線の廃止及び認定について（上代伏屋線）	
○ 日程第 22	市道の路線の廃止及び認定について（伯太信太山線及び伯太信太山支線）	214 頁
○ 日程第 23	町の区域の変更について	214 頁
○ 日程第 24	工事請負契約締結について（旭第二団地 4 期（その 2）建設工事）	220 頁
○ 日程第 25	工事請負契約締結について（王子第二団地 6 棟建設工事）	223 頁
○ 日程第 26	財産取得について（和泉市立光明台南小学校プール）	228 頁
○ 日程第 27	財産取得について（史跡池上曾根遺跡用地）	229 頁
○ 日程第 28	財産取得について（和泉市南池田中学校用地）	230 頁
○ 日程第 29	財産処分について（松尾寺財産区財産）	234 頁
○ 日程第 30	昭和 57 年度和泉市一般会計補正予算（第 4 号）	237 頁
○ 日程第 31	昭和 57 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	254 頁
○ 日程第 32	昭和 57 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	259 頁
○ 日程第 33	昭和 57 年度和泉市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	264 頁
○ 日程第 34	昭和 57 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）	269 頁
○ 日程第 35	昭和 57 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）	278 頁
○ 日程第 36	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	285 頁
○ 散会宣告（午後 4 時 30 分）		289 頁

昭和 58 年 3 月 23 日（水曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員	291 頁
○ 議事説明員・その他	292 頁
○ 議事日程	293 頁
○ 開会宣告（午前 10 時 00 分）	294 頁
○ 日程第 1 より日程第 11 まで予算審査特別委員長仁井明君報告	
○ 日程第 1 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	} 295 頁 括上程
○ 日程第 2 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	

○ 日程第 3	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第 4	昭和 58 年度和泉市一般会計予算	
○ 日程第 5	昭和 58 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ 日程第 6	昭和 58 年度和泉市老人保健事業特別会計予算	
○ 日程第 7	昭和 58 年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ 日程第 8	昭和 58 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ 日程第 9	昭和 58 年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	308
○ 日程第 10	昭和 58 年度和泉市水道事業会計予算	頁
○ 日程第 11	昭和 58 年度和泉市病院事業会計予算	
○ 日程第 12	和泉市土地開発公社昭和 58 事業年度事業計画書類の提出について	308 頁
○ 日程第 13	人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議	315 頁
○ 日程第 14	プライバシー保護、興信所、探偵社による差別調査の法的規制を求める要望決議	317 頁
○ 日程第 15	国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請に反対し、医療従事職員の大幅増員を求める決議	319 頁
追 加		
○ 日程第 1	横田憲治郎君の議員辞職の件	321 頁
○ 市長閉会あいさつ		323 頁
○ 議長閉会あいさつ		323 頁
○ 閉会宣告 (午後零時 3 分)		324 頁

第 1 日



昭和58年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	財務部次長兼財政課長 事務 務 取 扱	大 塚 孝 之
助 役	坂 口 禮之助	同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫
収 入 役	中 塚 白	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
参与兼市長公室長 事務 務 取 扱	西 川 喜 久	同和对策部次長兼総合 調整課長事務取扱	向 井 洋
市長公室理事兼企画室長 事務 務 取 扱	平 野 誠 蔵	市 民 部 長	富 田 宏 之
市長公室次長兼人事課長 事務 務 取 扱	神 藤 恒 治	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義

産業衛生部次長 (商工担当)	青木孝之	消防本部次長兼消防署長	湯川行夫
建設部長	逢野一郎	用地担当理事・土地 開発公社事務局長	内田繁
建設部次長兼建築課長 事務取扱	中上好美	用地担当参事・土地開発 公社事務局次長	岩井益一
都市整備部長	浅井隆介	教育委員長	堀内由延
都市整備部理事	西川武道	教 育 長	葛城宗一
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部長	角谷泰夫	管 理 部 次 長	逢野博之
改良事業部次長	前田守正	指 導 部 長	藤原巳好
改良事業部次長兼 工事課長事務取扱	笠木恒忠	指 導 部 次 長	竹田明郎
病 院 長	竹林淳	指 導 部 次 長	明坂貞士
病院事務局長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
病院事務局次長	吉田日出男	選挙管理委員会事務局長	農端小一
水 道 部 長	田中稔	監 査 委 員	久光喜多男
水道部次長兼総務課長 事務取扱	中辻寿夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
会 計 課 長	赤田篤信	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
消 防 長	松村吉堯	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※ 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月4日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第9号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第10号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 4
5	議案第11号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 7
6	議案第1号	昭和58年度和泉市一般会計予算	別冊
7	議案第2号	昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
8	議案第3号	昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
9	議案第4号	昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
10	議案第5号	昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
11	議案第6号	昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	別冊
12	議案第7号	昭和58年度和泉市水道事業会計予算	別冊
13	議案第8号	昭和58年度和泉市病院事業会計予算	別冊
14	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
15	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前10時開議)

- 議長(成田秀益君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、年度末を控え何かとお忙しい中、多数御出席願ひまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(事務局長報告)

- 事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思われま。現在、23名でございます。

- 議長(成田秀益君) ただいまの報告通り、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和58年和泉市議会第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(成田秀益君) この際、市長のあいさつを願ひます。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和58年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、昭和58年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、関連いたします条例制定等多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げます次第でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしく御願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○

- 議長(成田秀益君) 市長のあいさつが終わりました。日程審議に入る前に、秘書広報課長より「広報いずみ」の作成に当たりまして議場内の撮影と盲人用広報製作のため、市政方針演説の録音許可の願ひがありましたので、これを許します。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づきまして、17番・橋本佳行君、

18番・松尾孝明君、19番・大谷昌幸君、以上3名を指名いたします。

○

- 議長（成田秀益君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月24日までの21日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より3月24日までの21日間と決定いたします。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第3「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」より日程第13「昭和58年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和58年度予算及び関連議案でございますので、これを一括議題といたします。各議案については表題のみを朗読し、逐一の議案の朗読は省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めまして、表題のみを局長をして朗読させます。

（事務局長朗読）

議案第9号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「819」を「850」に、「432」を「440」に改め、同号イ中「308」を「333」に改め、同号オ中「42」を「30」に改め、同条第6号中「275」を「295」に改め、同条第9号中「101」を「105」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

多岐にわたる行政需要にこたえるべく職員定数の改正を行い、職員の弾力的運用を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号参考資料

和泉市職員定数条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 議会事務局の職員 10人	(1) 議会事務局の職員 10人
(2) 市長の補助機関たる職員	(2) 市長の補助機関たる職員
ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>850人</u> (うち440人は、福祉事務所の職員とする。)	ア 一般会計で給与を支弁する職員 <u>819人</u> (うち432人は、福祉事務所の職員とする。)
イ 病院事業会計で給与を支弁する職員 <u>333人</u>	イ 病院事業会計で給与を支弁する職員 <u>308人</u>
ウ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 17人	ウ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員 17人
エ 公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員 5人	エ 公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員 5人
オ その他特別会計で給与を支弁する職員 <u>30人</u>	オ その他特別会計で給与を支弁する職員 <u>42人</u>
(3) 水道事業に属する職員 95人	(3) 水道事業に属する職員 95人
(4) 選挙管理委員会の職員 5人	(4) 選挙管理委員会の職員 5人
(5) 監査委員の事務局の職員 3人	(5) 監査委員の事務局の職員 3人
(6) 教育委員会の職員 <u>295人</u>	(6) 教育委員会の職員 <u>275人</u>
(7) 公平委員会の事務職員 3人	(7) 公平委員会の事務職員 3人
(8) 農業委員会の職員 4人	(8) 農業委員会の職員 4人
(9) 消防職員 <u>105人</u>	(9) 消防職員 <u>101人</u>

議案第 10 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

和泉市国民健康保険条例(昭和35年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「60,000円」を「80,000円」に改める。

第7条中「20,000円」を「25,000円」に改める。

第14条第2項中「225,000円」を「255,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)第6条の2及び第7条の規定は、昭和58年4月1日以降の出産及び死亡について適用し、同日前のお産及び死亡については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第2項の規定は、昭和58年度の保険料から適用し、昭和57年度以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険料の負担の公平を図り、並びに助産費及び葬祭費の給付の改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号参考資料

和泉市国民健康保険条例一部改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(助産費)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として<u>80,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>25,000円</u>を支給する。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、賦課額は、<u>255,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(助産費)</p> <p>第6条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、助産費として<u>60,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として<u>20,000円</u>を支給する。</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、賦課額は、<u>225,000円</u>を超えることができない。</p>

議案第 11 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 58 年 3 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立病院の料金等に関する条例(昭和 47 年和泉市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「1,000 円以内」を「2,000 円以内」に改める。

別表分べん料の項中「25,000 円」を「30,000 円」に、「35,000 円」を「40,000 円」に、「45,000 円」を「50,000 円」に、「30,000 円」を「40,000 円」に、「42,000 円」を「50,000 円」に、「54,000 円」を「60,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後の交付請求に係る手数料について適用し、同日前の交付請求に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後の診療に係る診療料金について適用し、同日前の診療に係る診療料金については、なお従前の例による。

理 由

近時の社会経済の諸情勢並びに近隣都市の状況等を勘案し、料金等に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号参考資料

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(手数料)</p> <p>第3条 診断書、証明書等を交付するときは、1通につき2,000円以内 で市長が定める額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 診断書、証明書等を交付するときは、1通につき1,000円以内 で市長が定める額の手数料を徴収する。</p>

別表(第2条関係)

区	分	新			旧		
		料	住	金	料	住	金
分べん料	時間内	1回につき 30,000円	本市住民でない者	1回につき 40,000円	1回につき 25,000円	本市住民でない者	1回につき 30,000円
	時間外	1回につき 40,000円	本市住民でない者	1回につき 50,000円	1回につき 35,000円	本市住民でない者	1回につき 42,000円
	休日及び深夜	1回につき 50,000円	本市住民でない者	1回につき 60,000円	1回につき 45,000円	本市住民でない者	1回につき 54,000円
入院加算料金		(略)					

備考 (略)

議案第1号

昭和58年度和泉市一般会計予算

昭和58年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,667,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1.市 税		8,221,867 円
	1.市 民 税	3,833,850
	2.固 定 資 産 税	2,777,708
	3.軽 自 動 車 税	64,159
	4.市 た ば こ 消 費 税	415,782
	5.電 気 税	329,552
	6.ガ ス 税	11,280
	7.特 別 土 地 保 有 税	125,504
	8.都 市 計 画 税	664,032
2.地 方 譲 与 税		160,000
	1.自 動 車 重 量 譲 与 税	92,000
	2.地 方 道 路 譲 与 税	68,000
3.自 動 車 取 得 税 交 付 金		179,000
	1.自 動 車 取 得 税 交 付 金	179,000
4.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		202,913
	1.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	202,913
5.地 方 交 付 税		4,590,000
	1.地 方 交 付 税	4,590,000
6.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,000
	1.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000
7.分 担 金 及 び 負 担 金		439,181
	1.分 担 金	20,485
	2.負 担 金	418,696
8.使 用 料 及 び 手 数 料		298,771

款	項	金 額
	1. 使 用 料	2 5 4, 8 0 8 円
	2. 手 教 料	4 3, 9 6 3
9. 国 庫 支 出 金		4, 1 9 1, 9 4 7
	1. 国 庫 負 担 金	2, 0 9 3, 9 4 6
	2. 国 庫 補 助 金	2, 0 5 6, 5 7 9
	3. 国 庫 委 託 金	4 1, 4 2 2
10. 府 支 出 金		1, 6 8 3, 3 9 3
	1. 府 負 担 金	8 3, 0 8 8
	2. 府 補 助 金	1, 4 4 0, 5 1 2
	3. 府 委 託 金	1 5 7, 7 8 6
	4. 府 交 付 金	2, 0 0 7
11. 財 産 収 入		5 5 7, 7 2 9
	1. 財 産 運 用 収 入	1 0 8, 3 2 1
	2. 財 産 売 払 収 入	4 4 9, 4 0 8
12. 寄 附 金		2 8 0, 0 0 0
	1. 寄 附 金	2 8 0, 0 0 0
13. 繰 入 金		3 6 6, 1 9 9
	1. 基 金 繰 入 金	3 6 6, 1 9 9
14. 諸 収 入		3, 0 7 0, 9 8 4
	1. 延 滞 金 及 び 加 算 金	6, 5 0 0
	2. 市 預 金 利 子	3 8, 4 7 0
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	7 9 4, 0 8 0
	4. 受 託 事 業 収 入	1 8, 0 0 0
	5. 雑 入	2, 2 1 3, 9 3 4
15. 市 債		1, 4 1 0, 0 1 6
	1. 市 債	1, 4 1 0, 0 1 6
歳 入	合 計	2 5, 6 6 7, 0 0 0

歲 出

款	項	金 額
1. 議 會 費		2 4 7, 1 7 2 円
	1. 議 會 費	2 4 7, 1 7 2
2. 總 務 費		2, 5 3 9, 4 8 2
	1. 總 務 管 理 費	1, 4 7 7, 9 5 1
	2. 徵 稅 費	4 6 2, 3 8 8
	3. 戶 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1 8 5, 1 3 4
	4. 選 舉 費	7 9, 2 4 2
	5. 統 計 調 查 費	1 8, 0 9 7
	6. 監 查 委 員 費	1 9, 9 7 8
	7. 同 和 對 策 費	2 9 6, 6 9 2
3. 民 生 費		7, 2 0 3, 9 1 7
	1. 社 會 福 祉 費	2, 9 3 2, 6 7 8
	2. 兒 童 福 祉 費	2, 3 1 6, 1 4 3
	3. 生 活 保 護 費	1, 9 4 9, 1 9 6
	4. 災 害 救 助 費	5, 9 0 0
4. 衛 生 費		2, 5 3 8, 8 9 4
	1. 予 防 衛 生 費	1, 2 3 6, 0 6 1
	2. 環 境 衛 生 費	1, 2 3 5, 4 1 3
	3. 墓 地 管 理 費	5 7, 4 2 0
	4. 上 水 道 費	1 0, 0 0 0
5. 勞 働 費		6 6, 4 6 6
	1. 失 業 對 策 費	6 6, 4 6 6
6. 農 林 水 產 業 費		2 3 9, 2 9 5
	1. 農 業 費	2 2 2, 8 0 8
	2. 林 業 費	1 6, 4 8 7
7. 商 工 費		2 1 6, 2 0 1
	1. 商 工 費	2 1 6, 2 0 1

款	項	金額
8.土 木 費		4,182,802 円
	1.土 木 管 理 費	241,464
	2.道 路 橋 梁 費	529,094
	3.河 川 水 路 費	116,046
	4.都 市 計 画 費	914,530
	5.住 宅 費	2381,668
9.消 防 費		634,015
	1.消 防 費	634,015
10.教 育 費		2,912,247
	1.教 育 総 務 費	297,390
	2.小 学 校 費	1,076,156
	3.中 学 校 費	750,255
	4.幼 稚 園 費	345,100
	5.社 会 教 育 費	388,330
	6.保 健 体 育 費	55,016
11.災 害 復 旧 費		27,033
	1.農 林 施 設 災 害 復 旧 費	27,033
12.公 債 費		3,795,858
	1.公 債 費	3,795,858
13.諸 支 出 金		1,013,618
	1.開 発 公 社 貸 付 金	90,000
	2.災 害 援 護 資 金 貸 付 金	3,600
	3.諸 支 出 金	273,818
	4.基 金 費	646,200
14.予 備 費		50,000
	1.予 備 費	50,000
歳 出 合 計		25,667,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
芦部小学校体育館増改築事業	昭和58年度	92,275 千
	昭和59年度	
光明台南小学校増築事業	昭和58年度	86,797
	昭和83年度	
光明台中学校プール新設事業	昭和58年度	69,627
	昭和83年度	
琴ノ坂橋改築事業	昭和58年度	32,500
	昭和59年度	
改良住宅建設事業	昭和58年度	795,955
	昭和59年度	
都市計画事業等用地取得事業	昭和58年度	119,849
	昭和59年度	
環境改善整備事業用地取得事業	昭和58年度	1,885,436
	昭和61年度	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和58年度	元金
	昭和61年度	2,005,285 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和58年度	元金
	昭和61年度	551,000 及びその利子
合 計		3,633,439

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
国民年金保険事業	1,116	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
共同浴場整備事業	900	同上	同上	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上
災害援護資金貸付事業	3,600	同上	同上	同上	20年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
農業基盤整備事業	7,800	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上
道路橋梁整備事業	6,800	同上	同上	同上	同上
環境改善道路整備事業	14,800	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	183,300	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	10,800	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	753,300	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	16,000	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	200,300	同上	同上	同上	同上
借換債	211,300	同上	同上	同上	同上
計	1,410,016				

議案第2号

昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,810,540千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		1,859,520 円
	1. 国民健康保険料	1,859,520
2. 一部負担金		10
	1. 一部負担金	10
3. 使用料及び手数料		500
	1. 手 数 料	500
4. 国庫支出金		2,774,780
	1. 国庫負担金	2,434,570
	2. 国庫補助金	340,210
5. 府支出金		65,000
	1. 府補助金	65,000
6. 繰入金		100,000
	1. 一般会計繰入金	100,000
7. 諸収入		10,730
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 預金利子	3,950
	3. 雑収入	6,730
歳 入 合 計		4,810,540

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		1 5 5, 2 2 1 円
	1. 総 務 管 理 費	4 3, 5 6 7
	2. 徴 収 費	1 1 0, 1 2 3
	3. 運 営 協 議 会 費	1, 0 0 6
	4. 趣 旨 普 及 費	5 2 5
2. 保 險 給 付 費		3, 4 8 7, 4 4 6
	1. 療 養 諸 費	3, 4 4 5, 5 4 6
	2. 助 産 費	3 4, 4 0 0
	3. 葬 祭 費	7, 5 0 0
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1, 1 2 6, 5 3 5
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1, 1 2 6, 5 3 5
4. 保 健 施 設 費		1, 7 5 0
	1. 保 健 施 設 費	1, 7 5 0
5. 公 債 費		6, 0 7 8
	1. 一 般 公 債 費	6, 0 7 8
6. 諸 支 出 金		3, 5 1 0
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3, 5 1 0
7. 前 年 度 繰 上 充 用 金		2 0, 0 0 0
	1. 前 年 度 繰 上 充 用 金	2 0, 0 0 0
8. 予 備 費		1 0, 0 0 0
	1. 予 備 費	1 0, 0 0 0
歳 出 合 計		4, 8 1 0, 5 4 0

議案第3号

昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,345,892千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 支払基金交付金		3,043,532 千円
	1. 支払基金交付金	3,043,532
2. 国庫支出金		868,261
	1. 国庫負担金	868,261
3. 府支出金		216,944
	1. 府負担金	216,944
4. 繰入金		217,155
	1. 一般会計繰入金	217,155
歳入合計		4,345,892

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		485 千円
	1. 総務管理費	485
2. 医療諸費		4,345,407
	1. 医療諸費	4,345,407
歳出合計		4,345,892

議案第4号

昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,264千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰入金		59,264 千円
	1. 繰入金	59,264
2. 市債		108,000
	1. 市債	108,000
歳入合計		162,264

歳 出

款	項	金 額
1. 公共用地先行取得事業費		108,000 千円
	1. 公共用地先行取得事業費	108,000
2. 公債費		59,264
	1. 公債費	59,264
歳出合計		162,264

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地先行 取得事業	千円 103,000	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政府 銀行 その他	10年以内(内据置4年以内)ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

議案第5号

昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ703,350千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		33,303 円
	1. 負 担 金	33,303
2. 使用料及び手数料		21,200
	1. 使 用 料	21,200
3. 国庫支出金		51,000
	1. 国庫補助金	51,000
4. 府支出金		7,460
	1. 府補助金	7,460
5. 繰入金		343,787
	1. 一般会計繰入金	343,787
6. 市 債		246,600
	1. 市 債	246,600
歳 入 合 計		703,350

歳 出

款	項	金 額
1. 下水道事業費		585,644 円
	1. 下水道総務費	475,830
	2. 下水道整備費	109,814
2. 公 債 費		117,206
	1. 公 債 費	117,206
3. 予 備 費		500
	1. 予 備 費	500
歳 出 合 計		703,350

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	246,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和58年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 諸 収 入		224,000 千円
	1. 受託事業収入	224,000
歳 入 合 計		224,000

歳 出

款	項	金額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		217,000 千円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	217,000
2. 予 備 費		7,000
	1. 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		224,000

議案第7号

昭和58年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和58年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	38,800戸
(2) 年間総給水量	11,302,000 m ³
(3) 一日平均給水量	30,964 m ³
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管整備事業 15,800千円
	(ロ) 配水管更生事業 37,000千円
	(ハ) 水道施設等整備事業 154,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	1,659,434千円
第1項	営業収益	1,481,384千円
第2項	営業外収益	177,950千円
第3項	特別利益	100千円

支		出
第1款	水道事業費用	1,693,059千円
第1項	営業費用	1,403,642千円
第2項	営業外費用	287,717千円
第3項	特別損失	700千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額9,6367千円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	5 6 3,5 1 0 千円
第1項	企 業 債	1 6 4,0 0 0 千円
第2項	工 事 負 担 金	3 9 2,0 0 0 千円
第3項	負 担 金	7,5 0 0 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 0 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	6 5 9,8 7 7 千円
第1項	建 設 改 良 費	5 4 6,9 8 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1 1 2,8 9 7 千円

(企 業 債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	資 金 区 分	償 還 の 方 法
配水管整備事業	千円 15,000	証書借入	9.0% 以 内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
水道施設等整備事業	149,000				

(一 時 借 入 金)

第 6 条 一時借入金の限度額は300,000千円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費	5 6 9,7 5 7 千円
2. 営 業 外 費 用	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2 8 7,6 6 7 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 497,079円
2. 交際費 450円

(他会計からの補助金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、191,049円と定める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和58年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,659,434	
			1,481,384	
		1. 給水収益	1,371,283	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事収益	77,000	給水装置の新設、増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益
		3. その他の営業収益	33,101	材料売却収益、消火栓等維持管理補償金、下水道業務受託収益並びに設計審査、竣工検査、材料検査、道路占用、掘削申請、各種証明手数料
	2. 営業外収益		177,950	
		1. 加 入 金	151,950	新規水道加入金
		2. 受取利息及び配当金	5,000	預金利息及び有価証券利息
		3. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金
		4. 雑 収 益	11,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金
	3. 特別利益		100	
		1. 過年度損益修正益	100	過年度損益修正益

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,693,059	
			1,403,642	
		1. 原水及び浄水費	731,579	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	168,135	配水、給水に要する費用
		3. 受託工事費	66,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	145,041	検針、調定、集金、その他、業務の運営に要する費用
		5. 総係費	96,828	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	192,549	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損
		8. その他の営業費用	3,000	材料売却原価
3. 特別損失			287,717	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	287,667	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 雑支出	50	雑支出
			700	

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
		1. 過年度損益修正損	7 0 0	過年度損益修正損
	4. 予 備 費		1, 0 0 0	
	1. 予 備 費		1, 0 0 0	予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1. 資本的收入			5 6 3, 5 1 0	
	1. 企 業 債		1 6 4, 0 0 0	
		1. 企 業 債	1 6 4, 0 0 0	配水管整備及び水道施設等整備事業債
	2. 工事負担金		3 9 2, 0 0 0	
		1. 工 事 負 担 金	3 9 2, 0 0 0	配水管布設等工事負担金
	3. 負 担 金		7, 5 0 0	
		1. 他 会 計 負 担 金	7, 5 0 0	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 固 定 資 産 売 却 代 金		1 0	
		1. 固 定 資 産 売 却 代 金	1 0	不用固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		659,877	
			546,980	
		1. 配水管整備事業費	15,800	配水管整備事業に要する工事費
		2. 配水管更生事業費	37,000	配水管更生事業に要する工事費
		3. 水道施設等整備事業費	154,000	水道施設等整備事業に要する工事費等
		4. 改良工事費	198,000	改良工事に要する工事費等
		5. 光明台水道施設建設費	129,000	光明台団地水道施設建設費
2. 企業債償還金		6. 営業設備費	18,180	営業に係る諸資産購入費
			112,897	
	1. 企業債償還金		112,897	企業債の元金償還金

昭和58年度水道事業会計資金計画

(単位千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受入資金	2,287,358	2,519,597	232,239
1. 事業収益	1,457,879	1,525,049	67,170
2. 前年度未収金	126,134	127,387	1,253
3. 企業債	243,600	164,000	△ 79,600
4. 工事負担金	224,070	392,000	167,930
5. 負担金	7,500	7,500	0
6. 一時借入金	0	100,000	100,000
7. 前受金	10,000	10,000	0
8. 預り金	10,000	10,000	0
9. 繰越金	208,165	183,651	△ 24,514
10. 固定資産売却代金	10	10	0

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
支払資金	2,103,707	2,304,877	201,170
1. 事業費用	1,430,607	1,495,000	64,393
2. 前年度未払金	51,423	0	△ 51,423
3. 建設改良費	455,267	546,980	91,713
4. 企業債償還金	106,410	112,897	6,487
5. 一時借入金返済	0	100,000	100,000
6. 前受金払出	50,000	40,000	△ 10,000
7. 預り金返済	10,000	10,000	0
差 引	183,651	214,720	31,069

議案第8号

昭和58年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和58年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	327床		
(2) 年間患者数	入院 101,016人	外来 185,356人	
(3) 一日平均患者数	入院 276人	外来 622人	
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 40,000円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から58,276円を借り入れる。

収 入

第1款	病院事業収益	3,972,745円
第1項	医業収益	3,756,652円
第2項	医業外収益	175,533円
第3項	特別利益	40,560円

支 出

第1款	病院事業費用	4,135,988円
第1項	医業費用	3,848,140円
第2項	医業外費用	287,548円
第3項	予備費	300円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	704,502円
第1項	出資金	84,778円
第2項	他会計長期借入金	619,724円

支 出

第1款	資本的支出	745,062円
第1項	建設改良費	41,233円
第2項	企業債償還金	106,829円
第3項	他会計長期借入金返還金	597,000円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,000,000円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,922,351円
- (2) 交 際 費 850円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、185,398円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,410,862円と定める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和58年度和泉市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 病院事業収益			3,972,745	
	1. 医業収益		3,756,652	
		1. 入院収益	2,426,685	
		2. 外来収益	1,248,747	
		3. その他医業収益	86,220	
	2. 医業外収益		175,533	
		1. 受取利息配当金	4,000	
		2. 他会計補助金	144,838	
		3. 国庫(府)補助金	5,358	
		4. 患者外給食収益	16,777	
		5. その他医業外収益	4,560	
	3. 特別利益		40,560	
		1. 特別利益	40,560	

支 出

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 病院事業費用			4,135,988	
	1. 医業費用		3,848,140	
		1. 給 与 費	1,922,351	
		2. 材 料 費	1,359,557	
		3. 経 費	366,130	
		4. 減価償却費	189,102	
		5. 研究研修費	11,000	
	2. 医業外費用		287,548	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	272,883	
		2. 患者外給食材料費	14,665	
	3. 予備費		300	
		1. 予 備 費	300	

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本的收入			704,502	
	1. 出 資 金		84,778	
		1. 他 会 計 出 資 金	84,778	
	2. 他 会 計 長 期 借 入 金		619,724	
		1. 他 会 計 長 期 借 入 金	619,724	

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備 考
1. 資本の支出			745,062	
	1. 建設改良費		41,233	
		1. 看護婦宿舎割賦金	1,233	
		2. 器械備品購入費	40,000	
	2. 企 業 債 還 金		106,829	
		1. 企業債償還金	66,269	
		2. 公 立 病 院 特 例 債 償 還 金	40,560	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		597,000	
1. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		597,000		

昭和58年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位 円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	6,312,435	6,502,347	189,912
1. 医 業 収 益	3,022,352	3,210,341	187,989
2. 医 業 外 収 益	28,733	30,695	1,962
3. 出 資 金	147,799	84,778	△ 63,021
4. 他 会 計 補 助 金	151,691	144,838	△ 6,853
5. 企 業 債	0	0	0
6. 国 庫 補 助 金	0	0	0
7. 特 別 利 益	40,480	40,560	80
8. 他 会 計 借 入 金	597,000	678,000	81,000
9. 貸 付 金 返 還 金	0	0	0
10. 繰 越 未 収 金	527,773	573,695	45,922
11. 一 時 借 入 金	1,600,000	1,550,000	△ 50,000
12. 預 り 金	100,000	100,000	0
13. 前 期 繰 越 金	96,607	89,440	△ 7,167
区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
支 払 資 金	6,222,995	6,482,559	259,564
1. 医 業 費 用	3,096,011	3,416,447	320,436
2. 医 業 外 費 用	297,111	287,548	△ 9,563
3. 建 設 改 良 費	30,000	40,000	10,000
4. 看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,233	1,233	0
5. 企 業 債 償 還 金	177,190	67,502	△ 109,688
6. 公 立 病 院 特 例 債	40,480	40,560	80
7. 繰 越 未 払 金	404,970	382,269	△ 22,701
8. 一 時 借 入 金	1,600,000	1,550,000	△ 50,000
9. 預 り 金	100,000	100,000	0
10. 他 会 計 借 入 金 返 還 金	476,000	597,000	121,000
差 引	89,440	19,788	△ 69,652

- 議長（成田秀益君） それでは、ここで市長より昭和58年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

（市政運営方針演説）

- 市長（池田忠雄君） 本日、ここに昭和58年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和58年度の各会計予算案を初め関連諸議案の御審議を煩わずに際し、市政運営の所信の一端と予算案の大綱を申し述べ、市議会議員各位ならびに市民の皆様方の深い御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。

昭和58年度は、私が市政を担当いたしましたから早くも8年目を迎えるものでございます。顧みますと、昭和50年代の初期は石油ショックの影響により、高度経済成長から低成長の時代へと大きく転換し、わが国の経済情勢はまことに厳しく、そして目まぐるしく変転した激動と混沌の時代でありました。国、地方を通じ財政の硬直化が一段と強まり、全国的な地方財政の危機という異常な事態に向かって踏み出し、本市財政においても重大な局面を招来するという時期でもありました。

このような社会経済情勢の中であって、市政を預かる私といたしましては、市政発展のためのなすべき諸施策の実現に向けて最大の努力を傾注してまいりました。その間、本市財政においては、大きな危機に立ち至ったものでございますが、議員各位の深い御理解と市民の御協賛をいただき、なすべき諸施策の実現を行いつつ、財政健全化に向けて全職員一丸となり、日夜努力を重ねてまいり、今ようやくその危機もやわらぎ市政の前進に裨益できましたことに対し、ここに衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。私の任期も余すところ1年足らずとなりましたが、私はこれまでに培ってきた土壌の上にさらに大きな収穫を目指して、新たな決意と勇気をもって13万市民の信託に応えるべく、渾身の努力を傾注してまいり所存であります。

さて、昭和58年度のわが国経済を取り巻く内外情勢をながめてみますと、国際的には、景気の回復がおくれがちな先進諸国においては、インフレの沈静化と高金利の是正の動きを背景に景気の回復が期待されておりますが、依然として雇用の情勢は、深刻な状況が続くものと懸念されております。

一方、国内的には、物価の安定基調を堅持しつつ民間活力が最大に発揮できる環境づくりを行い、設備投資、技術革新など積極的な民間投資を喚起し、よって景気の着実な回復を図り、雇用の安定を確保し、持続的な安定成長を達成することが政府の経済運営の基本として打ち出されております。

しかし、経済摩擦の問題、国家財政の大幅な不均衡の状態、あるいは行財政の改革など、多く

の難題を抱えた状況下にあります。

政府は、このような中で臨時行政調査会による行財政改革方策の着実な実施を図り、歳出面では経費の徹底した節減、合理化を行い、その規模を厳しく抑制しつつ、歳入面では税外収入の見直しを行い、公債発行額の抑制を基本方針とし、その結果、国家予算の伸びでは、昭和30年以来の28年ぶりの1.4%という低い伸び率の超緊縮予算となっているものであります。

さて、自主再建途上にあります本市の財政環境であります。市民福祉の向上、都市基盤の整備、生活環境の整備など諸般の施策を精力的に推し進めるに当たり、財政基盤がしっかりとしたものではなければなりません。すでに単年度収支均衡基調を軌道に乗せ、実質収支赤字の完全解消も見通しがづくに至りましたが、一面、本市財政はなお、その体質は脆弱であり、いまだ財政自体は「養生期間」にあると申さなければなりません。したがって、施策の推進は財政構造の悪化を招かず、財政秩序を乱さず、一步一步着実に進めてゆくことが私の基本的な考えであります。とりわけ昭和58年度は、国家財政及び地方財政計画は、引き続き「超緊縮型」の厳しい姿勢で臨んでおり、地方自治体においても、規律ある財政運営が求められているところであります。

かかる状況における本市の昭和58年度予算(案)編成に当たりましては、国税3税の落ち込みによる地方交付税制度発足以来、初めての減額計上せざるを得ない状況と市税収入の伸び悩みなどにより、一般財源が乏しく財源窮乏の年でもあります。しかし、行政に対する市民の要望は、増大と多様化の一途をたどっており、まさに厳しい財政事情であります。市民一人一人の切実な願いを一日も早く実現すべく、最大の腐心をいたしたところであります。

以上、申し述べましたところを基本方針とし、予算案を編成いたしました次第であります。

それでは、昭和58年度の市政の基本目標とその内容について御説明いたします。

本年度は、昨年に引き続き、

1. 教育環境の充実と社会教育の振興
2. 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉
3. うるおいのある生活環境の整備
4. 都市基盤の整備と産業の振興

を基本目標とし、予算案を編成いたしました結果、それぞれの予算規模は、一般会計256億6,700万円、特別会計(5会計)102億4,604万6,000円、企業会計(2会計)72億3,398万6,000円、計431億4,703万2,000円と相成った次第であります。これを前年度と比較いたしますと、一般会計6億1,100万円(2.4%)、特別会計(5会計)48億1,119万9,000円(88.5%)、企業会計(2会計)6億1,780万円(9.3%)、計60億3,999万9,000円(16.3%)の増加となるものでございます。

次に基本指標に従い、順次その概要を御説明いたします。

第1の指標「教育環境の充実と社会教育の振興」でございます。

教育は、いつの時代におきましても民族の将来を左右する緊要の課題であり、激動の21世紀に向け“心豊かなたくましく生きる”子供を育てることを教育行政の指標とし、取り組んでまいったものでございます。しかし、今日、物質文明の隆盛の中にあつて、児童・生徒にもその影響を与え、問題行動が今なお生起していることは、否めない事実であります。これは、教育の本質にかかわる問題であり、学校教育、家庭教育、社会教育を含めて教育そのもののあり方についていま謙虚に見直すとともに、それぞれが一体となって問題解決を図ってゆかねばならないと存じております。私はこのような基本姿勢のもとに、教育にかける市民の切実な期待を肝に銘じ、関係機関とも十分協議し、今次予算案を編成した次第であります。

まず、かねてから懸案事業でありました石尾中学校のマンモス化の解消を図るべく、南池田中学校の新設事業につきましては、昨年は造成工事、外構工事、校舎、給食室など一連の新設事業を行い、校区の再編成につきましても、適正就学審議会の慎重な御審議をいただき、円滑に進め得ることができ、ようやく58年4月1日開校の運びとなりました。本来は、さらに体育館、プールの新設事業を行い、諸施設が完備した新設中学校とすべく、所要の措置を講じたものであります。

また、光明台団地における人口増加を勘案しつつ、(仮称)光明台北小学校の来るべき開校に備え、本年は、学校用地の取得事業費を計上いたしました。

さらに学校教育の場を通じ、児童・生徒の体位向上を図るため、和泉中学校の運動場整備工事、南松尾小学校の体育館の建設事業、また、社会増に対応する光明台南小学校の増築事業など、長期的展望に立ち、積極的に取り組んでまいるものでございます。

なお、国庫補助の採択など特定財源の確定を待って着手すべく、芦部小学校の体育館建設事業、光明台中学校のプール新設事業など、別途債務負担行為に計上いたしました次第であります。

近年、学校教育の場におきまして新しい教育課程に基づき、「人間性豊かな子供の育成」、「ゆとりと充実の学校生活」、「基礎的、基本的学習内容」の3つの基本方針の下に、教育の体制が整えられつつあります。

小学校、中学校、高等学校を通じ一貫した流れの中で、学校と社会の連携の発想に立って、児童・生徒を地域の子供としてとらえ、さまざまな要因が複合する中で、子供たちを問題行動から守るための指導の徹底を図ることが重要であると考えております。

したがって、学校教育の場においては、教育の原点を追求し、教師と児童、生徒間のコミュニケーションを重視するなかで、児童・生徒が自ら学び、自ら励む気概を育てるため、知育・徳育

・体育の調和のとれた教育内容の向上に配慮し、さらに人権意識の高揚、同和教育の充実、徹底図り、学校教育の充実とあわせて、地域との連携を保ちながら一層の総力を結集してまいり所存であります。

また、従前より実施いたしております社会科や道德教育などの副読本の無償配布、障害を持つ子供たちの就学の保障と安全のための通学タクシーの配置、養護教育補助教員の増員、さらに、同和主担者と生徒指導の徹底を図るため教員研修費の増額措置を行うなど、教育各般を通じ、青少年の健全な育成に努める所存であります。

社会教育につきましては、社会構造の変化してゆく中で、絶えず自己啓発を続け、人間として豊かに、健康に生きてゆくため、生涯にわたっての教育が望まれているところであります。このため、成人から老人まで広く市民を対象とした大学講座、実技講座を初め、これまで実施してまいりました青年学級を成人にも対象を広げるなど講座の充実を行い、また、市民にすぐれた芸術・文化に接する機会を提供する市民劇場の開催を計画するところであります。

一方、市民の本棚として活用願っております図書館におきましては、蔵書の充実はもとより、自動車文庫の整備や講演会や展示を行い、「本との出会い」を高め、読書の推進を図ってまいりたく存じます。

昨年開館いたしました美術館は、市民はもとより、広く各地域から鑑賞者を迎えていますが、美術品を身近に鑑賞し、未来の産業・文化・生活を創造する場として、わかりやすく、親しみやすい美術館となるよう、創意工夫をしてまいりたく存じております。

一方、健康な体づくりは、明るい家庭づくりの基礎となり、これがため体育の振興が課題でございます。体育館での各種スポーツ教室での学習を通じ、指導者の育成を図るとともに、体育指導員、また、体育連合に結集する各団体活動を積極的に展開願うなかで、大いにスポーツに接していただき、市民スポーツを広げてまいりたく存じております。また、体育施設の整備の御要請をいただいておりますが、本年度におきまして、野球・ソフトボールなど野外スポーツのできる多目的運動広場を室堂地区（光明池）通称甲斐田川地区に開設いたしたく存じます。

次に、青少年の健全な育成は、社会全体の課題とされ、その対策は、行政はもとより市民全体のものとして取り組む必要があるものと考えます。本年度におきましても、市青少年指導員・校区青少年問題協議会を中心とし、広く活動を展開、毎月5日を「少年を守る日」として健全育成、非行防止の啓発活動を実施し、地域ぐるみの環境浄化運動に取り組むことといたしております。さらに、指導者の協力を得るなかで、青少年に社会奉仕の理念を育くむための「奉仕活動」、「青年の広場」等の事業を展開し、21世紀を担う青少年を心身ともにたくましく育ててまいりべく努力いたす所存であります。

第2の指標「市民の健康づくりときめ細かな社会福祉」でございます。

市民の豊かな日常生活の基盤は、まず「健康」の保持であります。本格的な高齢化社会を迎えて、単に老人医療だけでなく、壮年期からの疾病に対する予防と一貫した保健サービスを行う総合的な健康づくり対策として「老人保健制度」が本年2月より発足をいたしました。本年は、その実質的な初年度として本制度の趣旨を体し、単に医療だけでなく、地域社会に密着した各種の保健サービス事業……健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導…など各種施策の実施に当たり、市医師会および関係諸団体の協力を仰ぎ、その円滑な方策を協議していただき、本年より段階的に各種事業の充実を図ってゆきたく、所要の措置を講じたものであります。さらに、昨年より実施いたしております母子に対する保健相談事業は、府保健所との連携を保ちつつ、いまや市民に欠かせない存在となり、今後とも乳幼児の健康増進に積極的に寄与してまいりたいと存じます。

一方、市立病院におきましては、なお厳しい財政状況下にあります。市民の健康と生命を守る地域医療の中核病院としての機能を高め、一層充実した総合病院として市民の皆様方の健康保持に貢献してまいりたいと存じます。

老人、障害者など、社会経済情勢の変動を最も受けやすい人々に対しては、よりきめの細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本とした各種の施策を行ってまいりたいと存じます。まず、老人福祉でございますが、本格的な高齢化社会が進む中で、老人に対する福祉施策はますます重要になってまいります。これには、生きがい対策として老人クラブの自主的な活動を援助しつつ、昨年に設立いたしました「シルバー人材センター」を本年はさらに充実したものにいたし、雇用機会の拡大と福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会を醸成してゆくために、なお一層の取り組みを強めてまいりたいと存じます。

また、寝たきり老人、一人暮らし老人については、常に地域の民生委員を通じ実態把握に努め、医療ヘルパーや家庭奉仕員の派遣事業を初め、老人クラブ員による友愛訪問、寝たきり老人短期保護事業など、多面的に取り組んでまいりたいと存じます。

なお、老人医療公費負担事業につきましては、老人保健法の施行に伴い、70歳以上のすべての老人と65歳以上の寝たきり老人に対しては、老人保健事業特別会計をおこし、65歳以上70歳未満の老人については、従来どおり一般会計によりその事業を継続してまいるものであります。さらに、本年より一定の所得を有する世帯にも家庭奉仕員を派遣する「有料ヘルパー」制度を実施してまいりたいと存じます。

次に、障害者福祉でございますが、引き続き障害者福祉電話、障害者用自動車改造事業、補装具、日常生活用具の給付、医療費の公費負担、家庭奉仕員の派遣事業など、多角的に取り組むを

行いますとともに、在宅心身障害者の授産対策の一環である和泉市心身障害者簡易授産所の育成と充実を努め、障害者の自立更生と日常生活の向上の推進に努めてまいり所存であります。

これらの福祉施策を推進してゆくに当たり、市行政自身の努力とあわせ、社会福祉協議会、民生児童委員、日赤奉仕団、献血推進協議会、老人クラブ、障害者団体、各種ボランティアなど、各種福祉団体の果たす役割はますます大きく、これら諸団体との連携を密にし、福祉施策の拡大と多様化に対応してまいりたいと存じております。

第3の指標「うるおいのある生活環境の整備」でございます。

本市は、大阪都心から至近距離にありながら、なお、みどり豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれており、この環境と調和させた、潤いのある町づくりのため、その拠点であります黒鳥山公園については、引き続きその拡大と整備を図り、光明池緑地は、スポーツとレクリエーションを兼ねた幅広い市民の利用を目的とした整備を行い、肥子池公園、忠岡池公園など近隣公園についても、潤いのある緑の体系の一環として整備をすすめてまいり所存であります。

また、本市は、古くは泉の湧き出ずる国府として栄えてきましたが、近代においては、生活様式の変化と住宅建設の増加に伴い、清流の水路が生活污水路となり、悪臭を拡散させ、不愉快な状況になりつつあります。このため本年は、基本的対策として、将来の水洗化に取り組む公共下水道の年次計画を樹立し、事業の財源確保の方策などを検討し、関係機関へも積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

しかし、公共下水道事業は、長年月と膨大な財源を要しますことから、当面は、地域の幹線排水路の整備を行いつつ、支線の水路改修事業を精力的に行ってゆくべく、所要の措置を講じたものでございます。

また、市民の生命、財産を守る消防行政につきましては、防火水槽の増設を初め、消火活動の機動性を高める消防ポンプ自動車の購入等一連の措置を講じ、消防署、消防団の相互補完関係の強化を図り、初期活動の効果を高めてまいり所存であります。

一方、上水の安定給水の確保は、健康で文化的な生活を維持する上において必要不可欠のものでございます。本市の水道事業も経営の健全化を図りつつ、より円滑な給水維持のため、浄水施設の維持改善や配水管網の整備など、引き続き水道施設等整備事業を進めてまいります。

市民の交通安全対策につきましては、従前より市民の御協力をいただき進めております駅前自転車放置対策をより充実させるため、本年は、和泉府中駅前自転車駐車場の収容能力の拡大を目指し、駐車場の立体化を行うべく、所要の措置を講じてございます。

また、通学児童の安全を図るための歩道設置工事は、昨年に引き続き実施するほか、各種交通安全施設につきさらに充実させてまいり所存であります。

環境保全対策面では、昨年4月1日より施行いたしました「和泉市環境保全条例」のより効率的な運用に努め、公害監視機能の拡充を図るため、最新の公害測定器材の導入を行い、各種測定データの集計、統計および解析処理の迅速化を図り、その効果を高めてまいりたいと存じます。

近年は、大量生産、大量消費の時代にあつて、いわゆる“使い捨て”の生活と文化を見直し、資源の再利用を図ってゆくことが肝要かと存じます。本年は、その最初の試みとして、散乱空き缶回収による環境浄化と、ごみの減量化対策の一つとして、空き缶一掃運動、資源化の研究会の開催を9月の環境衛生月間に取り組むべく配意いたしました。

国民健康保険事業は、市民の生命と健康を守るという重大な使命の下に事業の執行を行っております。本年は、老人保健法の実施により若干の財政的效果は期待できますものの、医療費の増高はことのほか激しく、その上、2年間にわたり保険料率を据え置きました結果、昭和57年度において相当の赤字が発生いたす見込みであります。このため、一般会計からの繰入金を増額を行いますとともに、相互扶助、共済の理念に基づき、被保険者の方々にも応分の御負担をお願いいたしておるものでございます。

なお、給付面につきましては、最近の社会経済情勢を勘案いたし、助産費、葬祭費の改善をいたしたものであります。

同和对策事業につきましては、国・府と相互に協力しながら計画的、総合的に施策の推進を図ってまいりたいと存じます。環境改善整備事業では、住宅、道路にかかる事業を重点に取り組み、人権擁護活動では同和教育推進協議会と密接な連携を保ち、啓発活動を一層充実し、その効果を高めてまいりたいと存じます。昨年には、旧同和对策事業特別措置法にかわり「地域改善対策特別措置法」が制定されましたが、この新法の有効期限内に同和問題の解決を目指し、最大の努力をしまっている所存でございます。

なお、今後とも政令事業の拡大と内容の充実あるいは財政面における特別な助成措置など、大阪府市長会、大阪府など関係機関と協力の上、強く国に対し要望し、同和行政の円滑な推進に努めてまいりたいと存じます。

第4の「都市基盤の整備と産業の振興」でございます。

最近の本市の人口増加は、やや鈍化している状況にありますが、民間の根強い住宅建設は依然として続き、特に都市基盤の弱体な地区における建設が見受けられる中で、都市基盤の整備と市民生活の利便性の確保が重要な課題であろうかと考えております。

まず、本市の総合基本構想に基づき計画されている和泉中央丘陵整備事業でございますが、本事業は、鉄道の延伸を中心とする交通基軸の確立と都市基盤の充実、地域環境の整備を図り、あわせて良質な住宅地の供給と文化施設、業務施設も含めた総合的な町づくり……夢と希望のあふ

れる町づくりを目標に進めておるものでございます。昨年は、その事業用地の集約に全力を傾注いたしました結果、一応の集約率が達成できましたが、本年は、用地集約の完結の年といたすべく、住宅都市整備公団と協調体制をとりながら、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行ってまいりたいと存じます。

また、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定とともに都市計画決定へ向け、一連の諸手続きを図ってまいる所存であります。

農業用施設の対策につきましても、きめ細い整備計画を立て、関係者と十分な協議を行ってまいります。何とぞ議員各位のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、道路網の整備でございますが、地域幹線街路であります泉大津阪本線、和泉府中北通線、上伏屋線など引き続き整備を行い、市内一円の生活道路の整備につき所要の措置を講じ、本年より新たに葛の葉尾井千原線の整備事業に着手をいたし、琴ノ坂橋橋梁改修事業の築造工事に取り組んでまいる所存でございます。

都市機能の効率化を目指す広域幹線街路につきましては、昨年国道に昇格いたしました外環状線は、久井町から大野町（通称立花坂）の間およそ1.4キロメートルが近い時期に供用開始のできる見込みであり、そのほか泉州山手線の泉大津粉河線までの延伸、岸和田南海線の用地集約の事業など一応の前進をみてございますが、さらに、近畿自動車道、池上下宮線などの整備促進を関係行政機関に要請してまいり、市民の利便性の確保と都市の効率化に努めてまいりたいと存じます。

農業振興対策につきましては、大都市近郊農業としての特性を生かした健全な発展を図るため、地域農政推進対策事業を実施し、柑橘については市場性の高いみかんづくりをめざし、引き続き優良穂木生産母樹園の設置を行います。農業の近代化、省力化のための園芸団地整備事業は、横山、南松尾地区に導入を図るべく、その計画の樹立を行ってまいります。

また、森林内容の充実と人工林の健全な育成を図るため、本年も、森林間伐促進事業を推進してまいりたいと存じます。

なお、昨年の集中豪雨による災害復旧事業は、本年度で完了すべく所要の措置を講じたほか、被害農業者に対する経営融資金の利子補給の制度をおとし、自立経営農家の安定と育成に努めてまいりたいと存じます。

次に、商工行政でございますが、本市の商業は、人口の伸び率の鈍化と消費動向の変化により商業立地条件が移行し、その商圈は年々減少しつつあります。

また、工業面では、地場産業であります繊維産業、人造真珠工業ではいずれも構造不況下であり、大手企業の転廃業が相次ぐ中で、半面、敷物業や衣服その他の繊維製品など小規模経営が増

加している傾向にあります。したがって、これら中小企業に対しての共同施設補助及び小規模事業対策等の助成金の増額措置などのほか、市商工会との相互緊密な協力のもとに、経営相談、指導の強化を図り、体質改善など、適切な指導に努めてまいるのでございます。

なお、本年は、中高年齢労働者の生きがい対策の一環として、働く者に喜びを与えるとともに、職業相談、職業情報のみならず、中高年齢者の体力づくり、趣味、教養、レクリエーションなど、雇用の促進と福祉の向上を目的とした国の施設を誘致してまいり、その利用に当たっては、地域のコミュニティ施設として、幅広い市民の利用を検討してまいるのであります。

本市の将来の望ましい町づくりの進路を示す総合計画につきましては、昭和56年度に基礎調査に着手以来、鋭意、策定作業を進めており、現在計画案の取りまとめに入っております。人間回復の町づくり構想の基本理念を継承しつつ、調和のとれた魅力豊かな町づくりを目指した総合計画を策定したい考えであり、近く審議会を設置いたし、その概案をお示しし、幅広く御意見を承るべく準備を進めておるところでございます。

また、昨年より庁内プロジェクトチームを中心に市民各位の御要望を吸収し、障害者、老人の福祉センターを軸に、婦人、文化、コミュニティの諸活動の拠点となる総合会館構想を立て、調査検討を進めてまいったところでございますが、本年は、関係行政機関との折衝を重ね、早期に財源確保の見通しを立てた上、基本設計に着手すべく所要の措置を講じたものでございます。

関西国際空港につきましては、昨年、運輸省と府県のいわゆる地元協議に大阪府、和歌山県が回答をいたし、一応の前進を見たものでございます。本年は、国において一般調査費に加え、着工準備調査費が計上され、推進体制が段階的に形成されてまいりものと受けとめられます。本空港は、国家的プロジェクトでありますとともに、本市を含む泉州地域全体に様々な影響をもたらす重要な問題であり、今後、計画の進展、具体化に即応して、議会の御意見を十分承りながら適切に対応いたしてまいり所存でございます。

以上が、今回御提案申し上げました昭和58年度予算案の概要と、今後の市政運営の基本的方針でございます。冒頭申し上げましたとおり、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えております中で、本予算案は、変化に対応できる安定した予算を基本とし、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民福祉の向上を目指し精いっぱい努力をいたしました。

今後の行政運営には、なお、困難な課題が山積することと存じますが、これを克服してこそ市民の信託に応える道であり、私を初め職員と一体となり、新たな勇気と決意をもって渾身の努力を傾注してまいり所存でございます。何とぞ私の意のあるところをおくみ取りいただきまして、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。御静聴、ありがとうございました。

○ 議長（成田秀益君） 昭和58年度市政運営方針の要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました議案の説明を順にお願いいたします。まず、市長公室所管よりお願いいたします。

○ 参与（西川喜久君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第9号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について説明申し上げます。議案書1頁でございます。

近年、地方自治体の業務は複雑、多様化してまいり、行政需要も年々増加の傾向にございます。かかる状況に際し、少数精鋭を基本方針に職員一丸となって行政サービスの維持、向上に努めているところでございまして、職員数につきましては、議員並びに関係各位の御理解を賜りまして数年来、抑制基調をとってまいったところでございます。

御承知の通り、職員定数の改正につきましては、昭和53年以来の定数を昨年は財政事情等によりさらに削減いたしましたものでございますが、その後の諸情勢の変化に伴ないまして、現行の職員配置は非常に硬直化し、行政運営上困難を来しつつあるのでございます。このような状況に鑑みまして今般、職員定数の一部を改正し、行政の効率的かつ弾力性のある運用を期すべく、御提案申し上げた次第でございます。

その内容でございますが、第2条(2)アは、一般会計で給与を支弁する職員819人を850人に、このうち福祉事務所の職員432人を440人に改め、会計間移動に弾力性を持ち、行政運営の円滑化を図ろうとするものでございます。

同号イの改正は、病院事業会計で給与を支弁する職員308人を333人に改め、医療サービスの向上を図ろうとするものでございます。

同号オの改正は、その他の特別会計で給与を支弁する職員、すなわち中央丘陵特別会計職員42人を30人に改め、また、同条(6)は、教育委員会の職員275人を295人に改め、南池田中学校の開校を初め、教育全般の充実を図ろうとするものでございます。

最後の同条(9)の改正は、消防職員101人を105人に改め、消防組織の充実を図ろうとするものでございます。

また、この改正は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、今後ともより一層職員の資質向上と弾力的運用を行い、住民サービスの徹底を図ってまいり所存でございますので、よろしく御審議をいただき、原案通り可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 次に市民部所管の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） ただいま御上程いただきました議案第10号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の医療保険として重要な役割を果たしてまいっておりますが、増高する医療のため、その運営は非常に厳しいものとなっております。昭和57年度におきまして、老人保健法等の実施による財政的効果を期待し、保険料率を前年度並みに据え置き予算を編成いたしましたものであります。しかし、国会審議のおくれから、高額療養費自己負担限度額につきましては、昭和57年9月からの段階的実施、老人保健法につきましては、昭和58年2月からの実施とされたため、当市国保会計も多大の影響を受け、前年度繰越金を合わせました単年度収支で約1億1,000万円、実質収支では約2,000万円の赤字が発生いたす見込みであります。

一方、昭和58年度は、老人保健法の実施による財政的な効果は一定期待できますものの、大幅な医療費の上昇が予想されること等により、非常に厳しい状況となっております。

国民健康保険は御承知のとおり、相互扶助、共済の理念に基づいて制度化されたものでございますので、医療費の増高によります財源の不足分につきましては、被保険者の方々に応分の御負担をお願いせざるを得ないものでございます。

昭和58年度は、ただいま申し上げましたような厳しい状況下にありますため、一般会計からの繰入金の増額を行いますとともに、被保険者の方々にも応分の御負担をお願い申し上げる次第でございます。

また、昨今の厳しい社会経済情勢等を勘案いたしまして、被保険者に係る助産費、葬祭費の給付面の改善もあわせ行ったものでございます。

なお、これらの改正につきましては、和泉市国民健康保険運営協議会に御諮問申し上げ、御審議賜り、助産費につきましては8万円、葬祭費につきましては2万5,000円、保険料の賦課限度額につきましては、25万5,000円との御答申をいただいております。本年度は、この答申に基づき助産費、葬祭費の給付額の改善と保険料賦課限度額の改正をお願いいたしたく、条例の改正を御提案申し上げた次第でございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第6条の2、第1項でございますが、現在、被保険者が出産いたしましたとき、助産費として6万円を支給しておりましたが、これを8万円に、被保険者が死亡したとき、葬祭費として2万円を支給しておりますが、これを2万5,000円にそれぞれ改定し、給付の改善を図るものでございます。

次に、第14条の第2項でございますが、現在、国民健康保険料の賦課限度額を22万5,000円と定めておりますが、これを25万5,000円に改定し、負担の公平を図るものでございます。

なお、地方税法による賦課限度額は、現在、27万円でございますが、昭和58年度は、28万円に改定される予定でございます。

続きまして、附則でございますが、この条例は、昭和58年4月1日から施行することとしておりますが、改正後の第6条の2及び第7条の規定は、昭和58年4月1日以降の出産並びに死亡から適用し、第14条第2項の規定につきましては、昭和58年度の保険料から適用いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましても提案の理由並びに内容の説明を終わります。

なお、新旧対照表を6頁に添付してございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 次に、市立病院所管の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第11号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。議案書7頁でございます。

今回の一部改正につきましては、昭和57年4月以来の手数料関係と、昭和53年2月、産婦人科開設以来5カ年間据え置きとなっている分娩料等でございますが、その間の社会経済情勢と近隣都市の状況等を勘案し、一部改正をしようとするものでございます。

その内容につきまして御説明を申し上げます。

和泉市立病院の料金に関する条例第3条中、1,000円以内とあるのを2,000円以内に、また、別表分娩料の項中、本市住民25,000円とあるのを30,000円に、35,000円とあるのを40,000円に、45,000円とあるのを50,000円に、本市住民でない者30,000円とあるのを40,000円に、42,000円とあるのを50,000円に、54,000円とあるのを60,000円にそれぞれ改めようとするものでございます。

また、附則といたしまして、昭和58年4月1日より施行いたしたく定め、施行後の交付請求及び診療に係るものについて適用し、施行前の交付請求及び診療に係るものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第11号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の内容でございます。9頁に参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしましたので御参照賜り、御審議の上、原案を御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 財務部長(麻生和義君) お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました諸議案のうち、議案第1号から議案第6号までの6つの予算について、概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再認識し、予算を編成いたしましたものでございます。

昭和58年度の一般会計の歳入歳出予算は、総額256億6,700万円と相なるわけでありまして、前年度当初と比較いたしますと、6億1,100万円、2.4%の伸びで、昭和51年度来の低い伸び率となった次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の第1頁でございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算は、256億6,670万円と定めるもので、この款・項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございます。債務を負担することができる限度額を定めるもので、学校、橋梁並びに改良住宅建設事業及び用地取得費等36億3,343万9,000円の計上でございます。期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございます。事業目的、借入限度額等を定めるもので、その内訳明細は、第3表のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるもので、50億円計上いたしました。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算よりその内容について御説明申し上げます。39頁でございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬を初め、議会運営経費として2億4,717万2,000円を計上いたしてございます。

次に、総務費につきましては、25億3,948万2,000円計上いたしました。総務管理費につきましては、特別職、一般職員の給与を初め庁舎管理費など、おおむね経常的な経費でございます。

一方、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の計上、また、年々増加する交通事故よ

り市民を守るべく歩道、防護柵の設置、和泉府中駅前自転車駐車場の工事費負担金等計上いたして
てございます。

次に、徴税費、戸籍住民基本台帳費、統計調査費、監査委員費、同和対策経費につきましては、
それぞれ前年度同様の経費を計上いたしてございます。

選挙費につきましては、府議会議員、知事、参議院議員、市長及び、市議会議員補欠選挙費を
それぞれ計上いたしてございます。

次に、民生費でございますが、72億391万7,000円計上いたしました。社会福祉総務費
につきましては、心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療助成を初め、国民健康保険事業、
老人保健事業特別会計への繰出金を計上いたしたものでございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費、保育所及び母子寮の運営管理費を計上い
たしてございます。

生活保護費につきましては、生活保護家庭の見舞金等の扶助費を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、25億3,889万4,000円計上いたしました。まず、予防衛
生費では、老人保健法施行に伴い、中高年者の健康診査を行う保健衛生費を初め、市民の健康を
保持すべく、市立病院に対する補助金、結核、インフルエンザ等の予防接種経費及び休日急病診
療所等の管理運営経費を計上いたしました。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿、ごみの収集及び処理経
費を計上いたしました。

墓地管理費につきましては、市営葬儀等の運営経費を、上水道費につきましては、本市水道事
業に対する補助金を計上いたしました。

労働費につきましては、失業対策関連経費として6,646万6,000円を計上いたしました。

続きまして、農林水産業費でございますが、2億3,929万5,000円を計上いたしました。

農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、溜池、農道等の農業基盤の整備に関す
る経費を計上いたしてございます。

林業費につきましては、森林間伐及び山地崩壊防止事業を計上いたしました。

次に、商工費でございますが、2億1,620万1,000円計上いたしました。中小企業の振興
対策経費を初め、事業資金の融資、勤労青少年ホーム運営経費等及び中高年齢労働者福祉センタ
ー整備に伴う関連事業費を計上いたしたものでございます。本件工事につきましては、雇用促進
事業団により施行していただくものでございます。

続きまして、土木費でございますが、41億8,280万2,000円を計上いたしました。まず、
土木管理費につきましては、道路台帳の作成経費を初め、管理経費等を計上いたしてございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、継続事業である防衛施設周辺の整備事業費、環境改善道路の整備事業及び琴ノ坂橋改築事業費、また、唐国池田線及び葛の葉尾井千原線の用地購入費をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、昨年同様、東松尾川、南面利川の河川改修、また、一般河川の維持及び市内一円の水路改修費を計上いたしてございます。

都市計画費につきましては、公園、街路、下水道費の経費でございまして、公園につきましては、肥子池、忠岡池、旭、光明池及び光明池緑地、寺門二次団地1、2号、槇尾山自然公園のそれぞれの整備事業費でございます。また、街路事業費につきましても、府中北通線及び泉大津阪本線の整備事業費を計上いたしてございます。また、浸水対策費として、北池田排水路及び芦部排水路改修工事費を計上してございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費をそれぞれ計上いたしました。

次に、消防費でございますが、6億3,401万5,000円計上いたしました。消防署及び消防団の経費でございまして、防火水槽の新設及び消防ポンプ自動車の購入費等を計上いたしてございます。

続きまして、教育費でございますが、総額29億1,224万7,000円で、前年度当初より18億2,094万6,000円、38.5%の大幅な減額になってございますが、南池田中学校の新設及び幼稚園2園の新設などの事業費の減が主な要因でございます。

本年度予算といたしましては、光明台南小学校、(仮称)光明台北小学校の整備事業及び南松尾小学校体育館増改築事業、南池田中学校の体育館、プール、和泉中学校の運動場等それぞれの整備事業でございます。その他小学校、中学校、幼稚園の管理運営維持費を計上いたしましたものでございます。

社会教育費及び保健体育費につきましては、各公共施設の運営管理維持経費等、昨年度実績を勘案の上計上いたしました。

次に、災害復旧費でございますが、2,703万3,000円計上いたしました。昨年の災害の残事業といたしまして、農業施設及び林業施設の災害復旧費でございます。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等37億9,585万8,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社の貸付金、一部事務組合に係る地方交付税の配分金及び公共施設整備基金として、10億1,361万8,000円を計上いたしました。

最後に、緊急または、不測の経費に充ちいたすべく、予備費として5,000万円計上いたして

ございます。

以上が歳出予算の事項でございまして、歳出総額256億6,700万円を計上いたしましたものでございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。

まず初めに、市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして、82億2,186万7,000円計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億6,000万円、自動車取得税交付金1億7,900万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億2,91万3,000円、地方交付税45億9,000万円、交通安全対策特別交付金1,500万円につきましては、それぞれ前年度実績、国家の動向及びそれぞれの法令を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、4億3,918万1,000円計上いたしてございます。分担金につきましては、農林水産業費及び災害復旧費分担金をそれぞれ計上いたしました。また、負担金につきましては、精薄、老人、保育所の収容措置費負担金を初め、都市計画事業等に伴う負担金をそれぞれ計上いたしました。

次に、使用料及び手数料でございまして、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億5,480万8,000円、手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の手数料として4,396万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金41億9,194万7,000円、府支出金16億8,339万3,000円を計上いたしてございますが、これらは、いずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従いましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございまして、公共施設整備基金の利子配当金及び財産区財産売払収入など、5億5,772万9,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金として、2億8,000万円計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び美術館運営準備基金からの繰入金合わせまして、3億6,619万9,000円を計上いたしてございます。

諸収入につきましては、30億7,098万4,000円計上いたしました。主なものといたしましては、病院事業等の貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございまして、14億1,001万6,000円計上いたしてございます。これらは、歳出予算の事業費と関連いたすものでございまして、適債事業に対し、充当率等を勘案いたしまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございまして、総額 256 億 6,700 万円と相なる次第でございまして。以上が、昭和 58 年度一般会計予算の内容でございまして。

引き続きまして、議案第 2 号「昭和 58 年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、市民の健康と生命を守るための重要な制度でございまして、年々増高する医療費のため、その運営が非常に厳しいものとなっております。国におきましても、国保財政窮状打開の方策として、老人保健法等の制度の改革を行いましたが、その実施が遅れたため、昭和 57 年度において約 2,000 万円の赤字が発生いたす見込みでございまして。

老人保健法は本年 2 月の実施となる一方、高額療養費の自己負担限度額につきましても昭和 57 年 9 月からの段階的实施となり、これがため、本市国保会計においても多大の影響を受け、前年度繰越金 9,022 万 2,000 円を合わせ、単年度で約 1 億 1,000 万円、実質収支では、約 2,000 万円の赤字の発生と相なる見込みでございまして。

また、昭和 58 年度におきましては、老人保健法の実施による財政的な効果は一定、期待できますものの、医療費の増高は相当厳しいものと予想されます。

このため、本年度の予算の編成に当たっては、一般会計からの繰入金増額を行いますとともに、被保険者の方々にも相扶共済の理念に基づく応分の御負担をお願いいたすこととした次第でございまして。

なお、給付面につきましても一定の改善を図りたく、別途、条例の改正をお願い申し上げているところでございまして、よろしくお願い申し上げます。以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の 13 頁でございまして。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を 48 億 1,054 万円と定めるものでございまして。

なお、この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第 1 表のとおりでございまして。

第 2 条は、一時借入金の最高限度額を 8 億円と定めるものでございまして。

第 3 条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨、規定いたすものでございまして。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から内容を御説明申し上げます。244 頁でございまして。

総務費につきましては、保険給付を行ってまいります上の職員給与費及び事務的経費でございまして 4,356 万 7,000 円、徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1 億 1,012 万 3,000 円計上いたしたものでございまして。

次に、運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございます。まして、100万6,000円計上いたしました。

次の趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございます。まして、52万5,000円計上いたしましたものでございます。

次に、保険給付費でございますが、療養給付費等といたしまして、34億8,744万6,000円計上いたしました。

次に老人保健拠出金でございます。老人保健法の実施により老人に係る医療費のうち、その70%を保険者が財政調整の上、負担することになってございます。今年度の国保会計から負担すべき費用の額でございます。医療費及び事務費を含めまして、11億2,653万5,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、保険施設費でございます。優良家庭及び健康老人の表彰を行います上の経費をいたしまして、175万円計上いたしました。

次に、公債費でございます。歳計現金に一時不足が生じたときの借入金利子でございます。まして、607万8,000円計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございます。保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、351万円計上いたしましたものでございます。

次に、前年度繰上充用金でございます。昭和57年度決算見込みにおいて赤字の発生が見込まれますので、これを補てんすべく、2,000万円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございます。疾病の集団発生等、予測しがたい費用の支出に備えるため、1,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算合計いたしまして、48億1,054万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。241頁でございます。

まず、国民健康保険料でございます。本事業に必要な御負担をお願いいたすべく、賦課限度額並びに料率の改定等の措置を講じさせていただき、18億5,952万円計上いたしましたものでございます。

次の一部負担金につきまして1万円、使用料及び手数料につきましては50万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として6,300万円、療養給付費等負担金として23億7,157万円、助産費補助金として1,146万円、財政調整交付金として3億2,875万円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として1,482万円、老人医療費波及分補助金として3,640万円、障害者医療費波及分補助金として1,378万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございます。被保険者の負担の軽減等のため一般会計から繰り入れいたしたものでございまして、前年度より3,000万円増額し、1億円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第3者納付金、医療費返納金等々をいたしまして、1,078万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして48億1,054万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第3号「昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

市民の老後における適切な医療の確保を図り、その費用を公平に負担するため、新しい保健制度として老人保健法が本年2月1日から施行されました。本事業は、この法律に基づいて、70歳以上の老人及び65歳以上70歳未満の寝たきり老人に対しまして医療費の給付を行うことを目的としたもので、老人保健法第33条で、市町村は、医療に関する収入及び支出について特別会計を設けるもの、とされておるものでございます。

次に、その内容について御説明申し上げます。16頁でございます。

第1条の歳入歳出予算の総額を43億4,589万2,000円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、歳出予算からその内容の御説明を申し上げます。259頁でございます。

総務費として、一般管理費の印刷製本費等として48万5,000円でございます。

次に、医療諸費でございます。これは、医療に要する費用及び医療費審査支払手数料をいたしまして、43億4,540万7,000円でございます。

続きまして、これらの歳出予算に充てるための歳入予算につきまして御説明申し上げます。

まず、支払基金交付金でございます。これは歳出の医療諸費で支出される医療費の70%及び審査支払手数料の100%、計30億4,353万2,000円が、支払基金交付金として交付されることになっております。

次に、国庫支出金でございます。これも歳出の医療諸費で支出される医療費の20%、8億6,826万1,000円が、国庫負担金として交付されることになっております。

続きまして、府支出金でございます。これも歳出の医療諸費で支出される医療費の5%、2億

1,694万4,000円が、府負担金として交付されることになっております。

次に、繰入金でございます。これは歳出の医療諸費で支出される医療費の5%と事務経費の所要額を合わせたもので、2億1,715万5,000円を一般会計より繰り入れいたすこととしてございます。

以上、歳入歳出の合計額はそれぞれ43億4,589万2,000円と相なる次第でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、老人保健事業特別会計予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第4号「公共用地先行取得事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書の18頁でございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を1億6,226万4,000円と定めるもので、予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的・限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

予算の内容につきましては、264頁でございますが、公園用地の購入費1億300万円と、前年度以前に借り入れました地方債の元利償還金でございます。

これに充当いたすべき財源といたしまして、地方債と一般会計より繰り入れいたすべく予算措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計について、内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第5号「公共下水道事業特別会計」について御説明申し上げます。予算書の21頁でございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を7億335万円と定めるものでございます。款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表の歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象としてございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出予算からその内容について御説明申し上げたいと存じます。271頁でございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理管理経費、湾岸流域下水道事業の負担金等4億7,583万円を計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、府中北排水路を初めとする4排水路について、1億9,8

1万4,000円の整備事業費を計上いたした次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金として、1億1,720万6,000円を計上いたしました。

予備費といたしましては、50万円計上してございます。

次に、これら歳出に充当いたします歳入について御説明申し上げます。

負担金につきましては3,330万3,000円、下水道使用料2,120万円、国庫支出金5,100万円、府支出金746万円、市債2億4,660万円それぞれ計上いたしました。これらは、歳出に関連いたします歳入でございまして、歳入不足相当額を一般会計から繰り入れいたすべく措置いたしましたものでございます。

以上が、歳入歳出予算の内容でございまして、総額7億335万円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わります。

続きまして、議案第6号「昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げたいと存じます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、昭和48年に定めました「総合基本構想」に基づき、中部丘陵地帯に鉄道の延伸を中心とする交通基軸の確立と都市基盤の充実、地域環境の整備を図り、あわせて良好な住宅、宅地供給と、文化的施設の計画的立地による新しい総合的な町づくりを行ってまいりたいとするものであります。昨年は、用地買収に全力を傾注いたしました結果、一定の集約率が達成できましたが、さらに本年度は、用地買収の完結の年といたすべく、住宅都市整備公団とも協調体制をとりながら、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行ってまいりたいと存じます。

また、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定あるいは都市計画決定に向けての一連の手続を図ってまいりますとともに、農業施設などの整備計画について関係者と十分な協議を行ってまいりたいと存じております。

以下、予算の内容について御説明申し上げます。予算書の25頁でございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を2億2,400万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、まず歳出予算から御説明申し上げます。予算書の284頁でございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして2億1,700万円、それと緊急または不測の経費に充当いたします予備費といたしまして700万円、合わせまして総額2億2,400万円を計上いたしております。

以上が歳出予算でございますが、これに充當いたします歳入予算につきましては、事項別明細書の283頁でございますが、住宅都市整備公団の受託事業収入といたしまして、歳出予算の相当額2億2,400万円を計上いたしてございます。

以上が昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして議案第1号から議案第6号までの一般会計及び特別会計予算の内容説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○ 議長（成田秀益君） 次に、水道事業会計予算の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君） 議案第7号「昭和58年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務の予定量でございますが、第2条において、給水戸数3万8,800戸、年間総給水量を有収率9.11%と見込み1,130万2,000立方米、また、1日平均給水量については、3万964立米と予定いたすものでございます。

また、主要な建設改良事業としましては、環境改善整備事業に伴う配水管整備事業に1,580万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に3,700万円、また、継続施行しております水道施設等整備事業に1億5,400万円をもって和田浄水場浄水設備の改良工事及び計画に基づく配水管布設工事、延長1,800メートル余を施行予定しているものでございます。

次に、第3条は、経営収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款水道事業収益を16億5,943万4,000円と予定し、第1項営業収益において、過去の実績を勘案し、前年度当初予定より6.6%増の14億8,138万4,000円を計上、第2項営業外収益では、光明台等集合住宅の入居減による加入金の減少を見込み、昨年より8.7%減の1億7,795万円を予定いたしました。第3項の特別利益につきましては、過年度分水道料金の追加調定10万円計上いたしました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を16億9,305万9,000円と予定し、第1項営業費用では、職員給与費、受水費、受託工事費等諸経費の増加を見込み、前年度より5%増の14億364万2,000円と予定いたしました。次に、第2項営業外費用でございますが、これは主に支払利息でございますが、企業債利息の増加に伴い約16%増の2億8,771万7,000円を計上いたしました。次に、第3項の特別損失でございますが、過年度分水道料金の調定減を実績により70万円と予定いたしました。第4項予備費につきましては、昨年同様100万円計上いたしました。

以上、収支差し引きいたしますと、3,362万5,000円の当年度純損失が見込まれるもので

ございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に伴う資金収支でございますが、まず、収入面より申しますと、第1項企業債は1億6,400万円と予定。内訳といたしましては、配水管整備事業債1,500万円、水道施設等整備事業債1億4,900万円となっております。第2項工事負担金については、光明台水道施設建設及びその他の開発行為による配水管布設工事費等、原因者負担として3億9,200万円を、また第3項負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担金750万円を予定しております。次に、第4項固定資産売却代金は、単車等買い替えに伴う下取価格を1万円と予定、資本的収入総額を5億6,351万円といたすものでございます。

一方、支出につきましては、第1項の建設改良費で5億4,698万円をもって、先に申し上げました配水管整備事業費に1,580万円、配水管更生事業費に3,700万円及び水道施設等整備事業費に1億5,400万円並びに開発行為等による改良工事費に1億9,300万円、光明台水道施設建設費に1億2,900万円予定するとともに、量水器等事業用固定資産購入のための営業設備費に1,818万円をそれぞれ予定しているものでございます。次に、第2項では、すでに政府等より借り入れた企業債償還元金として、1億1,289万7,000円計上いたしまして、資本的支出の予定総額を6億5,987万7,000円といたすものでございます。

なお、収支の不足額9,636万7,000円につきましては、減価償却費等による内部留保資金で補てんするものであります。

以上の結果、給水収益の伸びを上回る諸経費の増高により、累積欠損金は5億4,500万円となりますが、収益的支出予算の減価償却費は資金が外部に流出しないため、資金的には3億4,000万円程度の余裕が出る見込みであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の借り入れ予定について、目的、限度額、方法、利率及び償還の方法について定めているものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条は、各経費の金額を流用できる場合を定めております。

第8条は、議会の議決がなければ流用することができない金額を定めております。

第9条では、一般会計より受ける補助金を1,000万円と定めているものでございます。

次に、第10条は、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億9,104万9,000円と定めるものでございます。

以上が今回、上程させていただきました昭和58年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては、5頁以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第8号「昭和58年度和泉市病院事業会計予算」について、その概要を御説明申し上げます。

まず、本年度業務量の予定でございますが、第2条において、病床数327床、患者数は、入院1日平均276人、年間10万1,016人、外来1日平均622人、年間18万5,356人を予定いたしました。前年度当初と比較いたしますと、入院で1日6人、年間延べ2,466人、外来で1日37人、年間延べ1万1,611人のそれぞれの増加でございます。

主要な建設改良事業といたしまして、手術用X線透視装置等医療器械備品購入費4,000万円を計上予定いたしました。

次に、第3条収益的収支の予定でございますが、まず、収入では、第1款病院事業収益39億7,274万5,000円を予定し、第1項医業収益37億5,665万2,000円、第2項医業外収益1億7,553万3,000円、第3項特別利益4,056万円を予定いたしました。前年度当初予定額に比べ、医業収益で患者数の増加と過去の実績等を勘案いたしまして、3億8,978万6,000円、11.6%増、医業外収益で215万7,000円、1.2%減、病院事業収益全体で3億8,770万9,000円、10.8%の増収と予定計上いたしました。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用41億3,598万8,000円を予定し、第1項医業費用38億4,814万円、第2項医業外費用2億8,754万8,000円、第3項予備費30万円を予定計上いたしました。前年度当初予定額と比較いたしますと、医業費用で、給与費、診療材料費等の実績を勘案いたしまして4億3,049万9,000円、12.6%の伸び、医業外費用で、支払利息等の減少で4,306万3,000円、13%減、病院事業費用で3億8,743万6,000円、10.3%の伸びでございます。

これら収支を差し引きますと、医業収支で9,148万8,000円、医業外収支で1億1,201万5,000円のいずれも欠損で、特別利益を含めた当年度欠損は1億6,324万3,000円と相なるわけでございます。しかし、不良債務につきましては、4,357万5,000円解消する見込みでございますが、なお、多額の不良債務を抱えていることから、事業運転資金として一般会計から5,827万6,000円を借り入れることにいたしました。

近時の社会医療情勢の中で以上のような単年度収支となり、病院経営につきましては、依然として厳しい現況下にあります。市民の医療需要に応えるとともに、医療の積極的充実、高度化を目指す中で、経営健全化に向けて懸命の努力を傾注する所存でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の予定でございますが、収入では、第1款資本的収入7億4,500万2,000円を予定いたしました。内訳として、第1項一般会計からの出資金8,477万8,

000円、第2項一般会計からの長期借入金6億1,972万2,000円を予定計上いたしました。

一方、支出につきましては、第1項では、資本的器械備品購入等4,123万3,000円を、また、第2項では、すでに政府等より借り入れた企業債の元金償還金として1億682万9,000円を、第3項一般会計からの長期借入金償還金5億9,700万円。

以上、合計資本的支出7億4,506万2,000円と相なり、収支差し引きいたしますと4,056万円の資金不足となりますが、収益的収入の特別利益をもって補填いたすものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度も昨年同様、20億円と定めているものでございます。

第6条は、各経費の金額を流用できる場合を定めております。

また、第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第9条は、一般会計からの補助金1億8,539万8,000円と定め、第9条は、たな卸資産購入限度額を14億1,086万2,000円と定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第8号「昭和58年度和泉市病院事業会計予算」の概要でございます。予算書5頁以下に所要参考資料を添付しておりますので御参照賜り、御審議の上、何とぞよろしく原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。



○ 議長（成田秀益君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第14「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和58年3月4日

提出者 和泉市議会議員

直村 静二	橋本 佳行	並河道 雄
穴瀬 克己	松尾 孝明	原 重樹
阪坂 楠次	仁井 明	柳瀬 美樹
貝淵 博治	出原 平男	

記

1. 委員会の名称 予算審査特別委員会
2. 付託事項 昭和58年度各会計予算並びに関連する諸議案
3. 委員会の構成 本委員会は委員12名をもって構成する。
4. 付託期限 昭和58年和泉市議会第1回定例会会期中

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 9番（直村静二君） ただいま上程されました議会議案第1号「予算審査特別委員会設置について」、はなはだ僭越ですが、提出者を代表して提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、先刻上程されました日程第3「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」より日程第13「昭和58年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案、すなわち昭和58年度和泉市一般会計、特別会計、企業会計、関連の諸議案を付託、慎重に審議するため、特別委員会を設置するものでございます。何とぞよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないようでございますので、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」とよぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号を原案どおり可決いたします。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第15「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和58年3月4日

和泉市議会議長 成田秀益

記

予算審査特別委員会委員(12名)

- 議長(成田秀益君) 本予算審査特別委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、私より選任させていただきます。委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

予算審査特別委員会委員に仁井明議員、奥村圭一郎議員、藤原要馬議員、並河道雄議員、柳瀬美樹議員、勝部津喜枝議員、直村静二議員、穴瀬克己議員、若浜記久男議員、竹内修一議員、貝淵博治議員、田中昭一議員、以上12名。

- 議長(成田秀益君) ただいまの朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号、委員の選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、付託された諸議案をよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

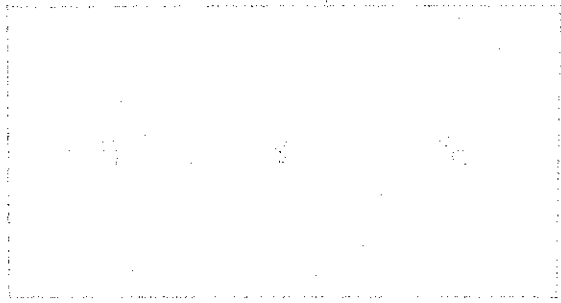
- 議長(成田秀益君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明5日より7日までは休会とし、8日から一般質問並びに総括質問を行いたいと思いますので、定刻御参集をお願いいたします。

(午後零時5分散会)

第 2 日



昭和58年3月8日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		



地方自治法第121条の規定により、議長より議場へ出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市 民 部 次 長 兼 所 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 事 兼 市 長 公 室 長 取 扱 兼 兼 務 室 取 扱 兼 兼 務 室 長 事 務 取 扱 兼 兼 務 室 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久 藏	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	吉 田 種 義
市 企 画 室 長 公 室 次 長 事 務 取 扱	平 野 誠 藏	産 業 衛 生 部 次 長	青 木 孝 之
人 事 課 長 事 務 取 扱	神 藤 恒 治	建 設 部 長	逢 野 一 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 次 長 兼 兼 務 取 扱	中 上 好 美
財 務 部 長	麻 生 和 義	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 務 部 次 長 兼 兼 務 取 扱	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同 和 対 策 部 理 事 兼 兼 務 取 扱 兼 兼 務 取 扱	生 田 稔	改 良 事 業 部 長	角 谷 泰 夫
合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱 兼 兼 務 取 扱	向 井 洋	改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正
同 和 対 策 部 次 長 兼 兼 務 取 扱			
総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱			

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部長兼 工事課長事務取 扱	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原巳好
水 道 部 長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼 総務課長事務取 扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	高橋正道
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
教 育 委 員 長	堀内由延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月8日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問の要領

(昭和58年3月第1回定例会)

発言順: 1	発言者: 竹内修一	議員
<p>1. 環境保全</p> <p>(1) 条例制定以来実施事項</p> <p>(2) 町会、婦人会、子供会等協力団体への施策</p> <p>(3) ビラ警告</p> <p>2. 57年度開発負担金の収入額と主要使途及び支出額</p> <p>(1) ミニ開発と下水道等整備</p> <p>(2) 児童遊園地</p> <p>(3) ゴミ埋立地 (松尾寺谷)</p> <p>3. 聖神社周辺の開発</p> <p>(1) 緑の保全 公園墓地構想に基づく移植</p> <p>(2) 取付道路</p> <p>(3) 第1種住宅専用地域における店舗の承認</p>		
<p>発 言 の 要 旨</p>		

発言順: 2	発言者: 原重樹	議員
<p>1. 市政運営方針について</p> <p>2. 58年度予算案について</p>		
<p>発 言 の 要 旨</p>		

発言順	3	発言者	田中包治議員
<p>1. 市有財産処分について</p> <p>2. 人勤凍結問題について</p>			
<p>発 言 の 要 旨</p>			

発言順	4	発言者	若浜 記久男議員
<p>1. 少年の非行対策について</p> <p>イ 非行の種類と件数</p> <p>ロ 非行防止策</p> <p>ハ 非行学生の更生対策</p> <p>2. 他市遊休地借用について</p> <p>イ チビッ子、老人のこいの場に出来ないか</p> <p>3. 老人保健事業について</p> <p>イ 機構改正は</p> <p>ロ 職員は適正か否か</p> <p>ハ 医師会との関係は</p>			
<p>発 言 の 要 旨</p>			

発言順	5	発言者	直村 静二 議員
発言の要旨		1. 校区編成について 2. ミドリのマスタープランについて	

発言順	6	発言者	穴瀬 克己 議員
発言の要旨		昭和58年度市政運営方針 1. 教育環境の充実と社会教育の振興について 2. 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉について 3. うるおいのある生活環境の整備について 4. 都市基盤の整備と産業の振興について	

(午前10時5分開議)

- 議長(成田秀益君) おはようございます。議員の皆さんには、公私とも何かとお忙しいところ御出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは17名でございます。欠席の届け出はございません。池辺議員さん、直村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまゝです。現在、17名でございます。

- 議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(成田秀益君) それでは、日程第1「一般質問について」を行います。2番の竹内修一君。

- 2番(竹内修一君) ただいまより通告書に基づき一般質問を行います。

まず、環境保全についてであります。面積、人口ともにわが市より少ないところと比較することは適切でないかも知れませんが、隣接泉大津市の生活環境課の組織、機能は充実し、市内の不法広告物等は少ないように思われます。わが市においても環境条例ができ、期待しておったのであります。この1年、残念ながら、以前と変わらないように思われます。近時、青少年の非行化問題等にも関連のある美しい町づくりについては、大事なことであると思われるのであります。非行問題については、後ほど、この点に重点を指向して質問者もあるようでございますので、私は、町を美しくするためにいかに施策をされたかについて、実例を挙げて質問をいたしたいと思ひます。

その1つは、泉南線沿いに道路拡張用地、市管理と思われるフェンス及び黒鳥山公園等には、不法看板、広告物があつても展示場のように張られたままになっております。これは担当課の職員が不足であるためか、これも隣接の岸和田市のような町を美しくする市民運動促進協議会等の育成が不十分であるためか、今後の施策をお尋ねいたします。

次は、財政難ということで住民要望が満たされたい実情について、具体例を4つ挙げてお尋ねいたします。

その1つは、これは担当課の努力にて円満に説明をされ、納得した件も2つございますが、具体的に申し上げるために、あえて実例を挙げます。その1つは、黒鳥山荘で約10年前に開発さ

れた土地、わずかにしか40坪～50坪だったと思いますが買い求め、わが家を建てる段階において、開発負担金60万円を納めないと確認申請が下りないということで相談があったわけです。

その2は、信太中学校そばのこれも個人住宅で、土地が少し広く50坪ほど分譲した。そこで家を建てようと思ったら、これも開発負担金60万円を請求された。

いずれも不動産業者、前者は泉大津の業者、後の方はわが市でございしますが、やはり土地を売買する業者は、場合によっては、負担金を納めなくてはなりませんよ、と言うておらない。やっと土地を工面して家を建てようと思ったときにそういう請求を受けたのでは、計画が支障を来たして非常に困惑した例でございします。

その3、王子町でミニ開発によるたれ流しの被害を何とかしてほしいという、これは土地所有者あるいは借地をしている人たちが要望しておりますが、当然、開発の段階で承知されておらなければならぬし、また、住民要望でありますので、市としては、その要望に応えるべきだと思うんですが、なかなかこれも財政難ということで時間を要している。

同じく4番目の例は、聖ヶ丘幼稚園グラウンドに周辺の開発住宅からの洗濯用水等の浸水があって幼児教育に支障を来すので、何とか処置を願いたいという申し出であったけれども、なかなか対応がされておらないという現状であります。だから、開発負担金でもってやらなくても、公共投資としてできればそれに越したことはないと思うんですが、そこらを私は疑問に思うんです。

その他いろいろ事例がありますけれども、再質問させてもらうということで省略いたします。

次に、人口が増加すれば、ごみ埋め立て地もさらに必要になることは自明ですけど、担当課の努力で黒石にそういう処置をしてまいりました。しかし、その地域も満杯になり、近く、もっと遠くへ搬送せざるを得ないと聞いております。そうすれば、やはり費用も高くつくことであり、即市民負担の増加となってはね返ってくると心配するわけです。幸い、この埋め立て地に関しましては、随分前に市が先行投資した松尾谷があるわけで、その後、これが使えるのか、使えないのか、そういう点についてお尋ねいたします。

3番目、聖神社周辺開発について、「守ろう聖神社のかし林」という新聞が2月7日全戸に配布され、それを読んだところの住民がびっくりして、数名から私宅に電話で問い合わせがあったわけでありまして。しかし、市はそういう計画を持ちながら、私が説明を受けたのは、2月28日、約20日遅れに開発委員会で知ったわけでございします。緑を守り造花に努めることは、健康で明るい町づくりの観点からも大切なことだと思います。委員会での答弁の折に、市も如才なく移植の案もあるように言われておりましたけれども、税金のむだ遣いにならないよう、移植するとすれば、以前信太山公園墓地構想があったので、その周辺に実施してもらいたい。

また、取り付け道路として信太16号線を考えているとのことでしたが、御存じのように16号線は、最近、とみに車両の通過が多く混雑しております。なおかつ、そういう取り付け道路的にお考えであればさらに混雑が予想され、また、一部通学路にもなっておりますので、問題があるかと思えます。特にこれは以前の、私は都市計画のまずさだと思うのでございますが、団地に入る手前約10メートルのところ特に狭くなっております。そのためにしばしばトラブルが起きておるのが実情でございます。そういう点を事前に解決し、整備を図ってほしいと思います。

また、市が考えているように、この地域に社宅等が建ったならば、用事のある人たちは16号線のみで入ってこないと思います。団地内道路の通過車両がふえることが予想されます。しかし、団地内道路ということで市道認定が延ばされておりますので、この際、市道認定もし、安全対策をお願いしたいと思います。というのは、不法駐車で困っておるわけでございますが、市道でない警察権も及ばないという現状にあるわけでございますので、特にお願いするわけでございます。

次に、用途地域の問題でございますが、鶴山台の分譲地も10年を経過して売買が自由になってまいったわけでございます。そこで、いまはやりの2戸1、3戸1に約100坪近い土地をミニ開発されるのではないかと危ぐを抱いておるわけですが、適切な規制の方法がないわけです。その折から、堺の専売会社によるところの店舗がある地域でできたわけです。しかし、これは法の130条3項によって可能であることはわかりました。しかし、私は線引した用途地域、これは売買自由の地域になっても守るべきだと思うんです。

そこで、許可権者の専売会社に尋ねたところ、市と調整をしたということですが、市との調整はどこの課で行われたのか、そういう事実があったのか、恐らく納税課あたりでないかと思うんですが、そういう事実があったとすれば、どういう調整があったか、聞かせてほしいと思います。

なお、法的に可能であることはわかりましたので、答弁次第によりましては、直接専売会社の方と話し合いをしたいと思えます。

以上で終わりますが、答弁のいかんによりまして再質問を行いたいと思えます。

○ 議長（成田秀益君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お尋ねについて順次、お答えを申し上げたいと思えます。

まず、環境保全で条例制定以来実施された事項についてのお尋ねでございます。まず、この1年間に実施してきた事項といたしましては、この条例を市民の皆様方に十分御理解いただく上で、御審議の過程で御説明させていただきましたように、この条例は、理念が基本となっております。

これらのことから、市民にこの点を十分理解していただき、協力を得ることが第1と考えまして、「広報いずみ」5月号に環境保全特集号を組み発行するとともに、7月には「よりよい環境を目指して」と題してのリーフレットを市内各戸に配布させていただきました。これらをもって過去、条例内容等の周知方を図ってまいりました。

また、具体的な行動といたしましては、環境美化を目標に春1回、秋2回、市内主要道路の不良看板の撤去を市関係課及び市内各団体の協力を得て実施するとともに、各自治会、町内会等において実施された美化運動につきましては、積極的に協力してまいりました。また、この条例を元に新しい開発等にも強力に行政指導を実施してまいり、ほか各種環境月間には、それぞれの対処行動を積極的に実施してまいっております。

次に、この条例制定後約1年経過しているにもかかわらず市内の美化が進んでない、との御指摘でございますが、本市は広大な市域を有しております、一朝一夕に美化を進めにくい現状でございます。市民の御理解と御協力を得つつ、一歩ずつ環境美化を進めてまいりたいという考えでございます。いましばらく御猶予をいただきたい、かように存じます。

2点目、3点目に通告としていただき深くお触れではないようでございますが、2点目の町会、婦人会、子供会等協力団体の施策でございますが、市内各地域の環境美化に熱心に取り組んでいただいている団体が多くございます。これは十分承知いたしております。ただ、この条例にもうたっておりますように、市民、事業者、市当局がそれぞれの立場で環境保全に取り組んでまいることになっております。この範囲におきましては、地域の美化運動につきまして、市の関係課においてもこれまで以上に積極的に参加させていただき、十分これらに協力させていただきたい、かように考えておるわけでございます。

それから、3点目のビラの警告でございます。泉大津市の例を挙げいろいろ御指摘いただきました。ビラの内容等についても十分検討させていただき、本市の条例内容になり得るものであれば十分利用させていただき、今後の検討課題としてまいりたい、かように考えます。

以上、お答え申し上げます。

- 2番（竹内修一君） 第1番目の御答弁があったわけでございますが、それなりに努力されることは私も認めるわけですが、泉大津市の環境整備課においては、ビラ等の撤去のための器具を準備して貸し出しをしておる。と申しますのは、次々と不法ビラが高いところに張られつつあり、それも針金で縛り付けておる。それを下から取るには柄の長い器具が市販されておるわけです。わが市においては、準備されておらないのが現状かと思えます。

それから、警告ビラにつきましては、やはり警察と関西電力、電電公社等の協力を得て、連名で注意書なり警告をする処置をし、そして、撤去するという行動をより積極的にやってもらいた

と思います。参考資料としては、中村警察署長名、名古屋市長の注意書というのがありますが、撤去してください、と注意を与えて、期間を過ぎても置かれているときは除去しますよ、という積極的な文書になっております。これは京都や大阪市内でも見受けませんが、わが市では、そういうことはほとんどなされていないように思うわけです。

それから、岸和田の町を美しくする市民運動というのは、皆の力で皆の町を美しく、明るい住みよい町づくりということで、これは10月16日から22日の1週間を週間として、しかも、これのいいところは、管理権に基づく撤去はできるという法解釈があるわけですが、自治会等で撤去に協力したいが、根拠に乏しいわけです。環境条例をもって楯とするわけにいかない、理念条例であるから――。全部その撤去の責任というか、苦情等は担当した自治会あるいは婦人会が受けて立たなくてはならないというのが現状でございます。

しかし、そういうことでなく、法的に市がバックアップするという意味で、自主規制の呼び掛けの運動を実施するから市民の皆さんの協力をお願いしますと、だから、不法看板等は撤去します、という根拠を協力団体に与えて意を強くして取れるような体制を確立してもらいたい。何も環境条例に罰則を設けろと言うのではないが、悲しいかな、わが市においては、そういう理想的な市民の状態にないので、一步推進するような施策を特にお願いして、終わります。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 建設総務課長（坂田平之君） お答えいたします。

第1点目の開発負担金の問題でございますが、和泉市開発指導要綱の第2条によりまして、分譲住宅を行う場合については、負担金をいただくということでございます。不動産業者に対しては、周知徹底しているところでございますが、このようなことが、現実にあったということを深く反省し、私どもも不動産業者より一般住民の方に御理解いただけるような方法等を検討したいと考えております。

第2点目の下水道問題でございますが、御指摘の場所につきましては、3市の公共下水道として泉北環境で根本的な整備を進めておりますが、国庫補助ワクや道路事情で、特に御指摘の個所は十分な進捗になっておりません。組合や国、府に積極的に取り組むよう要望してまいりたいと思います。

なお、早急に必要の場所につきましては、従来から水路を優先してやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 建設部長（逢野一郎君） 信太16号線について御答弁申し上げます。

御指摘の信太16号線の取り付けにつきましては、非常に交通の渋滞は周知しておるわけで

ございます。われわれといたしましては、できる限り検討はいたしましたわけですが、現在、隣地には水道施設がございまして、空地にはやはり400ないし200の埋設管があるということで、どうしてもこれを拡張することができないという結論が出てるわけですが、これらを解消しようとするならば、できるだけ早い時点で上代伏屋線の信太2号線への乗り入れが必要だということで、いろいろと防衛施設庁とも協議を重ねながら現在、進んでいるわけですので、これらを早期に完成すべく努力をしていきたい、かように思うわけですが。

また、市道の認定でございますが、御指摘の個所につきましては、従来から検討はしておるわけですが、この場所につきましては、住宅都市整備公団との協議の中では、団地内道路という位置づけがございましたので、現在、御指摘の場所の市道認定は行われていないことは事実でございます。地元の御要望があるならば、再度、住宅都市整備公団とも協議して御要望に答えたい、かように思います。

- 用地担当理事（内田繁君） シリブカガシの移植について、私の方からお答えいたします。

私の現在の考え方といたしましては、シリブカガシの移植につきましては、やはりいろいろその後研究をいたしまして、隣接に求めていくのが好ましいということで現在、進めておりますので、御了承願いたいと思います。

- 議長（成田秀益君） 次。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） ごみの埋め立て地の松尾山のことについてのお尋ねでございます。

泉北環境施設整備組合が焼却灰等のために現在、黒石の処分地を使っておられ、O地区を埋め立てておられますが、余命が非常に緊迫した事態となっております。私どもといたしましては、この現状を十分認識いたしまして、松尾山の早期使用に努力してまいらなければならない、かように考えて現在、地元関係者と鋭意協議をいたしております。地元関係者といたしましては、農免道路愛護会、隣接の地主の方、それから、内田町の町会なり水利組合、松尾寺町の町会等がございます。

地元の方々は、自然の破壊等を大変憂えておられまして、埋め立てする付近から汚水、排水等で水質汚濁等があるんじゃないかという御懸念をいただいております。埋め立て地はもちろん、和泉市において古くから買収をいたしまして、今後、埋め立て処分地としての水処理の諸設備、堰堤などを建設して、最終的には埋め立てられるわけですが、その了解を得るために八方手を尽くし、いろいろと御協議をいただいておりますが、現段階では了解を得られた時点に至っておりません。早急に事態の切迫も十分認識する中でいろいろと手立てをいたしまして、御理解を得るよう努力を図ってまいりたい、かように考えておりますので、よろしく願います。

- 2番（竹内修一君） それでは、総括的にお答えをいただいたので、さらに具体的に再質問を

いたします。

住宅公団が鶴山台の会計閉鎖をしたのが約8年前でございます。その後、やはり見直しの個所がたくさんあるわけですが、要望しても、会計閉鎖をしたから応じたいという件が多々あるわけです。そこで、周辺の地域に公団が第4次として、2戸1みたいな様相のいわゆる土地付き3DKの分譲を約116戸したんですが、そのときの負担金はどうようになっておるか、市はそれをちようだいしておるのか。先ほどの例で申し上げましたように60万円で計算をいたしますと、6,960万円という金をもらうべきだと思うんですが、それは入っておるのか、入っておれば何に使ったかということ、私の収入額と使用額を明示してもらいたいという問いにお答えがなかったもので、具体的にお尋ねするわけです。

それともう1件、明石建設が鶴山台3丁目1に建設しつつありますが、これもやはり計算すると960万円、これもやはり徴収してあるのかどうか、あるとすれば、すでに開発された地域に16戸を市が認可して建設させるんだから、周辺の住民とうまくいくように、せめて幼児公園的な遊具の増設をすとか、あるいはいま流行の大阪府も推奨しているところのゲートボールぐらいはわずかな金でできるのではないかと思うのですが、そういうものをつくる気があるのかどうか、お尋ねいたします。

- 建設総務課長（坂田平之君） 明石建設の開発負担金問題ですが、開発負担金はちようだいしております。
- 2番（竹内修一君） そこで、市だけがもらうのではなく、先ほど申し述べた理由において使う気があるのか、ないのかということをおし知りたいわけです。
- 建設部長（逢野一郎君） 負担金の使途ですが、現在、負担金につきましては、一応、基金としての積み立てを行っているわけでございます。御指摘の明石建設の分につきましては現状も十分調査いたしまして、それは別途の考え方も含めて、十分検討させていただきます。
- 2番（竹内修一君） 非常に矛盾のある負担金を建設総務課が挙げて苦勞してトラブルの起きないように説得し、円満に徴収しておられる努力に対しては、私は敬意を表するわけでございますが、そういう公共的な基金を一つの課に任せ切って、財務部長あたりが財政再建のために寄与する方に、住民要望に応えないような現状において、この開発負担金を徴収することが、あるいは先ほど述べた例の前者二つにおいては、開発行為をした会社等から取っておくべき金を肩がわり的に、持家制度が奨励されている、また、住民の願望であるにもかかわらず、個人から無理矢理に徴収しておるといような現状に鑑みて、やはり指導要綱をつくった目的なり、いきさつは理解できますが、他市においては、そういう矛盾点を是正しております。本市においても、是正する時期ではないかと思うんですが、これについて、財務部長なり市長からお答えをいただきました。

と思います。

- 財務部長（麻生和義君） お答えを申し上げたいと存じますが、先ほどからいろいろと御指摘なり、また、建設当局からお答えを申し上げておりますように、開発業者等から負担金として、いわゆる開発指導要綱に基づきまして収入されております金額につきましては、すべて議員さんが御案内のとおり、公共施設整備基金の方に一たん積み立てをいたしまして、基金会計の経理を明確にする中で、各当該年度のいわゆる普通建設事業の整備をするに必要な一般財源に充当しております。公園のみならず、義務教育施設、その他の公共施設整備に充当して、市民の皆さんに還元をいたしておるといのが実態でございます
- 2番（竹内修一君） それでは、財務部長に続いて、公団の6,960万円についてはお答えがなかったが、これはどうなっておるんですか。
- 財務部長（麻生和義君） お答えを申し上げますが、実態調査をいたしたいと存じます。
- 2番（竹内修一君） 実態調査といいますが、市に入っておって、それを学校の施設なりに使ったのかどうか、用途を明確にしてもらわないと理解できないわけです。
- 財務部長（麻生和義君） 再度お答え申し上げますが、先ほど実態調査という答弁をいたしました。が、残念ながら記憶では、収入したという実績はございません。
- 2番（竹内修一君） 実績というか記憶がないということは、私は、個人からは強引に取っ取って大きなものからは取っておらない、こういうことがあってはいけないと思うんです。それで財務部長、いいんですか。これは最初に契約したときの負担金はもらっておるはずですが、期限的に8年を経過して、鶴山台地域の新住法に基づくところの開発行為は一応、区切りをつけるという後において、第4次募集的に増設された家について私は言っておるんです。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） お答え申し上げます。
財務部長がいま申し上げましたように、私の現在の認識でも2DK116戸というお話ですが、これが公団に直接結びつくのか、ちょっと理解いたしかねますし、また、6,960万円のことで、こういった負担金を公団から徴収したことはないと思っております。後刻、先生の方からよくお話を伺いまして確かめてみたい、かように思います。
- 2番（竹内修一君） 一応、了解はしましたが、さらに鶴山台に調整池があって、これが用済み的な存在になり、近く約60戸の分譲家屋を建てる計画があるように聞いておりますが、このときの負担金はどうなるのか、市としては考えておるのか、聞かせてもらいたいと思います。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） 鶴山台の調整池の埋め立てと住宅につきましては、確かに先生のおっしゃるような計画は承知いたしておりますが、その時期なり、実際的な住宅の戸数等につきましては、まだ、補完的な協議はしておりますが、詰めの段階までには至っておりません。今

ただ、シリブカガシとの関連につきましては、公社局長がお答えしたようなことでございますので御理解いただき、墓地は墓地なりに求めていきたい、このように存じております。基本的な考えだけ申し上げ、場所その他については、こういう事柄でございますので御賢察いただきたい、このように思います。

- 2番（竹内修一君） 市長の慎重に検討したいという気持ちはわかりますので、これで終わりたいと思いますが、実情を一つだけ申し上げておきます。観音寺の墓地公園もほとんど売却され、新しく求めようとする、市民は非常に苦勞しておるわけです。せんだって、やむを得ず河内長野市の天城山に墓地を設けた例もございます。非常に高うございました。そういうことでございますので、慎重に公園墓地を進めていっていただくようお願いをいたしまして、本日の私の質問のすべてを終わりたいと思います。

-
- 議長（成田秀益君） それでは、次に8番・原重樹君。

- 8番（原重樹君） 通告に従いまして趣旨説明を行いたいと思います。

まず、総括的に質問をしたいと思いますが、質問に入る前に、市政運営方針につきまして、2、3点、まず指摘をしておきたいと思っております。まず最初に、市政運営方針では、臨調行革の結果として、国政予算が1.4%という低い伸び率と一般的に言われておりますが、その中身は、軍事費が異常に突出し、さらには、エネルギー対策、海外協力など、大企業奉仕の予算になっております。そのために国民生活の破壊が進み、あるいはまた、本市でもそうでありますように、地方交付税の削減に見られるように、地方自治体へ犠牲を押しつける予算であることをまず、指摘をしておきたいと思っております。景気問題につきましても、この国民犠牲の58年度予算の一方的押しつけが国民の購買力を一段と引き下げ、そして、消費不況に拍車をかけ、経済の危機をさらに深めることになる点を指摘しておきたいと思っております。

次に、当市の財政状況についてでございますが、市政運営方針の中で実質収支赤字の完全解消の見通しが立つという点につきまして、これにつきましては、今まで私たちが再三指摘をしてきましたように、不公正な同和行政をそのままにする一方で、公共料金の値上げなどによる市民犠牲の上でできたものであり、さらに、こうした裏には、開発公社などでの人件費ごまかしや、あるいは200数十億円もの膨大な借金を抱えている実態でもあり、まさに表面的によい顔をしているにすぎないことを改めて指摘をしておきます。

以上、これらの点を最初に強調した上で質問に入りたいと思います。実は、市政運営方針と58年度予算について別々に質問をするのではなく、各テーマごとにそれぞれについて、この両面から質問をさせていただきます。

まず、福祉問題についてでございますけれども、市長も市政方針の中で強調している老人福祉問題について質問をいたします。老人保健制度は御承知のように、本年2月より実施をされており、当市においても、国が決めたものだから仕方がないということでそのまま導入され、現在、実施されております。

そこで、まず最初に基本的な点についてお伺いをしたいと思います。市長が市政方針の中で強調する老人福祉施策に照らしてみても、この老人保健制度はどうか。果たして市長の言う、老人に対して決め細かい配慮を行うことになるのかどうか、あるいは老人に対する福祉施策を重要視していることになるのかどうか、また、老人福祉の後退につながっていないのかどうか、基本的な立場を市長より明らかにしていただきたいと思っております。

2つ目に、保健サービス事業についてでございますけれども、このヘルス事業に係る総予算は、58年度予算ではどの程度見込まれておられるのか、お答え願いたいと思っております。

3つ目には、国保財政が老人保健法の実施によって若干の財政効果が期待できるという表現によりまして、国保の値上げ等がされようとしておりますが、そこで、57年度ベースで計算すれば、この老人保健法導入によってどの程度の財政効果があると見込んでおられるのか、数字でお答えを願いたいと思っております。

続きまして、大きな2つ目でありますけれども、町づくり問題について質問をしたいと思います。

当市では、中央丘陵開発を初め町づくり問題は、今後ますます大きな時期に差しかかってまいります。そこで最初に、いままで各地で行われてきた開発の実態を改めて見直してみる必要があるかと考えております。大阪にも千里、泉北など大きなニュータウンがすでに出来上がっているわけですが、いままでのこうした各地でのニュータウンづくりを見ますと、その特徴の1つには、まさに高度成長時代に農業を切り捨て、人口を大都市に集中させてきた施策、こうした大都市化に対応する政策として、いわゆる大都市の周辺に大規模団地をつくったというのが実態であります。つまり産業基盤の整備を中心に据え、生活基盤は第2義的なもの、その波及効果としてつくっていったというのが現実であります。だから、それは都市の形成ではなく、ただ単に住宅、ねぐらを与える政策であったということが1つの特徴だと考えております。

さらに2つ目には、大プロジェクト中心の開発が進められてきたこともあって、まさに目玉事業は常に外部から持ち込まれ、財界や官僚によって企画され、実行されてきました。よって、過去の地域開発は、まさに住民の自治をないがしろにしてきたことも1つの特徴だと考えております。

こうした点を踏まえながら、私は、今後の地域開発、町づくりはまさに上からのものではなく、

住民の暮らしの場を改善していくことを出発点に発想することが必要だと考えております。いままでの生活あるいは文化、産業、歴史、風土など、過去からの遺産を生かし、そして発展させる立場で行われなくてはならないと考えております。

最初に、こうした基本的立場を明らかにした上で、2月に中央丘陵開発の計画案も示されたところですので、町づくり問題について質問をさせていただきます。

まず1つには、町づくりの基本をなす総合基本構想を作成中だと思いますが、現在、どんな段階にあり、いつごろ発表するのか、明らかにしていただきたいと思っております。

そして、2つ目には、中央丘陵開発についてであります。今後の日程はどうなっているか。計画案では59年度着工となっておりますが、住民への説明などについて、59年度着工に至るまでの具体的なプログラムを明らかにしていただきたいと存じます。

3つ目に、都市整備部が30名に削減されております。その理由について明らかにしていただきたい。と同時に、都市整備部というのは、この58年度に買収が完了した段階あるいはそれ以後、どういうふうになっていくのか、今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思っております。

4番目に、周辺市街地との融和問題についてでございますけれども、具体的にどのようにして調和、融和を図ろうとしておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

次に、教育問題についてですけれども、最近の集団暴力事件や校内暴力事件の一連の事態に対し、マスコミの報道と、それに対応して政府の取組もされております。今日、こうした教育の現状は、重大な政治問題、そして切実な社会問題となっており、未来の担い手を養成する国民的事業としていまほど、原点に立ち返って教育のあり方が問われているときはないと思っております。そこで、本市教育行政の最高責任者である教育長から総論的に信念なり、その考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、同和事業についてですけれども、同和事業については、皆さんもすでに御承知のように、同和对策特別措置法にかわりまして、昨年より地域改善対策特別措置法に基づいて実施をされているはずであります。基本的な点についてお伺いをしたいと思います。

まず1つ目には、新法に基づいて58年度予算がどのように組まれておられるのか、新法の趣旨をどう生かしておられるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

そして2つ目に、市政運営方針でも新法の有効期限内に同和問題の解決を目指すという表現がありますが、5カ年計画、すでに1年経過しているので4カ年計画になりますが、この残事業の計画はどうなっているのか、いつ出せるのか、明確なお答えをお願いいたします。

そして3番目に、具体的な58年度予算に関連してでございますが、同和関連予算、人件費も

含めての全体の額と、一般会計総額に占める割合を明らかにしていただきたい。そしてさらには、この同和関連予算の内訳として、国、府、起債、一般財源のそれぞれについて、数字上で明らかにしていただきたいと思います。

以上ですが、再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 原議員さんの数点にわたる市政運営方針、その裏づけとなる予算案について、総論としての質問でございます。1点目の老人保健法に伴います基本的な市の考え方ということで市長の見解を問う、ということでございます。基本的な点だけを私から申し上げ、あと数点については、担当の方から御答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、高齢化社会でございますので、老人保健法がこの2月1日から施行されたものでございまして、内容としては、40歳以上の方々に対して予防医学的な見地から、お年を召してからあわてないように、体は早くから気をつけるという趣旨でのヘルス事業と、それから、医療費については、国民が公平に負担するということの医療の問題の2点が、老人保健法の骨子になっていることは、御案内のとおりでございます。

ヘルス事業につきましては、まだ施行間もないことでございますので、順次、こうしたお互いに40歳以上になれば、自らの健康は、自らで気をつけていくという趣旨でのいわゆる健康手帳の問題あるいは健康診査、それぞれが気をつけていくという趣旨に則りまして、この施行は61年でございますので、段階を追ってヘルス事業について、市民の皆さんにPRをいたしますとともに、取り組みを強化してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

医療問題につきましては御案内のとおり、一部負担金が法律で導入されたわけでございまして、70歳以上のお年寄りについても、一部負担が導入された、大阪府独自の65歳から69歳までにつきましては、これはやはり福祉で尊重していかなければならないということで、実質65歳～69歳、70歳以上ということで一部負担がそれぞれ法律の趣旨で導入されたことは、御案内のとおりでございます。法治国でありますので、法律の趣旨に従っていくことが行政の置かれている立場でございます。

ただ、大阪府との話し合いの中で、一部負担があっても、高齢化社会の中で低所得のお年寄りについては、無料で配慮しなければならないという原則に立って、一般のお年寄りについては、お医者さんにかかるときには一部負担はやむを得ない。ただ、低所得者については、自治体で負担していくという明確な考え方の中で現在、2月1日以降実施をしておるのが、和泉市行政の対応でございます。

ヘルス事業あるいはこうした保健法の趣旨に基づきまして、本市行政としては、低所得者への

医療の配慮をいたしつつ、法律の趣旨に従って行政的な対応を現在、それぞれの担当課で行っております。こうした実態について御報告申し上げまして、市の対応についての基本的な御答弁にかえさせていただきます。他の諸点については、担当部長より答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 福祉問題から老人保健制度についてのお尋ねがございました。ただいま市長から基本的な答弁を申し上げましたが、私から付け加えてお答えを申し上げたいと思います。

産業衛生部の担当は、医療を除く保健事業でございます。これには6つの事業がございますが、まず、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、この健康診査では、一般診査、精密診査、胃ガン検診、子宮ガン検診、それから、大きく5つ目に機能訓練、訪問指導、これだけがございまして。これらは本年2月1日から5年間の61年までに段階的に充足を図り、これらの作業を実施していくように指示されております。

なお、予算の方ですが、58年度当初予算でこれらを実施するについての諸経費として、保健衛生費の中で1,700万円余を計上させていただいております。御審議をお願いしているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 国保会計における老人保健法実施により財政的な効果はどれぐらい見込んでいるかという御質問にお答え申し上げます。

58年度の見込みといたしまして、国保財政における財政的な効果としては、1億1,500万円余という計算でございます。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 次の町づくりに関しまして、総合計画の取り組みの現状並びに今後の見通しでございます。昨年暮に作業の叩き台となる素案がコンサルタントから提出され現在、庁内で組織されております策定委員会、部長級ですが、その下部組織に次長、課長で構成する5つの専門部会を設けておまして、この専門部会で部門別に持ち出されて検討を進めておる最中でありまして。近く部会での検討結果を取りまとめまして、第1次案として部長級の策定委員会に持ち上げ、中間検討を行う予定でございます。

総合計画は、これから10年程度先の和泉市の望ましい町づくりの指針を定める構想、それから、かなり近い時点で実施をしていかなければならない施策の方向も定める基本計画、この2つで構成されておりますので、計画の1つずつにつきまして、綿密な検討と全体的な調整が必要でございまして、今後、今回第1次案並びに第2次修正案、第3次修正案と作業を積み上げてまいりまして、1つの概案を取りまとめたいと考えているわけでございます。本年度末ごろには、概

案を審議会にお示しいたしまして御協議を賜り、御答申をいただきました上で議会に基本構想案を御提案申し上げたい、かように存じておるものでございます。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

今後の説明等の具体的なプログラムということですが、土地利用計画案につきましては、先日、特別委員会並びに常任委員会に中間集約案を御説明申し上げ、議員皆様方に御配付申し上げました。今後、さらに特別委員会にお諮りをいたしまして、対策委員会の町会部会等の意見を徴し、さらには、専門的立場にある都市計画審議会の御審議を経て計画決定の手続きを進めていく。また、住民には、その段階におきまして、広報等を通じて広く周知をいたしたい、かように考えておるものでございます。

本年度の予算案には、当部の職員は30名となっております。これは昭和58年度ということに市政方針にもございますが、用地集約完結の年ということで、当部にとりましては、非常に重要な年でございます。しかしながら、当部は、昭和54年に発足をいたしました。当時、各部局より無理をお願いして職員を選抜をいたしまして、発足したものでございます。その後、4年の経過の中で、それぞれ新しい行政需要なり、いろんな問題が各部局に出てまいっておりますので、その中において体制強化をすることは、とうてい困難なことでございます。施行当時者の住宅都市整備公団と相協調して進めてまいるということで、本年度の人員構成となったわけでございます。

それから、この計画は、周辺部との融和の中でのものを進めていかなければならないということでございますが、当然のことでございます。既成市街地と新しい市街地とが分離されては何にもならないわけでございます。この計画は、和泉市の総合基本構想に基づいてこれを具体化するためにつくったものでございまして、泉北鉄道の延伸を中心として、それぞれの各周辺市街地との間に連絡道路等を中心といたしまして、その中に張りついてまいりますそれぞれの施設についても、その内容、周辺住民との交流がスムーズに持たれるよう、今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 教育長（葛城宗一君） 少年非行の問題について、その取り組みについてのお尋ねでございますので、お答え申し上げます。

今日、社会問題化しております児童生徒の子供たちの非行、校内暴力問題の解決は、きわめて重要な課題でございます。先生が御案内のとおり、非行や校内暴力の背景には、今日、子供たちが豊かな生活環境の中で甘やかされ、放任されまして、そして、制限のない自由社会の中でした

い放題に大きくなった、しかも、将来に向けて安定した展望が見出しがたい、あるいは学習に喜びを持つことができないというような環境で、無気力な子供たちが、その問題行動に走るケースが多いんでございます。

これらの問題は御指摘のとおり、国を挙げてその対応に取り組んでおるところでございますが、具体的施策に至っておりません。私どもは、これらの背景、問題点等を議論されるまでもなく、その解決のためには、学校、家庭、社会が一体となって、それぞれの教育的役割を十分に発揮して取り組みを積み重ねていくことが最も肝要であるという、一応の基本的な考えを持っておるわけでございます。

しかしながら、公教育の立場の学校といたしましては、校長を中心にすべての教職員が一体となりまして、常日ごろから使命感を持って子供たちの生活実態を的確に把握して教育に当たることが当然の責務であると考えております。その上に立っての学校運営の適正化に積極的に取り組むように、年度当初にはもちろんのこと、相次ぎ校長会、生徒指導担当職員会を持ちまして、指導の徹底を図っておるところでございます。

その具体的な内容では、まず第1点として、学校や学習の規律にとどまらず家庭生活まで含めまして、基本的な生活習慣をつけるように指導すること。

2つ目には、問題行動については、全職員が理解を持って境界領域を越えて、校長を中心とした共通理解を持って、学校が一体となって一致協力の取り組み姿勢を堅持するように指導いたしております。また、生徒への管理強化や力による指導のみに頼らないで、生徒の立場に立った、すなわち愛情と理解を持って指導に努めるように、この大切さも強調していきたいと思っております。

また、学校教育のあるべき姿を正して、家庭と常日ごろから連係して、地域を挙げて小学校、中学校、高等学校の生徒指導推進委員会等のお力もいただく中で、地域を挙げてこれらの未然防止に努めるということの必要性あるいは非行防止のための事前連絡、学校内外を問わないでお互いに周知、連絡しあうこと等を常に指導いたすところでございます。

また、一方では、先生方も御理解のとおり、昭和33年に特設された古い歴史を持つ道徳教育の推進がでございます。道徳教育を実際に特設した時間は週1時間でございますが、どれだけ実際に道徳時間が学校の中で行われているか、ということも常日ごろ、校長をして見直し、生かされるように指導するところでございます。また、教育課程改善の趣旨から、従来の知的な詰め込み教育を少しでも緩やかにして、徳育、体育とのバランスをつけるところに道徳教育の指導のあり方というものを見直すように、それらの学習指導要領の改善とあわせて、道徳教育の指導のあり方を見直すよう検討し、学校管理者とともにその指導に努めるところでございます。

以上のとおり、基本的な考え方についてお答え申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 第4点目の同和事業につきまして、総括的になっておりますので、私からお答えさせていただきます。

まず、第1点の58年度の予算編成にからみまして、新しい法律が昨年4月施行されました。それを受けて、いわゆる新法2年目に当たる同和事業をいかに展開していこうとしておるのか、という御指摘のように承りました。

58年度は、特別措置法が施行されてすべに15年目を迎えるわけでございます。本市は、大規模対象地区あるいはまた、大都市に隣接する都市型対象地区という条件から、環境改善の物的施設整備がおこなわれているわけでございますが、新しい法律が施行されて、その当時の国政の状況から判断いたしますと、新しい法律は5年の時限立法でございますが、再延長はあり得ないという判断をいたしておるわけでございます。

したがって、まず第1点は、この時限立法内の昭和61年度までに少なくとも物的施設整備につきましては完了したい、こういう考え方を持ちまして、新法2年目の58年度の事業計画を進めてまいりたい、こういう決意でございます。そのためには、担当部局の職員の一定の強化策等も考えまして円滑に事業が執行できるよう、体制の強化等も図ってまいりたいと考えております。

なお、物的施設整備につきましては、いま申し上げたような考え方でございますが、なお一層生活も含めたソフト面が重要であろうと考えます。その意味で一定の計画、活動の強化を58年度に図っておるところでございますが、さらに市民の御理解を得るためにも、今後も努力を重ねてまいらなければならないというのが58年度の考え方でございます。

いわゆる事業の5カ年計画あるいは4カ年計画のめどですが、御承知のとおり、現在、建設省に認可をいただいておりますのは、58年度まででございます。59年度予算の基本的な考え方は、本年8、9月には概算要求という運びになろうかと承知しております。逆算いたしますと、事業認可、変更等は、本年の4月末ごろには建設省に一定の問題提起をいたしまして、61年度までの事業認可の変更という認可を得るために、4月末にはめどをつけなければならない、かように考えます。

58年度予算の同和関連経費についての御質問でございますが、これからお答えいたします数字は、実は自治省に特交の申請等に使っておりますために、厳密にいきます形では若干、概算の数字になっております。普通建設事業費、施設運営費、起債の償還経費その他すべての経費を含めてお答え申し上げます。58年度の概算でございますが、本予算でお願いしておりますのは、57億900万円余でございます。いま申し上げましたすべての経費が積算されております。一般会計の規模が256億6,700万円ですので、約22％となります。いま申し上げた57億

900万円余の内訳は、国庫補助金が14億6,000万円、府補助金が約7億2,000万円、地方債7億7,200万円、一般財源等で26億7,500万円、その他が8,100万円、これには交付税、特交に算入されているものも全部一般財源に入っております。

以上が概算でございます。

○ 8番（原 重樹君） 基本的な点をちよっと聞いておきたいと思います。

まず、老人保健法の問題ですけれども、市長の基本的な態度ということで聞いておりますと、実際には、一部負担はやむを得ないというように出てきておりますし、法律の趣旨ということで、上から法律が決まったからこれを導入した、という市長の態度であつたらうと私は感じておるんです。私自身、非常に聞きたかったのは、老人福祉にとって、やむを得ないとか、やむを得るとかではなく、このことがどうなのか、後退になるのか、どう判断するのかを聞きたかったんです。市長も言われましたが、400円とか300円の有料化は、確かに大きな問題ですが、これだけではない。すでに老人の診療報酬の点数、いわゆる市民病院等でも専決処分ということで行っております。この点数の変更の問題ですが、これによれば、点滴、注射料が大幅に下げられ、あるいは入院も長くなればなるほど、保険会計からの支払いが少なくなるという状況をつくり出してあります。実際には、お年寄りを病院から追い出す体制となっているのが現状であります。これによってまさに病院自体が悲鳴を上げるという状況でございます。すでに老人病院等では、実際に閉鎖するところも出てあります。これが老人保健制度の実際の中身だと思っております。まさに福祉の重要視とは全く異なるもので、180度違うものであるということをおの場で指摘もしておきたいと思っております。

と同時に、保健制度でございますけれども、この点を市長は非常に強調されますが、私は、老人保健法に係るこの予防という意味では、重要であるということで充実させていくことは、従来どおりでございます。老人保健法の片方で有料化が始まり、一方でこれが本当に充実したものになっておるのかどうか、決してそうではないのが現状であります。市長もまだまだ準備の段階とおっしゃっておりますけれども、実際の額からして1,700万円、中身も胃ガン検診等については、従来からやっているものであります。

また、中間報告等を見ても、検討中とか、あるいは関係者と協議中とかという言葉がほとんどというのが実態であります。まさに制度そのものが予算によって裏づけられていないし、あるいは専門家等の体制も結局はできてない、こういう中で始まっているというのが、このヘルス事業の実態だと思っております。市民からすれば、まさに期待はずれというのが実感だと思っております。これではまさに老人にとっては、有料化はされるわ、あるいは病院からは追い出されるわ、という状況になり、そして、市民にとっても期待はずれの状況です。

また、これを導入すれば、国保会計そのものが助かるんや、助かるんや、といわれるが、結局は、国保料金の値上げも今議会で上程される状況で、まさに市民にとっては、踏んだり蹴ったりの実態だと思う。こういった状況の中で、少なくとも市民を救済する施策、市長自身も低所得者について言われておりましたが、その辺、少しでも市民を救済していく措置を何とかとれないものかという点についてお聞きしておきたいと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 原議員さんから診療報酬等の改定という深刻な問題提起を受けましたが、現実に福祉事務所の窓口にも現在、そういう相談がまいておるのは事実でございます。老人保健法の一部負担問題につきましては、現在のところ、2月1日からスタートしてまだ1カ月なので、当分の間は現状を見させていただくということで御理解いただきたいと考えております。

○ 8番（原 重樹君） 市長が本当に老人福祉を重要視する立場に立つならば、たとえばいま、私が申し上げているのは、吹田市とか忠岡町、ほかに全国を見ればありますが、結局は何らかの対策をとっておるわけです。各市単独でも一一一。たとえば入院1日300円については、これは忠岡町ですが、町が負担するとか、具体的なサービスが実際に行われているわけです。現実に2月1日から有料化が始まっておるんですからね。

あわせて、本市の場合には、同和関連だけは、60歳より無料化を続けてる、こういったこともあり、一般の方は老人福祉が後退させられておるんですから、このままでは、まさに差別の拡大につながると思いますので、公平なサービスを実施することが必要だと思います。老人を抱えておる家庭にとっては切実な願いになるので、この点についてもう1度、市長から基本的にこういうことができないのか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 担当の福祉事務所長よりお答えをいたしましたように2月1日から施行されてまだ1カ月という中で、議員さんからいろいろ御指摘をいただいている点はよくわかるんですが、行政の対応としては、法律の趣旨あるいは本市財政の実態あるいは諸般を考えたとき、現状の一部負担、低所得者については、これは公費で負担してこうという趣旨でやっていかざるを得ないと考えております。府下44市町村の中で3、4市ですが、特別の措置、吹田市などあるやにお聞きしておりますが、本市のいまの行政の取り組みとしては、現状の中でよく実態を見定めてまいりたい、こういうふうと考えておるわけでございます。

いろいろと高齢化社会の中での諸問題が非常に大きくクローズアップされております。お年寄りを大切にしなければならないという基本理念は、いままで御苦労いただいてきたわけですから、基本的には、老人福祉は守り育てていかなくはならない気持ちには変わりございません。この高齢化社会の中、老人福祉については、大きく論議がされておりますが、金だけではなく、生き

がい対策どのように進めていくかも、大きな課題だと思います。しかし、いままでの制度から後退かどうかの議論はさておいても、現状の国家財政の中でお年寄りがふえていき、それを支えているのは若い層であります。老人福祉を守り育てていかなければならないという全体の課題の中で、高齢化社会で福祉を実行していくためには、働ける人の支えによってそれらの福祉ができていくので老人の福祉のあり方については、これは本市だけではなく、今後の国家的な命大、課題として、老人の生きがい対策も含めて真剣に論議していかなければならないわけで、高齢化社会の中での大きな局面ではないかと存じております。

したがって、現行の医療についての考え方は一定見守りつつ、老人福祉を守り育てる考え方は持っておりますが、高齢化社会の中での老人福祉の論議は、これから国にとっても、本市にとっても大きな課題であるという観点で真剣に検討していかなければならない問題であると存じております。一部、全体的な問題にも触れましたが、よく検討させていただきたいと思っております。

○ 8番(原 重樹君) 意見だけ言っておきます。

市長は、これらが課題だと言われておりますが、実際この老人保健法の実態1つをとってみてもまず有料化の問題、そして、点数が変わり、老人が追い出されるはめになる。また、国が押し進めようとしている臨調路線の中では、医療費を償還方式にしていくとかの問題まで言われています。まさに医療費制度全般の大改悪をねらっておる現状です。確かに現状を見守りつつ今後が問題だというところの方だけをしておりますと、今後、ますます市民、国民にとって大変なことになるということも指摘をしておきたいと思っております。このサービスの点については強く要求もしておきたい。市政方針で老人問題を強調されておるわけですが、まさにいままでの答弁を聞かせていただき、よりきめの細かい配慮、心の触れ合いを基本に、と言われておりますが、実態のない、予算の裏づけのない、言葉だけの精神的なお題目にすぎないということも指摘をしておきたいと思っております。

次に、中央丘陵の町づくり問題ですが、総合計画については、そういうふう聞いておきます。

中央丘陵についてちょっと再質問をお願いしたいんですが、町会に説明して都計審に諮って、広報で知らせて—ということですが、ゴーサインを出すための日程という印象です。実際の中央丘陵の町づくり計画をどうするのか、計画を充実させていくという意味で、具体的に住民の意見、考え方あるいはこういうものは、どのような形で取り入れようとしているのか、あるいはもう入れないのか、この点について明らかにしていただきたい。

と同時に、先ほどの答弁の中にごさいましたけれども、58年度を用地集約完結の年にしたいということですから、いままで委員会あるいは議会でも、残りの20%程度になったところが非常に交渉が難しい、大変なことになると指摘もされておりますが、今後、具体的にこの買収問題で

は、どういう対処をしていこうとされているのか、時間がないので、端的にお聞きをしておきたい。58年度に強制執行も含めて、用地集約完結の年にしたいというのか、あるいは強制執行をしていこうというならば、58年度でなくても、それ以後でも、結局はどこがやるのか、公団がやるのか、市がやるのか、その辺についてお聞かせを願っておきたいと思います。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 町づくり計画を充実させるために住民の意見をどのような形で取り入れるのか、ということですが、先ほども申し上げましたように、住民の代表であります議会、さらに特別に専門的にこの問題を御審議いただくために設置していただきました特別委員会並びに常任委員会に十分御審議を煩わしまして、さらに、対策委員会に町会部会というのがございますが、現在、連合対策委員会の役員会の皆様とさらにこれを拡充強化していただきたいということで協議を重ねております。

さらに、専門的な立場では、都市計画審議会が和泉市にございまして、議員皆様方を初め各階各層の御代表がこれに加わってございます。この中で専門的な立場からの御審議をいただく。そして、1つの成案がまとまれば、住民の皆様方に広報等を通じてお知らせし、いろんな意見もあろうかと思いますが、それらを含めてやっていきたい。単に計画ができればそのままということではなく、これだけ大きなプロジェクトなので、事業もかなりの年月を要するわけですので、いろんな修正もしていかなければならない。たとえば鶴山台もでき上がってからいろいろと形が変わってまいっております。

それと、58年度が用地集約完結の年ということですが、これはできるだけ早く事業化に結びつけるためには、用地買収の問題は避けて通れません。最終的に何%かの物件が残りますが、われわれといたしましては、今後とも権利者の御理解を得るために努力を続けてまいりたいと思います。現時点で強制執行するかどうかは、まだ考える段階ではございません。これから十二分に権利者の御理解を得るための努力を重ねていくということでございます。最終的な段階に入っても、公団が一方的に行うのではなく、市と十分な協議の中でやっていただくように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 8番（原 重樹君） いわゆる住民参加ということですが、住民の意見を吸い上げる問題につきましては、私が最初の趣旨説明で基本的な考え方を明らかにしていたわけですが、市政運営方針の中で夢と希望に溢れた町づくりを目標に、という表現があります。よく言われる言葉ですが、当然、市長の夢と希望ではなく、13万の市民にとっての夢と希望の町づくりであるということです。となれば、私は、市民の意見や希望を入れた町づくり計画にしていく必要があると思います。ところが、計画自体に住民が参加しておらず、実際には、他人からの押しつけのものになっ

てしまう、こういうことがあろうかと思うんです。住民の意見といっても、通り一遍のアンケートや説明などをやってきたのが、従来の開発の1つの大きな特徴だと思います。こうした町づくりが住民の一部に対して、いわゆる町づくりに無感心にさせたり、自分だけの利益しか考えない、自己中心的な態度を生んできたと思います。企画、計画に十分な時間をかけて住民参加を進め、あらゆる階層の知恵を動員して住民の合意を形成することが必要だとも思います。

最後に、周辺との調和のとれた開発についても、計画の段階で本当に周辺の合意を得ておくことが必要になります。でないと、新入居者との間にいろんなトラブルが起こったり、市長の言う夢と希望の溢れる町にはならないことは明らかです。着工にゴーサインを出すために心死ということもわからないわけではありませんが、実際には、そういった点を抜きにしては、夢と希望の溢れる町づくりはできないということを指摘して、詳しくは予算委員会等でやられると思いますので、そちらに回したいと思います。

教育問題につきましては、私たちはいまの憂うべき現状の根本問題として、1つには、政治的な問題から考えると、金権腐敗の政治あるいは反動的な教育政策によって生み出されてきたことが大きな原因とも考えております。歴代の首相は、そのときどきの都合により、ごまかしで国民の期待とは逆の方向で押し進めてまいりました。教育勅語の関係とか、君が代の国歌化とか、公害問題における人間の尊重の後退あるいは教科書検定問題に見られるように歴史をゆがめる政策など、そしていま、金権腐敗の象徴でもある田中角栄が依然として居座っている政治実態にこそ、行政としては、厳しい反省が求められるのではないかと考えております。共産党は、改めて憲法と教育基本法の理念、つまり学問の自由と教育の自主性の保障が不可欠であり、教育活動への不当な権力や統制は、きわめて有害なものだということを強調しておきたいと思います。

戦後最悪の中曾根内閣のもとで、今日の教育の現状を本当に民主的に改革するのではなく、反動政治に利用する危険がいま、マスコミ等を通じて一層強まってきております。刑法あるいは少年法の改悪が策動される中で、ストレートに警察の介入に道を開いたり、あるいは教育の国家統制のプログラムに手を貸すことがあっては決してならないと思います。教育を本当に人間らしく、生きるのに必要な能力の基礎を育成するものとして、本市でも教育行政の基本的な立場を要求して、この点についてはおきたいと思います。

それから、同和問題についてですが、いわゆる13年間、もう14年間ですが、基本的な反省というのが、実際には、いままでの議会等を見ても出てない現状だと思います。新法をつくるに当たって、国の同和对策協議会でまとめた中身も、はっきり個人給付的事業は、経済的理由、その他真に必要な場合に限って、となっております。

しかし、従来より所得制限等について提案しておりますけれども、いまだにこれがされておら

ない。あるいは行政の主体性も公平性も確保できておらない。あるいは適正化や法律化あるいは住民合意が新法の中で言われているにもかかわらず、たとえば一運動団体である解放同盟への助成金2,500万円を初め、各種助成金、補助金がいまだに精査されていないのが現状であります。

そこで、1点だけ問題点を明らかにするために具体論でちょっとお答えを願いたい。個人給付についての所得制限の導入の考え方。そしてもう1つは、これは1つの具体例の質問ですが、たとえばこの支部助成金2,500万円の見直しについての考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

- 同和对策部長（橋本昭夫君） 2点の御質問がございました。第1点の所得制限問題でございますが、やはり対象地域の住民の生活の安定が一番大事である。これが基本であると存じております。その理念の上に立って、一定の所得問題は当然のことながら、議論される時期があらうと考えております。

2点目の支部助成金ですが、当面、58年度予算でも御提案いたしました2,500万円の助成をお願いしたいと考えております。

- 8番（原 重樹君） 時間がお昼に迫ってるので、この辺詳しくは申し上げませんが、所得制限についても時期があらうという発言、正直言ってもっと詳しく聞きたいところもありますが、この辺で終わりたいと思います。

ただ、従来からの同和事業が国民の大きな批判があったがために、全体からいえばまだ不十分な点はあったとしても、その反省の上に立ってできたのが地域改善特別対策措置法です。いま、施行されてるのがそうでございますので、新法の趣旨に沿って、市長が勇気を持っていままでの同和事業を見直していくかどうかの点、市長の基本的な政治姿勢が問われている問題であり、あるいは18万市民がこれだけ大きな問題になって注目しているんだということを指摘し、細かい点は予算委員会に回すとして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（成田秀益君） それでは、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

○

（午後1時5分再開）

- 副議長（天堀 博君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。5番・田中包治君。
- 5番（田中包治君） 通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、いわゆる公社財産を処分する場合、市有財産として処分することが正しいと思うんですが、その点については、どういうふうに思ってるか。というのは御存知のとおり、議会に

対しては、単なる報告案件にすぎない。そういう立場の中で話をするならば、現在、市政方針にも書かれておられないけれども、公社財産の9億6,000万円に上る負債が起こってくるそのものがおかしいのであって、なぜこういう措置をしてるのか。

御存知のとおり、公社財産を獲得する場合には公有地として買うておるわけです。そうしたら、必ず次に市が買い取らなくてはならない。買い取って市有財産として処分し、そして赤字が出た場合一般会計で補てんする。これが方法ではないか。現在のやり方であると、会計法上についても疑義を感じるのではないだろうか。

一応、この市有財産というのは御存知のとおり、2,000万円もしくは土地については5,000㎡以上が議会の承認案件になっておる。こう言いながら、9億余の片方では赤字、片方では一般会計で6億の黒字、こういう矛盾した会計法上の取り扱いが果たしてあっていいだろうか。こういう立場の中で市が公社にお願いした場合、市が買い取らなくてもええというなら、現在の公社の損失というものはどう処理しようとするのか、ここらのはっきりしてないので、この問題について質問したいと思います。

2つ目に、人勤凍結問題でございます。人勤凍結には反対だということで、議会の総意で去る10月議会で決議しております。そこで、人勤を凍結する理由として、財政が赤字だから凍結するのか、あるいは政府が言うから凍結するのか、ここら非常に問題やと思うんです。われわれは地方分権という1つの自治体であり、市長は自治省の任免者ではない。したがって、市長の意思というものをどう考えて、どうするのが1つの問題だと思います。もし、金がないとするならば、政府が57年度実施した場合、和泉市はしないということを確認できるかどうかという問題もからんでくると思う。そこらについて明確な御答弁を願いたいと思います。

私は、この問題については、過去、議会においてもよく言われてるとおり、いわゆる渡り号俸というものが和泉市においてはやられておる。私は、これはカラ賃金であり、ヤミ賃金であると思ってるわけです。そこらのはっきりわからない。議会、市民もわからない。聞くところによると、大学を卒業して8年すれば2級になるとか、高卒なら10年でなるとか、こういう風聞的な話は聞いておりますが、実際にどういように移行し、どうやってるんだということですよ。

たとえば風聞で聞いているように2級まではそのまま上がるんだとするならば、現在、ここにいらっしゃる部課長の責任と問題がからんでくると思う。まあ、遊んでおっても給料はトントン拍子に上がる。一生懸命に責任を持って働いても給料は一緒か、余り変わらない。こういうことでは、よく言われる休まず、働かずの精神を市の理事者が職員に強要しているのではないかと考えるわけなんです。

ここではっきり具体的に言うならば、5級から4級に渡る場合、常識で考えれば、1級上がる

から、1号昇給して直近上位の4ランクに入っていく。これが渡りのことなんです。議員の皆様方にはっきりこれを言えるか、言えないかです。そして、言えないとするならば、どういう理由で言えないかということです。

この間の広報に出ておったが、一般職員が800人からおるが、普通に働いてる人が50人しかおらない。いかに矛盾があるかはっきり言いたい。したがって、職については、責任と知能において給料が決まる。これが同一労働、同一賃金の原則であって、資本主義社会であろうが、社会主義社会であろうが、その責任のない人が、責任のある人の賃金と同じように無条件に上がるというのが渡りの制度です。それがもし正しいと言うんなら、どういう条例があるかということをはっきりお願いしたい。

以上をもって私の質問の説明を終わります。答弁のいかんによっては再質問いたします。

- 副議長（天堀 博君） 理事者答弁。
- 用地担当理事（内田 繁君） ただいまの御質問につきましてお答えいたしたいと思っております。

土地開発公社と申しますのは御存知のとおり、地方公共団体にかわって、公有地となるべき土地の先買いあるいは先行取得を行うのが目的で設立したものでございます。したがって、保有土地の処分につきましては、やはり市の依頼に基づいたものであり、市に戻すのが原則であるとわれわれも解釈しております。しかしながら、市に戻して普通財産としていろいろの処分方法を講じてはおるんですが、有利な結果が得られないという実態的判断というか、そういう中では公社財政の圧迫なり、公社の資金流動化の必要性と財政実態から、やはり執行者で処理するのが違法ではないという上級官庁の方からの指示がございまして、現在、いわゆる公社独自の物件については、公社でもって処分させていただいてるわけでございますので、その点ひとつ御了解賜りたいと思っております。

2つ目といたしまして、公社の損失をどう考えてるのか、ということでございます。これは累積欠損金9億余の問題であると思っております。どうしてこれだけの赤字が累積したかと言いますと、9億余の中身はいろいろとございまして、経常収支の欠損もありますし、いま言った独自処分による差損、損失が生じ、それらが年々積み重なって9億余の欠損が生じております。

これらの処理というか、どういうふうに対処すべきか、現在、1つの取り組みとしてやっけるのは、事務費の引き上げというか、手数料の引き上げ、あるいは人件費の年次の軽減、それから金利の低減、いわゆる長期的、中期的にもそういう流れの中で、公社運営の健全化に向けて現在、着々とその対策を講じているわけでございます。

そういうことで一番問題になるのは、私どもが独自で処分する物件の処分方法が、非常に問題として上がってくると思っております。これにつきましても、現在までいろいろと議員皆様方の御指導、

御鞭撻もいただきながら進めてまいりました。公社といたしましても、これらの処分につきましては、条件整備を図りながら、やはり帳簿価格に近づけていく努力をしながら処分していき、それによって投下資金の回収をやりながら資金の流動化を図って、低利資金への借り替えあるいは金利の軽減に努力しているのが現状でございます。そういうことでございますので、ひとつ御了承を賜りたいと存じます。

- 5番(田中包治君) おかしいと思いませんか。公社は市長が理事長、市長が、これを買うてください、と頼むんでしょ。買わなくてもええという話、これでは損失はどうしますね。公社の理事会で責任を持ちまんのか、そうなりますよ。言うたら悪いが、ブローカーが頼まれて買う人と同じ、そして9億の赤字を出した。人件費をなくしたかて解消できません。

これを買うときに市が債務保証して、これを買うてください、と金を出してる。そして、買ったやつをどないするんや、と言うたら、公社でやります。公社は赤字をどないしまんね。はっきりしてくださいよ。9億6,000万円ですよ。何も議会にも全然かけんと売却してる。灰山の件も一緒や、議会には一言の相談もなくやってる。われわれは聞いたことがない。そしてこの損失が出てる。公社理事会が9億の金を補償するのか。補償せなんだら話にならない。10年前に買った状況がどうたらこうたらでない。現実はどう処理するかです。人も減らした、金利も下げます。と言うが、9億6,000万円が毎年1割で9,600万円ふえていく。買うときは市が保証し、売るときは知りません。議会には一言の相談もないということではどうなる。

- 用地担当理事(内田 繁君) まず、赤字の責任をどこで負うのか、ということでございますが、これにつきましては、やはり公社は理事会等で運営しておりますので、やはり責任云々となると、理事会の中で責任を持たなければいけないというようには思ってるわけでございます。

それと、現実的な損失を与えてるじゃないか、という問題でございますが、確かに独自物件を処分するには、できるだけ帳簿価格にもっていくべく努力しておるんですが、どうしても時勢単価というものが非常に作用いたしますので、この処分時点では、どうしても差損が出てきた。差損そのものもできるだけなくすという考えを持ちながら、やむを得ない理由でそういうことになってきております。これらの問題につきましては現在、独自物件の総プールをしながら、それらの問題の解消も考えていかななくてはならんということで進めております。

- 5番(田中包治君) おかしい。理事会が責任を持って金を払いまんのか、はっきりしてください。
- 市長(池田忠雄君) 公社の局長からお答えいたしました意味は、公社が保有している用途を外れた独自の保有物件の処分は、基本としては市が依頼したものであるから市で買い戻して処分をし、赤字補てんをすべきである。という論点でのお尋ねであろうと存じます。

もちろん御案内のとおり、議員皆様方の御心労を煩わしながら公社の財政再建に当たっているわけでございますけれども、その過程の中でその都度、公社の特別委員会の正副委員長さん初め皆さん方の御指導と御協力を得ながら、保有物件の処分を行ってきたのが現在までの姿でございます。

その経過の中でいつも申し上げておりますように、基本はそうであるけれども、いわゆる市に買い戻して市で競争入札をした場合、どうしても思ってる値よりもはるかに下の入札しかできておらないというのがいままでの経過でございます。そこで公営法に基づく公社でございますので、より有利な財産処分をということで、特別委員会にも御協議をしながら、財産処分を公社独自で行う。それは保有物件を少しでも帳簿価格に近づけて処分することによって赤字を少なくしていく、少しでも有利な方に持っていくという処分の形であったわけでございます。田中議員さんにも特別委員長を御歴任いただいた中で御指導もいただいてまいった経過がございますので、どうかひとつ御賢察いただきたいと存ずるわけでございます。

なお、赤字の解消策につきましては、常々御指導をいただきながら公社理事会として当たっておりますのは、いま即、この赤字をどうするというのではなく、市と表裏一体の公社でございますので、やはり中長期的な立場から公社の赤字を何とかして減らしてまいり、財政を健全化したいという中で、少しでも有利な独自物件の処分の中で、経常的な人件費を毎年軽減策をとり、事務費を圧縮していく、あるいは借り替えによって低利にもっていき有利にするというあらゆる方策の中で、長期的にこの赤字を解消してまいりたいというのが公社理事会の考え方でございます。田中議員さん御指摘のように市で依頼したんやら市で皆かぶってやったらどうか、現状の中ですぐに解消したらええやないか、ということでございますが、長期的に解消してまいりたいというのが公社のいまの方針でございますので、その点ひとつ御理解と今後とも御指導をお願い申し上げます、このように存じております。

- 5番（田中包治君） 1つの問題は、売り方という点では、何も競争入札せんかて、公社で売っても市で売っても同じ、高い安いはない。というのは、公社は市やと思ってるしね。市が競争入札するんなら別ですが、随意契約をやるんなら別に関係はない。

そして、私が一番心配するのは、これほど赤字が出ながら議会はノータッチだということです。いま、特別委員会の問題が出ましたが、私は4、5年前から違法だと言ってる。せやから、この間の代表者会議でも、違法であるということを確認して正副を使うたらええやろう、と言った。副議長がもう1年間、研究する間特別委員会を解散しない。これがされてるといことは、違法行為をそのまま認めてるといことになると思います。

私は再三、特別委員会は付託案件だけ、常任委員会の専門委員会なら別ですがね、だから違法

だと言ってる。もし、私の言うてることが間違ってるんやったら反論してください。副議長も市長もおるしね。

われわれ議員は行政に参加すべき問題やない、立法の問題ですよ、ざっくばらんに言ってね。やはりあくまでも提案されたものをイエスカノーを決める、協力するとか関係ない話です。理事者が責任を持って執行すればいい。任期は4年、今年、次の人に申し送ったら、次の人は何と言うか。理事会で、理事会でと言うが、そういう理屈になりまへんか。

- 副議長（天堀 博君） いま、議長に対して出ましたので、その点について申し上げておきますと、確かに11月2日の会派代表者会議でその件が出ております。そのときには正副議長団の一定のまとめとして、代表者からの御意見もお聞きした上で、今年はこのままいく。そして、この1年間は研究機関のようなものをこしらえて、任意の検討委員会のようなものですが、会派から各1名ずつぐらい出ていただき研究し、今度9月の役員改選の時期の議会等で議員総会等を開いているいと御意見を伺った上で決めてはどうか。こういうことでしたので、委員会そのものが解散するか、しないかについては、委員長さんなり、所属委員さんの意向によって開かれておりますので、そういうふうに御了解を願いたい。理事者との関係につきましては、これはわれわれ正副議長団云々ということではなく、代表者会議の話はそういうことになっておりますので、その点は御了解願いたいと思います。

議会の委員会がおかしいかどうかはこれから検討していく、時期としては、われわれも正副議長になったばかりでして、その後、年末年始もございましたし、この議会あるいは統一地方選もあり、その辺が終わった時点で、というのがわれわれの腹づもりでもあります。

- 5番（田中包治君） あのとときに私が言ったのは、はっきり書いてある。付託案件を審議する、となっております。付託案件以外を審議するのは不当である。とはっきりしている。正副委員長をつくるんなら、非合法だが、確認してやりなさい。議長さん、副議長さんの話は知らんが、一応、研究機関を置く、正副委員長になりたい人もおるんやからええやろう。そのかわりに開くことについては、付託がなかったら開くべきやないということははっきりしている。

その話は別にして、それが正しくないと言うんなら反論してください。地方自治法、条例にはっきり書いてある。正規で特別委員会でやってるのは決算と予算委員会だけです。そんな話は別にして、それが正しいか、正しくないかの問題になると、そうはっきり書いてある。あの文章をどない読もうとね。あのととき副議長は、あっせん案ということは事実だが、私は、しないという感覚でおったことは事実です。

- 副議長（天堀 博君） その点につきましては、田中議員さんの御意見はそうでありましたけれども、代表者会議全体の意向としては、今年はこのままでいって、次のときに……、その間

は研究していこう。こういうことでしたので、その点での御理解を願いたい。ですから、付託されてる。されてないという問題につきましてはそういう中で御論議していただき、一定の結論を引き出していきたいと思いますので、その点を除いて、理事者との関係の問題についての御質問の方に重点を置いていただきたいと思いますと思うわけです。

- 5番(田中包治君) そんなことを論議しておってもしょうがないが、理事者がどう思ってるか知りませんが、問題は、付託してない席に理事者が来るのがおかしい。何を相談しまんね。行政を相談するんですか、それを言いたい。ここで、こんな問題を言おうと思わなかったが、市長が特別委員会でやっていますから、と言うからね。規則どおりやってるんか、となる。原議員の質問に、日本は法治国家です。と言いながら、自分から法律をつぶすんか、と言いたくなる。

この問題は、市有財産として処分する方向で、欠損は別ですよ、われわれは債務保証してるんです。買ったものを処分する場合、一応、議会に提案すべきなんです、市有財産の取り扱いとは別にしてね。そうでないと、損失だけは、わがら勝手にごっそり出しておきながらね。

これが報告案件でなかったら何も文句を言いません。公社はすべて報告案件、賛成しようが反対しようが関係ない。というのは、公社財産は損失はしてないということです。ブローカーみたいに世話して市に渡すだけの仕事ですよ、公法から言ってもね。そこらを十分論議しなければいかんが、この辺で終わっておきます。

- 副議長(天堀 博君) 次の人勧凍結問題。

- 市長公室次長(神藤恒治君) 人勧凍結の問題に関しまして、大きく2点にわたって御質問をいただいておりますので、私からお答えいたします。

まず第1点目に、凍結は財政上の理由なのか、あるいは政府が凍結しているからなのか、といった点でございますけれども、御承知のとおり、昨年8月に勧告が出されまして、その後間もなく、国において凍結の方針が打ち出されたことは御存知のとおりでございます。

こういった背景に立って、本市も市職労と一定の交渉を重ねてまいりましたが、国、府、特に府下各市の動向等を勘案いたします中で、現在、実施する段階には至りませんでした。したがって、財政上の理由も要因の1つかとは思いますが、今回のケースにつきましては、特に国が凍結され、大きな政治問題となっております事情が例年と大きく相違いたしております、結論を見出せなかったものでございます。この点よろしく御理解いただきたいと思います。と存じます。

次に、渡り問題についてでございますけれども、かねてから御指摘なり御意見を賜ってるところでございます、私たちが十分その意を体しておるところではございますが、何分にも長い経過がありまして、これの是正につきましては、なお時日を要する実態でございます。今後とも給与の適正化に向けて一層努力を重ねてまいりたく考えております。この点ひとつよろしく御理解

をいただきたいと存じます。

- 5番(田中包治君) 質問に答えてくださいよ。人勧凍結というのは、労働者の労働基本権と団体交渉権を剝奪したかわりに人事院勧告を出してるんでして、財政上出せなかったら仕方がない。ところが、財政上出せるか、出せないか、われわれは、ここで満場一致で凍結反対の決議してるわけです。そうすると、あなた方が金がありません、と言うのか。政府がどうたら、こうたらという話は通るまんのか。何がために市長を地方分権の中で選挙してまんね。あんた、市長が自治省の指名市長やと思うてまんのか、はっきりしなさい。そんな話、あるかいな。

- 参与(西川喜久君) 私からお答え申し上げたいと思います。

人勧の趣旨そのものについては、田中議員さんはベテランでございまして御承知おきでございますので、省略させていただきたいと思います。ただ申し上げられますことは、政府の趣旨から見て、これは十分尊重すべきものと考えております。

また、凍結の理由でございますが、これも御承知のとおり、閣議決定された内容を見ますと、やはり財政上の理由から公務員が卒先して痛みを分かち合う姿勢を示すべきであるという第1点と、2点目には、人事院規則でも示されておりますように、5%以下であれば勧告しなくてもよいと定められております。

また、赤字だからしないのか、ということでございますが、わが和泉市における人勧の実施の経過を見ますと、人事院勧告が昭和23年に制度化されまして、それ以来、昨年の勧告まで89回なされております。その間、昭和24年のみ実施が見送られただけでございまして、すべて本市におきましても非常に苦しい財政事情の中、過去を振り返ると、再建整備団体に突入した時点もございまして、その時点におきましても、やはり国に準じて実施してきた経過がございます。

そのようなことから、今後の考え方でございますけれども、市職員の給与決定については、やはり給与決定の原則の1つである均衡の原則が重要なウエイトを占めるものと考えておりまして、自治体の業務に従事する職員の給与につきましては、少なくとも、府下自治体の一定の均衡を図る必要があろうかと存じまして、これらの問題につきましては非常にむずかしい点でございますけれども、今後、労使間もさることながら、十分議員さんの御理解も得る中でこの問題に対処してまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 5番(田中包治君) あのね、言いわけしたかて、市長は自治省の指名市長というように聞こえる。地方分権とか地方の時代とか口では言っておっても、基本的にはそうでしょう。これは市長の権限でできる問題なんですよ。自治省の言うことを聞くんや、と言うんならそれでもよろしいが、そういうふうに第3者は判断します。

それよりも、ここで一遍渡りの実態を言いなさい。言えるのか、言えんのか。どういうように

上がって、どうなってますとね。われわれは聞く権利もあるし、市民に報告する義務もある。50人ほどしか一般職がいないらしいが、報告してください。5級から4級に上がるときはどうとね。職は一般職でも給料は課長補佐、係長級をもらってる。広報では、ほとんど係長ぐらいになってるのと違いますか。はっきり言ってくださいよ、その方法をね。

- 市長公室次長（神藤恒治君） 渡りの運営の実態と申しますか、渡っていく段階の年限等のことについての御質問だと存じます。

端的に言いますと、それぞれの等級で一定年限をたってから職階の形で上がっていくのが基本ですが、渡りの場合、それが短期間に等級で上がっていく形になっております。したがって、ただいま御指摘をいただきましたとおり、本年1月号の広報に実際の等級別の人数、そして、括弧書きで渡りによるところの給料、渡りで運用しております給与、人数を示したものでございます。数字につきましては、和泉市広報に掲載したとおりでございます。

- 5番（田中包治君） 渡り制度は、入ったとき5級が何年したら4級になるんや、4級から3年たったら何になるんやと聞いている。そして、2級までいくが、その上は、給料表では使っていないはずや。はっきり言いなさい。それがどの条例に基づいて支給してるんか。

- 市長公室次長（神藤恒治君） 大学卒ですと1年で4等級、短大卒では3年で4等級、高校卒では5年で4等級といった形で渡っていくわけでございます。

なお、4等級の該当期間は4年、3等級で4年、あと2等級で給料表の末号まで、こういった運用でございます。

- 5番（田中包治君） ごまかすような話ですが、1等級上がるたびに直近上位で上がっていく。私が言ってるのは、もう少し詳しく言ってもらわんとさっぱりわからない。これを議員に全部回してくれますか、こうなりますよ、とね。

それと、どういう条例に基づいていますね。条例がなかったら上げられんはずや。条例のどこに書いてあるんか。

- 市長公室次長（神藤恒治君） 実際のところは、運用で実施いたしております。

- 5番（田中包治君） 給料を払うのに運用ですみませぬ。この間の2万5,000円かてなぜ条例を出したの。これは3億や4億の金と違いまっせ、7、8億から10億の金が出てまっせ。ヤミ賃金でしょう、はっきり言うたら。はっきりしてくれ、ヤミ賃金であるのか、ないのか。ヤミ賃金でないと言うんなら、条例の何条を適用してやったのか。金を運用で払いまんのか、法律も規則もなしでね。そんな理屈がありまっか。恐らくほかの議員さんも聞いただけで知らんと思う。新聞ではよく書かれてるが、地方自治体の実態を市民は全然知らない。運用でヤミ賃金を出してる、そうでしょう。ヤミ賃金と認めるんか、認めないんか、どっちや。

- 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

この給料の支払いにつきましては、和泉市職員給与条例の中の行政職第1表の給料表を適用いたしまして給料を支払っているのが実態でございます。

先ほど渡りについて、どのような方法で渡っていくのか、という御質問もございましたので、1点お答え申し上げますが、大卒の場合、5等級の13号で位置づけをいたしまして、渡りで最終2等級に渡るまで13年ですか、詳しい資料が手元にはございませんが、2等級へ渡るものと考えております。

この運用につきましては長い歴史がございまして、大阪府下各市を見ましても、大半の市がこのような方法をとっております、前回は田中議員さんにもお答え申し上げましたように、渡り制度そのものは望ましくない方法であるということで今日までできております。それらの中で、いろいろこの問題について労使間で現在も継続的に協議を重ねているわけでございますので、何とか一定適正な給与にしなくてはならぬという心構えで、今日も協議を重ねている中でございますので、ひとつその点を御理解いただきたいと存じます。

- 5番（田中包治君） 地方公務員法の第3条にはっきり書いてまんね、職階制賃金についてね。そして、条例とかでそういうことをしてはならぬとね。市長は、法律がどうのこうのと言うから、わしも言いたい。課長の仕事してへんのに課長の給料を払ってる。どこかに書いてまんのか。労使間、労使間というが、職員組合に団体交渉権はないんでしょう。団体交渉権のかわりに人勤制度がある。団体交渉権がないから労働協約も結べない。だから、議会に提案して条例化して初めて賃金を支払う。話し合いはしますわね。労働条件とかね。条例化してないということはヤミ賃金だということでしょう、ざっくばらんに言ってね。違うんなら、違うとはっきり言ってくださいよ。条例の第何条何項に書いてあるとね。はっきり議員さんに回しますか、この制度をね。

- 参与（西川喜久君） ちょっといま、手元に資料不足でまことに申しわけございません。先ほど大卒の場合の2等級までの渡りの経過を御説明申し上げましたが、一度、一定の時期を見て給料表を各議員さんにお渡し申し上げ、その時点で大卒、短大卒、高校卒の渡りの方法を時期を見て御説明申し上げたいと思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

- 5番（田中包治君） 時期といっても、早くしないと予算委員会で審議でけへん。カラ賃金を予算委員会で審議しまんのか。わしは予算委員と違うが……。この実態監査委員さんはどないしてるんか、知ってまんのか。共同で出してるのか、監査委員の問題もからんでくる。「異常なし」と判を押して出すんなら、これが異常なしであるのかどうか。これを知って判を押してるのか、知らんで判を押してるんか。この支出の問題は、あくまでも条例、その他の法規に基づいて支払いする。それを監査するのが監査委員だけ、われわれにはわかれへん。答弁せよと言っても

無理かもしれませんが、責任をとらないかん。ヤミ賃金であるとするならば、監査委員ははっきり責任をとらないかんですよ。予算委員会までに詳しいものを、号俵をちゃんと出して、これが正しいか、正しくないか、予算委員会で審議してください。わしはそれだけです。

ただ言いたいことは、議会というものは、単なる市理事者の隷属機関だという考え方がある。前の公社の問題にしても人勤問題にしてもね。対等の議決機関だという認識がない。極端に言えばね。だから、何とかほり出したらええやろう、となる。理論的にちゃんと説明せんと、そのままいってる。それでは議会の権威もなくなるし、違った方向に進むからいけないと言ってる。わしが間違ってると言うんなら、公務員法の何条何項にそう書いてますとね。これは地方公務員の問題でしょう、職階についてはね。これを変えてはならないとちゃんと出てる、たしか2条にね、優先するとね。そこらの考え方の中でわしは言ってる。

わしは鉄道における時分に、二束のわらじやと職員組合に叩かれた。わしは法律に基づいて、法律の許可もろうてやってるのに、職員組合が法律を守ってるかと言いたい。兼職、公職で出てきてるのに叩かれました。そう言うんなら、わがらも法律を守りなさい、と言いたい。

そんな話は別として、この問題は、十分予算委員会の中で論議してもええと思います。

公社の市有財産問題については、10年前の話です。どうせ市で買い取って処分せないかん。金は一ぺんにはできんでも、会計法上は6億の赤字を3億ぐらいにしたら金利が助かると思う。そこらの配慮が足りないから、公社の赤字がどんどんふえていく。いま余り買うてない。どうせなくなる運命です。10年前の土地を管理してる人も減ってると思う。そこらを十分考えて運営してもらいたい。議会には議会としての任務があり、理事者には理事者としての仕事がある。法治国家という立場からこの問題を論議してる。法律は守るべき方向でやってもらいたいということ要望して、終わります。

○

- 副議長（天堀 博君） それでは、次の1番・若浜記久男君。
- 1番（若浜記久男君） 通告順により一般質問の要旨の説明を行います。

初めに、少年非行の対策についてでございます。御承知のように少年非行、特に中学生の問題についてお尋ねいたします。この問題については、昨年の議会でも質問したところでございますので、角度を変えてお聞きをしたいと思います。

最近の新聞等を見てまいりますと、毎日のように少年非行の記事が掲載されておるわけでございます。特に横浜の浮浪者の襲撃事件あるいは東京の町田中学ですか、教師による生徒死傷事件とか、兇悪な事件が続発しておりますところでございます。この時期になりますと、非常に高校進学を前に志望校をどこにするとか、心理的な動揺、学校と塾通い、学校から帰ってからも勉強、勉

強という中において、断片的な知識のみがあっても、人間性を豊かにするための知性と教養に欠けておると考えるわけでございます。

そうした中から、いわゆる校内暴力、家庭内暴力あるいは暴走族薬物乱用等非行に走る傾向が多いのであろうと考えるのでありますが、そこで具体的にお尋ねをするわけでございますが、本市の中学校で不祥事件が何件あったのか、55年、56年、現在までの57年分の中学校別に件数、種類をお示し願いたいと思います。

次に、非行に走らないようにすることと、非行化した少年をいかに立ち直らすかの問題があると思いますが、これは単に学校の責任とか、家庭の責任とかいうのではなく、一般社会も無関心であってはならないと思うものであります。そこで、非行化した子供についての原因の調査、分析をされておられるか、おられるとすれば、どこに原因があるのか、その原因がわかっておれば、非行化を防止するためにどのような対策が必要か、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、すでに非行に走った子供の対策についてであります。早く卒業させてしまえばいいとかの問題ではないと思います。早い時期に立ち直らせる、よき社会人に成長させるのが家庭あるいは学校の責任だと思いますが、現在、どのような対策をとられておられるのか、また、有効な対応策はないのか、考えておられることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

次に、他市市有地についてお尋ねをいたします。いわゆる都計法に基づく開発は別といたしまして、開発者に負担が大きいということでミニ開発が増加、本市でも至るところで開発されております。開発指導要綱では、公園等の公共施設の整備を指導しきれない実態であり、負担金として義務的に済ませているのも理解できないわけではないのでございますが、幼児、お年寄りの切なる希望は、一緒に遊べる憩いの場がほしいという声が多くあるわけでございます。

そこで、2、3お聞きをいたしますが、一部地域なり地番もわからず恐縮でございますが、泉北水道企業団から西側へ、いわゆる信太駅方面へ下がる道100メートルほど左手前に空地があるわけでございます。その所有権は大阪市にあると聞き及んでおりますが、その確認を1点お願いをいたします。また、大阪市の所有権であれば、今後、どのような事業がいつごろ計画をされておられるのか、わかっておればお聞かせ願いたいと思います。

最後に、老人保健法についてであります。この法律は、国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図り、疾病の予防、治療、機能訓練の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることを基本目的にしているものであり、これについては、一定の評価をしたところでありますが、現在、この法律に基づく実施主体は、医療に関する事業は福祉課、医療以外については衛生課が担当しているということでございますが、市としては、横の連係はとれているのか。また、これだけの大きな事業の推進に当たっては、機構改正を行う必要がある

と思われるが、この点について検討されたことがあるかどうか、どのように考えておられるか、あるとすればいつごろか、お聞きしたいと思います。

次に、医療について一部患者負担等もあり、家庭における在宅療養も非常に多くなることが予測されると思いますが、この新事業に対処する専門職及びそれに従事する職員はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

最後に、この事業については、医師会の協力がなければ実施できないと思いますが、医療外のヘルス事業について、医師会、歯科医師会とは十分協議されているとは思いますが、各項目ごとに一致点を見たところ、あるいは進行する部分を含めてお聞かせ願いたいと思います。

以上で要旨説明を終わりますが、答弁いかんによっては再質問の権利を留保して終わります。

- 副議長（天堀 博君） 理事者答弁。
- 指導部長（藤原巳好君） 少年の非行対策につきまして御質問をいただいておりますが、問題として非行の種類と件数、非行の防止策、非行学生の更生対策でございますので、お答えを申し上げます。

御指摘のように昨今、この問題行動というか、非行が大変多くなっております。特に先ほど御指摘いただきましたように、2月というのが毎年一番多いわけでございますが、2月の新聞を切り取っただけでも、ほとんど毎日というぐらい、そういった問題が起きております。しかも、この非行問題というのは、従来は高校生が非常に多かったわけですが、次第にそれが中学校に及び、さらには小学校に移っていく傾向を見せておりますことは、まことに遺憾なことでございます。

そういったような最近の問題行動の形態といいますのは、個人的に見ていきますと、喫煙、飲酒、シンナー、殴り合い、脅喝、万引き、覚醒剤といったものでございます。校内暴力という面におきますと、たとえば先生に対する暴力、また授業の妨害とか、さらに子供同士のいわゆるいじめっこの問題とか不良グループ問題、施設破壊とかいったものでございます。そういったものも、年次を追いながらだんだんと低年齢化しており、悪質化してきていることも事実でございます。

その他のものとしたしましては、非行的な行動とは別に、集団生活の中における人間関係というものが挙げられます。たとえて申し上げますと、いまの子供たちは「五無主義」と言葉が使われております。1つは、無気力、そして無責任、無作法、無感動、無関心、一般社会では、これを「五無主義」という言葉で呼んでるわけでございますが、そういったことから、わがままとかが目立ってまいり、責任感、協力の意思というものが次第に薄くなり、やる気が之しくなる、人間的な接触の希薄さというものの中での受け身の生活が進められるのではなからうかと思われるわけでありませう。

現状といたしまして、これは58年2月ぐらいであります、大阪府の少年非行のうちで、これには刑法犯と特別法犯に分かれておりまして、刑法犯は、大阪府下では1万8,361人、昨年同期比45人、0.2%ぐらい減少しておるわけでございます。その他特別法犯関係では、覚醒剤の乱用者が203人、シンナー乱用者が907人と、恐ろしい薬物乱用少年の増加が目立っております。

そこで和泉市の場合ですが、現在まで和泉市では、新聞紙上をにぎわすまでには至っておりません。しかしながら、時の流れでございますので、刑法犯少年や特別法犯少年がふえてるのも事実であります。それを年度別に見ますと、先ほど各学校ごとにとということでございましたが、ちよっと学校ごとの資料はいま持っておりませんので、後ほど、議員さんにお届けさせていただくとして、55年度におきましては中学生で214人、56年度203人、そして、57年度には228人となっております、そのうち刑法犯105人、特別法犯123人とふえてきております。

特に57年度は、こういった非行問題の中で第3のピークと言われております。第1は大体52年ごろ、そして、55年が第2、そして、今年が第3と言われておるわけでございます。

現在、中学生を見るときには、いまの3年生より2年生の方が割合活発であるとも聞いております。そういった特徴といたしましては、刑法犯では主に窃盗、特に中学生の場合、オートバイの窃盗が非常に多うございます。続いて万引きとなっております。特別法犯では、喫煙が最も多く、深夜徘徊や薬物乱用、飲酒となっております。

それから、校内暴力事件では、昭和56年度で14件、57年度は大分ふえて38件、内訳は、生徒間暴力、つまりけんかが17件、学校間暴力が15件というのが主なものでございます。原因は大抵の場合、生意気だということで殴り合うというものでございます。昔はけんかでしたが、いまは全部校内暴力、もちろん謙虚に受けとめなければいけません、そういったこともある程度、その中に含まれるのではないかと思います。現在、教師に対する暴力は昨年、和泉市ではゼロ、本年は3件ほど起こっています。その暴力も女生徒が起こしているものでありまして、先生から注意されて先生の胸ぐらをつかむという程度のものでありまして、本市では、先生に対する暴力は、そのぐらいでないかと言ってもいいわけでございます。

さて、その防止対策といたしまして、いままで非行防止ということが中心でしたが、特に本年から健全育成と名前を変えてまいり、そういう方面に力点を置きつつあるわけでございます。そういった非行の実態を把握しますには、中学校の生徒主事会を毎月行っており、指導主事の学校訪問も行っております。また、隣接中学校生徒指導主事との連絡会も毎月持ちながら、いろんな対策をとっております。

そういったことから、具体的には、子供にどうしてるかと言いますと、防止対策としては、子供の態度は罪の意識が薄く、遊び型の非行が大半を占めております。子供は依存心が強く、また、複数犯行が特徴ですので、生徒主事をして、常に細心の注意を払うように心掛けております。また、家庭におきましては、大抵の非行の場合、放任家庭の子供が非常に多くございます。学校、家庭、地域が協力し合って早期に芽を摘み取るよう関係を密にするとともに、家庭におけるしつけ、不在の傾向を是正するよう保護者に対する要望を強め、また、連絡を密にしながら指導しております。

また、学校内においては、学校教育で基本的な生活習慣ができていない子供に対しまして、原因と責任を子供と家庭に押しつけることなく、家庭教育の弱点を積極的にカバーするため、学級会活動、学級指導に創意工夫を加えながら、推進母体となる学級会を中心に指導を強化してまいるようにしております。そういうふうに非行の防止に努めております。

その他関係機関、本市には青問協、子供会などいろんな機関がございますが、それらともよく連絡をとりながら防止に努めているわけでございます。

そのほか各学校には、生徒指導推進のための具体的な施策としての基本方針、また、指導の重点、研修計画等々を立て、学校へ配付し、毎月1回の校長会、生徒指導主事会等でも周知徹底しながら、防止にこれ努めてるところでございます。

最後に、非行学生の更生対策ということでございますが、非行の種類にもいろいろございます。万引きの場合は、ある種のゲーム的な感覚でやる、現在の子供は遊戯の一種としてとらえるケースも少なくありません。そういう場合は、保護者と連絡を密にする中で、他人のものをおもしろ半分に私物化できないことを保護者同伴の席で説得したり、また、初期の場合だと家庭がしっかりしていれば、ほとんどそれで悪いということに気づき、二度とそういったことが繰り返されることはございません。

シンナーとなると、かなり進んで重度になってまいります。シンナーを吸ってる子供は放任家庭に多く、保護者の責任が十分果たされてない状態の中で子供たちが置かれてる場合が多いございます。幾ら家庭生活の健全さというものを保護者に説いたところで、保護者自身の生き方に問題がありますので、なかなか思うようにいかない。しかしながら、十分子供たちや保護者とも連絡を密にしながらやっていますが、どうしても教師が生徒指導に入っていくすきがない場合、できるだけ関係機関に依頼し、また、その他いろんな面から教職員等をお願いして、子供の更生に努力してるのが現状でございます。

そういうことで十分おわかりになったかわかりませんが、本市としての少年非行対策の取り組みを申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 1番(若浜記久男君) いま、報告をいただいたわけですが、各学校別の報告をもらえなかったのは残念ですが、都会から田舎に非行の傾向が広がってきているのは全国的な問題だと思っております。いまの御報告で非常に数が少ない、私の想像よりね、これは喜んでいいのか、あるいは学校サイドにおいて若干、学校のメンツというか、そういうものを考えて教育委員会や警察に報告がないのか、という考え方も持つわけでございますが、いずれにしても、非常に少ない件数ということで、学校、教職員、教育委員会も含めて取り組んでおられてこういう数字におさまったのであれば、非常に敬意を表するわけでございますけれども、お隣の高石においても一昨年、大きな問題も起きております。問題が起きてからではだめなんで、とにかく未然防止なり、そういう面に十分取り組んでもらわなければならないと考えるわけです。

そこで、防止対策の中で、具体的に非行を犯した少年、少女に対して保護者を呼ぶだけなのか、あるいは子供たちとコミュニケーションを図るとか、学校以外での触れ合いなどをやっておられるのかどうか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

- 指導部長(藤原巳好君) そういう防止ということにつきましては、いろんな取り組みをしております。先ほど申し上げましたように、特に学校関係の非行にはいろんな種類があるわけですが、軽度の場合は、各学校に生徒指導主事がおりまして、その人と学級担任が中心になって細かいところまでいろんな事情を観察、調査し、子供とのコミュニケーションを図る中で取り組んでおります。重度となりますと、さらにいろんな観察が必要になってまいります。そこで、教職員というのがおりまして、その方々がそれぞれのケースを持っていただき、生徒主事の連係のもとで実施しております。

- 1番(若浜記久男君) もう1つ聞き忘れたんですが、校内暴力は、幸いにも本市においては、教師に対する暴力は1件もない、ただ、女生徒の軽い事件があっただけということですが、たとえば先生たちに対してアンケートを取ったことがあるのかどうか。私の読んだ本の中に、先生の9割が暴力を受けるような圧迫を感じておった。恐怖感を覚えた、と答えておられたんです。本市においては、先生にアンケートとか、そういうものを取られたことがあるのかどうか。

それから、非行に走った子供の対策についてですが、たとえば大きな兇悪な事件は別として、集団で先生をおどかすとか、生徒間でもけんか的なものがあるように思いますが、そういう中で警察と教育委員会との連係あるいはこういう事件であれば警察に通報して警察の介入を受けるとか、午前中にも若干、意見を出されていたようなので、それについてお聞きしたいと思います。

- 指導部長(藤原巳好君) 教師に対するアンケート調査の問題ですが、ここに教師のアンケート調査の結果をまとめておるものでございます。また、後ほど、お届けさせていただきます。そ

の他、泉北地区府民センター、いわゆる泉北教育事務所より出した、昨年10月7日に出したものです。生徒指導主事研修会でこういったことも、教師それぞれが出したものでございます。それから、毎年、こういうような生徒指導という冊子もつくってございまして、その中にアンケート調査したものや、その他いろいろな生徒指導についての調査発表冊子がございます。

2点目の子供の対策ですが、先ほど言われております特に警察との関係ですが、毎月一回、教助員会を開いております。これには学校の生徒指導主事、それから、警察の防犯、それから、堺の少年補導センター、また、教育委員会が集まりまして会議を開いてございまして、その中で常に連絡をとっております。特別に学校へ警察を導入するような仕方がないときは別ですが、そういう事態は、いまのところございません。

○ 1番(若浜記久男君) 非常に教育行政がよろしいわけでした、事件が少ないということですが、今後こういう形で進めていただきたいと思います。昨日もNHKのテレビでこの問題を取り上げてましたが、いわゆる教育の現場を預かる先生あるいは評論家のえらい先生がいろいろな自分流の考え方を述べておられました、これだけで解決される問題ではないと私自身も考えております。その意味で今後も精いっぱい教育委員会、学校現場、地域社会を含めて一生懸命に取り組んで、本当に国家的なゆがんだ教育の問題という中からそういったものも多数あるかと思しますので、真剣に大きな問題として取り組んで進めていただければ、若干の解決にも近づいていくんじゃないかと考えますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○ 副議長(天堀 博君) 次。

○ 市民部長(富田宏之君) 第2点の他市遊休地についてでございますが、ただいま先生の御意見の土地の確認でございますが、信太山駅前を東に上がり、丸笠古墳の前に鳥居がございます。その鳥居の東側、上伯太線の接点の角地でございますが、フェンスに囲まれたところでございますか。

○ 1番(若浜記久男君) そうです。

○ 市民部長(富田宏之君) 新しい御意見としてただいま承ったわけですが、まず第一に、その土地ということでございましたら、地番、地目、所有者、面積等の調査をし、確認したいと考えております。私ども、所有者につきましては、大阪市さんだともお聞きしておりますが、当大阪市さんに対しまして、その予定地等の計画などをお聞かせ願ひまして、幸いにも大阪市さんで将来に向けての土地利用計画がないということでございましたら、和泉市におきまして、その土地に対する使用、また、何を設置するかということを全庁的に考えてまいりたいと思いますので、まず、土地の所有者の確認と、先方さんの御意見をお伺いいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○ 1番(若浜記久男君) 私も大阪市の所有地とは聞いておりますが、その確認がなかったわけです。一切、これについては論議もされたことがなかったみたいなので、お聞きしたわけです。あの地域も非常にミニ開発が進んでまいりまして、近辺の方たちの御要望というのは、小さな遊び場とかがないので、何とか市で取り組んでほしいということをよく聞いておるわけですが、実際問題として、土地を買ってミニ広場をつくるとかは、むずかしい問題があるかと思ひますし、現在、草が生え茂げている中で、一部には、ソフトを含めたスポーツに利用されておることも見かけますが、ちょうど三角地になっておりまして、隅の方に小さなミニ広場的な、子供の遊び場のようなものができれば、非常に喜ばしいということも聞いておりますので、でき得れば、その交渉の中で、住民の要望に対応できるように、前向きに検討していただきたいとお願ひしております。

○ 副議長(天堀 博君) 次。

○ 参与(西川喜久君) 3点目の老人保健事業について私からお答え申し上げたいと思ひます。

これらに直接関連する産業衛生部の衛生課並びに市民部の福祉事務所の福祉課、それと、組織機構、職員の配置を担当する市長公室の企画室企画課と人事課が加わり、大阪府の指導なり、ブロック会議なりと並行いたしまして、また、府や近隣各市の対応策を参考にしながら、問題点の整理、対応策の検討を行ってまいりました。その結果、当面は、現行の組織規模、すなわち医療は福祉課で、保健事業は衛生課でそれぞれ対処するものと思ひますが、保健事業の具体化の進展に即応して、さらに検討しながら充実してまいりたいと思ひますのでございます。今後、全庁的な機構の見直しも行っていく予定でございまして、本件についても、重要な検討項目として取り上げまして、市民窓口の整備と保健事業の効率的、効果的な発展を図ってまいりたい、かように考えるものでございます。

また、職員の配置につきましては、現行体制では、医療並びに保健事業の円滑な推進には不十分であるとの一定の考えも持ち、補強の必要があると思ひております。したがって、各部署の意向を十分聞き取りながら、これらの問題について対処してまいりたい、かように考えます。

○ 副議長(天堀 博君) 次。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 医師会との関係は、ということでお答え申し上げます。

保健事業の実施に当たりましては、医師会、歯科医師会、薬剤士会、保健所の各先生方の御理解と御協力はなしでは、なし得ない事業であると思ひております。ために、3医師会から7名の先生方が御加入いただきまして、和泉市地区医療対策協議会を開催し、1月中に集中的に4回開催しまして、ヘルス事業の推進方について、一定の方策をおまとめいただきました。以後、最近に至るまで医師会の役員の方と先生方といろいろ細部の協議をいたしております。

一方、大阪府医師会は、ヘルス事業について一定の要綱を定め、大阪府衛生部とも協議し、いろいろと方向をまとめつつありますが、大方まとまってきたということを聞いております。阪南各市町では、担当する主幹がいろいろ協議をしておりますが、阪南医師会の方も寄られて、近く阪南各市の中で特に健康審査を中心に一定の方向を定めていこうではないかということで、今月19日に最終的な協議が持たれるように聞いております。一方、阪南各市の主幹者会議もたびたび催し、これらの方向づけに鋭意努力しております。何を申し上げても、医師会の先生方の御協力、御理解なくしては、この事業の推進は全く不可能だと考えておりますので、医師会先生方の一定方策と相まって、私たち行政側も申し述べることは申し述べ、協力を得られるところは協力を得るという形で、最終的な詰めをしまいたいと考えております。

○ 1番（若浜記久男） まず、第1点目の機構改革について具体的な答弁がありませんでしたが、近い将来ということですが、阪南各市の2、3の市においては、すでに機構改革がなされたところもあるわけです。そういう中で、特に岸和田あたりにおいては、衛生課と福祉事務所の一部が一緒になって健康課という機構がすでにつくられ、実際にいろいろこれに当たっているということも聞いております。その中で、本市においても、これだけの大きな事業をやっていく時点において、1つの機構そのものをふやすか、あるいは合併をするのか、当然必要ではないかと考えておるわけでございますので、その点については早急に考えていただかなければ、この事業推進の過程において弊害が出てくるのではないかと考えておりますので、これについてももう1度具体的に答弁をお願いしたいと思います。

それから、人員については、ヘルス事業は今年から始まったわけですが、具体的にどの項目で何名、どの項目で何名という数字は出てこないと思いますが、いわゆる医療ははずした中でヘルス事業について、何名ぐらいの人員が要するのか、具体的な考えがあれば示していただきたい。まず、これだけお願いいたします。

○ 参与（西川喜久君） 私、先ほど申し上げましたように、当面の考えでは、2本化が考えられておりますが、これが理想ではないと思っております。申し上げられますことは、制度化ができた以上、完ぺきにこの事業を推進しなければならないと考えておりますので、御期待に沿えるかどうか、現時点ではわかりませんが、一応、市民サービスの低下につながらないように、最善の努力をしまいたいと存じます。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 再度お尋ねですが、現課としてどの程度の職員補充が必要か、ということだと存じます。いろいろとその事業内容を精査する中で、将来、61年度へ向けて段階的、計画的に取り組むということで、あらゆる手法を考えて検討いたしております。当面、これだけ必要であろうということについては、ごく最近ですが、人事担当といろいろ御協議申し上げ

げております。鋭意取り組んでまいるといってお気持ちでございますので、私達もそれを御期待申し上げてるのが現状でございますので、御理解賜りたいと思います。

- 1番(若浜記久男君) 人事の方と協議しているということですが、実際に事業をやられるのは衛生課でありますので、どれぐらいの人員が必要かという把握は、衛生課でないといけないのではないかという気もいたしますが、実際に具体的な数字を出していただきたいという気持ちもありますが、初年度でわからないのが実態だろうとは思いますが、この初年度が一番重要であって、初年度に有る一定の数字的なものを含めて形をつくっていかんことには、なかなか推進できないのではないかと思うわけでございます。実際に何名要るんだ、いつからふやすかという御答弁はできにくいかと思っておりますので、また、改めて聞かせていただくことにして、この項については終わりたいと思います。

次に、医師会との連絡というか、どうなってるんかとお聞きしたわけですが、実際には、保健部会なり、審議会なりが何回も開かれたと聞いておりますが、医師会との協議事項において、すべて医師会の協力を得られたかどうか、得られておらなければ、いつごろに具体的なことが煮詰まるのか、お聞きしたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 医師会先生方の御理解は得られまして、全面的に協力するというお約束はいただいております。現在、いろいろと医師会と御協議申し上げてるのは、健康診査をどのように進めていくかの協議に入っております。すでに先生方の全面的なバックアップをいただき、それを期待しての市がこういう形で健康診査、精密検診、子宮ガン検診、胃ガン検診をお願いしている中で、その間の全面的な協力の上に私達はこういうことをしたいと協議しております。内容につきましては、近く医療対策協議会でも最終的に御報告申し上げますが、いろいろ検討しているのが実態でございます。

- 1番(若浜記久男君) いつ開かれるわけですか。近くとなると、今月中ということですか。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) はい。

- 1番(若浜記久男君) そうすると、実際にはこのために職員も要るわけです。専門職もね。そして初めてこの事業が推進できるわけですが、実際の人員、専門職の数、医師会との最終的な煮詰めもできていないということでは、この事業は当分できないのではないか、58年度は無理なんじゃないかと思うわけですが、その点、どうですかね。もう1回、御答弁をお願いしたい。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 御承知のように6つの事業がございまして、それらについていろいろ協議し、一定の方針を決められた上で、一般健康診査を含めたものが中心的な形態で医師会も全面的に協力しようじゃないかというお答えもいただいております。機能訓練、訪問指導、健康教育など、あらゆるものにつきましては、一定の方策が定まっております、医師会ではこ

れだけの協力をしよう、その上でこれだけ開催していこうという方針は決まっております。細部につきましては、いろいろ詰めなければならない点もございますが、4月1日を期して実施できるよう、また、そういう体制でもっていき、鋭意努力しているところでございます。御承知のように、すでに2月1日から法律が施行されておりますので、この間、一般健康診査等については御猶予をいただいている実態でございます。阪南各市すべてそういうことでございますが、4月1日以降、期間を決めて健康診査なり、あらゆる事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 1番(若浜記久男君) 最後に意見だけ申し述べて終わりたいと思います。

まだまだ保健事業は、健康手帳の内容とか件数とか、いろいろ詳しく聞きたいわけですが、恐らくシビアな点まで出てこないと思いますので、これで終わりたいと思いますが、とにかく事業の一番の目的であるヘルス事業について、1日も早く市民の多くの人が利用できるように精いっぱい努力していただくことを期待して、終わります。

- 副議長(天堀 博君) ここで暫時休憩いたします。

(午後2時45分休憩)

(午後3時14分再開)

- 議長(成田秀益君) 休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。それでは、9番・直村静二君。

- 9番(直村静二君) 一般質問を行います。

通告に従って1番目が校区編成についてでございます。本市で校区編成が何度か行われておりますが、校区編成を行う場合には、人口がふえてマンモス校になり分離をする、また、都市計画に従って新設校をつくる、そういうことによって校区編成が行われてきた、かように考えておりますが、このたび適性就学審議会で論議されておりますのは、幸小学校を中心とした校区の編成問題の論議だ、かように聞いておりますが、校区編成を行う理由、原則なるものがあれば、それをひとつ明快にお答え願いたいと思っております。

次に、この適性就学審議会ということで幸小の問題では、運動団体が参加しておると聞いております。具体的には、部落解放同盟がその一員として参加しているが、これはいかなる理由で参加しておるのか、こと学校教育関係であるにもかかわらずそういう団体が参加しているのは、いかなる理由であるのか、しかも、運動団体である以上は、まだ唯一の代表ではなしに他の団体もあるはずではないか。また、教育の問題である以上は、教職員組合というのも運動団体の1つとして、また、関係者の団体として参加させることになっておらないように聞いておりますが、そ

の点はどういうふうにするのか。

第3番目は、幸小学校は、たしか800人計画で行われて新設され、20数億の莫大な資金のもとに行われております。したがって、非常にりっぱな学校である。また、さらに教員の配置につきましても、同和加配その他で非常にクラスの人数が少なく、教師の数が一般校と比べて多いので十分な教育が行われているのではないか、かように考えておりますが、その配置の点。

それから、私の聞いておりますのは、幸小の生徒数が減ってることは、この幸地区は御存じのように、和泉市の最重要課題である同和対策事業施行の対象地域であるということから、現在、進めてまいりました改良住宅及び町づくりの観点からなぜ生徒数が減っているのか、その点を1つ明快にお答えを願いたい。また、本来、この問題を最終的にどのように解決しようとしておられるのか、教育委員会としての責任ある答弁をお願いしたい。

以上が校区編成についての私の質問事項です。

次に、2番目の緑のマスタープランでございますが、これはマスタープランということで私も手元にいただきました。かなり費用も時間もかけ、いろんな参考資料も整えてつくってございますが、1つは、このマスタープランが、和泉市としては、どのような法的な効果、法的な位置づけがあるのか、われわれ即議会でございまして、議会としては、これにどのように対処していく権限があるのかどうか、また、都市計画審議会の方に上げていくのかどうか、また、議会でこれは議決事項としてわれわれに与えられておるものかどうか、その点をひとつ今後ともこのマスタープランにつきましてはいろいろと意見を申し上げ、また、住民からも意見があり、また、関係市町村、上級官庁との関係も発生してきますので、この際、明快にその辺のところをお答え願いたいと思います。

それから、マスタープランですから当然、緑を中心とした一定の比率で行われておりますが、具体例の問題として1つお聞きしますと、自衛隊の演習場なるものはどのように位置づけていくのか、現状のままで固定していくとして、そういう緑地の網をかぶせていくのかどうか。

それから、農業については現在、530ヘクタールですか、これを将来、310とかに計画も上げておりますが、200数十ヘクタール減らすという規定の方針を確立してこんなふうにするのかどうか、その点も明快にお答え願っておきたい。

以上、マスタープランは今後とも動き、変化していくものでございますが、今日、提起された以上は、いま申し上げました点をきちんとしておかないとわれわれも意見が言いにくい。当然、中央丘陵開発との兼ね合いにおいてもこの問題が出てくるし、また、中小企業団地誘致という問題もあれば関連するし、さらには、何年後かに見直しをするという問題もあり得るかと思っておりますので、そういう点でこの際明快にお答えを願えれば、今後ともわれわれはいろいろ意見も出しやす

い、かように考えます。

以上、2点ですが、できるだけ端的な答弁を求めておきます。午前中の他の議員さんの質問を聞いて、私は時間的に午後の最終になりますから、できるだけ早く終わりたいと思いますが、答弁のいかんによっては時間いっぱいやります。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） 私から幸小学校校区の編成を行う理由について、まず、お答え申し上げます。

幸小学校校区につきましては、昭和51年に旧山手中学校、和泉中学校、信太中学校の校区の一部をもって富秋中学校を編成いたしましたために一部変更を行いました。当時の校区編成に当たっては、適性就学対策審議会において、まず、中学校区を決定するには小学校区を基本とする中で、小学校区の位置づけを明確にすることが慎重に審議されたわけでございます。そのときの審議会におきまして、幸小学校区を旭、幸、山手の各町と、都市計画街路池上下宮線以北と定め、その付帯事項として、幸小学校区に指定された伯太地区については、池上下宮線が事業化の時点までは現在校区とする、という答申を受けたのであります。

しかし、7年を経過いたしました今日、都市計画街路の事業化の見通しも立たない現況でございます。校区としては、幸小学校区と定められているものの、児童のほとんどは、申し立てによりまして伯太小学校に通学いたしております。この現象は、地域によっては、幸小学校の校門の前を通過して伯太小学校に通学するという不自然な現象も現われております。一方、幸小学校校区におきましては、環境改善事業等の中で、児童数の減少も来しております。これらの問題等について、51年の校区決定後の不自然な現象等について実態を総合的に御審議願いたく、審議会をお願いいたしましたものでございます。

それから、審議会に運動団体参加という御質問でございます。審議会については、御理解いただいていることと存じますが、審議委員さんは34名以内で組織するとなっております。そのうち現在、市議会議員さんが16名、学識経験者として町会連合会、婦人会会長をもって2名、それから小学校の校長、中学校校長、小中学校PTA連合会、市の職員等22名をもって、常任委員さんということで御就任をいただいているわけでございます。

なお、臨時委員さんとして御審議いただく校区に居住する方々の中から御選任申し上げていただくわけでございますが、今回、幸小学校区編成についての御審議を煩わすに当たりまして、臨時委員さんとして1.2名の方々に御就任を願ったわけでございます。御指摘のとおり、部落解放同盟和泉支部より委員の御就任を願ったのでありますが、その理由といたしまして、まず、地域の実態にも明るいということの中で、お願いいたしました次第でございます。これは51年の審議会におき

ましても、同じような形の中で御就任いただいている経過もございます。

それから、3点目の生徒数が減っているということで、同和対策地域の町づくりの観点からという問題でございます。51年の時点におきまして、幸小学校の生徒数を720名という推計の根拠を立ててでございます。51年の審議会におきましていろいろ御審議を煩わす中での生徒数の推計でございます。そのときの考え方といたしましては、幸、山手、旭3町の世帯数を1,200と踏み、丸笠団地の200戸、それから、池上下宮線以北を200戸と見た中で、池上下宮線が完成した時点で1,600戸の世帯数を見込んだわけでございます。この数に対しまして当時、単純に文部省基準の0.4を乗じて児童数を推計したものでございまして、720名という数になってございます。

しかし、5年経過した今日、住宅数はほぼ推計どおりの現状でも1,200戸の世帯数はあるわけでございますが、校区内の家族構成が非常に減ってまいりました。いわゆる文部省の示す基準の0.45にはとうてい及ばず、現在、0.23ぐらいの発生でございます。その結果、児童数の現象を見るに至っております。家族構成におきましても、2.5人ぐらいの世帯構成になってるわけでございます。

それから、この解決を教育委員会はどうにするのか、という御質問でございます。現在、ただいま申し上げました問題提起を審議会にいたしまして、その中で御審議を煩わしているところでございます。1月31日にその第1回の審議をお願いし、3月1日に第2回の審議ということで、実質審議をいただいているわけでございます。審議会の御審議を尊重いたしてまいりたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 学校教育課長（鹿島賢昌君） 3点目の御質問の中に教員の加配の問題が出てきましたので、御説明させていただきます。同和教育推進校と呼ばれる学校は、大阪府教育委員会が大阪府同和教育基本方針に基づく具体的施策として、同和地区を有する学校に対し、1つは、同和教育の指導体制を強化するため同和教育主幹室を配置。2つ目に、指導の徹底と学力の向上を図るため学級編成基準を引き下げる。3つ目には、学校の実情に応じて教職員の加配をする、という大阪府同和教育基本方針に則りまして私ども、加配を受けているところでございます。57年度実績では、幸小学校におきましては、引き下げ学級で3名、同和主担1名、養護教育1名、主事が1名、特別加配10名、合計16名の加配を受けているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 建設部次長（中上好美君） 御質問の第2点目のマスタープランについてお答え申し上げます。

本マスタープランは昭和51年7月に都市計画地方審議会の答申に基づきまして、建設省都市局長から各府県知事宛に「緑のマスタープラン策定の推進について」ということで通達が出されました。それを受けまして大阪府は各自治体に対して策定指導を行ったものでございます。和泉市としてもこの指導を受け、昭和53年からマスタープラン策定について最悪評価を行いまして、昭和55年、このマスタープランができております。マスタープランの一応の目標は、昭和75年、紀元2000年ということで、指導もそういう方向で行われましたので、和泉市としてもその方向で計画しております。

御指摘のありましたマスタープランについての実効的な側面でございますけれども、これにつきましては、マスタープランそのものを法的に根拠付けるものは、いま申し上げました通達という内容でありまして、実際にこれを具体化する法的な規定は、都市計画法とか、あるいは都市公園法、風致地区の法律、生産緑地法等々の現行の法律の中でマスタープランを生かして、それを制度の中で運用していくというのが趣旨でございます。このマスタープランそのものが即しぱりがかかるというものではございませんので、その点御理解をいただきたいと思っております。したがって、都市計画審議会とか議決事項ではございませんが、ただいま申し上げましたように、たとえばマスタープランについて、一定の地域が決定したとして審議をお願いする際に、マスタープランに基づいた緑の部分を一応の区分として審議をお願いする、こういうことになるかと思っております。

それから、自衛隊の演習場の位置づけの問題でございますけれども、このマスタープランにつきましては、現行は、国有施設緑地の範ちゅうということで一応、緑地という位置づけでございます。

それから、農地の問題でございますけれども、これは先ほど申し上げました生産緑地法等の関係も含め、今後の検討課題ということで現在、一定の区域を指定してどうしようという、具体的な内容は決定してはございません。

それから、最後になりますが、見直しの問題でございますが、マスタープランでございますので、御指摘のように、今後、市街化が進んで状況が変わってまいりますので、その時点で一定の見直しの必要な時期がまいると考えております。現に大阪府下では、すでに見直しに入ってる自治体もあるやに聞いております。

以上、簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

- 9番(直村静二君) 一通り答弁を聞いたんですが、校区編成の場合に部落解放同盟が参加しているのは、臨時だということですね。臨時に12名と答えておりましたが、その12名の内訳について、役職を答えてもらっとうかね。

それから池下線、岸和田南海線の接点、これがまだ見通しが立たない。それで校区編成を論議していただいている、こういうことを聞いてるんですが、その点はどうですか。

- 教育次長（杉本弘文君） 臨時委員さんの12名についてお答え申し上げます。

幸校区からは町会、PTA、支部を入れて5名、伯太校区からは町会、PTAで4名、信太からは町会、PTAで3名、計12名でございます。

それから、問題提起の中では、いま御指摘のありました7年を経過した今日、51年に定められた幸校区において、そのときに具備された要件がまだ具体化されてない中で不自然な現象等が出ておりますので、これらを含めた中で、総合的に御審議をいただきたいということで、問題提起をしております。

- 9番（直村静二君） 時間の関係もあるんですが、問題を提起してどんな答えが出てくると思ってるの。つまり、その道路境界とかがはっきりすれば、その時点でいわゆる行政区域によって幸校区に行く。しかし、決まってないので伯太へ行ってる者もいる。これを具体的にどうするの。市長、むずかしいのと違うの、端的に言うてね。いままでの答弁を聞いてると、幸小学校の前を通過して伯太へ行く。幸の児童数が減少しているので、校区をさわりたい、何とかしたいということでしょう。

その前の答申では、池下線は当分わからない、わからないままで、どんな答申をもらおうとしているのか。教育委員会自身は、どないしてくれと提起してるんか。われわれ議員としては、大変困ったことになると思う。ちょっといま、時間をかけて頭の中で考えてほしいと思うんです。結局、幸小の場合、人数は聞かなかったが、同和加配その他を入れて一般校よりも先生が多いんでしょう。教育する時間も十分あるし、目も通ってるわけでしょう。それなのになぜぐあいが悪いんかな。これがよくわかりませんな。教育長、ええんと違うの。一体、どないせよというの。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

先ほど次長から御説明申し上げましたように、51年の信太中学校区編成のとき、まず、中学校区を決めるには、小学校区から基本としなければならないということで、いろいろ御審議をいただきました。御指摘の幸小学校区につきましては、旭、幸、山手3町に、都市計画街路の池上下宮線より北側を幸校区と決められたのでございます。しかし、道路が事業化するまでは、伯太小学校に通学することを認める、ということの経過規定の中で付帯条件がつけられました。

したがって、現在の実情といたしましては、いろいろと学内差別あるいは学区内差別発言等が続出いたしまして、人権尊重の啓蒙活動がまだまだ徹底されない中で、この池下線以北の地域から幸小学校の校門前を通過して伯太小学校に通学しているという実態が依然として続いているわけでございます。私ども同和教育あるいは社会同和教育を推進する立場にある者として、このような

実態が、順調な子供に及ぼす心理状態等から考えても、また、同和教育を推進する上からも好ましい形ではない、かよう考えるのでございます。

したがって、いろいろ審議会において御審議いただけると思うのでございますけれども、直接、間接に住民の方々の御意見を集約していただき、そして、お互いが共通の幸せと発展を願ってすべての子供の価値を尊び、平和な社会を形成するという教育的な基本に立って通学区域を決定していただきたい、かよう考え、御提言申し上げているわけでございます。ひとつ御理解をいただきたいと考えるものでございます。

- 9番（直村静二君） これね。私も本当にわからない。部落解放同盟と市長は、窓口一本の確約というか、契約をしている。あなたが就任してから同和事業推進でかなりの計画に従って戸数をやってきた。先ほどの答弁では、ほぼ戸数は合ってきたが、生徒数が減ってきたのは見込み違いなのかどうか、これをひとつはっきりしておいてほしい。

今日うちの原議員が質問したが、片や同和事業を進めれば進めるほど幸小の生徒数が減るなんてことで、しかも、校区をさわってくれとなったら、市長が掲げた最重要施策に穴が空いてボロボロになってるんじゃないですか。その点を私は厳しく言いたい。

部落解放同盟と契約してそこから委員が出てくる。教員組合の代表とか学校関係者、地元のそれ以外の団体の人が参加しないところに問題があるかと思えます。私の言いたいのは、地区住民だって事教育に関する限り、何派であろうと住民合意のもとできちっとやりたい、そう願ってると思うんです。

ですから、この人口、生徒数が減ってる中で、私の耳に入るのは、何とか地域をよくしようと努力している団体の役員さんの子弟が、幸小に行かないでよその学校に行ってる。私は何も調べてませんよ、調べる権限もないしね。ただ、耳に入ってきたので、そんなことがあるんかと、ここで確かめておきたいと思うのです。教育とは何派を問わず、愛校精神に基づいてPTAもやっていかなくはいかんのじゃないですか。

私はおかしいと思う。現に幸小学校へ通っている父兄のことを考えたらどういしますか。一生懸命に幸小学校で教育を受けてきちっとしなければいかんとやってるんじゃないですか。それを伯太へ行くんや、どこへ行くんやとね。移転と居住の自由があるからどうもできないが、少なくとも、指導する団体は、そのことを厳しく律して努力せないかん。

後の論議に発展するので確認しておきましょうか。部落解放運動に専念する、もしくは役員さんの子供さんで、幸小でなく、他校区の学校へ行かせている人が事実あるのかどうか、これをひとつ答えてください。そんなことはならないとはっきりね。和泉市と部落解放同盟は窓口一本で結ばれておって、800人が一生懸命にやってきて、なぜ生徒に責任があるのか。どんな計画で

あったか知りませんが、一生懸命に進めてきた。池田市長と部落解放同盟が計算したのがあかんのか。一部の役員さんの子供が他の学校へ行っていると耳にしたのでね。なければいけないと言ってもらったら結構です。別の論点で、それやったらまだ何とか愛校精神を発揮してもらってね。それをひとつ答えてもらいましょうか。

- 指導部長（藤原巳好君） ちょっと質問の趣旨がのみ込めないでお尋ねいたしますが、幸校区から役員の子供がよその学校に、というのは、いわゆる校区外にお住みになってよその学校へ、という意味なのか、あるいは越境通学という意味なのか、その点、わかりにくうございますので――。

- 9番（直村静二君） 移転とかは自由ですから、至し方ないと思うが、従来から幸地区内で幸小学校へ行かないといかん人が、役員さんでよそへ行ってる。

現実に同和地区対象のところから池上へ行ってる人もおりますよ。しかし、私の耳に入るのは役員さんの子供ですからね。そんなことはなかるうと言ってるんですがね。だから、その点のみ込んでもらって、幸校区の人は、そんな人は1人もおりません、皆行ってるんなら行ってるよね。緑ヶ丘や池上に住んでる人もおりますが、そんな人まで幸小へ行けとは言われませんわ。いろんなことが耳に入るので、今日はここで確認しておかないと、実態と違うことを言って誹ぼうする、誹ぼうされる、批判する、批判されるではいかんと思いますので、ひとつ教育長、腹くってきっちりと答弁をしてもらわんといかん。

- 指導部長（藤原巳好君） 実態調査をしてみたいと思いますが、私の記憶では、幸校区にお住まいになって他地区へ行かれている人はいないと思います。

- 9番（直村静二君） そうすると、端的に言うと、越境はもうないということですね。

- 指導部長（藤原巳好君） はい。

- 9番（直村静二君） 場所が移って行けば別の学校へ行く。世帯分離の問題がありまして、お母さんと子供さんは伯太へ行って、お父さんは幸地区にいてはるということで伯太へ行ってるということもあるかもしれません。一応の成果を収め、きっちりいってるように思いますよ。800人が300人に減っても、私はぐあい悪いとは思ってません。同和加配で先生が多い。いま、マンモス校で非行問題が起こってるんじゃないですか。生徒、父兄、私どもが協力してやると答弁しておった。幸小は、先生が多ければ目がよう通ってええ。

越境は無くなったはずやが、人数は減ってるというのは間違ってるんか、確認しておきたい。1,200戸も建ったが、減ってくる。ぜんぶ移転してるんですか。同和事業が進めば進むほど、幸地区から移転してほかの学校へ行くんですか。何のために同和事業をやったの。教育水準を高めるために先生の数も多いし、それをきっちり教育委員会としてもとらえておいてもらわんと、

無責任な論議になってしまう。そんなことはあきまへんぜ。もう1回、明解に答弁してもらおうかな。

○ 教育次長（杉本弘文君） 先ほどお答え申し上げましたように、私の持っている資料では、37年4月1日現在の世帯数が1,448戸、人口が5,237名、この中で当時、600人ほどの児童数が発生しておりました。1世帯当たり3.6人、児童発生率が0.4人という実態でございます。57年4月1日現在では、1,228世帯、人口が3,000人でございます。世帯構成は2.4人、児童発生率が0.23という実態でございます。したがって、1世帯当たりの家族構成が非常に少なくなっていることが、最近の児童減少の1つの原因であろうととらえております。

○ 9番（直村静二君） 共産党の私は長年、この同和事業関係で追及してきたが、いま、お答えがありますように、何回となく住宅の戸数の見直しについて、人口が減ってきているじゃないか、2,600人はおかしいやないか、と言ってきました。聞いてくれてるはずですよ。それから、改良住宅だけでなく、持ち家制度もちゃんとせないかん。これも言いましたが、一向にやってない。そして、実際に買収してよそへ行くが、よそへ行っても固定資産税はまける。属地主義を離れて、よそへ行っても税金は安くなる。お金が入ってきて人口が減る。それはあかんと言ってきました。同和事業そのものが無原則的なことをやってきて、生徒が減ってきたので校区をさわりたい。これは市長、あなたの責任は重大ですよ。あなたは、口を開けば、今度の市政運営でもバラ色のことを言ってる、選挙だから、ええ格好するのはだれでも当然だが、あなたが一番進めてきた同和事業について、よく進みましたということの中から、校区問題についてボロが出てるんじゃないですか。

私は、口を開けば、出ていってますよ、と言ってきました。もちろん、入ってくる人もいるが、800人の計画なら、そのように公営住宅もせないかん。改良住宅なら、土地を買えばよそへ出ていく。固定資産税の減免も年々ふえてきた。同和事業対象区域内は団地がふえてくるから、固定資産税はあらへん。その固定資産税がどんどん減ってくるのは、地区外に行っても固定資産税をまけてくれるから出ていくんですよ。出ていくことを促進している。片方で家族が減り、児童数が減る、岸和田南海線や池下線ができれば、できようまいとね。

本当に幸小学校を愛する人、教育に熱心な人をふやして、なるほど同和事業をやったからよくなった、そういう形にしていけないかん。人口が相当減っているのに大きな数字を出してきた。西川武雄さんはもうやめたが、「何とかやります」と言ったが、どう見直してくれるんか。地元の子がふえるようにしてあげないといかん。運動団体だって、痛切に責任を感じてもらわんといかん。幸地区の村の支配者でしょう。何にも口ばしを入れてきた。それがうまくいかなかったら、だれが責任をとるか。市民に責任はないですよ、真剣に考えてください。

私は地区の人からも聞いてますよ。教育問題はもっと純粋に考えてよくしてもらわんといかん。意見を申し上げますが、幸小学校で同和施策の給付問題から、狭山裁判のゼッケンを付けて集会をやる。生徒にそんなことをまでやらせるから、行きたくないという気持ちが起こってきたこともなきにしもあらずです。事教育に関しては、私は、物だけでは、部落解放はできないと思っておりますよ。地区の人も一般の人も仲よくやっぺいかんといかん。そして、教育の水準を高めなければいけません。池田市長は、この点については、相当責任が重い。確かに建物はできました。わが党も賛成です。また、同和施策は、所得基準を導入すれば非常にうまくいくと思います。医療にしても、一般の人は65歳から有料なので、同和地区の人は60歳以上が無料、私は、何も悪いとは言っていない。60歳以上は賛成なんです。しかし、逆差別になるようなことをしておたらあかんと言っています。一定の所得基準を導入して、年収何百万円以上はいただきます。ということをあわせてやっぺいかないと、こういう現象になってくる。たてまえは結構だが、腹の底では後向きで走ってる

同和事業は精神をきっちり持ってやらないと、また、公正にやらんといかん。特に教育は、いかなる介入も排除してもらわんと、りっぱな学習はできません。人数は問題ないと思います。むしろ人数の問題を言うんやったら、800人の計画を立てて300人しかおれへんかったら、500人分がすきすきや。教室も体育館も運動場もね。掃除も手が回らへん。むだをなくすといってもだめです。恐らく校区編成について、適正就学審議会では、私の論法は取り上げてくれないと思ったから、ここで取り上げました。適正就学審議会も各学校の先生や市の職員が、部落解放同盟を相手にしてようものを言うの。私は委員長をやらせてもらったときでもはっきりしてます。あんた方はものをよう言わん。腹を割った話はしていない。だから、案を提起して意見を聞いてどないしようというの。私はきっちり腹の底から話をして、論議して、最終的には住民の合意を得た形で処理していけと提言したい。案を言うのも教育長、つらいんですよ。右、左を考えてものを言わんといかんということではね。

1つ提案をしておきましょう。幸地区で改良事業の改良住宅で買収に応じていただきまして池上で家を建てた人は、池上小学校へ行くんでしょ。伯太に家を買って行った人は、伯太小学校に行きますわな。伯太小学校も同和対象地区から来られた方がいるから、同和施策を受けますわな。池上だってそうでしょう。信太だってそうでしょう、教育長。これははっきりしてますわな。皆同和対象地区の人がいますわな。PTAの父兄もいますわな。これで校区編成してどうしますの、引き戻すんですか。この答弁を願います。引き戻さんと生徒がふえへん。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

先ほど先生がおっしゃったように、転居、別居の自由の中で、すでに転居なさった方々は、そ

の地域の決められた校区に就学するというのが原則でございます、それを引き戻すというような手立てはございません。

○ 9番(直村静二君) ないでしょう。相談をしてるといのは、何を相談してますね。幸の320何人をふやすのにどないしますね。池下線と岸和田南海線が決まらない間は、幸小へ来てくれと言えんでしょう。何を論議するの。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

現在、池下線より北側は、すでに5・1年に幸校区とするということが明確に規定されておるんでございます。ただ、事業化するまでは、保護者の願い出によって伯太小学校に行くことを認めるという内容で行ってるわけでございます。その中で、幸小学校の校門前を通って伯太に通学するという、いろんな矛盾が生じているという現実立って、ひとつ校区を御審議いただくということで御諮問申し上げてる実態でございます。

○ 9番(直村静二君) 聞いてると、教育長も市長もしんどそうや。池下線の計画路線の事業化やなく、線引きのところは来てもらおうかと、最終、そうなりそうな気がしますね。伯太へ行ってるのを、帰るのがいややというのを首に縄をつけて帰させる、法的にそんなことができるのかな。

○ 教育長(葛城宗一君) あくまでも、お互いの理解と納得の上立って、教育的な見地に立ってお考えいただくべき問題でございます。強制的に縄をつけて引っ張ってくるというものではございません。

○ 9番(直村静二君) これは幾ら論議してもここから先はちょっとしんどいということとどめておきます。

同和事業の計画800が300になって、人口は減る、世帯の単位も減るということで800人はどないするの、やめにするの。今後の同和事業の計画の見直しについては、人口減にならないようにするという手立てをやるんかどうか。改良をふやしていけば、持ち家はないんやから、お金が入った人は出て行きはる。改良の2DKでは、世帯分離で若い人が出て行く現象もある。市長、その点は、大分前から見直しを言ってたが、その結果はこういうところへ出てきた。あなたは反省もなくやってきたが、いよいよ校区編成問題について、計画を崩して見込みが違い、今後、幸小の発展のためにはどうするんか。総合計画を見直してきちんとするよう要望しますが、市長も今日の私の質問を聞いて、ちょっとはそんな感じがしたんじゃないですか。ちょっと答えてください。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろ御指摘をいただいております。教育長がお答えいたしましたとおり、教育委員会所管事項の諮問の適性就学審議会に御審議をいただいていることを衷心から、私

の立場から厚く御礼を申し上げたいと存じます。すでに51年に幸校区と決まったものが、池下線達成の時点まで現在校という但し書きがあり、その事業が遅れている中で、もろもろ出てきておりますので、御審議をいただいているという報告を教育委員会から聞いているわけでございます。いろいろと現実の上に立って御審議をお願い申し上げているということでございますので、審議会の皆様にはお世話をかけて恐縮ですが、実情を御賢察いただき、御答申を賜りたい、このように存じておるわけでございます。

この校区問題とは別に、いろいろ活力のある環境改善をどう進めていくか、直村議員さんから御指摘をいただいている諸点、いろいろ分析をいたしております。よりよい環境改善を進め、差別のない明るい、新しい町づくりという観点で出発し、取り組んでおります。より新しい町づくりの活力をどう注入していくか、いままでの分析の上に立って、今後ともさらに取り組みを強化してまいりたい、このように存じておりますので、いろいろ御指摘いただきました諸事項を胸にいただき、現在、鋭意策定をいたしておる段階でございます。今後ともよりよい環境改善の観点から取り組みをいたしておりますので、御指摘は胸にいただいてまいりたい、かように存じます。

- 、9番(直村静二君) あなたの活力、私の耳には活力とは聞こえない、片寄り、つまり片寄せたことをやってきたからこうなった。私は教育長を責めてるように聞こえるが、そうではない。ルールは市長が敷く、教育委員会は電車だと思えます。ルールができれば、教育委員会は電車に乗せて走る。生徒さんを安全に運んでいく。しかし、乗っている人は少なくガラガラ。あなたは一杯になるように、ルールという都市計画をきちんとしたげないかん。変に聞かないでもらいたい。当然、持ち家制度も必要であろうということで、これは注文をつけて終わっておきますが、大変苦勞なさいますが、大担に腹を割って、和泉市の校区編成はこうあるんだ、人口がふえてマンモス校になれば再々編成をやりますので、ここで過ちのないようにきちんとしてもらいたいと要望しておきます。

次は、緑のマスタープランですが、自衛隊の演習場用地については、私どもは、かねがね都市計画上の障害物になるんだという立場で何とかしてもらいたいということなんですが、いまのところ、演習場そのものは緑地指定をしたということですね。将来、ここはいろんな形が出てくると緑はなくなるだろうし、都市計画の中では、水道、道路からいろんなものを通す場合は変更ができると思う。これは一応、避けて通っている。国のものを勝手に市がマスタープランに取り入れることがいかんのかどうか、それを含めて計画の中に入れていってもらいたい。そうしておかないと、いまのままでは、周辺は住宅地になっていきますからね。固定資産税の関係でたまたま基地交付金が上がっていますが、これは単に基地交付金ではなく、和泉市の都市計画の邪魔になるということで、今後もこれは見ていきたいと思えます。

それから、農業については、200ヘクタール減らしていますが、努力目標ですか。減るということ勝手に思って書いたのか、ここまでしてますんや、となってるのか、努力目標になってると思いますが――。

○ 建設部次長（中上好美君） 先ほど忘れましたが、一応、この計画では今後、和泉市の都市化が進むということが考えられますので、この数字につきましては、歯止めの数字と私どもは理解しております。

○ 9番（直村静二君） 私どもはここですべて言えない。読ませてもらうが、5、6人でよく読んで若干、きちんと討論をせんとわからない。もう1度聞くが、このマスタープランは、努力目標としての位置づけですか。もちろん議会の議決は要らない。ここから計画するときには、都計審へ出して法的な根拠をもらうということですか。われわれはどのように意見を言うたらいいか、どの段階で言えるのか、ちょっと手順を再度教えてください。

○ 建設部次長（中上好美君） ただいまの御質問ですが、マスタープラン策定に関する今後の方針、ということで、昭和56年6月10日づけで建設省から通達が出ております。

「マスタープラン周知徹底措置について」ということで、計画及び概要等を記載したパンフレットの作成配布、または各都道府県もしくは市町村等の広報等に掲載、周知に努める、という形で触れられておりました、先ほど申し上げましたように、それぞれの法律に基づいて緑のマスタープランが活かされるようにやっていけ、というのが趣旨でございます。

○ 9番（直村静二君） 地方自治体を持つ権限、役目、当然、これは都市計画的なものとしてつくらないかんことはわかってる。しかし、これについて、われわれ議会は関与しないということではなく、議員も参加していく。いろんな局面が出てくると思う。それらの見直しについても、たとえば都市計画法の線引きも5年したら見直しをやるが、そのときに変わってくる。そのときには、これは本当に叩き台と理解していいのかどうか。いま、次長の答弁を聞いたが、どの点とどの点で議員は意見を言えるのか。一般質問しかできないが、本当は各委員会での審議とか、こんなもの、ほんともうたかて、一体どの場でやるのか、その点だけきちんとしてください。

○ 建設部次長（中上好美君） 広い意味で叩き台と御理解いただいて結構です。

○ 9番（直村静二君） 議長に要望しておきます。

これは膨大なものですから、いつか機会を設けて、専門の建設部でもいいから議員に説明をするとか、それをしてもらいたいと思います。私の希望ですが、これで終わります。後は、予算委員会ですらにやりたいと思います。

○ 議長（成田秀益君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

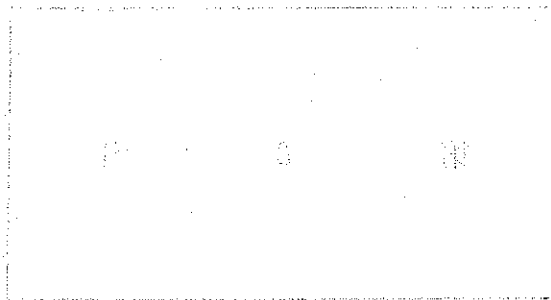
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明9日も一般質問を行いますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。長時間、どうもありがとうございました。

(午後4時18分散会)



第 3 日



職 名	氏 名	職 名	氏 名
改 良 事 業 部 次 長 兼 工 事 課 長 取 扱	笠 木 恒 忠	教 育 長	葛 城 宗 一
病 院 長	竹 林 淳	教 育 次 長	杉 本 弘 文
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	管 理 部 次 長	逢 野 博 之
病 院 事 務 局 次 長	吉 田 日 出 男	指 導 部 長	藤 原 巳 好
水 道 部 長	田 中 稔	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
水 道 部 次 長 兼 総 務 課 長 取 扱	中 辻 寿 夫	指 導 部 次 長	明 坂 貞 士
会 計 課 長	赤 田 儔 信	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
消 防 長	松 村 吉 堯	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
用 地 担 当 理 事 長	内 田 繁	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
用 地 担 当 参 事 長	岩 井 益 一	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 國 治
土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	堀 内 由 延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	北 野 敦 雄
主 幹	西 井 正
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	藤 原 寛 治

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	
2	(昭和57年) 認定第3号	昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
3	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年9月分)	P. 1
4	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年9月分)	P. 11
5	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年9月分)	P. 17
6	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年10月分)	P. 22
7	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年10月分)	P. 32
8	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年10月分)	P. 38
9	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年11月分)	P. 43
10	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年12月分)	P. 53
11	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年11月分)	P. 64
12	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年12月分)	P. 70
13	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年11月分)	P. 76
14	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年12月分)	P. 81
15	報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)	議案書 P. 38
16	議案 第12号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	議案書 P. 10
17	議案 第13号	和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について	議案書 P. 13
18	議案 第14号	市道の路線認定について(府中団地1号線ほか2路線)	議案書 P. 16

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	議案第15号	市道の路線認定について (グリーンポリス1号線ほか1.6路線)	議案書 P. 18
20	議案第16号	市道の路線認定について(葛の葉尾井千原線)	議案書 P. 20
21	議案第17号	市道の路線の廃止及び認定について(上代伏屋線)	議案書 P. 22
22	議案第18号	市道の路線の廃止及び認定について (伯太信太山線及び伯太信太山支線)	議案書 P. 24
23	議案第19号	町の区域の変更について	議案書 P. 26
24	議案第20号	工事請負契約の締結について (旭第二団地4期(その2)建設工事)	議案書 P. 28
25	議案第21号	工事請負契約の締結について (王子第二団地6棟建設工事)	議案書 P. 30
26	議案第22号	財産取得について(和泉市立光明台南小学校プール)	議案書 P. 32
27	議案第23号	財産取得について(史跡池上曾根遺跡用地)	議案書 P. 34
28	議案第24号	財産取得について(和泉市立南池田中学校用地)	追加議案書 P. 1
29	議案第25号	財産処分について(松尾寺財産区財産)	追加議案書 P. 3
30	議案第26号	昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	追加議案書 P. 5
31	議案第27号	昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加議案書 P. 43
32	議案第28号	昭和57年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加議案書 P. 51
33	議案第29号	昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	追加議案書 P. 59
34	議案第30号	昭和57年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	追加議案書 P. 69
35	議案第31号	昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	追加議案書 P. 88
36	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	議案書 P. 44

(午前10時開議)

- 議長(成田秀益君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには連日御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは17名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、17名でございます。

- 議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(成田秀益君) 日程第1「一般質問」を行います。

15番・穴瀬克己君。

- 15番(穴瀬克己君) 通告の順に従いまして質問の要旨を述べさせていただきます。理事者の皆様方におかれましては、簡単明瞭に御答弁をお願いいたします。

さて先般来、市政運営方針をお聞かせいただき、市長並びに理事者の姿勢を伺った中で、指標とする4項目について、順を追って質問をさせていただきます。

まず最初に、教育環境の充実と社会教育の振興についてお伺いいたします。先般政府においても、総理府、文部省など関係省庁で構成する非行防止対策推進連絡協議会を開き、青少年非行に対する緊急対策をまとめ、各省庁に早急に実施するよう指示があったと報道されております。市長の方針の中にも教育そのもののあり方について「学校教育、家庭教育、社会教育を含め謙虚に見直す」とあるが、具体的にどのような対策を講ずるのか、お聞かせ願いたい。

次に、体育スポーツ施設の振興について、市民要望が非常に高まる中で、多目的運動広場開設の運びとなったことは非常に喜ばしい限りであります。そこで、予定される多目的広場等の規模、施設の内容等の御説明をお願いいたします。また、以前から要望のあった野谷池公園については、どのような進捗状況になっているのか御説明をお願いいたします。また、学校施設の開放については拡大運用されていると思いますが、現況を御報告をお願いいたします。

次に「市民の健康づくりときめ細かな社会福祉」についてお伺いいたします。

2月より実施されております老人保健法に基づく保健事業であります。本市の対応はどのように運営されるのか、事業計画等をお聞かせ願いたい。また、今日までの保健行政における、和

泉保健所との連携はどのように行ってきたのかお答え願いたいと思います。

次に「うるおいのある生活環境の整備」についてお伺いいたします。

先般の市政方針そのまま引用させていただきますと「本市は、大阪都心から至近距離にありながら、なお、みどり豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれており、この環境と調和させた、うるおいのあるまちづくりのため、その拠点であります黒鳥山公園については、引き続きその拡大と整備を図る」とありますが、58年度黒鳥山公園の拡張計画を具体的にお聞かせ願いたい。

次に「公共下水道の年次計画を樹立する」とありますが、58年度の計画はどのような計画になっておるのか、また、現段階における汚水管につきましては、どこまで進んでおるのか、どの程度、また供用開始しているのかお聞かせ願いたい。

最後に「都市基盤の整備と産業の振興」についてお伺いいたします。

まず、道路網整備の計画であります。現在の都市計画道路並びに地域幹線道路の計画はいつ策定されたのか、また、現在の進捗状況はどうなっているのかをお伺いいたします。計画道路の整備の中で在来線との接点の整備も考えられていると思いますが、市内道路網の見通しとして、市民の利便性を考える中で、市内循環バス等の運行ができるような道路整備計画を策定すべきであると思うが、理事者の考え方をお聞かせ願いたい。

さらに、市長は「市民生活の利便性の確保が最も重要である」と申されておりますが、市内には、公共施設並びに名所案内等の、市内案内図等の掲示もなされていない現況であります。たとえば親類、友人等が尋ね来ても、和泉市には「府中」、「信太山」、「北信太」、「光明池」と4駅ございますが、駅を出ても、さて目的地へ行くとしても、何らそういった案内図等がなく、人に聞くという、耳を頼りにするしか手段がない状況であります。ましてや、市内在住の人ですら名所等がわからない実態であります。豊かなまちづくり、魅力あるまちとする上においても、市内一円の案内図等を掲示すべきではないかと思いますが、その辺の市長のお考えをお聞かせ願いたい。

次に、まちづくり計画の一環としてお伺いいたします。

改良事業が施行されて14年、改良住宅政策も進み、地域の整備もなされ代替地等の諸施策も進められてまいりました。その中で、改良前の人口、年齢別人口数、世帯数並びに商工業の世帯数を、改良前と今日の現況を報告をお願いいたします。また、事業終了時点での想定は、どのような形をとろうとしているのか説明をお願いいたします。

なぜ、このような細かい資料を要求するかと申しますと、先般、適正就学対策審議会においても、最近とみに児童数の減少が著しく、地域構成の主体ともなる若い世帯構成が減っていき、将来の地域の発展を思うにつけ、改良事業そのものをまちづくり計画という面から見て、住宅政策、

代替地施策がどのような裏づけのもとに行われているのかお聞かせ願いたい。現実問題として、未来を託す子供たちが育成されるような世帯構成が減少している問題について、どうとらえているのかお聞かせ願いたい。

以上、再質問の権利を留保して質問の要旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） 一点目の教育委員会に関する問題の、一方市政方針の中の「謙虚に見直す」とあるのはどういうことかという御質問でございます。謙虚に見直すということはその前段に「今日、物質文明の隆盛の中にあつて、児童・生徒にもその影響を与え、問題行動が今なお生起していることは、否めない事実」であり、問題解決を図る上における考え方述べたものでございます。子供たちがなぜ、こうした問題行動をとるのか、その原因は何かということの中で、いままで教育関係者はもちろんのこと、いろいろな立場の先生方が、それぞれの立場からアプローチされておりますが、その中で言われておりますのは、母親の過干渉や放任、父親の権威の低下といった家庭的な原因、学校における指導体制が不統一であったり指導に一貫性を欠くことが、教師、学校に対する不信といった、学校教師に原因があるとするもの、また、高度成長に伴う物質的な豊かさからくる経済的原因、テレビ、雑誌などの悪影響等々、家庭、学校、社会と、その要因が複雑に絡み合つて、少年非行を生み出しているといわれております。したがつてこれらの対応に向けて家庭教育、学校教育、社会教育の果たす役割りは非常に重要でございます。それぞれが一体となつて、子供たちの健全育成にいかに関わり合ふべきか真剣に考える時であるという意味のもとに、謙虚に見直すという表現でございます。御理解いただきたいと存じます。
- 議長（成田秀益君） 次。
- 教育指導部次長（明坂貞士君） 甲斐田川運動広場の事業進捗状況と、学校体育施設の開放につきまして、担当の明坂からお答え申し上げます。

甲斐田川運動広場の事業進捗状況につきましては、本年の2月から道路の造成に入つてございます。本年の7月にはその道路が完成する予定でございまして、同時に運動広場の造成もすでに発注済みでございます。漸次スポーツ施設の工事も実施される予定になってございます。したがつて、58年度中に完成する見込みになってございます。

施設の内容につきましては、多目的運動広場といたしまして大きい運動場が約1万平米、小さいのが約5千平米の二面を考えてございます。そのほかテニスコートが4面、管理棟、駐車場が50台を用意してございます。以上が甲斐田川運動広場の施設の概要でございます。

次に、学校体育施設の開放につきまして、現行小学校18校、中学校8校のうち、月曜から日曜日まで使用されている学校は、小学校が2校、中学校が1校でございます。土曜日と日曜日と

のみ使用されているのは小学校15校、中学校6校ということで、このうち夜間の使用が小学校5校、中学校が4校、こういった現況になってございます。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 野谷池公園について私の方からお答え申し上げます。

野谷池につきましては、かねがね運動施設としても、早期設備をということで御要望をいただいておりますが、一応の埋め立ては完了いたしましたわけですが、現在で一応、施設の整備につきましては約20%の整備を行っております。あとの残りにつきましては58年度で、できる限りわれわれといたしましては全施設の完了ということで、現在、国との折衝を行っているわけですが、われわれといたしましては、できる限り58年度をめどとしているわけですが、そういうふうな形の国の取りつけができない限りは、一応のグラウンドとしての使えるような形にまではしていきたいと、かように思っております。

○ 15番（穴瀬克己君） 一項目ずつやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、基本的な見直しということでの御答弁をいただいたわけですが、具体的にどのような対策をされるのか御質問をしておりますので、その辺について御答弁が、ちょっと趣旨が違うように思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 指導部長（藤原 巳好君） 具体的に申しますと最近の子供たちは、先ほど次長が言っておりましたように、非常に物質に恵まれております。そういうようなことの中で、物を大切にすることとか、また働くことによって得られる報酬のありがたみとか、そういった道徳的な面が欠けているということがございます。したがって学校教育におきましては、道徳ということに主力を置くということ、それからまた家庭教育におきましては、家庭は昔と比べまして、昔の家庭といいますと、大体両親がちゃんと家におって、お父さんが働きに行き帰ってくるというふうな家庭ですけども、最近の家庭は核家族がふえておりますのと、それから夫婦共働きといいますか、そういうのが非常にふえております。そういうふうなことで、非常に変化が著しくなっておりますので、子供たちの受ける指導というものが家によって、それぞれ違うといったような結果が出ています。

また、地域社会におきましては、いままでよその子供にでも、昔でしたらいろいろと注意してくれるのですが、ところが最近、どちらかというと自分とこ中心といいますか、そういった面があります。したがって、町を見ますと悪質な自動販売機とか、またいろいろな雑誌の販売とか、そういったものがあります。したがって、そういうようなことをずっと見直していきま

して、そして学校のいわゆる道徳教育、また家庭教育、それから地域社会におきます、そういったような協力態勢、そういうものが必要ということで、考え直し全体を考えていかないかと、このように考えておるわけでございます。

- 15番(穴瀬克己君) これは今日、毎日のように問いただされている重要問題でございます。ましてや国の方も、各地方自治体に任すだけじゃなしに、国の一つの大きな問題として、全国的なスタートをしたような状況でございます。そういった中で、いまだに具体策を講じていこうとする計画がなされていないようにも、答弁の中で思われます。これだけ少年の非行化が進む中で、また、校内暴力問題とか家庭暴力問題、非常に年齢が低齡化していく中で、これは大きな国民的課題となっている今日、いま市長が、根本的に見直していこうとする58年度の教育行政として具体的に、じゃ各諸団体とどのような協議をなし、また教育者は教育者として、どのような形で現況に対して対策を講じていくのか、具体的な施策というものを私はお聞かせ願いたいと、このように質問しているわけです。的を外れた答弁をしないように。

- 議長(成田秀益君) 答弁。

- 指導部長(藤原巳好君) きのうもいろいろと御指摘をいただきまして、お答え申し上げたわけでございます。青少年非行問題、これはもう先生御指摘のように大変な問題でございます。国におきましても2月23日に、非行防止連絡対策会議というものが結成されまして、そして続いて3月3日にもその会議が行われ、また、きのうもそういう意味で第3回目の会議が行われております。それがやがて大阪府、さらに各市町村へ回ってくると思うのでございますけれども、本市におきましては、きのう申し上げましたように少年補導連絡会、これは「協助員」と略して呼んでおりますが、こういうものは前々からつくっておまして、そこで対応しております。また少年補導につきましても特別班を編成しておまして、対策しております。国からそういう通達がまいりまして、それからやるのじゃなしに、そういうことで手がけておりますということで、ひとつ御了解いただきたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) 政府の項目では「緊急措置」という形で5項目出ております。これは具体的な形で、また連絡協議会等で、5項目にわたって、各市町村レベルにまで徹底していく方針であると、このような形で出ておりますし、そういった中で、和泉市における教育行政そのものにとらまえ方につきまして、市長は、いままでの市教育行政そのもの見直しという形で市政方針されておるわけです。そういった中できちっとした見直し、洗い直しをした個所を明確にすべきだと思います。ただ、いままでの教育行政そのまま、いままで検討され具体策を講じてきた延長でやられるのか、根本的に見直しを図っていくとおっしゃられる中で、どの辺が見直されているのか私は聞きたかったのですけれど、その辺のところの答弁がなされていないように思い

ますので…………。

それはそれといたしまして、先般世論調査の中で出てきた — 新聞に報道されておりますけれど、これは非常に複雑怪奇な形で出ております。「学校教育に対する要望」という質問の中で、片方では、教員の質の向上を指摘したものが約45% — 教師に対しては、生活面だとか教化面の、両方を兼ねた総合的な指導力ということで、教師に対する質の向上の要望ですね、これが45%ある。片方では先生方が、家庭における子供のしつけに対する、学校では手に負えないというような形で、家庭における子供のしつけ等につきまして、非常に教育者はその辺を高く見ております。そういった中で教育者と、家庭の親御さんたちとの考え方が非常に相反しているような、責任転嫁をしているようなデータというものが、いつのデータにおいても出てきているように思います。こういった中で、お互いに責任のなすり合いをするのじゃなしに、地域ぐるみの非行防止運動を展開される中で、本当に市民と一体化した、地域社会と一体化した少年非行防止というものを考えていかなければならないと思いますので、いままでの対策を講じてこられた上におきまして、新たな見直しをしていただいて、漸新的な対策を講じていただきたいことをひとつ要望しておきます。

次に、社会教育の方でございますが、野谷池の前の甲斐田川ですね、多目的広場。施設内容の説明ありましたんですけど、これについてナイター施設等の要望もなされておる、その辺につきまして、いま説明なかったんですけど、どうなっているんですか。

- 指導部次長（明坂貞士君） ナイター設備につきましては、過去いろいろと折衝いたしまして、強く要望しておるわけでございまして、現況やや流動的な面もございまして、私どもといたしましては、是非設備をしていただくように、今後とも積極的に要請してまいりたいというふうに考えております。
- 15番（穴瀬克己君） これは和泉市に、もう移管されたのじゃないんですか。 — まだですか。じゃナイター設備等も — まあ厚かましい話ですけど、全部セットしていただきましょうという形になっておるんですか、その辺のところを少し。
- 助役（坂口礼之助君） 私からちょっと補足説明させていただきます。

御承知のとおり甲斐田川の土地はもともと大阪府の持っておるものでございまして、非常に入り乱れた土地でございましたので、周辺地主との間に交換分合をして、一定の形づけだけはできてございます。隣接との境界につくる道路につきましては、大阪府の方ですでに、工事請負を発注していただいているわけです。内容の施設につきましては、先ほど体育館の館長からも説明いたしましたとおりでございますが、問題はナイター設備なのでございます。事務的にはある程度、ナイター設備についても配慮しましょうということで進めてまいったのでございますが、野球場

部分でございますね、その部分について、いわゆる夜間でも十分できるというような設備をするということになりましたら、企業局の見積もりでは約8千万の費用がかかるという、そういうことで8千万という巨額なものを投じて、ナイター設備を完備したものをお渡しするということについては、非常に困難という結論になってきたわけです。で、もう少し具体的に申しますと、その8千万の費用の全額を負担せよということについては、まずノーということなんですね。和泉市が一定の額を負担をしていただけるならば配慮しようというようなところまで、交渉は継続中でございます。近々に結論を出したいとわれわれは思っているわけでございますが、全額を負担せよということは、ちょっと至難なような感じがございます。せっかくの機会でございますので、市も何らかの財源を考えて、一カ所だけでもナイター設備を完了したいという願望を持っている次第でございます。そういう状況です。

- 15番(穴瀬克己君) すべて厚かましく、何から何までそろえていただいて御寄贈願うというのは、非常に交渉もやりにくいかと思えますけれども、その分につきましては市単独で幾分かフォローをして、ナイター設備を完了させていただきたい、これは住民の切なる要望なんですから。一つ、暮らしの快適性ということで市民アンケート調査しておりますですけど、これにつきましても、広場や公園の整備という形の中では、「不満」「やや不満」でも約45%以上あるわけですね。もっと小公園等を入れますと非常に、和泉市の市民の皆様方は、安心して遊べる、スポーツのできる広場—これだけの広大な面積を持ちながら体育施設の、利用できる場所が少ないというのが、アンケート意識調査の中で明確にあらわれております。市長が、市民に本当に喜ばれるような健全な—健康な体に健全な精神が宿るという形の中で、本当にいまこそ、市民の憩いの場になるスポーツ施設を充実させていかなきゃならない、その一つは今回、目玉となるような多目的広場、これにつきまして本当に、勤労青少年が仕事から帰ってきて、そして夜間のスポーツが楽しめるようなナイター施設を、ぜひともこれは設置していただきたい。そして企業当局で御無理なようであるならば市財政としての、この分について何とか対応できるような処置を講じていただきたい、このことを強く要望しておきます。

それと、野谷池公園ですね、これにつきまして、58年度完成を目指してやっていくということでございますけれど、それまでに、でき得ればグラウンドとして使用できるような、早期体制をしいていただくことを要望して終わります。

次、お願いします。

- 議長(成田秀益君) 次。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 二点目の「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉について」老人保健事業でまず一点目に、本市の対応でどのような事業計画を立てているのか、二点目に保

健所の連携はどのようになされておるのかという御質問でございました。順次お答え申し上げます。

まず一点目の、老人保健法に基づく医療以外の保健事業につきましては、和泉市においてかようやっていたいという事の計画をまとめており、去る2月28日の医師会役員会でお示しし、一応の了解等を得て、協力を得られるというようなことに至っております。

まず一点目の健康手帳につきましては、昭和58年度に交付予定分はすでに作成済みでありまして、希望者に応じ市の窓口において交付いたします。また69歳より70歳に到達される方につきましては、該当するに至った日の属する月の翌月までに、該当者に対し、医療受給者証と同封して郵送することといたします。

次に、健康教育でございますけれども、この実施に当たっては医師会を中心とした関係機関と協調を図りながら、昭和58年度におきましては年10回程度実施できるよう協力をお願いして、これの約束をいただいております。

それから、健康相談でございますけれども、昭和58年度においても市役所市民相談室を利用いたしまして、保健婦を主体とする、週2回程度の実施をしていき、相談内容等につきましては医師会と十分協議を行って、段階的に内容を充実していくという取り組みでございます。

それから、一般診査でございますけれども、和泉市における医療機関の分布は、国鉄阪和線に近い所に集中している傾向がございまして、山間部においては医療機関は少なく、それらの関係上、住民に対し公平な受診を考慮した場合、健診車による一般健診を実施する計画を基本とし、なお医師会との協議を残しているというのが現状でございます。

それから、精密診査でございますけれども、一般審査の結果に基づいて、その判定区分は「異常なし」「要精検」「要治療」の区分に分かれるものでございますので、「要精検」「要治療」につきましては住民と各医療機関との結びつきを重視いたしまして、市内における医療機関をお願いしていくのが基本ではないかと考えておりますが、それもお医師会との協議を残しております。

胃がん検診につきましては、本市は昭和47年度より、集団による検診を実施してまいりまして、昭和57年度も6月から7月にかけて実施済みでございます。昭和58年度以降については、現行の集団検診の方法で実施していきたい希望を持っており、住民と医療機関との連携を密にした考えも取り入れながら、これも医師会と最終的な詰めを残しております。

それから、子宮がん検診は、和泉市内の産婦人科医療機関と、従来、府事業で実施してきました和泉保健所との併用の実施を考えております。なお、受診結果等の通知につきましては、市で受診者に対し通知してまいりたい。

機能訓練は、本事業につきましては、理学療法士等の確保も必要でございますので、これの確

保に全力を尽くしてまいり、昭和61年度までには十分対応できるよう、早期取り組みも考えてまいりたい。

それから、訪問指導でございますけども、保健婦を中心とした医療ヘルパーとの連携を保ちつつ、これも段階的に充実してまいり、61年度までには完全に行ってまいりたい、かよう考えております。

それから、2点目の、保健所との連携はどうなっているのかというお尋ねでございますが、御承知のように保健所では、管轄の和泉市における公衆衛生の向上を図るために、水質検査を中心とした監視とか狂犬病予防業務、医師及び職員関係の事故防止のための監視並びに指導事業等を行っております。本市とは常に連携を持ち、必要な事業を抱えておるわけでございます。現在、保健所と連携している事業を申し上げますと、狂犬病予防対策、乳幼児の健康診断、結核検診、母子保健相談の実施等がございますが、これらの事業推進に当たっては保健所と市、また衛生婦人奉仕会から成る役員の方々と、毎月1回以上定期的に協議会を開催させていただいております。

なお、保健所は府の条例で、付属機関の第6条に「保健所に、所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項を審議させるために運営協議会を置く」と規定されておりまして、30名以内の委員でもって、毎年1回協議会も開催されております。本市も各層の代表の方々がそれらに参加し、保健所業務のより向上を期するため、なおまた、和泉市との連携を密にした、地域住民の予防、保健等を含めた衛生行政の普及に、極力努力さるべきであるというような観点で対応されているのが現状でございます。

以上、お答えいたします。

- 15番(穴瀬克己君) 老人保健法の中では、現実的には、2月からスタートしているけれど対応が即できないという実態でございます、地域の保健所並びに医療機関、現在の使っている検診車ですね、この形でスタートをするという形ですね。それで保健センター設置に向けての計画等もちょっと御答弁願いたいと思うんですけど、1つは保健センターの設置についての計画ですね、この規模内容はどのくらいで、いつを目的として整備されていこうとしているのかお聞かせ願いたい。現在の和泉保健所における事業内容 — いつ開設されて、開設された当初の事業内容ですね、そして今日の保健所の実態とちょっと比較してみたいと思いますので、その辺のところを、わかっておればお教え願いたいと思います。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) まず最初に、保健センターの建設についてのお尋ねでお答え申し上げます。

保健センターの用地を昨年末に、府中町810の4の中で516.8平米を、大阪府住宅供給公社より買い取りさせていただいて、契約をすでに終わらせていただいております。保健センター

の建設は、当然、保健事業の中身も含まれておりまして、それ以前からいろいろと、予防的な保健事業を進めるについて必要な施設でございまして、今回、国が建設についての補助を含め計画等を示すという中で指導も受けておりますので、いろいろと考えておる中で昭和59年度の事業として建設してまいりたいという希望を持っております。医師会もその周辺に用地も確保されておりまして、その医師会の用地と本市が買い取った用地と合わせて、より効果的な建設に向けて計画を立てていきたいとかよう考えております。

規模は、補助対象面積は一応800平米ということになっておりまして、国なり府なりの補助も得られるわけですが、これらの800平米を基準に、医師会、また、歯科医師会、薬剤師会との協議を重ねながら、より効率的なレイアウトを考えて建設してまいりたいと、かよう考えるわけでございます。

それから、保健所の業務内容等からいろいろとお尋ねいただきました。保健所は、御承知のように昭和22年建設されまして、いろいろと地域医療の普及等もあわせ事務内容を進めておられます。当時の状況はつまびらかに把握させていただいておりませんが、昭和57年の3月31日現在で、機構等内容をお知らせさせていただきたいと思っております。私自身、和泉市保健所運営協議会の委員でございまして、いろいろと資料をいただいておりますので、公表させていただきたいと思っております。

職員体制は51名でございまして。吏員は、技術吏員として医師2名、保健婦11名、診療放射線技師2名等々合わせ、栄養士等たくさんおられますがそれらで84名、それから定数外で、非常勤嘱託として医師が12名、看護婦等を含め17名、合計51名の体制でいろいろと業務をなされております。

それから、向こうの事務機構でございまして、総務課と衛生課と保健予防課がございまして。それぞれ細かい所掌事務を明記して、それぞれ対応されているのが実態でございまして。もちろん、昭和22年設置された当初よりも内容、質ともに充実されてまいり、職員の数も増加し、広範多岐にわたる保健衛生業務に従事されているものと考えております。先ほど保健所との連携ということでもお尋ねいただきましたが、この保健所を十分活用いたしまして、保健所がなすべき業務を、それだけに遂行していただくように要望申し上げてまいりたいと、かよう考えております。よろしく願いいたします。

- 15番(穴瀬克己君) 時間もないのでひとつ、簡単にやっておきますけれど、和泉の保健所22年に開設して以来、規模等も縮小はされても、拡大はされていないのが実態であります。きちっと把握していただきたい。人員もふえておりません。減少しております。市の幹部も入っての運営協議会もなされております。和泉市が当初の22年の人口から、今日の人口を比較したと

きに、和泉市市民の健康を守るという、それがこのような、運営委員会に和泉市の代表者が行って、運営協議をしているという実態で、いつも市民の暮らしと健康を守るというて、和泉市のアドバランを上げているんじゃないですか。それが、この保健所施設一つ見てもそうです。22年以来、拡大運営もなされなきゃ、逆に縮小され、逆に市町村に保健センターをつくれというように、逆に持ってこられるというような現状ですわ。そういった中に、本当に具体的な形の中で和泉市市民の暮らしと健康を守らなきゃ — いま言っている、国保財政が赤字になっているのも、事前に市民の健康を守ることができていないわけです。保健所抜きで、すぐに医療にかかるという形になっているから、幾らでも医療費がかさんでいくわけです。早期発見もできなくて、診てもらったときには入院しなきゃならないというような状況になっている。いろいろと保健施策をやられておりますけれども、事実その中で何%の人が検診を受けに来られているのか、その辺のところをくまなくチェックしていただきたい。今回の対象者数ですね、40歳以上の検診の対象者が何ぼあって、現況何名が検診の対象になっていて、何名が今まで受けられておるのか、その辺のところを調査していただいたら、なるほどお粗末な保健行政だなということが一目瞭然にわかります。

昭和22年から今日まで、本当に市民の健康を守る施策を講じていただくならば、府に対してももっともっと強い要請をしつつ、和泉の保健所の機能を拡大させているはずですよ。それが縮小されているというのが現状でございます。このことを、いつまで申しても仕方ありませんので、今度の老人保健法の施行に伴い、市民の健康を守るという立場から保健所の充実と、まして今度の保健センターの充実に向けて真剣に、きめ細やかな施策というものを立地できるような機能をつけていただきたい、ただ単なる顔合わせのような、運営協議会のようなものはなくしていただきたいと思っておりますので、ひとつ要望しておきます。

次に、あと2項目あるんですけど、一括して答弁の方をお願いいたします。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 下水道課長（山崎琢磨君） 下水道につきまして下水道課長の方から説明させていただきます。

公共下水道につきましては、和泉市の中で施行者が2人ございまして、いわゆる泉北環境で施行している分 — 伯太から黒鳥にかけました区域から板原の区域でございますが、この区域と、和泉市の私どもの課が担当いたしまして施行する、それ以外の区域でございます。その中で汚水につきましては、いずれにしても流域下水道が進捗してこないといけないということの状態でございまして、現在、流域下水道につきましては、南海線付近 — 和泉市で施行する分につきましては南海線付近にございます。泉北環境につきましては、第二阪和の池上町付近にございまして現在施行しております。その後、処理場ができますと供用開始になるというような運びになって

ございます。

全体計画につきましてはでございますが、これにつきましては中央丘陵の絡み等をあわせまして、雨水還元を主とした計画を変更してまいりたいということで、和泉市の施行する部分 — 府中から南池田付近までと、中央丘陵に絡む部分の、いわゆる南北松尾の辺を変更し、できるだけ早く事業化に進めたいというふうに考えるものでございます。

以上、簡単でございますが。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 建設部長（逢野一郎君） 黒鳥山公園について私の方から御説明させていただきたいと思います。

黒鳥山公園につきましては、かねてから拡張についての強い要望があるわけでございますが、この件につきましては、57年から順次買収に入っているわけでございますが、58年度につきましては、一応、2,800平米ぐらいの買収を見込んでおります。

なお施設整備でございますが、まことに申しわけがないわけではございますが、今事業につきましては、開発整備資金も導入している関係上、国庫の補助金が見つからない限り事業の施行はできないということでございます。できるだけ早い時点で、われわれといたしましては国にその要望をいたしまして、事業につけるように努力したい、かように思うわけでございます。

引き続きまして、「都市基盤」の都市計画道路でございますが、この都市計画道路につきましては、昭和51年4月以降、路線名で27路線、総延長6,672.0米の決定を行っているわけでございます。この内訳につきましては、建設省関係については2路線、大阪府路線につきましては10路線、和泉市で15路線でございます。現在の進捗状況でございますが、約23%の進捗状況でございます。

引き続きまして、バスの巡回路線の道路計画でございますが、この件につきましては、和泉市につきましては2つの谷の巡回ということとして、非常に不便は感じておるわけでございますが、現在鳳土木との協議の中で、58年度には三林—岡山間の粉河線の取り付けの拡張を行いまして、その整備に当たりたい、このような計画でございます。

以上でございます。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 市民の利便性から考えて、案内板とか掲示板の掲載はどうかというお尋ねでございました。まあ、国鉄三駅、また、泉北鉄道の光明池を含め市内には四駅ございまして、いろいろと御提唱いただいておりますので、現地を確認いたしまして、史跡・名勝めぐり、旧跡等の案内も含め、その周辺の道路網、各町会名等も含めたいろいろ図面等を掲げまし

て、御期待に沿うように近く努力してまいりたいとかように思います。

○ 議長（成田秀益君） 次。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） まちづくりに関連しまして、改良地区内の問題点についてお答え申し上げます。

人口の、当初と現在ということにつきましては、まことに申しわけございませんが、ちょっと資料を持ち合わせございませんが、昭和50年と55年の、地区全体ではなくて、幸町、山手、旭町の3町に限っての世帯動向を見てみますと、昭和50年で世帯数が1,399戸、55年になりまして1,261戸に減少しております。人員構成等々から見てまいりましても、確かに御指摘のとおり、若年層が減っていったり、高齢層が増加している実態でございます。

それから、現在の住宅政策でございますが、当初計画いたしました43区画内の住宅建設につきましては、1,642戸の計画に対しまして一応、57年度末の計画でまいりますと63.7%の進捗となっております。現在、6畳・6畳・4畳半とダイニングキッチンといった形態を中心に住宅建設をいたしてございますが、一定の進捗を見た現時点におきまして、さらに地区内人口の一定の動向等を勘案しながら、現在の団地形態のあり方等々につきましてもさらに精査して、現在関係部局相寄りまして検討しておる最中でございます。後に続きます4年間、61年度に向けての計画等々とあわせました中で、こういった住宅政策についても、さらにメスというか検討を加えてまいりたいと考えてございます。

それから、代替地政策につきましては当初、地区内175の計画、それから、地区外におきましても100区画程度の希望がございましたので、計画を持ってございまして、現在、代替地として提供いたしましたのが約100区画ございまして、そのうち地区外が17区画の内容になってございます。なおまた、現在までに買収いたしました内容を見てみますと、大体、改良住宅の入居が62%、それから代替地が8%、自主解決で地区外へ転出されたのが30%といった実態になってございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 黒鳥山公園の計画でございますが、これは数年前—何年になるんですか、策定されたのは、都市計画公園として。ちょっとその辺をお聞かせ願いたいんですが、簡単に結構です、年度だけ。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 35年でございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 35年からの都市計画公園、非常に速度が遅い。これ何カ年計画を立ててはるのか、その辺のところを—計画変更されたのと違うか。

○ 建設部次長（中上好美君） 41年度に一度、計画変更を行っております。

○ 15番(穴瀬克己君) これは本当に、市長が言われますように、森林公園として非常に環境のいい所で、市長の早いことやりたいというような決意をうかがうわけですが、本当にこのような形で、35年ですからね、もう23年たっています。そんな状況で、これは総合計画の中にもありますけれど、やっぱり実現に向けての努力というものをもっとやっていただかないと、これはもう小学校で聞いた人が、もう子供もできてますわ。黒鳥山公園にかかわらず市内公園の緑地—今度の「みどりのマスタープラン」もありますけれど、本当に「絵にかいたモチ」にならぬように、具体的に対応していってもらわないと、変な、ええアドバルーンばかりどんどん上げて、そして、市民に空期待をかけて進んでいるような状況であります。ひとつ具体的な施策というものを、やっぱり国に対する大きな圧力をかけていかなきゃならないだろうし、もっとしっかりした目標を定めて推進していただかないと、ボンボンと計画、途中で変えられたのじゃ、市民なんて裏切られっ放しですよ。そういう意味から、強く要請しておきます。

現況の中で、黒鳥山公園の駐車場も一応、用地確保されたように思いますし、花見シーズンももう始まろうとしております。そういった中で、駐車場の粗整地だけでもやって、早急な対応ができるようにひとつお願いしたいと思うんですけど、その辺についてちょっと御答弁をお願いします。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 建設部次長(中上好美君) 答えいたします。

御質問の駐車場でございますが、一応、公園としましては原則的に駐車場というのは取れないことになっておりますが、御指摘のように現在、買収地の一部整備が、実態の部分で、どれだけ車が置けるかというのがあります。そういう点については、御指摘の御意向を尊重しまして対処したいと思っております。

○ 15番(穴瀬克己君) 次、公共下水道の汚水の件なんですがございますが、雨水管じゃなしに汚水管。現在、和泉市内においては鶴山台と幸町に汚水管が接続されているかのように聞いておりますが、その辺について、間違いございませんか。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 下水道課長(山崎琢磨君) 間違いございません。鶴山台については、市が供用開始をやってございますが、環境改善につきましては暫定処理ということで、実際は忠岡沖の処理場へ行くわけでございますが、忠岡沖の処理場がまだ供用開始しておりませんので、暫定的に高石処理場でやっているという、区域外流入の格好でやっているということでございます。

○ 15番(穴瀬克己君) 和泉市も、いよいよ公共下水道の本格的な推進という形の段階に入ってまいりましたけれど、そういう形の中で、これから鋭意努力していかなきゃならない、「下水

の時代」ともいわれるような対応をしなきゃならないと思うわけです。そういう状況の中で、現在、供用開始されている幸地域の汚水処理についての受益者負担金は、どのような対応をされているのかお伺いをしたい。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 下水道課長（山崎琢磨君） 受益者負担金の件でございますが、供用開始していない所につきましては、受益者負担金は取れないということが原則でございます。環境改善の地区につきましては、幸にも全部和泉市の用地になった分を入れているという、それを処理しているということでございます。したがって、和泉市の土地で負担金を取るということにも若干問題がございますので、いまのところは取っていないということになってございます。
- 15番（穴瀬克己君） これについては、汚水処理という形の中で、鶴山台についてはどのような形になっているんですか。
- 下水道課長（山崎琢磨君） 鶴山台の方につきましては、全額受益者負担金を取っているということでございます。
- 15番（穴瀬克己君） これから和泉市内全域にわたって、なかなか緊急にできるような状況ではございませんですけど、今後公共下水道を推進していく中で、供用開始をしていく中で、やはり下水料金が問題になってくるわけです。こういう中で幸地域においては、これは無料で処理しているわけですか。
- 下水道課長（山崎琢磨君） 環境改善の区域につきましてはいわゆる工事を施行するにつきまして、土地1平米当たり幾ら要するというのが受益者負担金でございます。無料で使用するということにつきましては、これは利用者の料金でございますから、これは使用料として払っていくということでございますので、これはもう同じということでございます。
- 15番（穴瀬克己君） じゃ、それは、受益者負担金は和泉市の用地だから要らない、そして使用料は、じゃ、いかほどになっている。
- 下水道課長（山崎琢磨君） これは泉北環境の方が取っているわけでございまして、逓増料金を採用いたしております。最低の料金が20円と聞いておりますが、平均600円程度ということでございます。
- 15番（穴瀬克己君） 全然違うやない、20円と。
- 下水道課長（山崎琢磨君） いやいや。立米当たりが20円と。1戸当たり月に600円程度ということでございます。
- 15番（穴瀬克己君） これの算定につきまして、一応、使用料金等は和泉市内全域にわたる公共下水道計画の中で、一つは、受益者負担金をどのような形で制度化していくのか。もう一つ

は使用料ですね、これについてはどのような形で料金制度を設けていくのか、この辺に対する協議はなされていると思いますが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 下水道課長（山崎琢磨君） 区域外事務でございますので、現在は、使用料につきましては、区域内と同一ということで取り扱っております。

受益者負担金につきましては、まだ具体的な事務段階の折衝はいたしておりません。早い時期にするということで、昨日の泉北議会でも管理者の方から申されておりましたので、具体的に事務段階で受益者負担金の話も持ち上がって検討されるというふうに考えております。

- 15番（穴瀬克己君） その辺のところを、ひとつ受益者負担金も含めて使用料金等きちっと協議をしていただいて— そうでないと、今後、下水の普及に伴って、まだそんなの決まっちゃへんねんということで、いまどんどんと、これから枝管を施行していかなきゃならない、その関係地域の周辺地域は、一日も早く污水管をあげてほしいというのが要望でございますし、じゃ受益者負担金がどのくらいかかるやわからなかったら、これは実際、不安でしょうない。その辺のところをきちっと整備して、市民に周知できるような形で協議もし運営していただきたい、早急にこれ、やっていただきたいと要望しておきます。

次に、計画道路が非常に多岐にわたっておりまして、これは鋭意努力していただかなきゃならないんですけど、堺以南阪和線、13号線から東北ですか泉南にかけてズタズタですわ。これは和泉市だけじゃなしに、全体的に。そこから西側、北側ですか整備されておりますけれど、そういった意味では広域的に、府に対して要請もしていかなきゃいかんと思いますけれど、現状の中での、非常に心配するのは中央丘陵の絡みでございます。中央丘陵が開発されていく中で、中央線のストップしている段階の観音寺から先ですな、これについても、宅地開発公団で対応するようにも聞いております。そういった中で、じゃ用地買収等が先行して進む中で、これが粉河線接続等なってきた場合に、その辺の整備がまだされていない等々、計画道路については懸念される問題たくさんあるわけです。そういった面をあわせて交通停滞、市民の足に交通の麻痺にならないような形で、推進の方向性というものを明確に持っていただきたいということを要望しておきます。

それとともに市内巡回バス等の運行について、これにつきましては市民アンケートの中でも、市民の約半数が不便さを感じておりますし市内バスの運行を期待しております。こういう意味から、総合計画の中にきちっと、バス路線として道路網の整備もしていく計画をしていくべきだと、このように思うわけでございます。そういう意味からひとつ、理事者の総合計画の中に含めていくのか、その辺のところをお聞かせ願いたい。

- 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 総合計画につきましては、きのう御説明申し上げましたように、現在、たたき台をされている段階でございます。いま御指摘の幹線道路網の整備、それに伴う巡回バス路線等の整備、いわゆるバスとか国鉄等の大量公共輸送機関の整備、これは当然にテーマとしてとらえてございます。

○ 15番（穴瀬克己君） これはまあ、最初の総合計画のような形で、計画倒れにならないように、ひとつ現況の道路整備、計画道路整備、幹線整備、また在来線の拡張等含めて、現実の道路整備とマッチさせて、ひとつバス計画体制を、市民の足として、生活の利便性を確保するために、市内巡回バス路線の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、掲示板の件ですけれど、先ほど、御期待に沿えるよう対応するという御答弁をいただきましたので、これは前々から市民の皆様が訴えておりましたこととございますし、議会でも一度取り上げたことがございます。そういう意味から、ただ前向きに検討するというのじゃなく、本当に、市民アンケートから見てもそうです。不便さを感じているわけです。これはたかさんの予算が要る、費用が要るわけでもありませんし、こういった中で市民の、また和泉市を訪ねてきてくれる人たちに、本当に親切な市だなと言っていただけるような、また市住民が各町案内もわかり、そして和泉市内の名所案内で、親子兄弟有意義にくつろげるような、そういった案内を計画していただきたい。何もよその市まで行かなくとも、和泉市にも本当に名所がたくさんあるわけですから、そういった中で市民に歓迎されるような、レクリエーション・ゾーン等もたくさんありますし、そういったものが周知されないというところに原因があるようにも思います。そういう意味から、市内案内掲示というものを、一日も早く実現していただくことを要望しておきます。

最後に、改良事業の進捗に伴いいろんな障害が出ているかのように思います。先般の適正就学審議会におきましても、本当に市長が言われます「活力のあるまち」に果たしてなっているのか、また「希望あふれるまち」になっておるのか、これを思うときに、現実、青少年が少なくなってきた。若い世帯が少なくなってきた。このデータが出ないということは、そのことに気づいていないということです。現実、住宅施策、代替地施策等々進めてまいりました。公園等整備もなされてきました。この辺の評価はいたします。だけど、その中身は、実態はどうなっているのか、住宅施策にしてもそうです。分離世帯は認められない、また結婚しても、戻ってはこれない、こういう施策をしてきたわけです。地区内代替地もとっておりませんし、また、一般の文化住宅を建てて貸すこともできません。その町が、若い人が出ていかなきゃならないような施策になっておるわけです。現実問題として、いま、適正就学の中で児童数は減少していつているじゃないですか。これは10年間でものすごい減少ですよ。そして、この施策終了後の年度で、推移で想定をしてみると児童数はふえるかという、まだそのまま減少するのですよ。これがいま

の実態です。このことを率直に認めないと「死せるまち」になってしまいます。過疎になってしまいます。これは真剣に考えないと、ぼくはだめだと思えます。ただ、その施設等、また同和施策のいろんな問題点はありませんけれども、まちづくりというとらまえ方をしないと、和泉市の活気ある町も、幸という町があり、伯太という町があり池上という町があり、皆、町が寄り集まって市になっているわけです。その市の改良をしているわけですから、町の命となり生命となるところをもっと真剣に考えないと、これは大変なことになると思う。そういう意味から、きちっとした見直しをしないと、産業振興の対策もきめ細やかにやっていくとあるんですよ。じゃ、商業、商店がどうなってます、ものすごく少なくなっているじゃないですか。商工業の発展にしてもそうですし、もっと中身を、世間で言う「仏つくて魂入れず」ですよ。その辺のところを細かく、そういうデータに基づいて皆さんにしっかりと現実の姿というものを直視してもらいたいという意味から、年齢別の人口数推移、世帯数の推移というものをデータとして出してほしかったわけです。これは前もって私は言っておきました。できなかったら仕方ないけれど、できる限りやっていただきたい、それが現実にできていないということは、そのことに目が向いてないということを痛切に感ずる次第でございます。ひとつ市長初め理事者の皆様方の現状を見詰めた上で御答弁をお願いしたいと思えます。

- 議長（成田秀益君） 理事者答弁。簡単明瞭にやってください。
- 助役（坂口礼之助君） いわゆる改良事業の進捗に伴います町の形態等の変化、特に人口構成等の変化が著しく偏っているということの御指摘、まことに遺憾に存ずる次第でございます。そうした状況につきましては、たまたま顕著にあらわれております幸小学校区の現況という、そういう現実の問題が発生してまいりまして、いまいろいろと検討を重ねておるところでございます。たまたま、御承知のとおり地域改善対策ということで法律の名称が変わりました。これを機会に、従来行ってまいりました総合計画の根本的な見直しというものの作業に、現在かかっているわけです。そうした中で、中高層の建物をずらりと並べていくこと自身がいいのかどうかというような問題と、いろいろいま議員さんから御指摘をいただいておりますようなことを現にとらえまして、真剣に新しい計画の策定に入っております。御趣旨を尊重して、活力あるまちをどう求めていくかということを検討してまいりたいと考えております。
- 15番（穴瀬克己君） 最後に、そういった点を、いろんな差別問題が生じてきた今日、これを解決するに、建物施策等が先行した中で、非常に危惧される問題がクローズアップされてきた、この中でやはり見直すべき点は率直に見直さなきゃならない、この点を強く要望する次第でございます。

それとあわせて、適正就学の審議会におかれましても、ただ境界線を引いて、数だけで学校教

育を解決しようとするような問題ではございませんし、もっと地域そのものの活力ある、希望あふれるまちづくりというものの見直し策ですね、こういったものを明示していかない限り、いま問題になっている適正就学の審議というものが進むようにも思えませんし、その辺についてははっきりした対応を示していただかないと、適正審議会も非常に今後、審議に支障を来すのじゃないか、このように思いますので、その旨もあわせて要望して質問を終わります。

○ 議長（成田秀益君） 以上をもちまして一般質問が全部終了いたしました。皆さんの御協力、厚く御礼申し上げます。

なお、過日、議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、直ちに議案審議を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと存じます。

○ 議長（成田秀益君） それでは、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたく存じます。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第2「昭和56年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月、第4回定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されておりましたので、審査の経過並びに結果の報告を田中包治委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長報告）

○ 決算審査特別委員長（田中包治君） それでは、昭和56年度和泉市一般会計並びに特別会計決算認定についての御報告をいたします。

昭和57年12月開会の第4回定例市議会におきまして「昭和56年度一般会計並びに特別会計決算認定について」が上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月1日委員会を招集、一般会計歳出より、款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承を願います。

まず、議会費については「議員府外視察旅費の不用額の内容について」に対し、それぞれ内訳の説明があり、議会費を終わりました。

総務費については、「無料法律相談委託料に関し、法律相談の現状と現行弁護士との態勢での状況はどうか」に対し、昭和56年度中の取り扱い件数、相談回数は、月3回、3人の弁護士が担当しており、57年は1回ふやして月4回としている。

次に、「同和対策総務費の非常勤嘱託員報酬に関し、人数と年度別推移、仕事の内容について」

に対し、人員は13名であり、人員の推移はセンター設置以来、大体现状と同じである。また地域住民の解放のため、部落差別の解消に向けてのさまざまな相談、並びに対策に向けての仕事に従事している。

次に、「住居表示については、府中団地などの未表示の区域はどのようにしようとしているのか」に対し、昭和56年度は、大阪府住宅供給公社が開発の和泉4団地を含めて取り組みを進めたが実施に至らなかった。しかし現在、地域の自治会等を含め協議し、早い時期に実施できるよう準備を進めている。

次に、「防災会議はどういう目的で開くのか、57年度防災会議の実態はどうなっているのか。また災害状況の把握に、市全体を一本にまとめる体制があるのかなど」に対し、防災会議本来の目的は地域の防災計画の策定、災害に関する情報の収集などにあり、57年度は開催していないが、過般の災害時においては、災害対策本部を設置し対処したところである。また、災害状況については企画課において、災害全体を掌握する体制をとっている、との答弁があり、総務費を終わりました。

民生費については、「保育所について56年度は、保育料の値上げはなかったが、公立とそのうち同和保育園、民間の3つに区分した超過負担の実態はどうか」に対し、超過負担の概算は、11億円余りであるが、分析したものを資料として提出したい。

次に、「生活福祉資金の貸し付け申し込み件数と、限度額は5万円と思うが、生活に困っているような状態の中では、保証人をつけなくても、受けることができないか」に対し、貸し付け件数は2件であり、保証人については、金額の問題も含めて検討したい。

次に、「身体障害者解放会館の利用状況と職員数、人件費並びに障害者解放めがす会、研修会補助金はどのような内容のものか」に対し、同和地区の障害者約190名に対し、平常の利用者、大人、子供合わせて1日平均20人ないし30人程度であり、職員は現在11名、並びに障害者解放をめがす会は、同和地区における障害者の団体であり自立更生を図るための研修である。

次に、「児童遊園の燃えないごみは、燃えるごみに混入して処理がなされているので、区分して処理をされるよう」要望があり、民生費を終わりました。

衛生費については、「道路の側溝などから引き揚げたごみ・土砂類を市に依頼しても、捨てる場所がないなどの理由のため、その対応が十分でない」に対し、投棄場所がないので市民に迷惑をかけている状態であるが、今後ともこれらの処置については、その対応について誠心誠意努力したい。そのほか水道事業会計に対する高料金対策補助について質疑があり、衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産業費を一括して審議に入りましたが、特別質疑なく終わりました。

商工費については、「商工専門相談員の身分、相談内容等について」に対し、同和対策地域を初め和泉市内企業者の近代化、合理化を推進するとともに、経営上の諸問題など地場産業の振興について相談、指導を図るため、商業、工業部門それぞれ1名を診断士として、嘱託員として委嘱している。また、相談回数などの説明と、診断員の経歴その他については資料を提出する。

次に、「技能習得事業のこれまでの実績、今後の対応、就職の実態について」に対し、昭和54年度以降の各種自動車免許の取得人数の内訳の説明と、ほかにボイラー技師、電気工事士等の講習事業もやっている。少しでも就職を有利にするためであり今後も継続したい。なお、経費については、大阪府から8割の補助を受けている。

土木費については、「改良住宅の下水道使用料の支出があるが、今後の方向性について」下水道使用料は、当然個人において負担すべきものであるが、各団地が一致できるような状態で地元と交渉してきたが、現在話し合いがまとまっていない。今後とも受益者負担として折衝を行っていききたい。

次に、「伏屋町会館はコミュニティーセンターとして建設され、管理、運営の状態、施設の所有者などについて」に対し、建設は防衛施設庁の補助金を仰ぎ、地元の負担金と合わせて建設しており、建物は市の所有である。運営は、市から地元町会に委託しているというのが実態であり、使用規則は市で定めているが、実態的には弾力的な取り扱いをしている。

次に、「換地造成事業の内容と状況は」に対し、現在解放センターの周辺では買収による代替用地として造成し、逐次分譲しているが、この事業は、道路部分の用地について、分譲が決まった面積に応じて府の補助金を受けつつ、公社から買い戻しをしていくものであります。

消防費については、「消防団器具庫の個所数、敷地の区分など」に対し説明があり、これを終わりました。

教育費については、「鶴山台南北・国府小学校施設買収償還金の償還内容と、同じ小学校で、公有財産購入費での学校施設買収費の違いについて」に対し、住宅都市整備公団が立てかえ施行し、市の買い取りについては、当初国庫補助金と起債相当額を施設買収費として、また残額は5年据え置き20年償還により、施設買収償還金として、それぞれ二段構えの予算措置をとっております。

なお、関係学校ごとの公団に対する未償還額の内訳の説明がありました。

次に、「幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園保育料補助金の算定基準について」に対し、いずれも幼児教育を振興するための保育料の軽減措置であり、国、府の補助基準と対象人員などについて説明がありました。

次に、「学校警備委託料について、契約の内容、現状警備の実態での問題点について」に対し、

委託と警備の状況については、委託契約書など資料を提出する。また家族が交代して警備を行っているようなことについては、その実態を調査したい。

公債費より前年度繰上充用金までを一括して審査に入り、「公共施設整備基金積立金に関して、基金残高並びに内訳について」、昭和56年度末基金残高14億9千880万円、年度中の積立額5億9千300万円で、そのうち2億9千355万9千円は府住宅供給公社からの収入分であり、残りは開発指導要綱に基づくものであります。

なお、利子は一般会計に収入している。また今福団地ほか4団地の建設に伴う、この府住宅供給公社から収入すべき総額は18億2千万円ぐらいであるが、56年度末基金残高には全額収入されていないとの説明があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括審議いたしました。

まず、「基地交付金は前年度に比べ大きなアップとなっているが、その理由などについて」に対し、昭和56年度交付金2億291万3千円は前年度に対し9千80万円の増、80.1%の伸びで、これは5年ごとの台帳価格の大幅な改定に当たり、市街地と同程度の地価にある地域であり、また関係各位の協力を得て、強くこれを要望してまいった結果である。

なお、国全体での交付金総額の伸びは、前年度に比べ6%程度であるのに対し、本市が特に大幅にアップとなったことについては、以上のほかに政策的な面での配慮があったというようなことは一切ない、との答弁がありました。

次に、「固定資産税の中で、宅地並み課税による収入額と、今後企業誘致による市税の増収対策はどうかについて」昭和56年度はA・B農地すべてを宅地並みに課税したと仮定した場合の額と農地並み課税に戻る措置をした額との差額、いわゆる宅地並み課税による増収分とみなされる額は約300万円である。

なお、今後企業誘致については、構造的不況の中で、地場産業の転換の礎ともなるような、無公害で付加価値の高いものであれば、一定、考えていかなければならないが、立地条件等、特にきつい状況にあり、今後とも検討していきたい、との答弁がありました。

なお、以上のほか歳入、歳出にわたり数十点の質疑がありましたが、おのおの回答を得、意見、要望等もあり一般会計決算の審査を終わりました。お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計の歳入、歳出取りまとめて申し上げます。

一般会計からの繰入金金は、54年度以降7千万円で据え置かれているが、これは保険給付費が年々大幅に上がっている状況にあり、今後、繰入金金の増額についての意見がありました。そのほか数点の質疑があり審議を終わりました。

本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数により認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については、別に質疑がなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計決算については、質疑がなく、本決算を認定することにお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計について「本会計での人件費支弁人員と、うち実配置人員との差についての人件費の状況は」に対し、55年度、56年度とも人件費は44名分をみており、そのうち直接配属されているのが、55年度32名、56年度36名である。したがって56年度では、人件費総額2億8千60万3千円のうち8名分がその差額であり、平均額とした場合、44分の8に相当する額となる。

そのほか、職員充足のため他の部門にしわ寄せがきている。この状況がいつまで続くのか、また数点の質疑があり、審議を終わりました。本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会での審査の報告の概要であります。これをもちまして報告を終わります。

○ 議長（成田秀益君） ただいま決算委員長より、詳細な審議の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。

それでは、討論を行います。まず、反対の方からお願いします。

○ 7番（勝部津喜枝君） 共産党議員団を代表いたしまして討論に参加いたします。一つ一つの会計につきましては、賛成、反対それぞれでございますので、まず一般会計から討論を行います。

昭和50年に就任しました池田市長は、その年に3億1千万円の単年度赤字を出しております。引き続きまして51年には4億5千万、52年度には5億1千700万、53年度には2億900万円の赤字を出し、53年度には14億1千800万円で、再建団体転落寸前という財政危機を迎えております。

こうした中で、いわゆる財政再建3カ年計画なるものを議会に発言し、市民の皆さんにも応分の負担をとということで、地方自治体に都市経営論、いわゆる原価主義なるものを持ち込んできて

おります。しかし、議会での審議の中でも、この財政再建3カ年計画なるものの内容は、明らかにされないまま3年を経過し、この56年度は最終年度となっております。この中では、一連の大幅な公共料金値上げだけでなく、一定の同和施策の見直しを、市民の厳しい批判の中で取り上げながら、解同不同意でお手上げであったという経過もあります。

さらには人件費操作として、中央丘陵開発公社の実態がある中、将来に大きな危険を残す開発優先の施策を貫き、開発事業負担金の収入などでやりくりをしてきた経過もあります。56年度は5億7千万近い黒字を出したとはいえ、こうした経過の中で、市民負担と不公正は改めていないという立場を、共産党は考えております。こうした中から、今56年度一般会計決算につきましては、反対をいたします。

また、国保会計につきましては、従前から申し上げておりますように、他市に比べても低い一般会計からの繰り入れや、減免制度の確立がされていない点など、反対をいたします。

公共用地先行取得事業、公共下水道事業、中央丘陵事業などは、それぞれ賛成をいたします。

委員長報告は一括してでの報告でありますので、共産党議員団は反対をいたします。

○ 議長（成田秀益君） それでは、続いて賛成の方の討論をお願いしたいと思います。

○ 18番（松尾孝明君） 私は、昭和56年度一般会計並びに各特別会計決算について、賛成の立場から意見を申し述べたいと存じます。

まず、一般会計決算についてでございますが、昭和50年度以降毎年度大幅な赤字を累積し、53年度末においては、実質収支比率がマイナス19.4%という、まさに再建団体転落寸前の非常事態に陥ったことは周知の事実であります。これらの打開のため、再建団体転落回避を至上目的とした自主再建計画に基づく地道な努力や、税、地方交付税等の増額を見越し昭和56年度は、昭和55年度に引き続き3カ年連続の単年度黒字を達成し、累積赤字の解消に向けて着実に前進していることは、理事者の努力並びに関係各位の協力のたまものと、高く評価するものであります。

しかしながら、地方財政を取り巻く情勢は依然として不安定であり、加えて本市は、財政基盤が脆弱な体質であるため、今後の財政運営に当たっては財源の拡充強化と、その獲得に向けて格別な手段を講じるとともに、一日も早く累積赤字の解消と、あわせて財政構造の改善に対応をしていただきたい。また、今後とも財源の効率的配分により、住民福祉、教育、都市整備等の行政需要に対応するための、積極的な努力を傾注することを強く、意見として申し述べるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、前年度に引き続き若干の黒字決算になっているものの、年々増高する医療費に対し、抜本的な国民健康保険制度の改革を図るよう国に要望し、

健全な運営が保たれることを望むものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び和泉市中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため所期の目的に向けて、順次、遂行されていくものと評価いたします。今後とも鋭意努力されることを期待いたします。

以上、各会計予算について意見を申し上げ、本件決算については賛成を表明するものであります。

○ 議長（成田秀益君） 以上で討論を終わります。

採決を行います。昭和56年度和泉市歳入歳出決算を、委員長の報告どおり認定するに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、昭和56年度和泉市歳入歳出決算は認定されました。

議員の皆さんには御審議、本当に御苦労さんでございました。ありがとうございました。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第3より日程第14までは、いずれも「例月出納検査結果報告」でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年9月分収入役投の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年12月20日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和57年12月20日
2. 検査の対象 昭和57年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したと

ころ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 2 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年12月20日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

1. 検査実施日 昭和57年12月20日
2. 検査の対象 昭和57年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 3 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年12月20日

監査委員 久光 喜多男

同 飯坂 楠次

記

1. 検査実施日 昭和57年12月20日
2. 検査の対象 昭和57年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年1月25日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年1月24日
2. 検査の対象 昭和57年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年1月25日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年1月24日
2. 検査の対象 昭和57年10月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年10月分和泉市立病院企業出納員投の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年1月25日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年1月24日
2. 検査の対象 昭和57年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年11月分収入役投の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日

2. 検査の対象 昭和57年11月分の出納状況

3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日

2. 検査の対象 昭和57年12月分の出納状況

3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男

同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日
2. 検査の対象 昭和57年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第10号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日
2. 検査の対象 昭和57年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第11号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日
2. 検査の対象 昭和57年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年2月17日

監査委員 久光喜多男
同 飯坂楠次

記

1. 検査実施日 昭和58年2月17日
2. 検査の対象 昭和57年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

○ 議長(成田秀益君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第12号までの報告を終わります。

ここで、お昼のため休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、1時まで休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時再開)

○ 議長(成田秀益君) それでは、休憩前に引き続きまして審議を行います。

次に、日程第15号「専決処分の承認を求めることについて」(和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

昭和58年1月31日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第1号

和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例

(和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市立病院の料金等に関する条例(昭和47年和泉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に、「(法令上特別の規定がある場合を除く。)」を「の場合」に、「2割を加算した額」を「1.2を乗じて得た額。ただし、法令上特別の定めがある場合にあっては、当該法令の定めるところにより算定した額とする。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「第1号」に、「5割を加算した」を「1.5を乗じて得た」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付の場合にあっては、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(昭和58年厚生省告示第15号)のうち別表第3老人診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額

(和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)

第2条 和泉市立休日急病診療所条例(昭和51年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(料金の額等)

第4条 診療料金及び手数料の額及び徴収については、和泉市立病院の例による。

第5条中「前条第2項の料金」を「前条の診療料金及び手数料」に改める。

附 則

1. この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
2. この条例による改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の規定は、昭和58年2月1日以後の診療に係る診療料金について適用し、同日前の診療に係るものについては、なお従前の例による。

報告第2号参考資料

(I) 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正の新旧対照表

新	旧
<p>(診療料金)</p> <p>第2条 病院において診療を受ける者の料金 (以下「診療料金」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法令上診療料金を健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号。以下「健康保険診療報酬算定方法」という。)により、又はこの例により算定することとされている場合及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養補償給付の適用を受ける場合にあっては、健康保険診療報酬算定方法のうち別表第4診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額</p> <p>(2) <u>老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療に関する給付の場合にあっては、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(昭和58年厚生省告示第15号)のうち別表第3老人診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額</u></p> <p>(3) <u>自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあっては、第1号に規定する額に1.5を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合以外の場合にあっては、第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額。ただし、法令上特別の定めがある場合にあっては、当該法令の定めるところにより算定した額とする。</u></p> <p>2. 前項の規定により算定し難い診療料金は、別表に定めるもののほか、市長が定める。</p>	<p>(診療料金)</p> <p>第2条 病院において診療を受ける者の料金 (以下「診療料金」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法令上診療料金を健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年厚生省告示第177号。以下「健康保険診療報酬算定方法」という。)により、又はこの例により算定することとされている場合及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養補償給付の適用を受ける場合にあっては、健康保険診療報酬算定方法のうち別表第4診療報酬点数表(乙)を採用して算定した額</p> <p>(2) <u>自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあっては、前号に規定する額に5割を加算した額</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合以外(法令上特別の規定がある場合を除く。)にあっては、第1号に規定する額に2割を加算した額</u></p> <p>2. 前項の規定により算定し難い診療料金は、別表に定めるもののほか、市長が定める。</p>

提案、御審議をお願いするいとまがなく、1月31日、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいた次第でございます。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条の和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正でございますが、同条例第2条第1項第1号の次に、新たに第2号として「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付の場合にあっては、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（昭和58年厚生省告示第15号）のうち、別表第3老人診療報酬点数表（乙）を採用して算定した額」を加えて、現行条例第2条第1項第2号を第3号に、第3号を4号に順次繰り下げるとともに、それに伴う所要の規定整備を行ったものでございます。

次に、和泉市立休日急病診療所条例の改正でございますが、第4条の、料金の徴収等に関する規定を全部改正して「診療料金及び手数料の額及び徴収については、和泉市立病院の例による」ものとするとの、この改正に伴う、所要の規定の整備を行ったものでございます。

なお、「附則」といたしまして「この条例は（老人保健法の施行期日である）昭和58年2月1日から施行」し、改正後の条例の規定は、昭和58年2月1日以降の診療料金に適用し、同日前の診療に係るものについては、従前の例によるものと定めたものであります。

以上、簡単でございますが、報告第2号「和泉市立病院の料金等に関する条例及び和泉市立休日急病診療所条例の一部を改正する条例の専決処分について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本報告について質疑、御意見ございませんか。
- 9番（直村静二君） いまの説明を聞いておりますと、議会が開かれないから、1月の31日付で専決さしてもらったということですけど、1月中に議会を開いたら、別にいけるわけでしょう。その点は十分、報道その他で、2月の1日実施は聞いてますよね。しかも老人保健法の改正に伴ういろんなことは、12月議会でやってますよね、去年の。この分が専決処分ということで、私はちょっと理事者側の対応としては、やっぱり重要な問題でありますからね、専決をしないで、議会を開いてやっていただくというふうにしてもらいたいと思っておるんですけどね。これは市長の答弁は聞きますけども、これが一つ。

もう一つは、聞いておりますと、厚生大臣ですか、これがそう決めたから、自動的に「右へならえ」で改正せなしょうないということのように聞こえるんですけどね、それは果たしてそうなのかということですね。その点を一つ。

それともう一つは、何か70歳以上の分については老人保健法の関係で、それ以外については従前どおりとか、それ以外従前どおりというのは、ちょっと耳にはさんだんですけどね、その辺

の区分、区別、これをひとつきちっとお答え願いたい。

それと、乙表にするといいますけど、乙があるということは、甲があって乙があるんですからね。そしていまの説明を聞いていると2号を3号に、3号を4号にする、こういうことですからね、この区分の違い——甲と乙がどう違って、患者さんにはどう負担がかかるかというのが、われわれ議員としては聞きたい。

以上、4点ばかり言いましたがお答え願います。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 病院事務局長（藤原光夫君） ただいまの御説明をさせていただいた内容でございますが、1月、昨年の……
- 9番（直村静二君） ちょっと待ってください。市長に答弁を求めるということを一番先に言ったんでね。——順序やもんな。
- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 助役（坂口礼之助君） まことに申しわけございません。

御承知のとおり、老人保健法というのは昨年の8月に議会を通過いたしまして、本年の2月1日から施行するというようになっておったわけなんです。したがって、2月1日から老人保健法というものが施行されるということは、仰せのとおり昨年12月の時にわかっております。しかし、今回改正させていただこうと存じております条例事項でございますが、いわゆる診療料金の算定方法というものは法律上で決められてございませんでして、厚生省令で決められたわけです。それが、厚生省令が決まりましたのは今年の1月20日でございます。その20日に公布施行されましたので、それに基づきまして、今回の診療料金の一部を改正する条例を専決させていただいたということでございます。わずかな10日間ぐらいの移行期間、しかも2月1日から施行しなきゃいけないという、一定の期限の制約もございまして、そのような措置をとらせていただいたわけでございます。御趣旨は十分尊重させていただき、いたずらに専決をしないように今後とも心がけてまいりたいと、かように存じております。

- 議長（成田秀益君） 次。
- 病院事務局長（藤原光夫君） ただいまの御質問に対しまして、私よりお答えいたします。まず、別表第3老人診療報酬点数の乙表を採用するというので、甲があるのかという御質問でございますが、現行の条例では、いわゆる健康保険法による診療報酬算定方法の乙表を採用するというので、条例で決められているわけでございまして、この乙表の算定をする病院、診療所においては、老人診療報酬点数表の乙表を採用しなさいという、いわゆる1月20日の告示の内容でございます。よって別表第3老人診療報酬点数表乙表によるということを決めるものでご

ざいます。

○ 9番(直村静二君) あんた方はわかっているけど、私はよくわからん。いま病院、乙表を適用しているんでしょう。この老人の分はまた乙でいく、それやったら改正する必要ないのと違うの。その点、わかるように説明してください。ちょっとわかりませんな。

○ 病院事務局長(藤原光夫君) 恐れ入ります。例を挙げて申し上げますと、現行のいわゆる健康保険診療報酬の算定方法乙表ですね、これを一般診療報酬としました場合に、入院されたときに、一つの基準的なものでございますが、医学管理料というのがあるわけでございます、その医学管理料の内容を見ますと、入院して2週間以内の期間は210点、もちろん1点10円ですので2,100円、2週間を超える1カ月未満の場合は130点、1カ月を超える場合は3カ月までは100点、3カ月を超え6カ月まで、3カ月を超える場合は81点、この4段階に分かれております。そして、ただいま御説明しました老人診療報酬の点数表では、2週間以内の期間は225点、2週間を超え1カ月の期間は142点、1カ月を超え3カ月以内の期間は109点、3カ月から6カ月までは89点、6カ月から12カ月までは81点、12カ月を超えた場合は75点、いわゆる一般診療の場合は報酬点数が4段階、老人診療報酬点数が6段階に区分されております。

一例としましてはそういうことでございます。

○ 9番(直村静二君) それならね、これを最初に説明してくれるとよくわかるんやけどね、点数が減ってくるということは、診療しても、病院側が保険組合に請求しても、これぐらいの点数しか来やへんということか、そういう意味。そんなら、どこ悪い、ここ悪い言うて、これあんた、2週間は225点ですか、順番に点数が減っているから、これは治っていつているように錯覚しますよ。順番に治っているように思いますから、ああ安く済むようになったな——実はそうではなしに、この点数しか請求できないということですか。——そうすると患者さんは、病状悪化した場合には、この点数以上は治療はできないということですか、すれば損ということですか、そこらははっきり。

○ 病院事務局長(藤原光夫君) 入院の医学管理料でございますので、これは患者さんが入院したときには、基本点数的なものとして診療報酬点数が得られる、請求していただける。そのほかに治療とか投薬、注射、その分につきましては別途の点数を請求できるということになりますので、ごく一部でございます、例を挙げましたのは、入院の基本料金についての一般診療と老人診療との差というと、この部分のみでございます。医学管理料のみでございます。

○ 9番(直村静二君) わかったような、わからんようなことやな。そうすると、なぜこんなふうにするのか、それがわからない。いままでどおりだったら不都合ですか。もっとはっきり言う

たら — 少し視点を変えますけどね、こういうことになったら、和泉市立病院としては、この報酬になるから、いままでよりも収入が下がるということで損になるのか、それとも患者さんが入院しておいて、こういうことであれば、だんだんと悪くなっても診療してもらえないということになるのか、つまり老人福祉は後退させないということでしょう。進めたいという、そうすると、これだったら病院の収入が減るのか、患者さんの治療を診てもらえないということの点数なのかどっちだということですわな。これをはっきりしておかんとね。ただ単に、厚生省令で改正したとかいうても、私が質問して初めてここでお答えが返って、どうやこうや、それで病院の収入が下がるのか、患者さんの負担が減るのか、それとも病状が悪化しても診てもらえないということになるのかね、しかもこれは70歳以上の分だけですわな。そここのところをもう少し具体的にやってもらわぬとね。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） 説明不足で申しわけございません。いわゆる現行の診療報酬というものにつきましては、健康保険法あるいは国民健康保険法、この算定による基準によって算定をさせていただいて請求しております。2月1日、老人保健法が施行に伴いまして、いわゆる老人保健法による算定基準が定められて、結果的にこういうことになったということでございます。それは病院にとって、いわゆる減収になるのか、との質問でございますけども、2週間未満であれば一応1日、医学管理料では15点、150円の増収になるということも勘案いたしまして、現行の老人の層からいきまして、ちょっと算定については、病院がいわゆる収入減になるのか、増になるのかということについては、現在、2月分の診療報酬を請求中でございまして、それがまとまらなると、患者さんの動向によってわからないというのが一つでございます。

それと、患者さんが負担増になるのかということでございますが、老人保健法は御承知のとおり、入院した場合は1日300点の負担のみでございますので、診療報酬の内容によって、幾ら診療点数が下がっても本人さんの負担は、1日300円の負担にしかならないということでございます。

○ 9番（直村静二君） 私は、患者さんの負担というのは、これは国の法律で決まったからね、いまあなたの答弁しているような、これはわかるわけですわ。つまり1日、入院は300円だし1カ月で9,000円、2カ月についてはその倍だし、3日目からは要らないというんでしょう。ところが3日目になったら、最初の2週間は、こちらの保険では225点ですか、最初2週間はちょっとプラスになる、あと140、100とか、これ8月したらどうなりまんねん、89点の方にいきますのか — 89になってくると病院は収入減ですわね。患者さんは3日目から金払わんでいいかわりに病院の収入減で、ほうり出しということになってきますな。これは、こればかり

り時間かかったらいかんけども、私はこういう問題は、専決処分でパッと出だし、もちろん10日間しかなかったという理由はわかりますけどね、もっときっちりと、その辺のことを説明しておいてもらわんと困るじゃないかというふうに思うわけです。これについては私は、いまだ国民的立場でいって、福祉の後退はまかりならぬという声があります。また、福祉を少し削れ、大砲かバターか、大砲やと中首根さん言うているし共産党はバターや言うている。大砲の好きな人ふえてきましたからね、その分で削れと。しかし、いまは選挙が控えておりますから、あまりにきついことを言うと国民的抵抗が大きいから、いまはそういうことですけど、これ一たん通ってしまったら、あとで何ほでも上げていきますよ。この点については予算委員会その他会議がありますから、きょうは言いませんけども、この点についてはひとつ、理事者に注文しておきますが、専決処分だからといって安易な考えでパッと出すのやなく、どのように変わったか、表もつけて、きちんと出してもらわんといかんのやないか——助役さん、どうですか、この点については、市民にとって損か得か、病院にとって損か得かという問題を含んでいるわけですよ。ただ乙がどうしてとか、そんなことは——議会をなめている、軽視しているのと違うか、これはきっちり表をつけなあかん。もっとはっきりしなさい。

○ 助役（坂口礼之助君） どうも参考資料、いろんな新旧対照表をつけておらないという点につきましては申しわけございません。先ほど、点数改正に伴う具体的な中身について、局長からも御説明申し上げておりますが、点単価の資料を持っての御質問かと思いますが——持ってませんか、そうですか。

それじゃ、乙表に対するいわゆる今回の改正で変わったところと申しますのは、先ほど申しておりますように、入院時の医学管理料、この点だけ変わっているわけでございます。その他の注射であるとか診察であるとか投薬であるとか、そういうことにつきましては、健康保険法と同じ扱い方をするというので、たまたま70歳の方だけが、老人保健法に基づく今回の政令で一定の保険点数が定められた、決して、そのために老人医療が、いわゆるやぶさかにせられておるのかというと、決してそうじゃないと思います。ただ、ちょっと長くなりますけれども、いわゆる入院の日から起算して2週間以内でしたら、従来は210点だったものが225点に、こういう経過をたどって、いわゆる従来が、入院の日から起算して3カ月を超える期間というもの81点どまりでございます。今回、入院の日から起算して12カ月を超えた期間というのが新たに設定されて、その分だけが81点から75点へ、6点だけが下げられたということでございますね。したがって1年以上の入院者を取り扱っている場合は、医学管理料に関する限り1日について6点下がったということですので、3年も4年も同じ、70歳以上の患者を収容しておいた場合は、医学管理料の面では多少の減収になるということとは言えると思います。しかし、

それが即 — 病院会計の医療機関の問題でございまして、老人の方、入院しておられる方そのものは一部負担、入院してから1カ月間は1日300円の自己負担をお願いするということだけでございまして、4カ月になり1年になりましても3カ月分の1日300円を払っていただきましたら、それ以後は無料で治療を受けられると、こういうことでございます。したがって……

- 9番(直村静二君) それはええねん。私、言っているのは、きちっと資料つけて、こうなると言うてもらったらいいと、専決処分なさるならあっさりとね、そうだったと。 — 資料持っているって、私、持ってないから聞いているのでね。

いずれこれは、特別会計もあります、予算委員会もありますから、まだもっと具体的な面もあるので、この辺でとめておきます。

- 議長(成田秀益君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を承認することに決めます。
- 9番(直村静二君) 議長、これ賛否は。
- 議長(成田秀益君) 手続き上、報告と……
- 9番(直村静二君) それなら反対意見出しますわ。
- 議長(成田秀益君) 反対意見ありますか。
- 9番(直村静二君) 一つは、専決処分についてはやむを得ない理由があったということは一応認めます、10日間ですからね。しかし議案として出した場合に、やはり新しい制度からきた規則とか改正ですから、十分図面をもって、表をもって明らかにしていただくということを要望しておるんですけども、それをこの際、怠ったということについて、私は非常に不満であり反対だと、意見として言っておきます。以上です。
- 議長(成田秀益君) それでは、本報告について承認することに決めます。

○

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第16「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第12号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「和泉市立伯太幼稚園 和泉市伯太町二丁目25番3号 200人」を

「和泉市立伯太幼稚園 和泉市伯太町二丁目35番4号 160人」に、

「和泉市立横山幼稚園 和泉市北田中町183番地 120人」を

「和泉市立横山幼稚園 和泉市下宮町406番地の1 80人」に改める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

理 由

伯太幼稚園及び横山幼稚園の園舎の老朽化に伴い新築移転するとともに園児の減少により定員の削減を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市立幼稚園条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
<p>(幼稚園の名称等)</p> <p>第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。</p>		<p>(幼稚園の名称等)</p> <p>第2条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。</p>	
名	称	位	置
和泉市立	国府幼稚園	和泉市府中町793番地	和泉市府中町793番地
和泉市立	伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目35番4号	和泉市伯太町二丁目25番3号
和泉市立	幸幼稚園	和泉市山手町200番地	和泉市山手町200番地
和泉市立	北松尾幼稚園	和泉市唐国町1042番地	和泉市唐国町1042番地
和泉市立	南松尾幼稚園	和泉市久井町505番地の1	和泉市久井町505番地の1
和泉市立	北池田幼稚園	和泉市池田下町1670番地	和泉市池田下町1670番地
和泉市立	南池田幼稚園	和泉市三林町1273番地の1	和泉市三林町1273番地の1
和泉市立	横山幼稚園	和泉市下宮町406番地の1	和泉市北田中町183番地
		園児の定員	園児の定員
		200人	200人
		160人	200人
		120人	120人
		120人	120人
		80人	80人
		120人	120人
		120人	120人
		80人	120人

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第12号「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

議員皆様方のお力添えと、地元関係皆様方の御協力をいただき進めてまいりました、伯太幼稚園及び横山幼稚園の改築移転が無事、完成を見るに至りました。すでに御承知いただいておりますとおり伯太幼稚園は昭和24年に建設し、すでに34年を経過し老朽化も著しく、しかも大阪府都市計画街路、岸和田南海線の計画予定地内に位置していたため敷地の買い上げをお願いし、新しく用地を求めて建築してまいったものでございます。

また、横山幼稚園につきましては、昭和13年に建築された旧横山中学校校舎を利用いたしまして、昭和49年に改善してまいりましたが、園舎の老朽化が著しいこと、また運動場につきましても小学校と併用という不便さの中で、新しく敷地を求めまして建設いたしましたものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

伯太幼稚園につきましては、その位置について「和泉市伯太町二丁目25番3号」を「和泉市伯太町二丁目35番4号」に、横山幼稚園につきましてはその位置を「和泉市北田中町188番地」を「和泉市下宮町406番地の1」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

なお、両園とも園児数が減少し定数を下回るために、今回の改築に当たりましては、現状に即した対応をいたしております。よって両園とも、それぞれ一学級の定員減を図るものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御理解賜りまして可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 16番（赤阪和見君） この定数減ですね、これは8つの幼稚園、大体ことしの見通しというのはどんなものですか、今後の見通しですね。いつも言われているように「幼保一元」という形の中で、今後の考え方はないのかどうかということをお聞きしたいと思います。
- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 総務課長（稲田順三君） お答えさせていただきます。

現在、8園の申し込み状況は、この2園の定数が40名削減したことによって1,000名に下がる、いま現在における申し込み状況は520名程度、約半分程度の申し込み状況であるというのが実態でございます。

それと、今後の見通しであるわけですが、今後の対応につきましては、現在和泉市幼児教育振興審議会に御委嘱申し上げまして、今後の基本的な考え方について検討していただきたいと考えておるわけですが、現時点における委嘱の関係で、私立の幼稚園の関係者の方の御委嘱がまだできておりません。早急に対応して今後の問題について対応していきたく考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 16番(赤阪和見君) これの意見だけでも、全体的に1,000名の定員で520名と、どこの園とも半分だということは言えないと思うので、多い所もあれば少ない所もある。北松尾幼稚園のように保育園は5歳児までなんだと、市民の、その区域の協力を得て、幼稚園の方へという形の中で5歳児をやっている、こういう傾向性としては、今後、幼稚園また保育園の関係の中で、その点の話をきちっとしていただいて、幼稚園のところでもフォローすることによって保育園がしっかりと、足切りしなくても採れるという状態がつけられると思うのです。そういう点で、幼稚園は教育委員会、保育園はうちの方という形になっておりますけれども、その点、今後その審議会の中でよく検討していただいて、市民合意を得る中で「幼保一元」に向けてがんばっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長(成田秀益君) 他に。

○ 19番(大谷昌幸君) 伯太幼稚園は、今度岸南線の関係でこういうふうになったということは、もちろん理解します。しかし、この幼稚園が発足した当時は、現在の伯太校区と黒鳥校区が、一つの伯太校区であった時点でできた幼稚園であると、私は理解しておるわけでございます。また、かねてから黒鳥校区初め和気校区なんかのように、公立の幼稚園を現小学校区に設けていただきたいという要望がかなり強いものがあり、また教育委員会の方も、その検討をしていくという線で、いままで来たと思います。まず、ここでさしあたって、岸和田南海線はいつ来るかわかりませんが、一応この線を一つの区画として伯太幼稚園をこの地に移転した以上、今後、黒鳥幼稚園を設置されることについてどのようにお考えになっておるのか。先ほどの、協議会というんですか、それをつくって検討されるということは理解するとしながらも、この点についてちょっとただしておきたいと思っております。

○ 議長(成田秀益君) 答弁。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

先生御理解のとおり、現在、幼児の出生率が年々低下いたしまして、全国的な数値を見ましても、一世帯当たり1.7というような出生率でございます。そういうような状況の中で、幼児教育の振興を意図するところでございますけれども、現在では、新しく幼稚園を設置するという点については、今後十分、出生率等を勘案の中で検討していかなければならぬ、総合的な思考を考

えるものであります。

黒鳥幼稚園にいたしましても、そういうような考え方の中で、実際夫婦共かせぎと申しますか、パート等で御婦人の方が勤労に従事するといったような中で、保育所が必要であるか幼稚園を志向されるか、そこらの住民の方々の意向等々も勘案いたしまして十分検討してまいりたいと、かよう考えるものでございます。その点、御理解をいただきたいと思ひます。

- 議長（成田秀益君） ほかに質疑、御意見ないものと認めて、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第17「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第13号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立老人集会所条例（昭和48年和泉市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和泉市立和気老人集会所	和泉市和気町236番地の1
-------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

老人の教養の向上及び健康の増進等老人クラブ活動の促進を図り、福祉の向上を期するため、今般和気校区に老人集会所を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号参考資料

和泉市立老人集会所条例の一部改正(案)新旧対照表

新			旧		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名	称	位 置	名	称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1177番地の1	和泉市立南松尾老人集会所		和泉市久井町1177番地の1
和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174番地	和泉市立伯太老人集会所		和泉市伯太町五丁目174番地
和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3	和泉市立横山老人集会所		和泉市仏並町307番地の3
和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2	和泉市立信太老人集会所		和泉市太町403番地の2
和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地	和泉市立鶴山台老人集会所		和泉市鶴山台二丁目1番地
和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地	和泉市立北松尾老人集会所		和泉市唐国町826番地
和泉市立芦部老人集会所		和泉市観音寺町128番地	和泉市立芦部老人集会所		和泉市観音寺町128番地
和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地	和泉市立南池田老人集会所		和泉市三林町591番地
和泉市立国府老人集会所		和泉市府中町810番地の5	和泉市立国府老人集会所		和泉市府中町810番地の5
和泉市立緑ヶ丘老人集会所		和泉市緑ヶ丘13番地の12	和泉市立緑ヶ丘老人集会所		和泉市緑ヶ丘13番地の12
和泉市立北池田老人集会所		和泉市池田下町1846番地	和泉市立北池田老人集会所		和泉市池田下町1846番地
和泉市立和気老人集会所		和泉市和気町236番地の1			

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第13号「和泉市立老人集会所条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、老人福祉の一環といたしまして、老人に生きがいと活動の場を提供し老人クラブ活動の促進と老人福祉の向上を期するため、今般和気校区に新設したことにより、その集会所の名称及び位置を定める必要が生じたので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容でございますが、今般の新設に伴いまして、条例第2条の「名称及び位置」について、「和泉市立北池田老人集会所」の次に「和泉市立和気老人集会所・和泉市和気町236番地の1」を加えさせていただきたく存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第18「市道の路線認定について（府中団地1号線ほか2路線）」より、日程第20「市道の路線認定について（葛の葉尾井千原線）」までは同種の議案として、3件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第14号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要なる 経過地
府中団地1号線	521.71	7.00	府中町 811 番地の 51 先	府中町 810 番地の 53 先	
府中団地2号線	118.16	7.00	府中町 810 番地の 34 先	府中町 810 番地の 44 先	
府中団地3号線	34.90	7.00 ~10.00	府中町 810 番地の 33 先	府中町 810 番地の 34 先	

議案第14号から議案第18号までの参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 略

(路線の廃止又は変更)

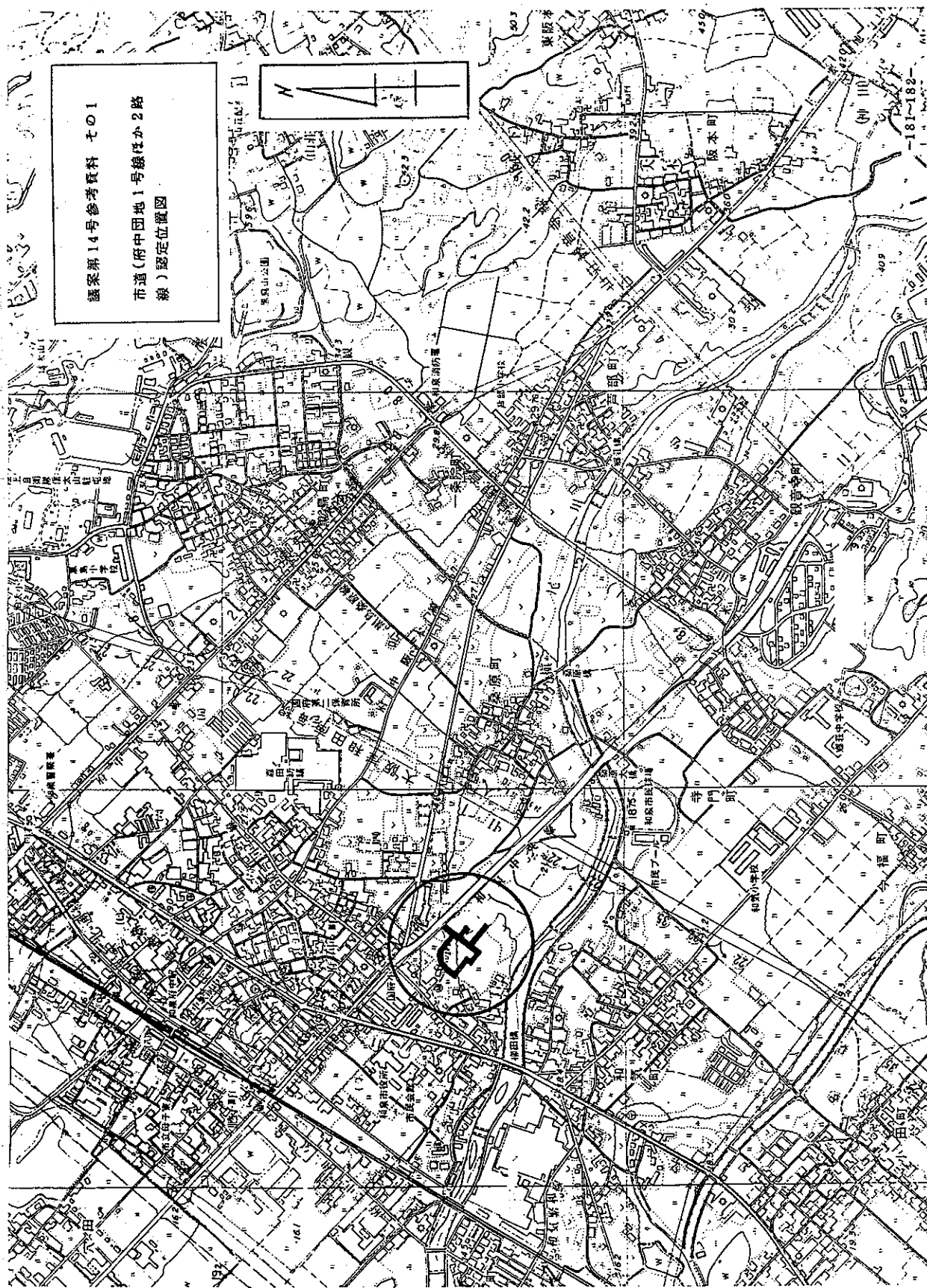
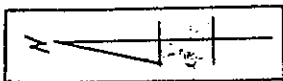
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 略

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

調査第14号参考資料 その1

市道(府中団地1号線)か2路
線)認定位置図



18-189-



議案第14号参考資料 七〇二

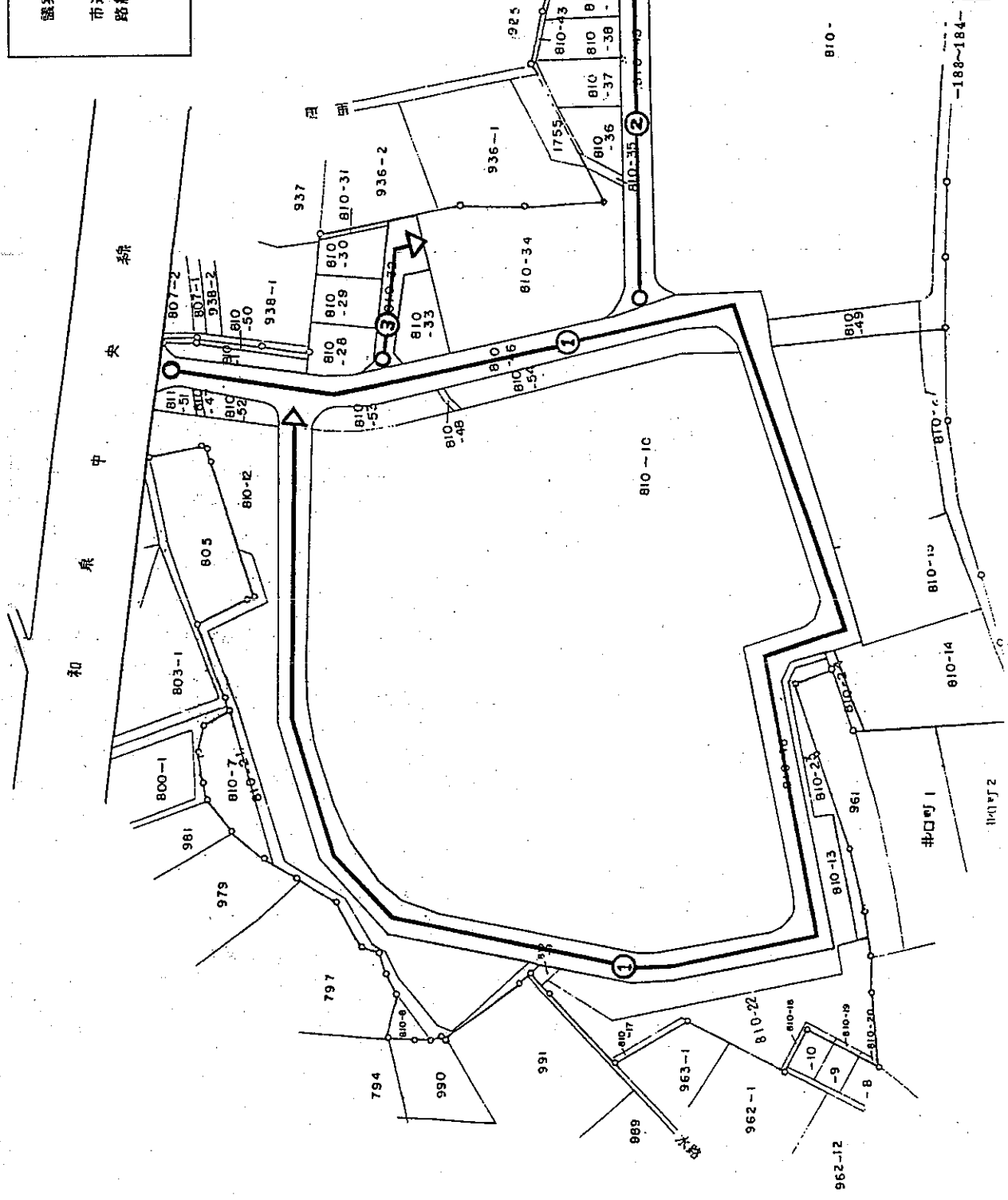
市道(府中団地1号線)にか2
路線)認定路線図

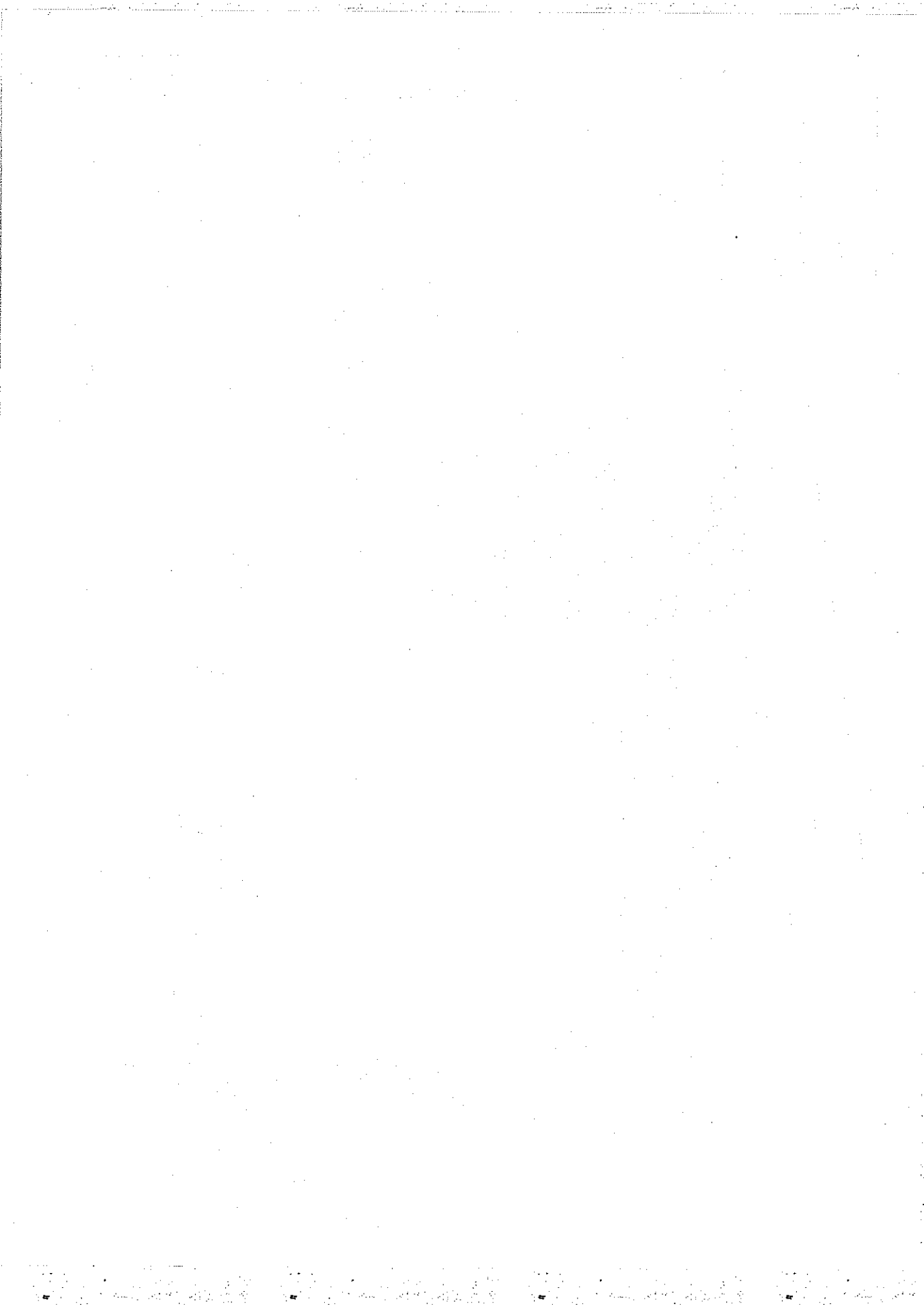


凡 例

○印の数字は、府中団地○
号線を表す。

○ — ○ 起点 — 終点





議案第15号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和58年3月4日提出

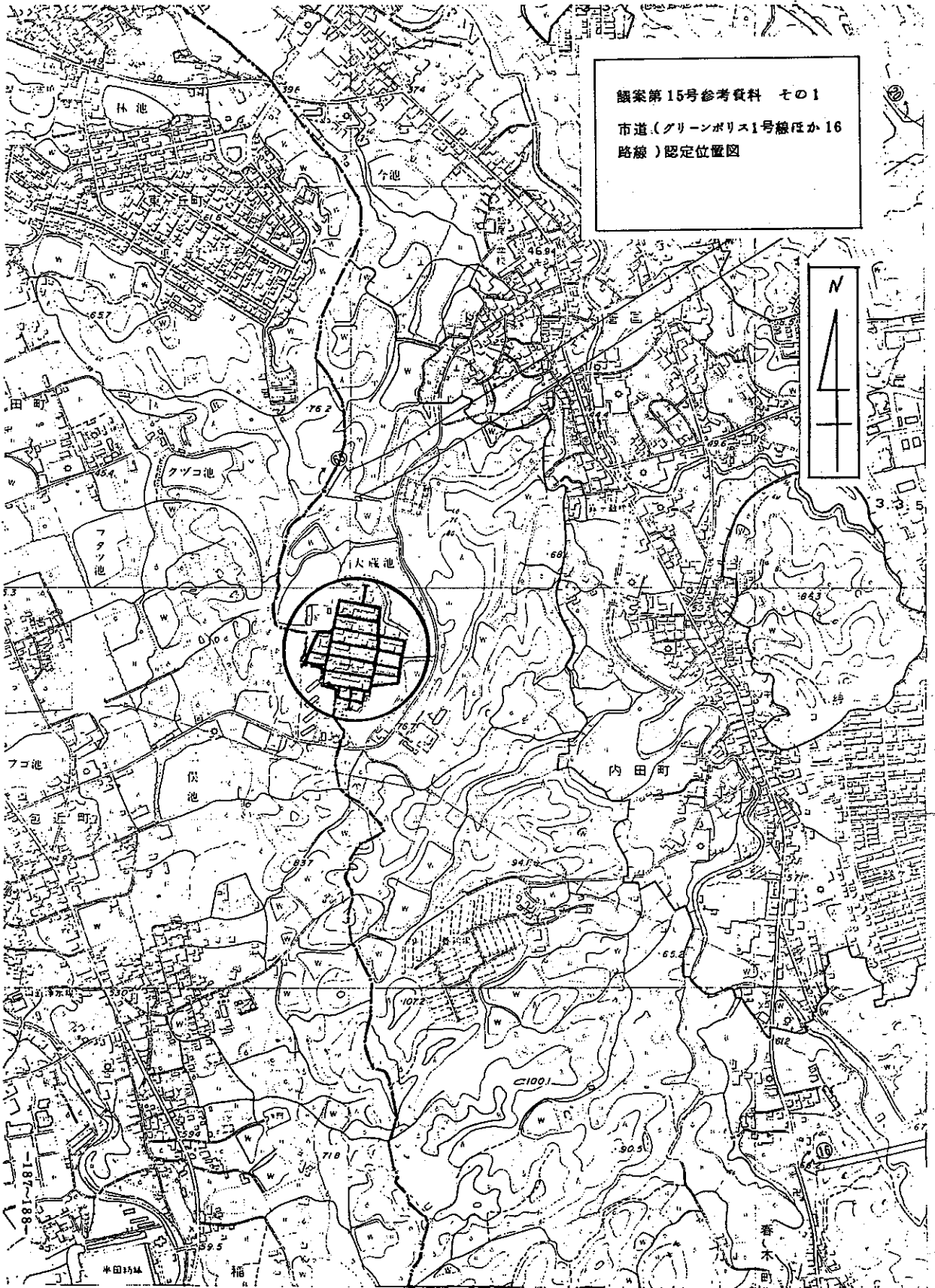
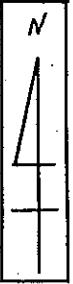
和泉市長 池田忠雄

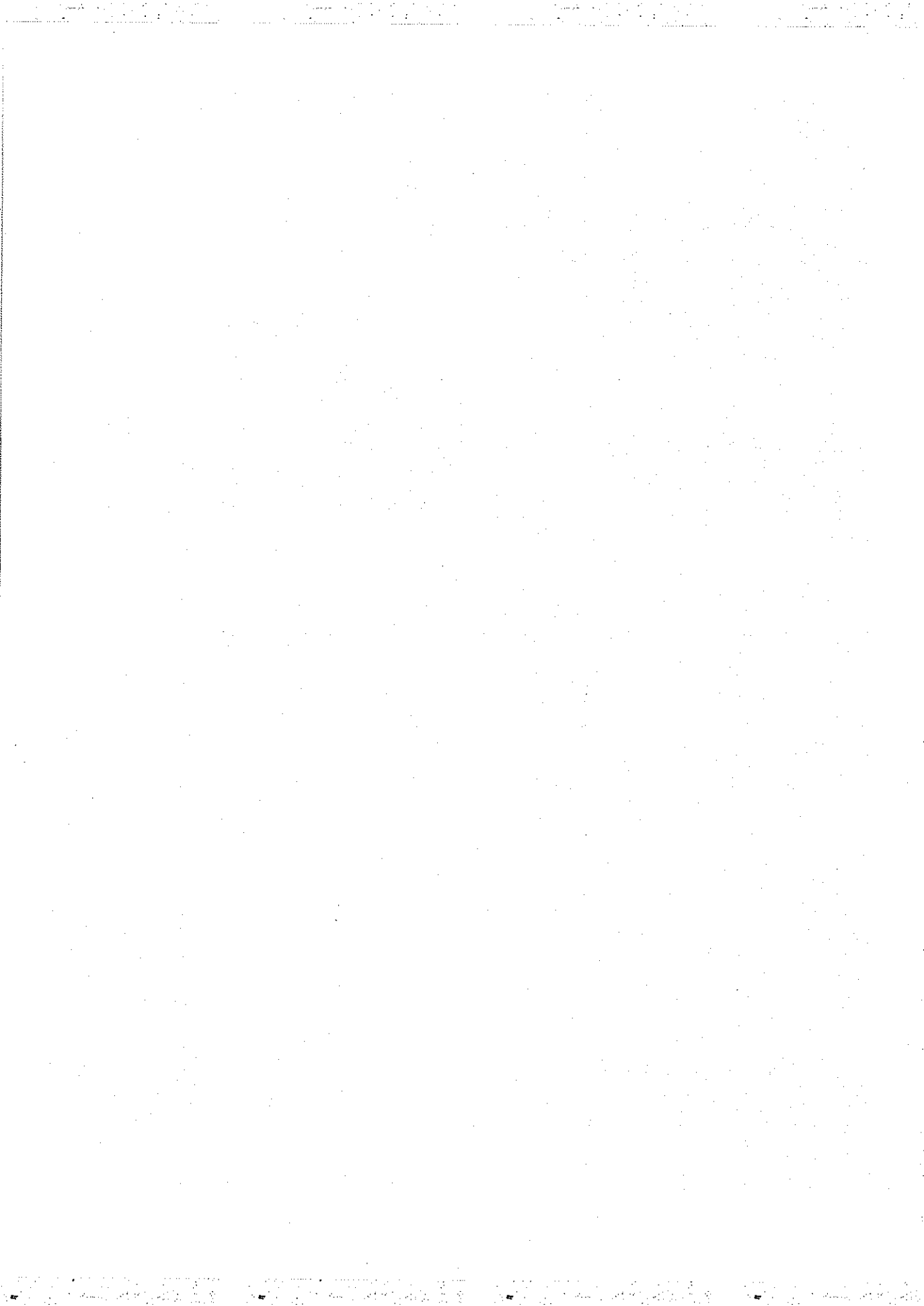
路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
グリーンボリス 1号線	120.27	6.00	唐国町1321番地の140先	唐国町1321番地の229先	
グリーンボリス 2号線	534.65	6.00	唐国町1321番地の341先	唐国町1321番地の383先	
グリーンボリス 3号線	109.45	4.70	唐国町1321番地の341先	唐国町1321番地の307先	
グリーンボリス 4号線	113.10	6.00	唐国町1321番地の285先	唐国町1321番地の295先	
グリーンボリス 5号線	113.58	4.70	唐国町1321番地の252先	唐国町1321番地の263先	

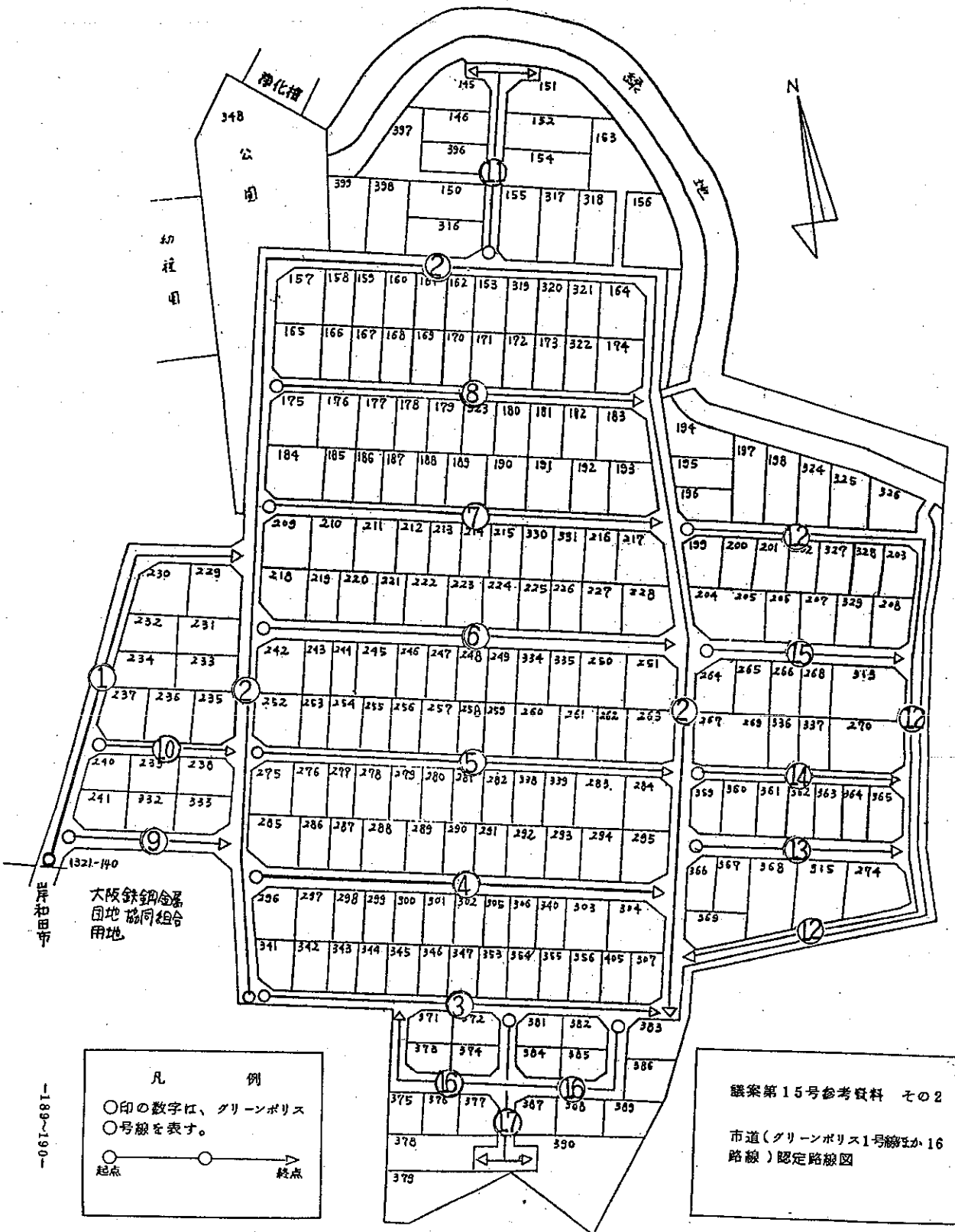
路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
グリーンボリス 6号線	113.58	6.00	唐国町1321番地の218先	唐国町1321番地の228先	
グリーンボリス 7号線	106.56	4.70	唐国町1321番地の184先	唐国町1321番地の193先	
グリーンボリス 8号線	99.69	4.70	唐国町1321番地の165先	唐国町1321番地の174先	
グリーンボリス 9号線	45.99	6.00	唐国町1321番地の241先	唐国町1321番地の333先	
グリーンボリス 10号線	39.87	4.70	唐国町1321番地の237先	唐国町1321番地の235先	
グリーンボリス 11号線	68.55	4.70	唐国町1321番地の316先	唐国町1321番地の151先 唐国町1321番地の145先	
グリーンボリス 12号線	234.47	4.70	唐国町1321番地の196先	唐国町1321番地の369先	
グリーンボリス 13号線	56.15	4.70	唐国町1321番地の359先	唐国町1321番地の365先	
グリーンボリス 14号線	55.60	4.70	唐国町1321番地の267先	唐国町1321番地の270先	
グリーンボリス 15号線	55.57	4.70	唐国町1321番地の204先	唐国町1321番地の208先	
グリーンボリス 16号線	113.48	4.70	唐国町1321番地の383先	唐国町1321番地の371先	
グリーンボリス 17号線	61.17	4.70	唐国町1321番地の372先	唐国町1321番地の390先 唐国町1321番地の378先	

図案第15号参考資料 七〇一

市道(グリーンボリス1号線ほか16
路線)認定位置図







凡 例

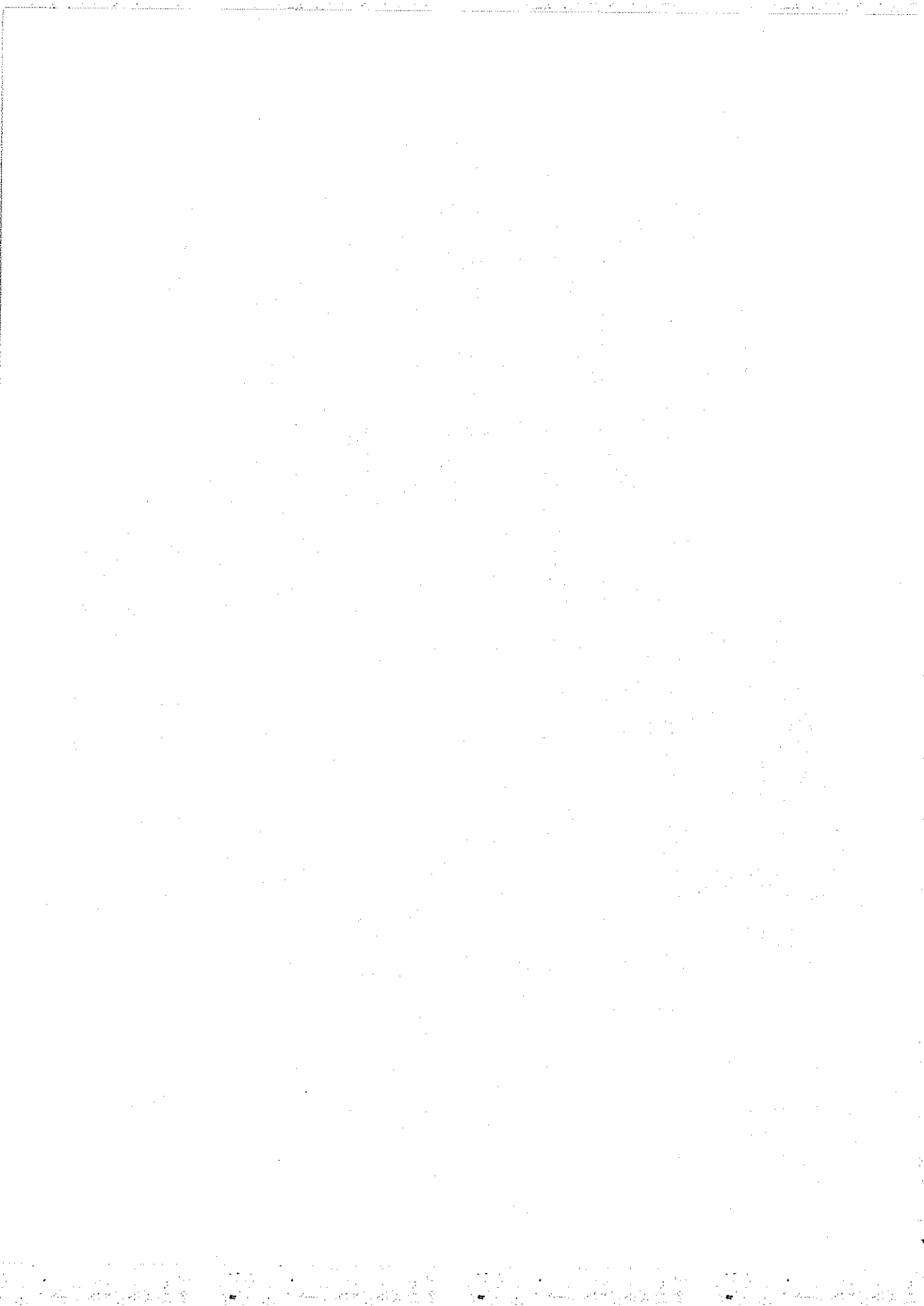
○印の数字は、グリーンポリス
○号線を表す。

○ 起点 → 終点

議案第15号参考資料 その2

市道(グリーンポリス1号線ほか16
路線)認定路線図

189-190-



議案第16号

市道の路線認定について

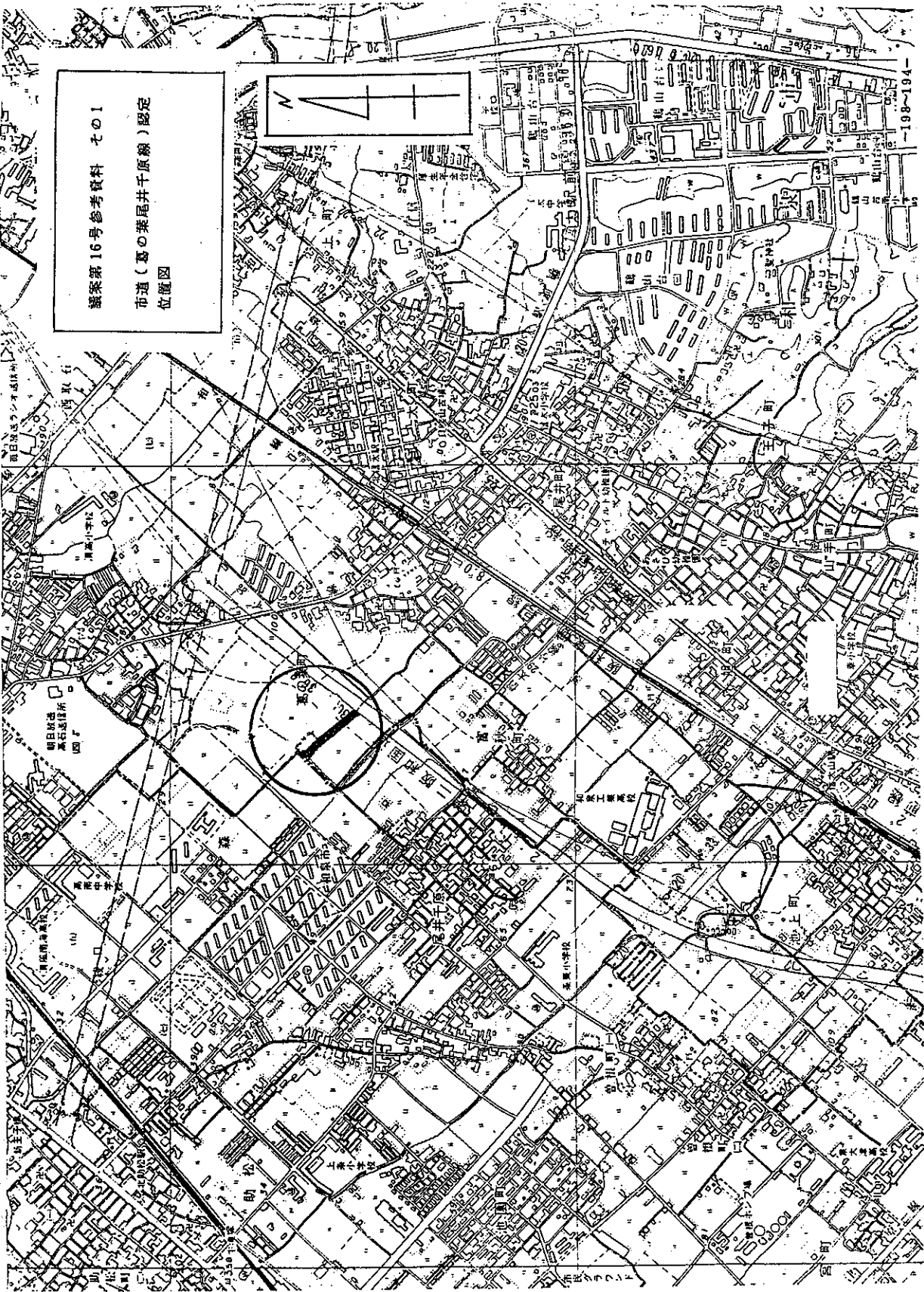
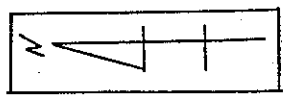
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

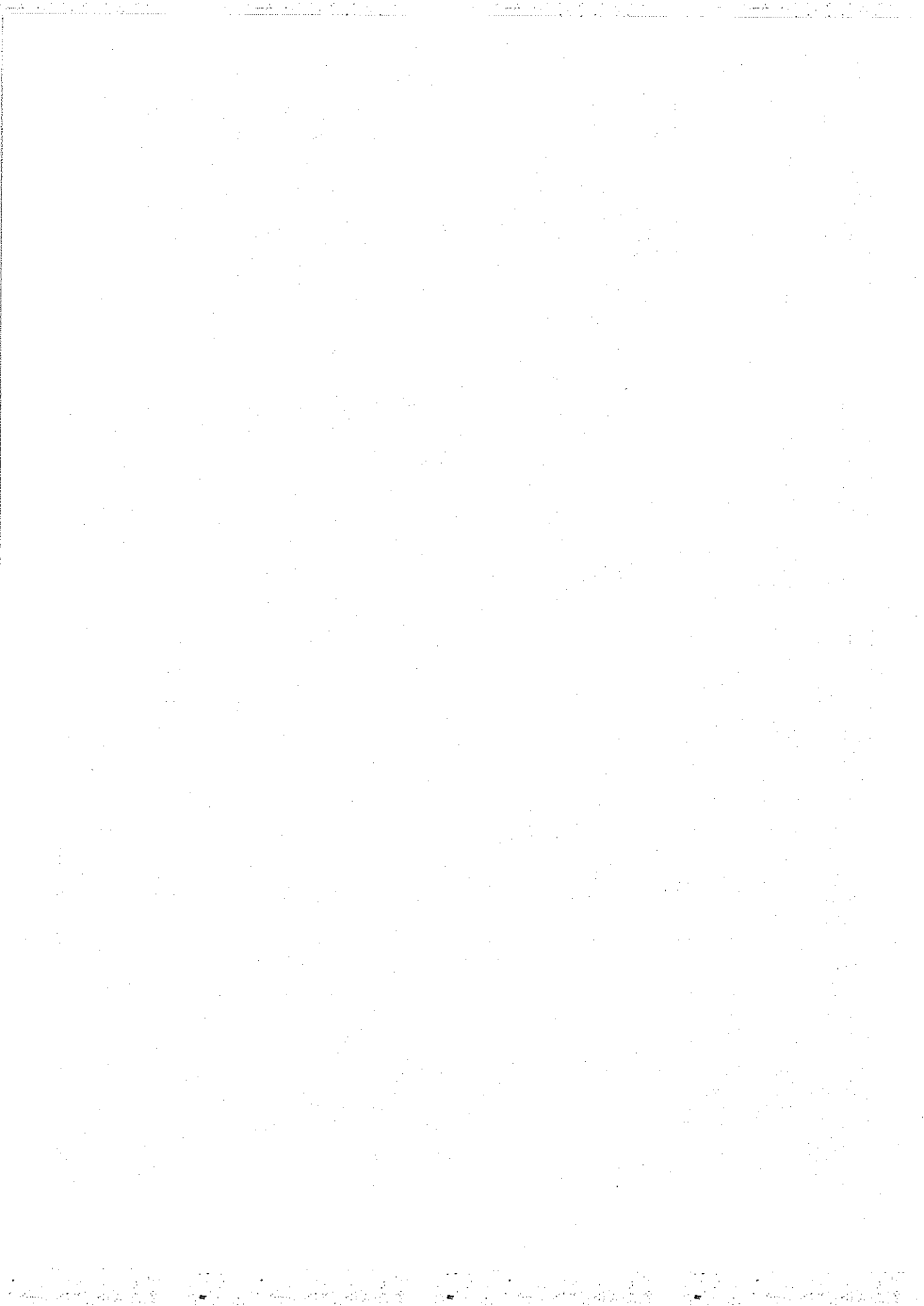
昭和58年8月4日提出

和泉市長 池田忠雄

路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
葛の葉尾井千原線	178.10	12.00	和泉市葛の葉町802番地先	泉大津市尾井千原128番地先	

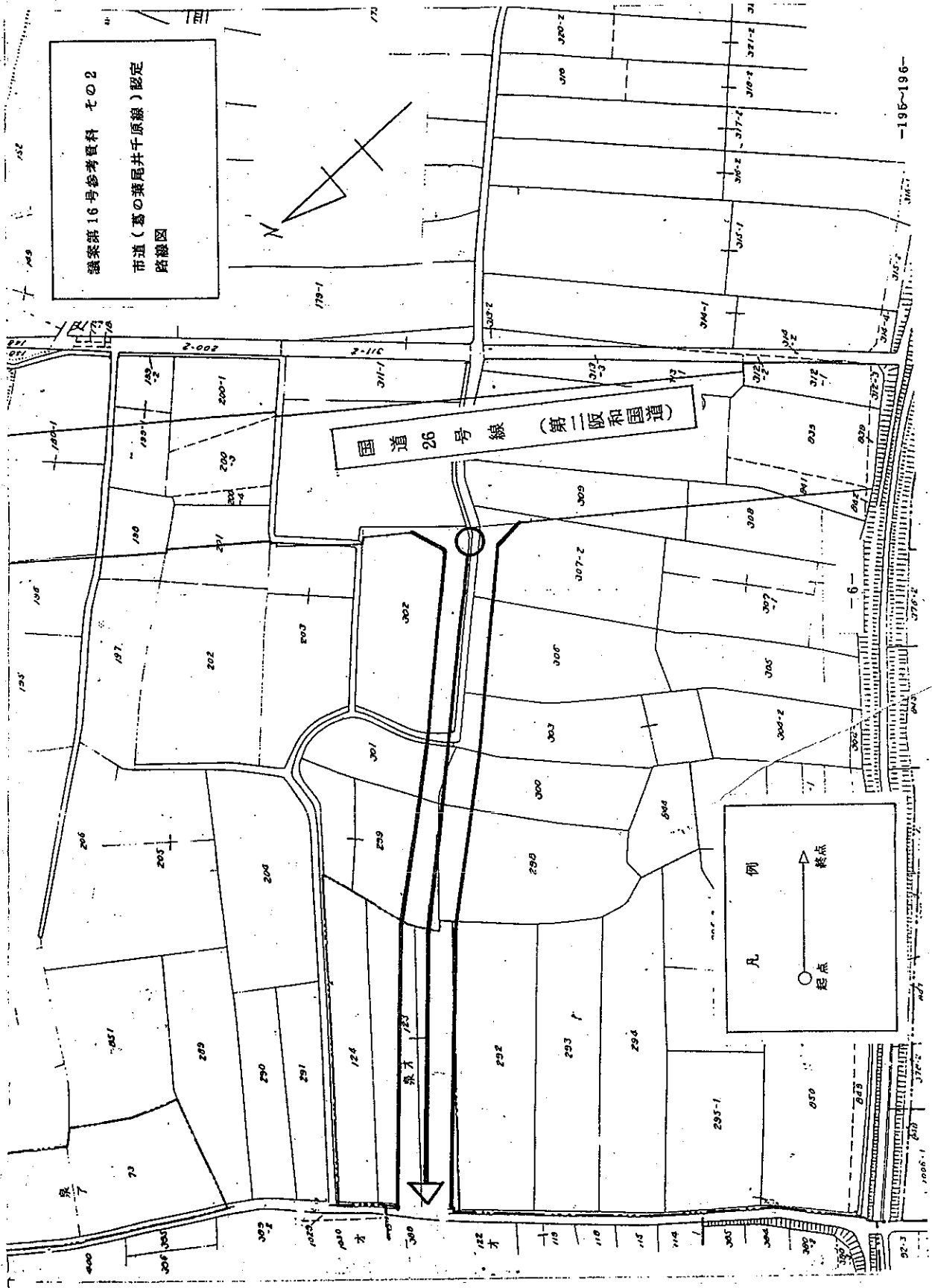
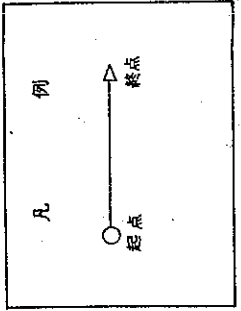
議案第16号参考資料 その1
市道（葛の葉尾井千原線）認定
位置図

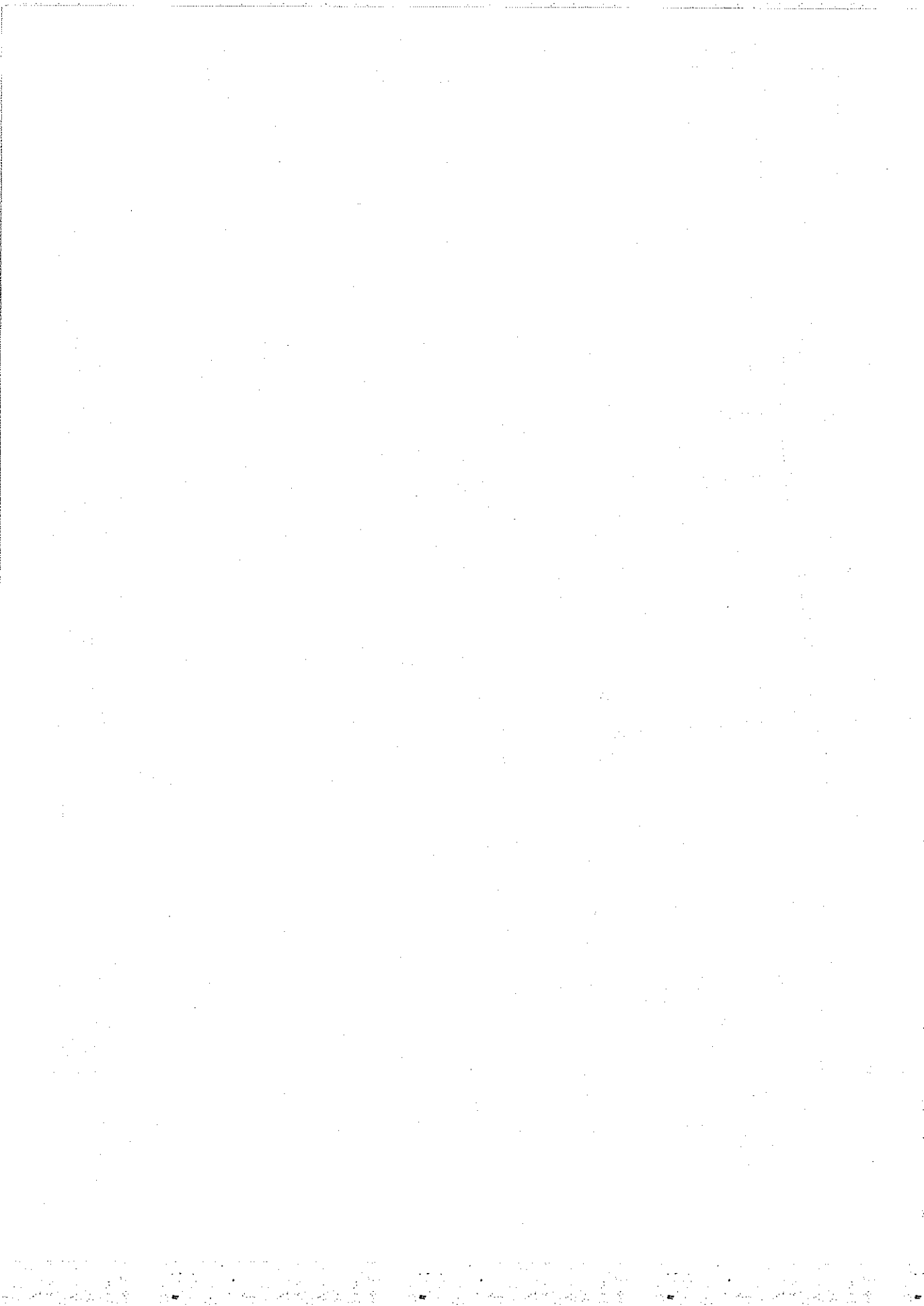




編案第 16 号参考資料 七の 2
 市道（葛の葉尾井千原線）認定
 路線図

国道 26 号線（第二阪和国道）





議案第16号参考資料 その3

市道の区域外認定にかかる承諾書及び議決書

泉大土第 1163 号

昭和57年12月22日

和泉市長 池田 忠雄 殿

泉大津市長 仲井 眞二 ㊟

市道路線認定の承諾について(回答)

みだしの件について昭和57年11月17日付和泉建総第54号で協議のありました本市区域内に市道を認定することについて、市議会の議決を得たので関係書類を添えて回答いたします。

議案第60号

和泉市が本市の区域内に市道を認定する件

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第4項の規定により、和泉市が当該市区域をこえて、本市区域内に市道路線を認定することについて承認したいので市議会の議決を求める。

昭和57年12月8日提出

昭和57年12月18日上程 即日原案可決

泉大津市長 仲井 眞二

記

路線名	区 間	延 長	幅 員	備 考
葛の葉 尾井千原線	起点 和泉市葛の葉町302番地先 終点 泉大津市尾井千原124番地先	178.1m	12m	別 図
和泉市区域をこえて本市区域にかかる部分		尾井千原123番地先~124番地先		
	延 長 67.3m 幅 員	12m		

原本と相違ないことを認証する。

昭和57年12月22日

泉大津市議会議長 松本 義雄 ㊟

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第14号、15号、16号の「市道の路線認定について」提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず、議案第14号から御説明を申し上げます。

本路線は、大阪府住宅供給公社が地方住宅供給公社法第28条の規定に基づき府中団地を開発し、建設された道路であります。すでに地域住民の生活及び近隣には市立体育館、市立図書館等の公共施設があり、公共の便に供しているものでありますので、今回、道路の認定をお願いしようとするものでございます。

次に、内容について申し上げます。

まず、位置ですが、市立病院前の府道と泉中央線をはさんだ、向かい側に面した団地内道路の3線でございます。1号線は、起点は「府中町811番地の51先」から、終点は「810番地の53先」まで、延長521.71m、幅員7m、2号線は、起点は「府中町810番地の34先」から「府中町810番地の44先」まで、延長118.16m、幅員7m、3号線は「府中町810番地の33先」から「府中町810番地の34先」まで、延長34.9m、幅員7mでございます。

続いて、議案15号の御説明を申し上げます。

本路線は、大阪鉄鋼金属協同組合が造成工事を完了し、産双ミサワホーム株式会社が開発した道路であります。すでに地域住民の生活及び交通の便に供している道路でありますので、今回、開発者と協議を行ってまいりましたが、協議が整いましたので、市道の認定をお願いしようと思っておるものです。

次に内容を申し上げます。

まず、位置は、唐国町から岸和田市包近へ続く、和泉市域の端にある所でございます。路線は17路線で、幅員4.7m道路は延長1,114.14m、6m道路は延長927.59mで、総延長2,041.73mでございます。

なお、団地内道路の区分の、岸和田区域につきましては、すでに岸和田市が、昭和52年3月に市道の認定を行っております。

次に、議案第16号について御説明を申し上げます。

本路線は、大阪府住宅供給公社の施行する、泉大津、助松団地の住宅地関連公共施設整備促進事業により、第二阪和国道から警察、信太高等学校を結ぶ通学路または助松団地へ結ぶ重要な路線となるため、今回認定をお願いし事業を実施しようとするものでございます。

次に、内容を申し上げます。

起点は「葛の葉町302番地先」から、「泉大津・尾井千原123番地先」で、延長178.1m、幅員12mでございます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） ちょっと、若干お聞きしますけども、議案14号、15号ですね、この中に街路灯ですな、また、付帯設備というんですか、植木、これ何本ずつありますか。それも一緒でしょうね。

それと尾井千原、これはまだできてないわけですね、これから工事。いつごろどうなるのか、その点お願いします。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 建設総務課長（坂田平之君） まず、道路の開接分関係でございますが、街路灯につきましては、17本でございます。
- 16番（赤阪和見君） どこですか、それは。
- 建設総務課長（坂田平之君） 府中団地でございます。

植樹につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、議員さんまで提出させていただきたいと、かように考えております。

グリーンポリスの関係でございますが、関電柱が57本でございます。植樹等につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきたいと、かように考えております。

- 建設部長（逢野一郎君） 尾井千原線でございますが、この件につきましては先ほども申しましたように、住宅地関連公共施設整備事業の促進ということで、58年ごろ買収という形で進めていきたいと、かように思っております。
- 16番（赤阪和見君） 府中団地の方が、街路灯が17というのは、水銀灯という感じですね。グリーンポリスの方は、関電柱が57本というのは、これはどういう意味です。
- 建設総務課長（坂田平之君） 街灯の数につきましては、いまのところ私の方で、グリーンポリスについては確認しておりませんので、後ほどお渡しさせていただきたいと、かように考えております。
- 16番（赤阪和見君） 57本というのは、これは何です。
- 建設総務課長（坂田平之君） 57本というのは、関電柱が57本ある、道路敷上にあるとい

うことでございます。

- 16番(赤阪和見君) 関西電力の電柱ですか。
- 建設総務課長(坂田平之君) はい。
- 16番(赤阪和見君) 市道認定するわけで、市に財産をもらうわけですからね、そうですね、これは。そのかわり、後の管理せないかんということですね。この17本、1年間でどれくらい電気代要りますか。
- 建設総務課長(坂田平之君) それらにつきましては、これから市が管理するというところでございますので、いまのところ、その辺の資料等につきましては、用地調査の方から資料をいただいて、何していききたいというふうに考えております。
- 16番(赤阪和見君) いろいろと、ぼくはしょっちゅう言っておるんですけど、民間デベロッパー、また、公団、供給公社等が来る所は、非常にそういう点では地域内がまとまっている。そしてまた、街路灯もたくさんついておる。これは当然です。そうやけど、それを管理していくという立場があと残るわけですね。先ほど部長の説明では、話し合いがついて、そして協議が整ったと、どうい協議を整えてもってきているのかな、という感じがするわけです。
それともう一つは旧来、もう古い、三代、五代、十代にわたって和泉市へ住まわれている、そういう村落等は、なかなか市のそういうふうな恩恵を受けられない。もう一つは、学校等通学路に対しても、痴漢等が出たり、クラブ活動で遅くなったら、そういう暗い道を通って帰っているという事実ですね、そういうふうな点。それと防犯灯というのは、その町会の管理であり、電気代等は持たされておるわけです。そういう点の感覚をどういふうにバランスをとっていくのかという点を、基本的なものをちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。
- 議長(成田秀益君) 答弁。
- 建設部長(逢野一郎君) 先ほど、総務課長から若干述べておりましたが、私の方からお答えさせていただきます。
街路灯の一応の電気料でございますが、従来の電気料につきましては、1戸当たり大体2,500円から3,000円程度で、現在、電気料を支払うということです。
2点目の、今後の計画ではございますが、この件につきましてはやはり交通公害課とも十分協議をしながら、御指摘の件については今後十分対処させていただきたいと、かように思うわけでございます。おおむね58年度につきましては、いろいろその条件もございりますが、10基ぐらいの—現在協議の中では、10基ぐらいの予定をしているということですよ。
- 16番(赤阪和見君) 過去5年ぐらいの間に、市道に何本ぐらい木を立てたか、その点だけちょっと。

○ 交通公害課長（堀 宏行君） 街路灯というのは交通公害課に関連いたしますので、私からお答えします。

街路灯を立てる場合には、まず私どもと建設部と警察と三者で、非常に交通上危ないという結論に達した所から立てるということで、本年度は約12基つきました。来年度も、先ほど建設部長も申したように、10基ほどつける予定にさせていただきます。

○ 16番（赤阪和見君） それじゃ府中団地の中の17本というのは、これは生活の用に供する街路灯だと思うんですね、そういう意味の街路灯を今後どのように立てていくかという点はどうですか。いま聞けば、交通公害という感じの、交通量の云々とか交通面だけのものが10本ですね。——ここで言う、交通量のために17本は必要ですか。これは立っているから、しょうがないから引き取るんでしょう、早く言えば、そういう意味合いのものが、じゃ何本立てる計画があるか、その点だけちょっと。

○ 交通公害課長（堀 宏行君） いまの答えとは若干違うかもわかりませんが、少なくともいま示されている道路というのは幅員7mということで、交通上もきわめて、幅員が広いということから実用に供するというので、公団が立てたものについて引き取ることになったと、このように私の方は理解させていただきます。

○ 16番（赤阪和見君） そうなってくると、話はまたしたくなってくるのでね。これ、団地の中ですよ。それやったら中央線は何本立ってますねん。また、向こうの箕形唐国線ですか、あそこ何本立ってますか。直線ですよ。団地の中で一般の車の——ここへ立てたらいかんと言いませんよ。ある方がいいわけですから。ぼくが言うているのは緑ヶ丘へ行く道路、また緑ヶ丘の中の道路、何本立ってます。それじゃ旧村の、ある道路をどうするんだということを言うているんですよ。これが17本要るのやったらもっと要りませ、交通公害云々というのやったら、その点、いまの答えじゃなしに、先ほどぼくの質問したような——生活の用に供すると、ぼくは思うておるんですね、この府中団地は、そういう計画はないんですか。なかったらないで結構です。予算委員会もありますし、ぼくの質問はこれで終わります。

○ 議長（成田秀益君） ほかに御意見、質疑ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本日程3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。よって議案第14号、15号、16号は、それぞれ原案どおり可決されました。

○

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第 2 1 「市道の路線の廃止及び認定について」（上代伏屋線）と日程第 2 2 「市道の路線の廃止及び認定について」（伯太信太山線及び伯太信太山支線）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 1 7 号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和 5 8 年 3 月 4 日提出

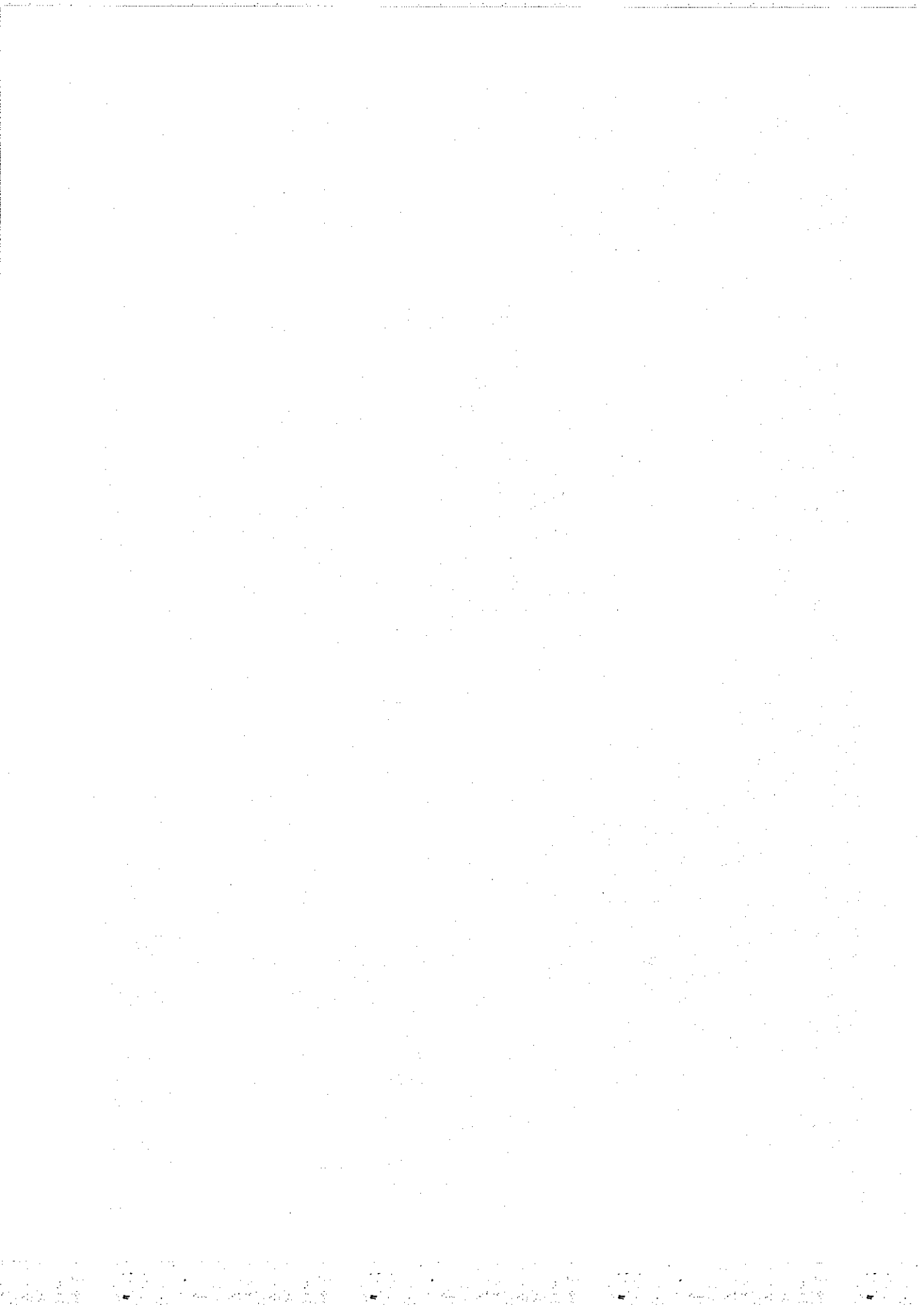
和泉市長 池田 忠雄

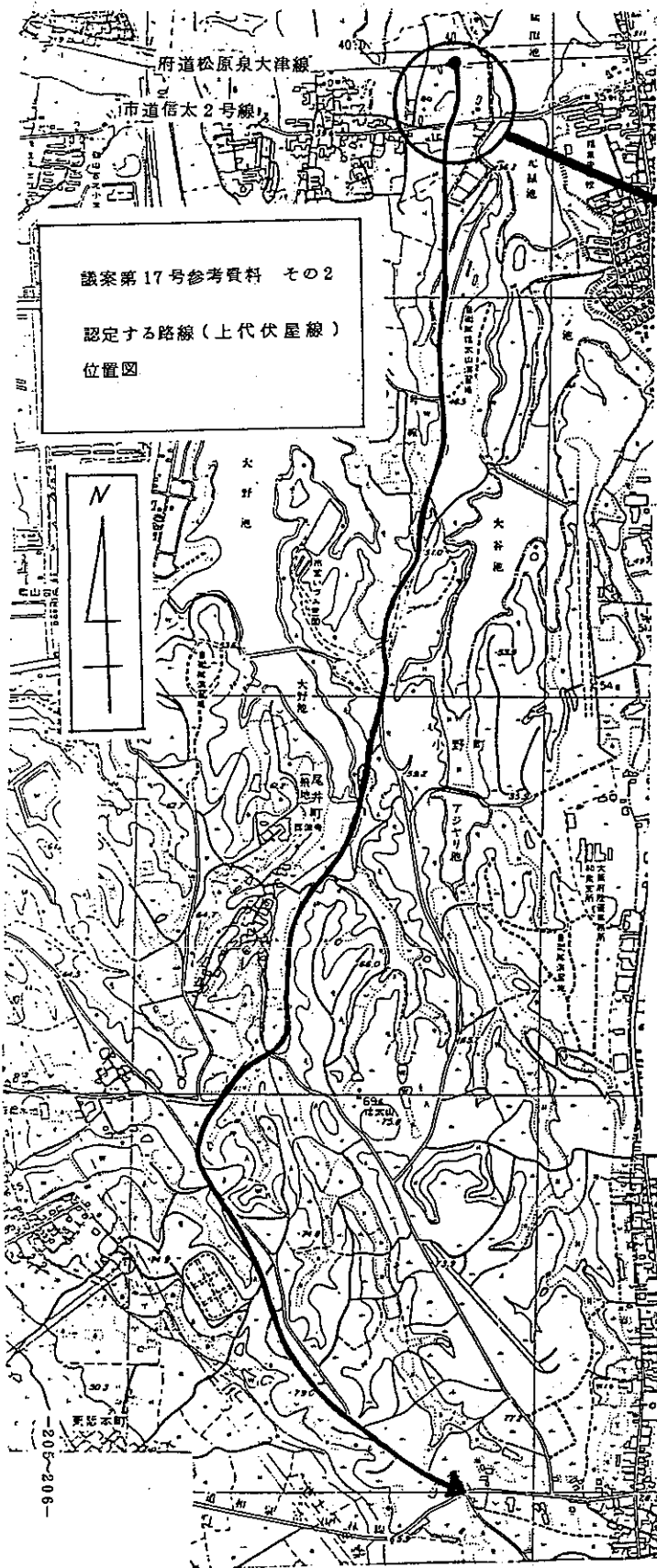
1 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
上代伏屋線	4,001.00	7.00	上代町 132 番地の 3 先	尾井町 257 番地先	伯太伏屋線、府中信太山線及び市営いずみ霊園

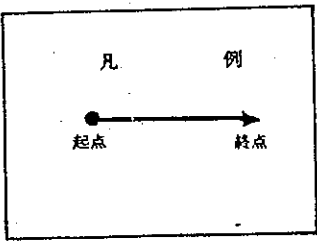
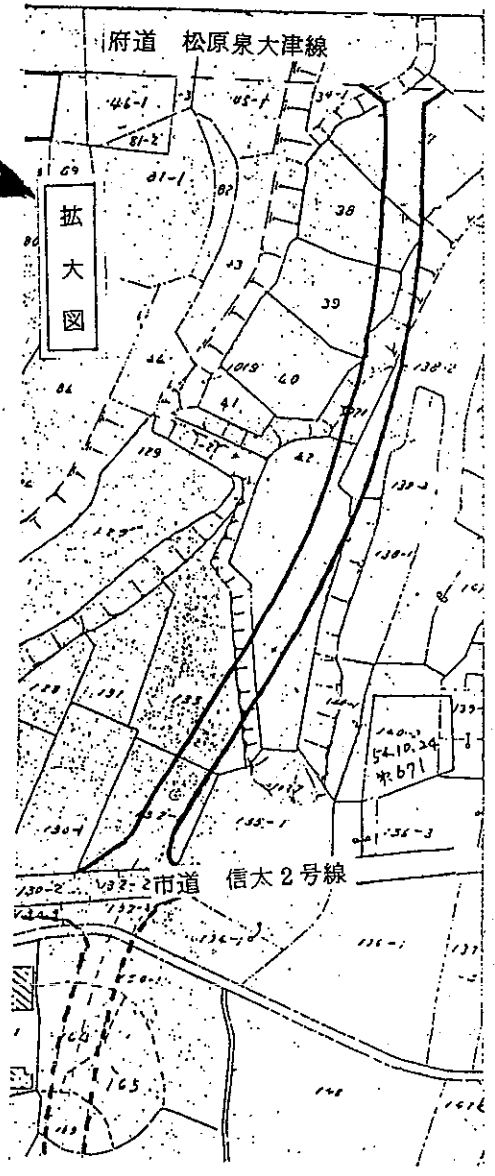
2 認定する路線

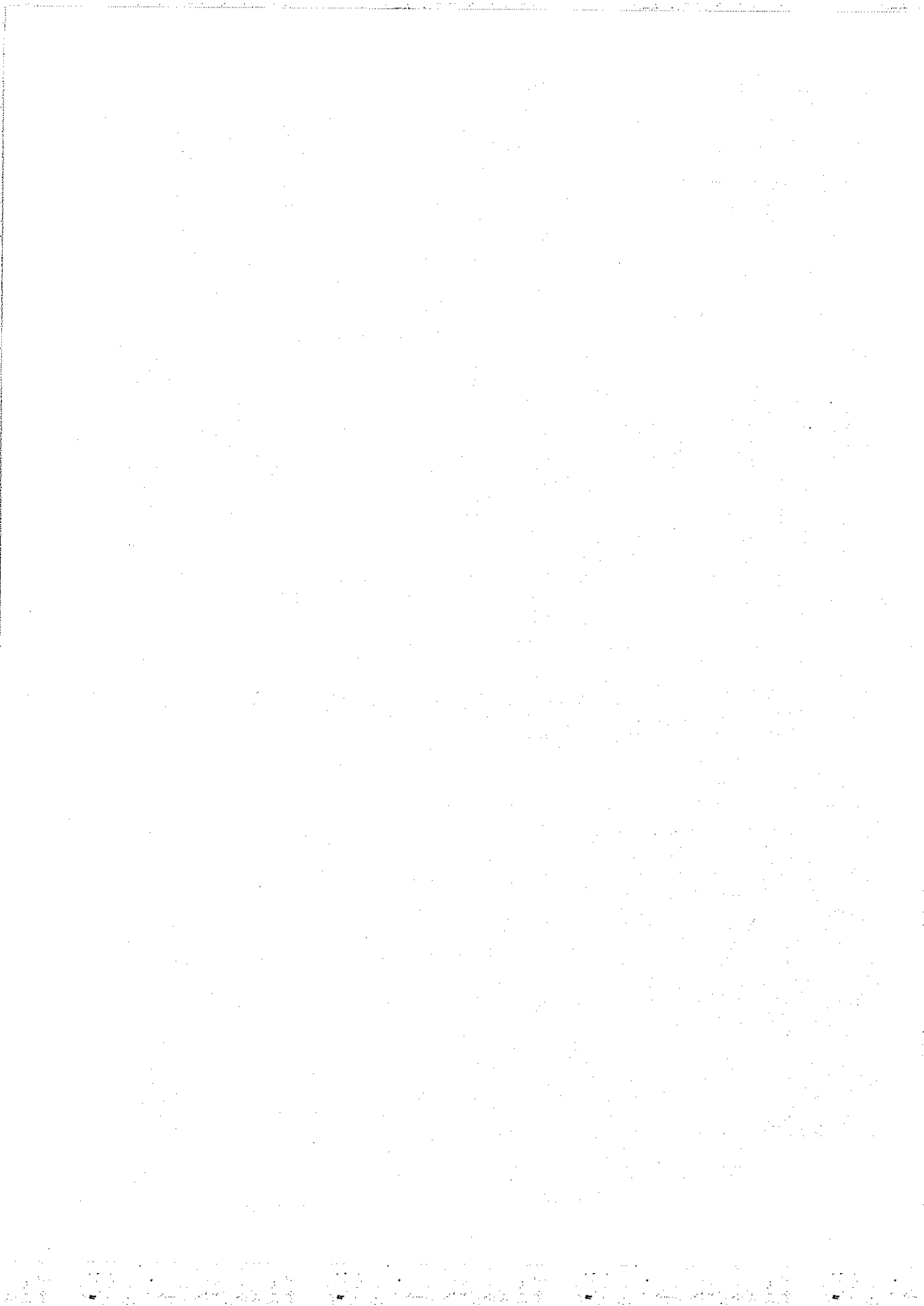
路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
上代伏屋線	4,159.50	7.00	上代町 3 7 番地先	尾井町 257 番地先	伯太伏屋線、府中信太山線及び市営いずみ霊園





議案第17号参考資料 その2
 認定する路線(上代伏屋線)
 位置図





議案第18号

市道の踏線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の踏線を廃止し、及び認定する。

昭和58年8月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

1 廃止する路線

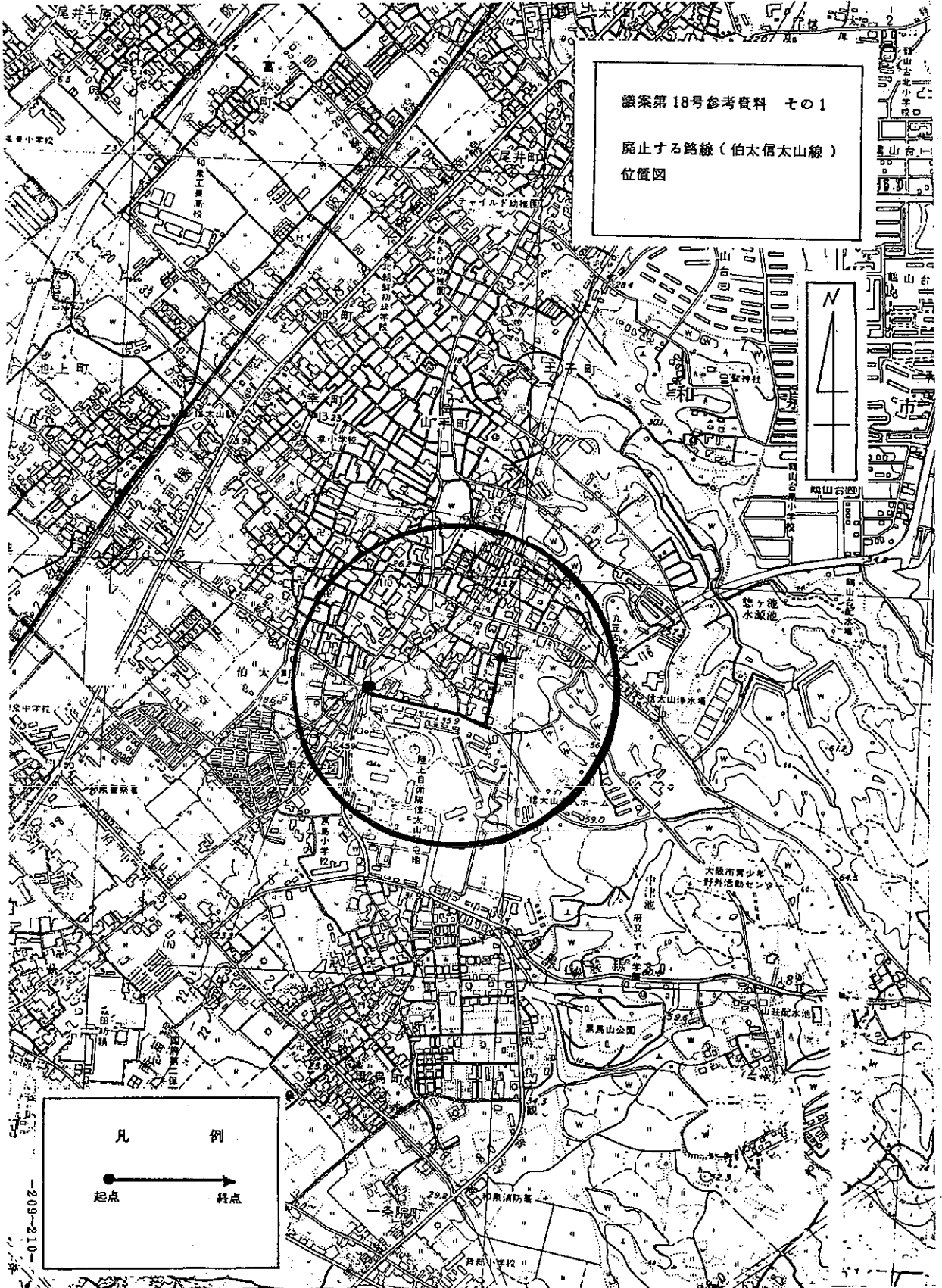
路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太信太山線	471.90	4.00～6.00	旧兵舎營門前道路分岐点	元師団司令敷地北隅	

2 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太信太山線	499.60	4.80～6.90	伯太町三丁目853番地の2先	伯太町三丁目247番地の1先	
伯太信太山支線	172.70	4.00	伯太町三丁目882番地の6先	伯太町三丁目947番地の3先	

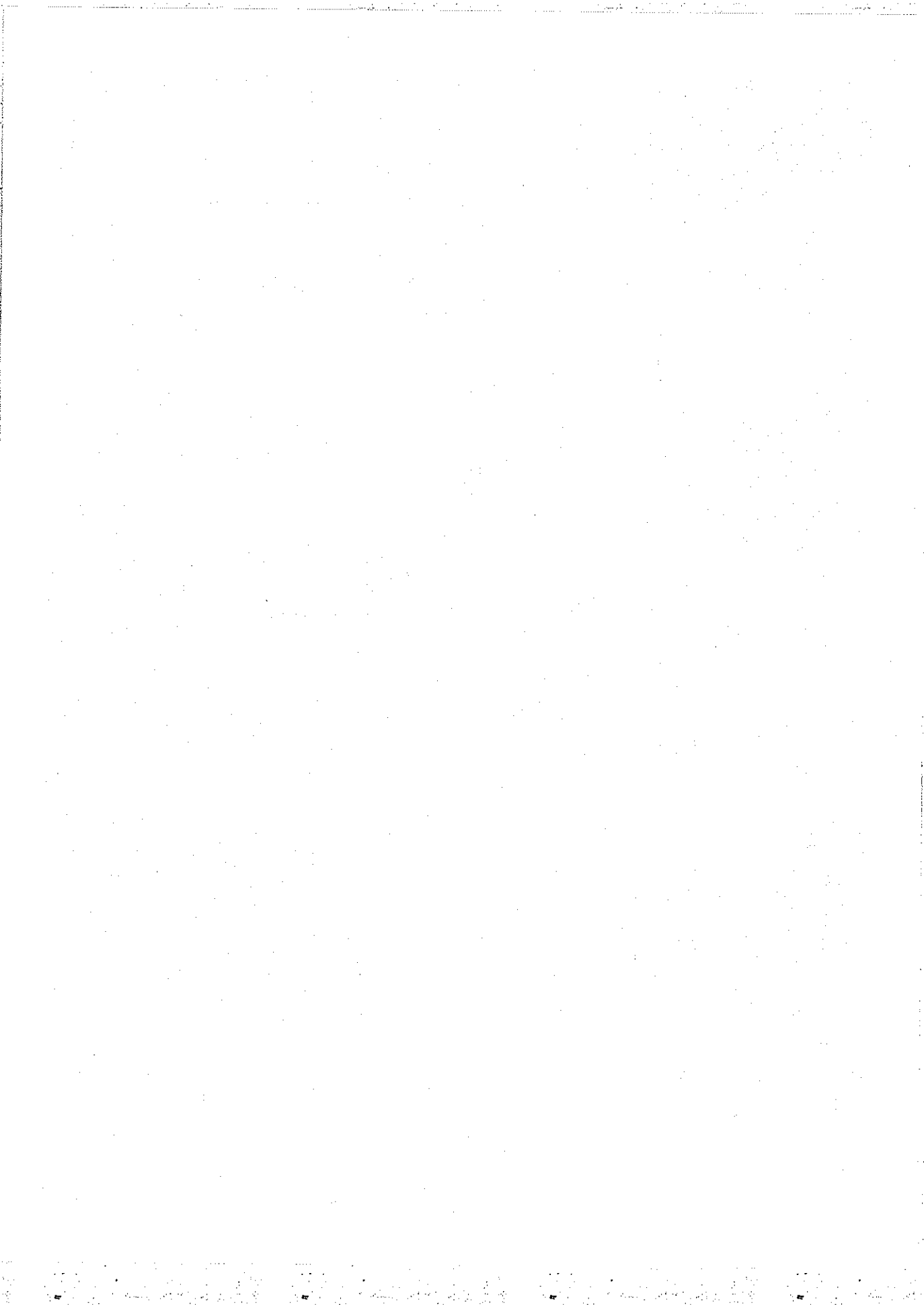
議案第18号参考資料 七〇一

廃止する路線（伯太信太山線）
位置図



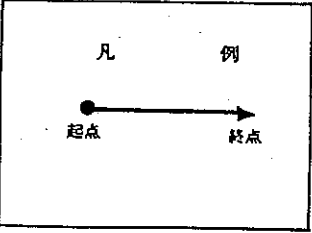
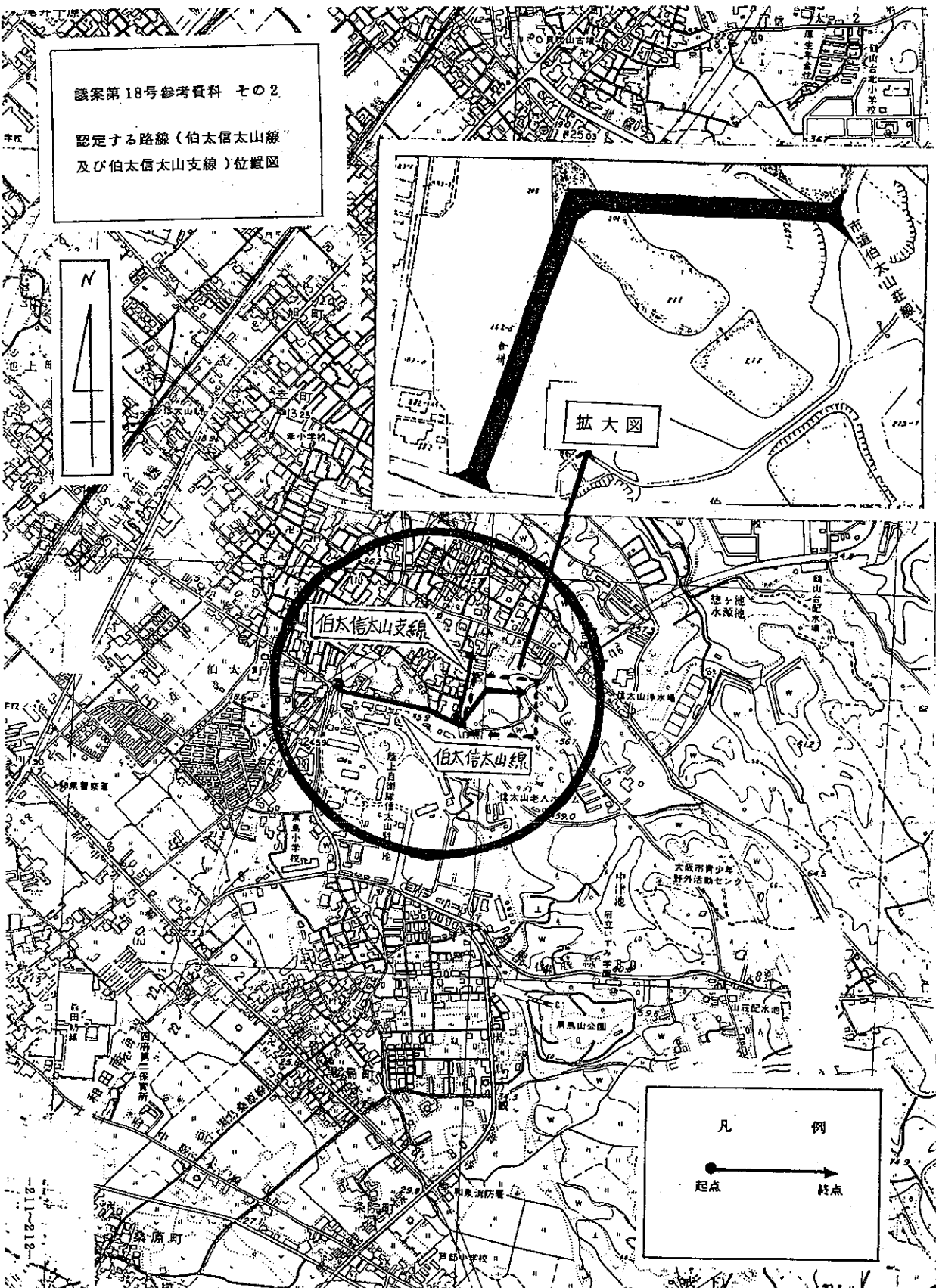
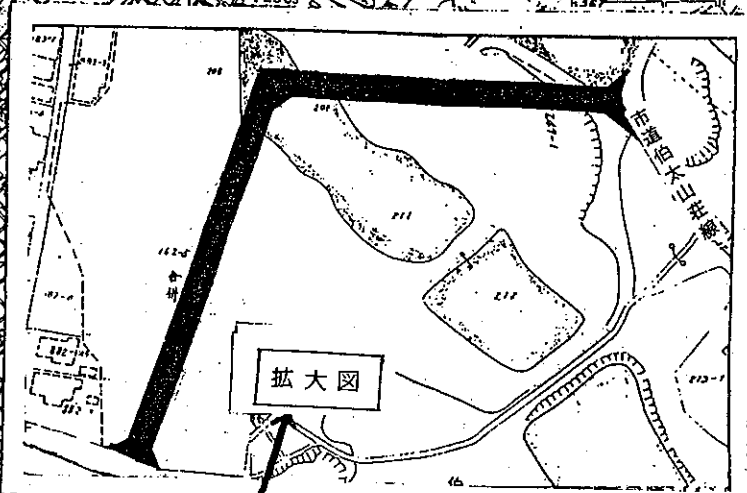
凡 例

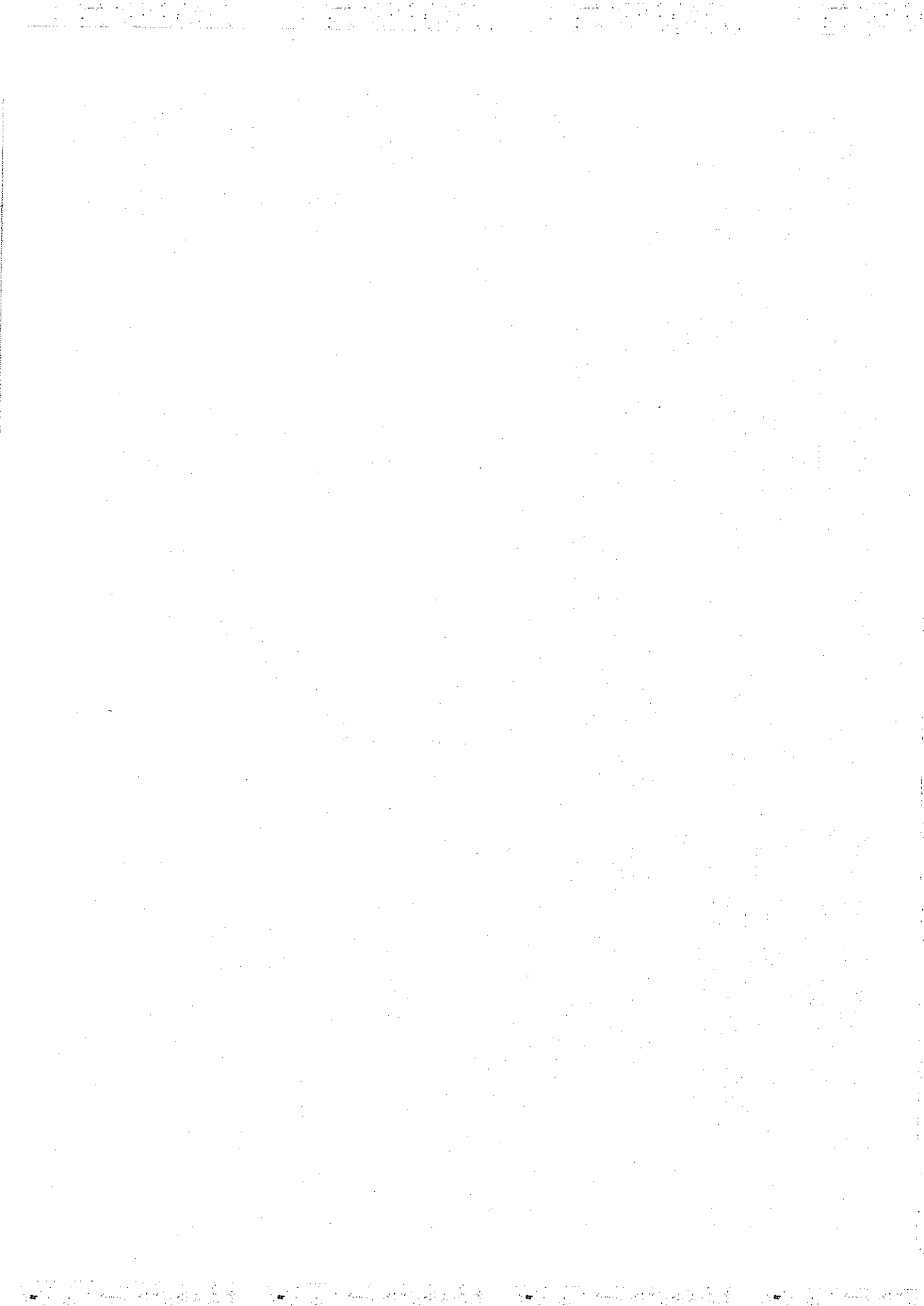
● 起点 → 終点



議案第18号参考資料 その2

認定する路線（伯太信太山線
及び伯太信太山支線）位置図





- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第17号、18号の「路線の廃止及び認定について」提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。まず、議案第17号から御説明を申し上げます。

本路線は、上代から伏屋への幹線道路として計画され工事中であり、すでに市道として認定をいただいております。現在の市道伯太2号線は交通量も多く飽和状態であるので、支線の信太2号線を泉大津松原線まで延長していただくべく防衛施設庁と協議を行ってまいりましたが、協議が整いましたので、道路法第8条及び10条の規定に基づき全面廃止し、新たに認定をお願いしようとするものでございます。

次に、内容について御説明を申し上げます。

現在、認定していただいております起点は、市道信太2号線沿いの上代町132番地の3先から、終点は尾井町257番地先の、延長4,001m、幅員7mであります。今回、起点を現在建設中の府道泉大津松原線の取りつけ、上代町37番地先とし、終点は変わらず、延長4,159.5m、幅員7mでお願いしようとするものでございます。

次に、議案第18号「伯太信太山線」について御説明を申し上げます。

現在、認定されている市道伯太信太山線は、信太山駐屯地正門より東へ向かって、大阪市有地手前を北へ曲がっています。一般車両等は便宜上、大阪市有地道路を通過し市道伯太山荘線に至っているが、大阪市有地道路沿いには福祉施設大平学園が建設され、これにより車の騒音及び交通量の増大を除去すべく申し入れを受けておりましたが、今回、振りかえ道路として防衛施設庁と協議を行ってまいりましたが、協議が整いましたので、道路法第8条及び10条の規定に基づき全面廃止し、新たに認定をお願いしようとするものでございます。

次に、内容について御説明を申し上げます。

廃止する道路は、市道伯太信太山線の起点「信太山駐屯地正門」から終点「元師団司令敷地北隅」までの、延長471.9m、幅員4ないし6mであります。

新たに認定をお願いしようとする伯太信太山線は、起点「伯太町三丁目853番地の2先」から終点「伯太町三丁目247番地の1先」までの、市道伯太山荘線の取りつけまで、延長499.6m、幅員4.8mないし6mであります。

また、伯太信太山支線は、起点は「伯太町三丁目882番地の6先」から、終点は「伯太町三丁目947番地の3先」まで、延長172.7m、幅員4mであります。これにより、大平学園に対する騒音及び大阪市有地への交通量の緩和を図るものであります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、

御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。よって、本議案第17号及び議案第18号は原案どおり可決されました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第23「町の区域の変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第19号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、昭和58年5月1日から本市の町の区域を次のとおりとする。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 南（別表に掲げる地番の土地の区域に限る。）を廃止する。
- 2 1において廃止した区域を王子町の区域に編入する。

別表

地	番
1613の1、1613の2、1613の3、1613の4、1613の5、1613の6、1613の7	
1613の8、1613の9、1613の10、1613の11、1613の12、1613の13	

議案第19号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2、3 略

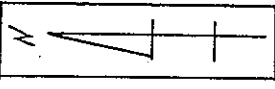
議案第19号参考資料

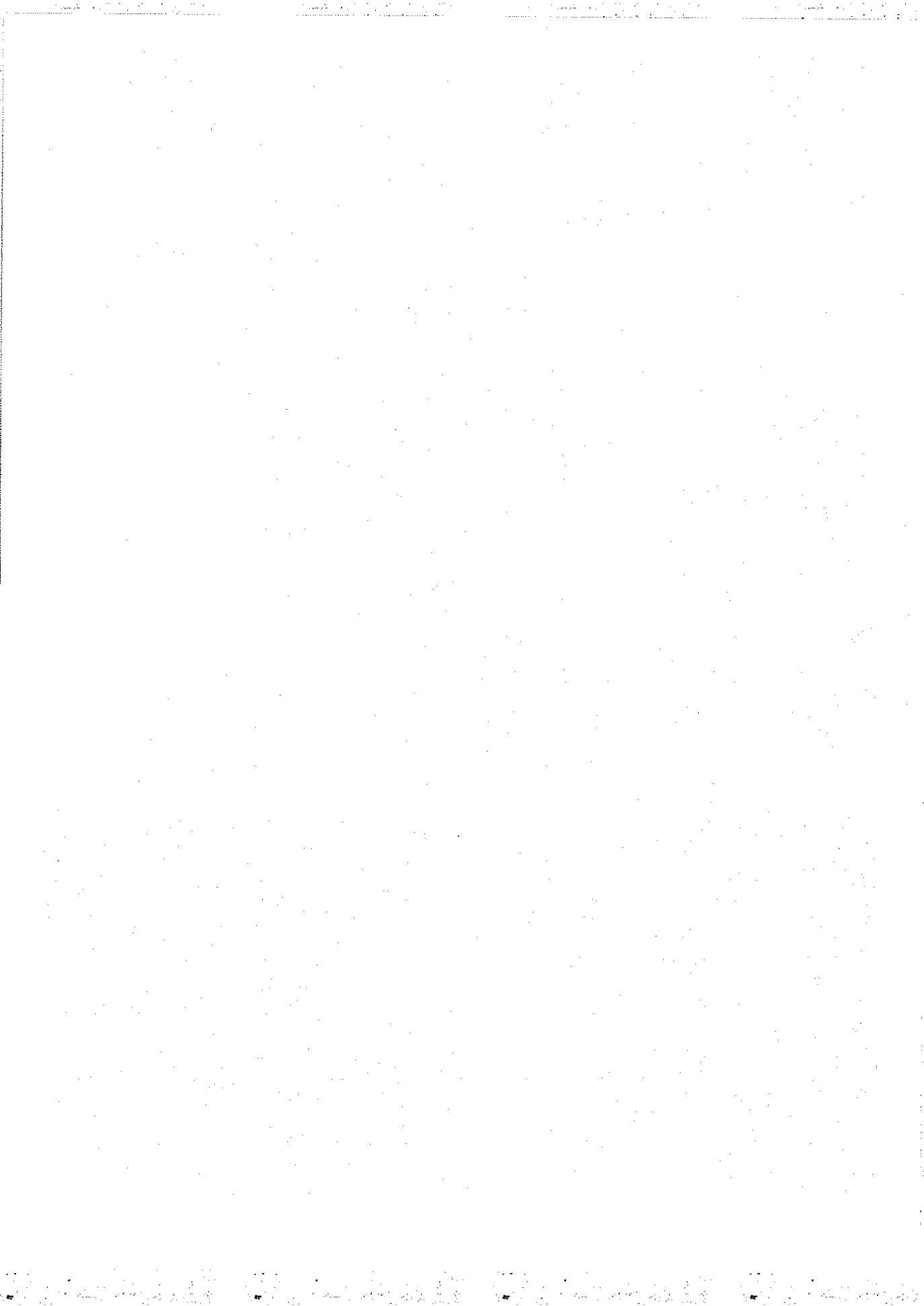
791

町の区域変更位置図



変更区域



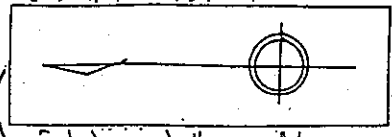


町の区域変更図

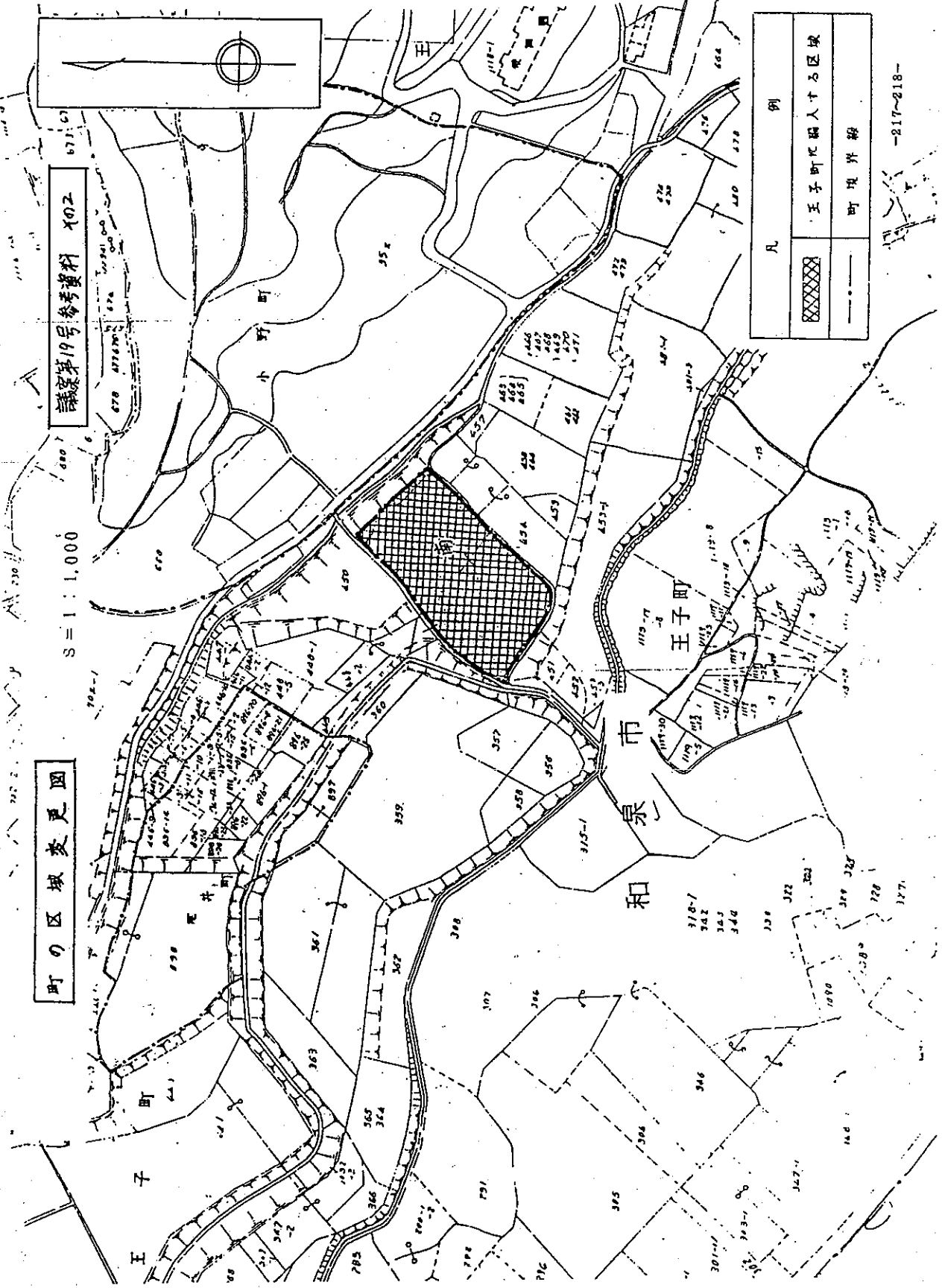
S = 1 : 1,000

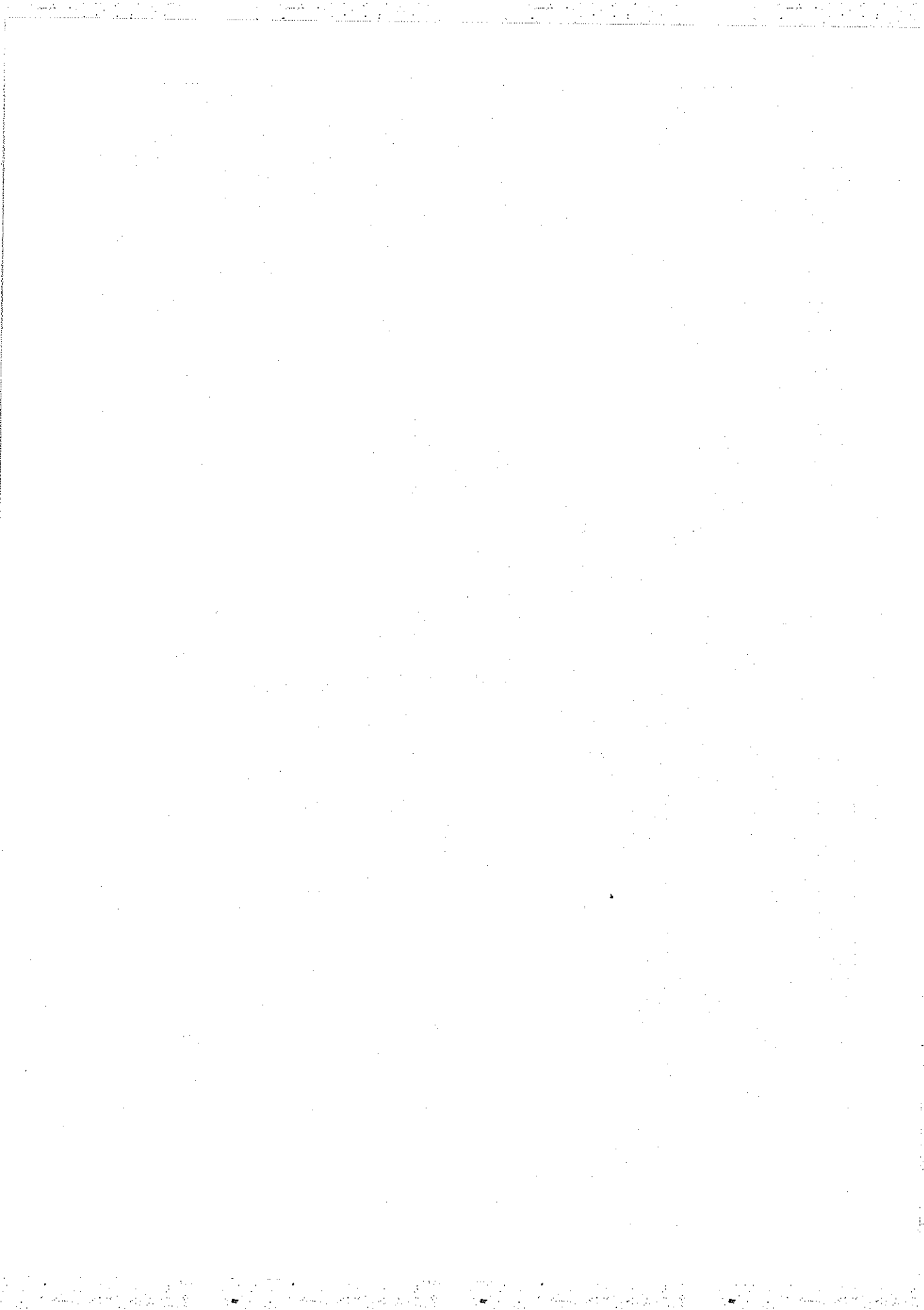
議案第19号 参考資料 乙の2

673.67



凡	例
	王子町に編入する区域
	町境界線





○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程いただきました議案第19号「町の区域の変更について」提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本区域は高石町の管轄でありましたが、昭和57年9月の府議会で、行政境界変更の御議決をいただきまして、その後、大阪府知事に申請をしておりましたが、昭和57年12月15日、府議会で決議され、昭和58年5月より和泉市区域に編入されることになりました。このまま和泉市南町では、地区内の住民の日常生活並びに関係行政機関等によります各種行政事務に多大の支障が生じてくるため、和泉市王子町へ編入するものであります。

なお、今回の町の区域の変更に伴い王子町へ編入される南の面積は、13筆で約11ヘクタールでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） こういう、以前から飛び地整理 — これだけじゃなしに、ほかでもたくさんあるということで、それを一回調べるという約束もしておったと思うんですけども、そういう点で — というのはここで困るように和泉市内でも困るわけですね。たとえて言うならば坪井の番地が仏並の中にある、そこを、仏並でいまままで通っている、しかし、まあ言えば車庫証明ですね、これ取れない。そうすると坪井町へ回すと、回すことによって手紙が来ない。こういう困り方だと思う、このね。そういう点で、それを一体どうするのか、それとも、前に調べていただけるというふうに話を聞いておったんですけども、調べられて、どのくらいあるかちょっと。

○ 議長（成田秀益君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） ちょっと詳しい資料は持ち合わせございませんが、和泉市には、特に大きいのは尾井町の飛び地が非常に大きいわけでございます。これらも再度、その点の集計をされた分につきましては、議員さんのお手元に届けたいと思います。

○ 16番（赤阪和見君） 58年度いろいろの行政の中でやられると思うんですけども、ひとつ58年度中にそういう所を再確認していただいて、地番修正等を、本人の費用でできるものなら本人の費用、またその他を、こういう議会の議決が要るなら要るで、きちっとしていただきたいと、そう要望だけしておきます。終わり。

○ 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（成田秀益君） 次に、日程第24「工事請負契約の締結について」（旭第二団地4期（その2）建設工事）と、日程第25「工事請負契約の締結について」（王子第二団地6棟建設工事）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第20号

工事請負契約締結について

旭第二団地4期（その2）建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 旭第二団地4期（その2）建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約の金額 410,500,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文
- 6 工期 自 昭和58年3月 日（議決の日）
至 昭和59年2月28日
- 7 契約保証金 20,600,000円
- 8 保証人 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭

議案第20号参考資料

旭第二団地4期（その2）建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市旭町227番地ほか
- 2 敷地面積 4,204㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 ○住宅棟；鉄筋コンクリート造地上4階建3棟
（住宅48戸）延床面積 3,051㎡
○附帯工事；ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等

議案第20号参考資料

旭本=団地4期(4の2)建設工事

議案第21号参考資料

五三本=団地6棟建設工事

昭和第四期

大塚和泉新橋線

池上(下)公園

旭公園

小学校

草休

昭和四年

五三本20

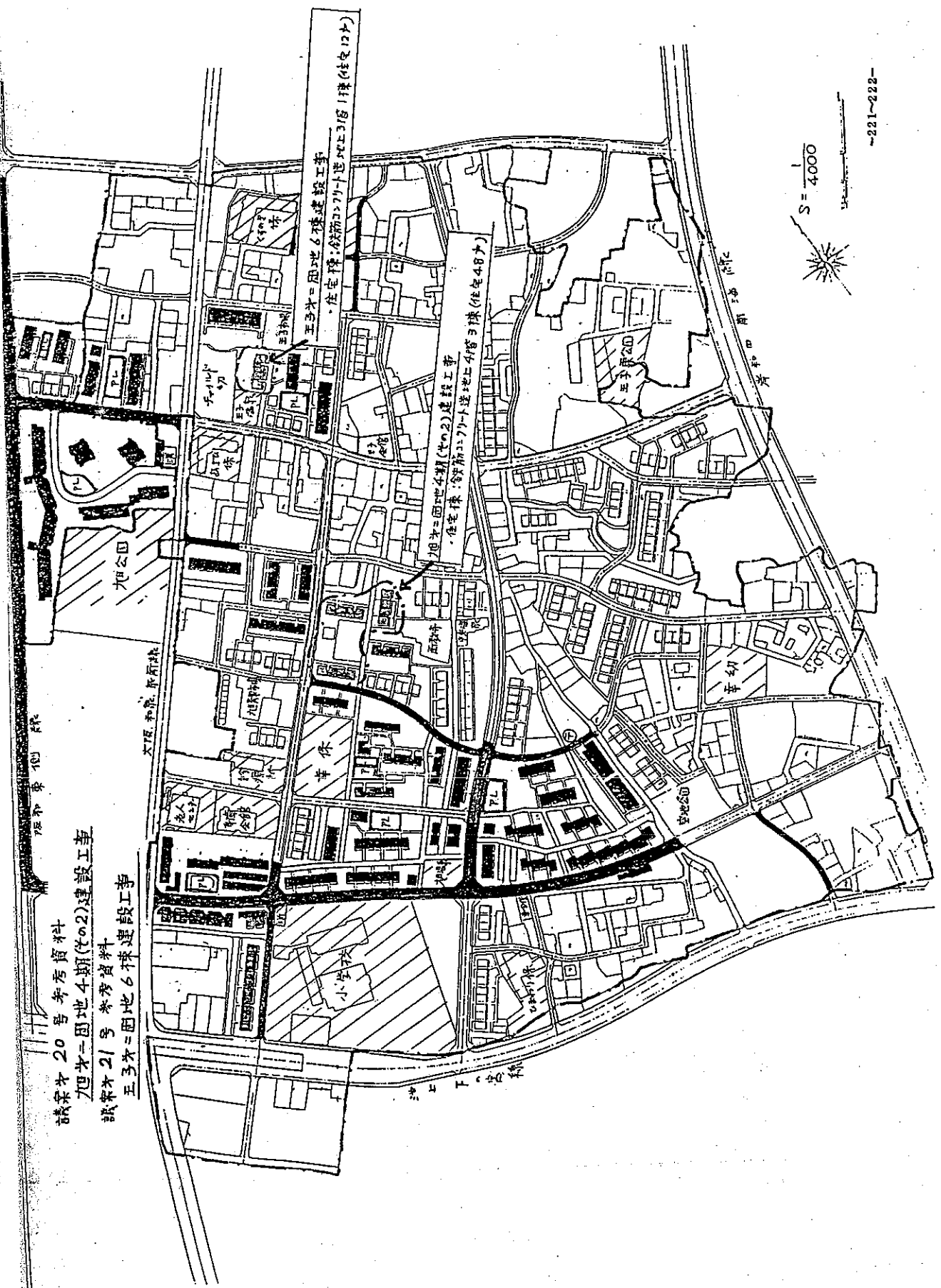
草切

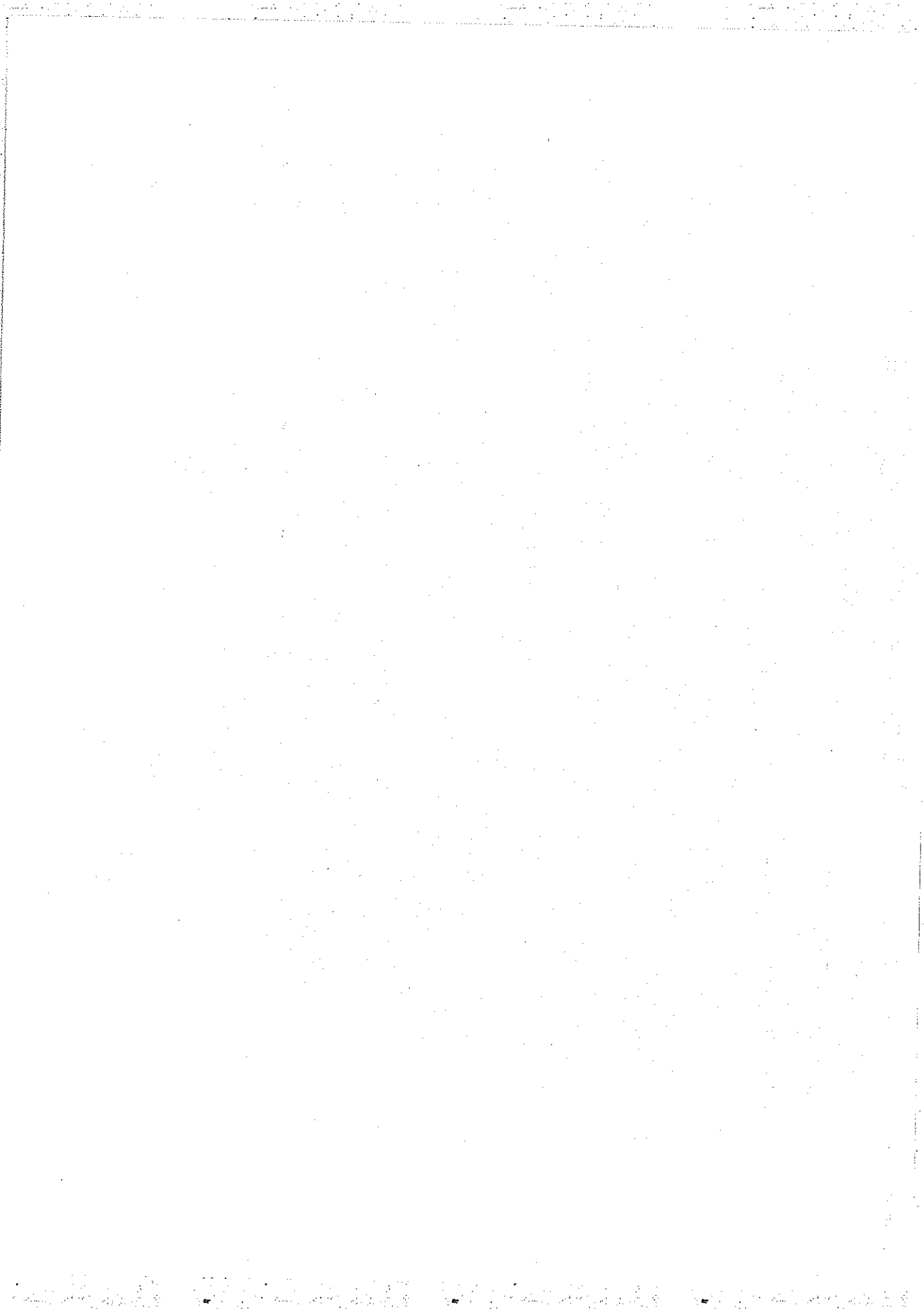
五三本20

五三本=団地6棟建設工事
-住宅棟:鉄筋コンクリート造地上3層1棟(住宅12戸)

旭本=団地4期(4の2)建設工事
-住宅棟:鉄筋コンクリート造地上4層3棟(住宅48戸)

S = 1/4000





議案第21号

工事請負契約締結について

王子第二団地6棟建設工事請負契約を契結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 王子第二団地6棟建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約の金額 127,000,000円
- 5 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一
- 6 工期 自 昭和58年3月 日（議決の日）
至 昭和58年12月28日
- 7 契約保証金 6,350,000円
- 8 保証人 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文

議案第21号参考資料

王子第二団地6棟建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市王子町198番地の2 ほか
- 2 敷地面積 1,219m²
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模 ○住宅棟；鉄筋コンクリート造地上3階建1棟
(住宅12戸)延床面積 800m²
○附帯工事；ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第20号並びに議案第21号「工事請負契約の締結について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件はいずれも、環境改善整備事業の一環として住宅建設を行おうとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書28ページでございます。

議案第20号「旭第二団地4期（その2）建設工事」につきましては、契約金額4億1,050万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設、代表取締役竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和59年2月28日までといたしております。

保証人は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号、株式会社榎並工務店、代表取締役榎並昭でございます。工事場所は和泉市旭町2-27番地ほかで、敷地面積4,204㎡、構造及び規模は鉄筋コンクリート造り、地上4階建て3棟で住宅48戸、延べ床面積3,051㎡及び付帯工事一式でございます。

続いて、議案書30ページでございます。

議案第21号「王子第二団地6棟建設工事」につきましては、契約金額1億2千700万円で、契約の相手方は貝塚市堀三丁目6番8号、株式会社安部工務店、代表取締役安部常一でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和58年12月28日までといたしております。

保証人は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設、代表取締役竹内博文でございます。工事場所は、和泉市王子町198番地の2ほかで、敷地面積は1,219㎡、構造及び規模は鉄筋コンクリート造り、地上3階建て1棟で住宅12戸、延べ床面積800㎡及び付帯工事一式でございます。

なお、位置図等につきましては、別冊議案参考資料の14ページに添付いたしておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本2件に対し質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 請負契約2つ出ておりますけどね、二・三お聞きいたします。

この安部工務店ですね、これは同建業者ですか。— あのね、具体的には、和泉の同和事業の中でこういう建物については、大阪府下の同和建設業者はすべて和泉市の公共の入札に参加す

る権利があると、こういうことでやっている。この前には、岬町ですか、ありましたね。これは一つ、ちょっとお聞きしたいんですが、こういうような新しい名前の建設業者が来た場合に、これは具体的にどないして来るのかな。つまり和泉市の方に、入札をよろしく願いますということであるのか、だれかの紹介で、同建業者の紹介で来るのか、また市内業者の何か会があって、そこへ顔つなぎをして、それからこの人も入れてやろうということであるのか、そうやなしに、和泉市の方に、建設部に来た場合に、和泉市はこういう方式をとっておりますから、こういうときに、こういうふうにして加わってほしいと、そして初めて入札に参加する権利があるというふうなルールがつくってあるのかどうかね、その辺のところをひとつ、きちんとお答え願っておきたいですな。まだあと二・三・質問ありますけど。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 同和地域の、そういった建設事業につきましては、従前から同建協議——大阪府の同建業者の会の方と協議はいたしております。安部工務店でございますが、従前からも指名等々いたしておる経過がございます。今回も指名したものでございます。

○ 9番（直村静二君） 以前からとは、いままでどんな仕事をやった。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 本市における建設実績は初めてでございます。先ほど申しましたのは指名の内容——従前から指名しておったということでございます。

○ 9番（直村静二君） 入札には参加しておった。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） はい、そうでございます。

○ 9番（直村静二君） そしてたまたま今回、こうやって落札したということになるな。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） そういうことでございます。

○ 9番（直村静二君） まあ、建物ですからね。

次は、これ両方合わせて60戸でしょう。そうすると王子町分ですね、40戸ですか、これ、旭第二団地が40か。私がお聞きしたいのは、40戸については建てる、建てたと、入る人は決まっているんですか、名前まで挙げて決まっているんですか。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 現在、用地買収に入っておる関連で、入居者についてはまだ決まっております。

○ 9番（直村静二君） きょうから私、質問しているんですけどね、これ王子町でしょう、王子団地やからね。王子町に入居された方は信太山小学校へ行くわけでしょう、そうですね。これはまあ、そうだと思う。それで入る人が決まってない。用地買収に応じた人、こういうことなんです。用地買収に応じた人は、これ入ってくれなくて、何軒買収に——軒数で100軒応じてもらって、そのうち40人ぐらいの人が、この団地に入りたいということで待機しているのかどうかね。それでお金を払っておった人が、買収に応じた人、もうすでにこの建設を待

って、どこかでじっとしているのか。それともどこか、お金もらって地区外に行っはるんですかね、これは。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 現在、用地買収、今年度入りましては大体290戸程度の現在入居——用地買収に入りましてそれ以後、現在の用地買収の残っておる、残数がまだ1,200戸前後でございます。これらの方への受け皿として建設を行っているわけで、本件につきましては、王子町のこの団地だから、どこのだれだとか、どの地域ということについては、それは用地買収の進捗とともに明らかになっていくわけでございます。

○ 9番（直村静二君） これね、関連しているので——議員さん方もあんまり横に飛ばれると思うかもしれないがちょっと御辛抱願って、いずれもっと詳しくやりますけどね、同対部からちょっと聞いておるんですけどね、私は前にも言ったと思うんですけどね、昨年4月から、西川武雄部長がおったときにも言うておって、何とかなると、したがって、これからの計画については見直しをしていただかないかんといいことも言うておったんですけど、建物は、さしあたり、どんぶり勘定ですよ。言うたら、200あるから40戸ぐらいやったら間違いなく入るやろうと言いますけどね。私は王子団地をつくっても、これ幸小の児童数はふえないですわな、信太へ行きますよ。で、王子の方については、本来は同和事業の対象区域じゃなかったのを、広げて対象区域にしているわけでしょう。だからそういう点では、私は同対部長に聞いたのは、見直しを進めてきて、その結果を聞いているのか、それとも、昨年に和泉市の市長がドラをまかれ、副委員長になって、部落実態調査というのを行って、その結果はどのようになって、今後こういうことについて戸数とか、全体の問題を含めての検討を私は早急にやっていただきたいと思うのです。そうしないとやはり、進めていけば、建てれば建てるほど人口が減少するのだと、これはもちろん人も入ってますけどね。私は、校区問題も含めて、やっぱりあれでしょう、幸三町でしょう、そして王子町は入っていないわけでしょう、幸三町には、だから王子の場合については、やはり全部信太へ行くわけです。買収に応じてもらった人は信太地区になりますからね、まあ、どこへ行こうとね、これは代替ということは考えてないんですか。この代替はどこへ行きますねん。これは敷地4,000でしょう、4,000ということは1,200坪のここにおった人はどこへ行くのですか、待ってますのか。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 現在の改良住宅の進捗としましては、一応、表現はあれですが、転がし方式をやっております。この住宅を建てる場所の人が、いま、どこへ行ったかという細かいデータは持ち合わせてございませんけれども、大体改良住宅に入居いたしますのが、従前の実績からいたしまして改良住宅の入居が大体62%、それから代替地が8%、その他自主解決——自分で探して移転されるというのが30%といった実態の中で、現在、われわれ事業を進めているわけでございます。ちょっと、この団地の元の土地にだれが住んでおって、どこへ行ったかと

いうのはちょっと……。

- 9番(直村静二君) そういう資料はどこでつくるの。これ、同対部でつくっていただけますか。この部落実態調査やっている、これはもう出たからしょうがないと思うんですけども、これからね、いまの答弁聞いておったら、大体62%が入ってくる、あとは出ていくということやからね。その出ていった人の行動をきちっと台帳を持ってやってもらわんと、旭の方だって一私は旭は言うてないんですけどね、この王子の場合はね、校区の問題と絡んだかて、ふえないからね。その点はきちっと、同対部はいつつくってくれる。これ、予算委員会絡んでますから、14日から始まりますからね。そのときは一遍、きちっと資料を集めてください。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) いまの御指摘の点でございますけども、現実に、きめの細かい資料を、やはり行政としてつくらないかんということは、御指摘のとおりと認識しております。関係部局とも十分協議しながら、可能な限り速やかに計画策定に—現在やっておりますが、そういうふうな、御指摘の細かい資料もさらに確保しながら計画を進めていきたいと、こういうふうに思っているわけです。
- 9番(直村静二君) まあ、関連しているから言うたけど、本当に、改良部は買収して建てる、そればかりということですね。本来の計画は同対部から出て、それで、こうしなさい、と命令出ているんですからな。改良部は入札のことだけやから、しれてますわ。しかし、同和事業の中の一環として問題になっているところですよ。あと4カ年だし、実態調査やっだし、いろんな問題出ているから、だから、これからは戸数についても、あいまいな、60%入っているから100人買収したら60戸建てようかと、そんなあいまいなことではもうまかりならん、もう1,000戸超えてきているんですからね。終着のトンネルの向こうが見えてきているのやから、もう何ぼ走ったら完成かということろへ来ておるのですから、基礎データに基づいてやっていただく、そうしないと空き家が出てくるからね。空き家が出たら、空いた分だけを公営住宅にして、一般募集していただくということでいけばおさまるとか、そんなあいまいなことは困ると思うんですが、いくらでも—全員が入ったかどうか確かめてませんけどね、入ってもらったら結構ですけどね。しかし、きのうから追及してますような基礎データの上に立った施策をしていかないと大変なことになりますよという、まあ、この点は後に引き続いて予算委員会でございますから、きちんと答弁できるように、改良部についてもいまの計画が推進の方向に、これは改良部自体についてもやってもらわないかんし、さらに、62%のあとの人がなぜそうなったか、その理由も調査して一定の評価を上げてください。

終わります。

- 議長(成田秀益君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第20号及び第21号を原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第26「財産取得について」（和泉市立光明台南小学校プール）及び日程第27「財産取得について」（史跡池上首根遺跡用地）と、日程第28「財産取得について」（和泉市立南池田中学校用地）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

財 産 取 得 に つ い て

次の財産を和泉市立光明台南小学校の施設として取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 財産の所在地、種別、数量
和泉市光明台三丁目8番1号
アルミプール（水面積 34.9m²）及び附属棟（9.2m²）
- 2 取得の方法
随意契約
- 3 取得の相手方
東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長
- 4 取得予定価格 49,918,320円

議案第23号

財産取得について

次の財産を史跡池上首根遺跡用地として取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14条）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

1 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市池上町35	田	473m ²
和泉市池上町44	田	1,036m ²
和泉市池上町45の1	田	211m ²
和泉市池上町48	田	411m ²
和泉市池上町61	田	320m ²
和泉市池上町87	田	560m ²
和泉市池上町98	田	469m ²
和泉市池上町126の1	田	1,513m ²
和泉市池上町129	田	767m ²
和泉市池上町134	田	660m ²
和泉市池上町140の1	田	209m ²
和泉市池上町141の1	田	155m ²
和泉市池上町142の1	田	195m ²
和泉市池上町216の1	田	423m ²
和泉市池上町775	田	1,097m ²
和泉市池上町873	田	757m ²
計		9,256m ²

2 取得の方法

随意契約

3 取得の相手方

和泉市伯太町五丁目31番17号 松下利明 ほか12名

4 取得予定価格

700,018,200円

議案第24号

財産取得について

次の財産を和泉市立南池田中学校用地として取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14条）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

1 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市鍛冶屋町226	山林	396m ²
和泉市鍛冶屋町227	山林	1,454m ²
和泉市鍛冶屋町228	山林	165m ²
和泉市鍛冶屋町229	山林	238m ²
和泉市鍛冶屋町230	山林	128m ²
和泉市鍛冶屋町235の1	山林	363m ²
和泉市鍛冶屋町237の1	ため池	320m ²
和泉市鍛冶屋町239の1	ため池	545m ²
和泉市鍛冶屋町239の2	堤	264m ²
和泉市鍛冶屋町240の1	山林	353m ²
和泉市鍛冶屋町240の2	山林	1,639m ²
和泉市鍛冶屋町241の1	山林	6,610m ²
和泉市鍛冶屋町241の4	山林	10m ²
和泉市鍛冶屋町245	山林	822m ²
和泉市鍛冶屋町246	山林	148m ²
和泉市鍛冶屋町247	山林	101m ²
和泉市鍛冶屋町248	山林	165m ²
和泉市鍛冶屋町249	山林	132m ²
和泉市鍛冶屋町250	山林	208m ²
和泉市鍛冶屋町268	山林	188m ²
和泉市鍛冶屋町273	山林	568m ²
和泉市鍛冶屋町274	山林	323m ²
和泉市鍛冶屋町275	山林	1,872m ²

和泉市鍛冶屋町 276 の 1	山 林	1 1 9	m ²
和泉市鍛冶屋町 281 の 3	山 林	1,070	m ²
和泉市鍛冶屋町 288	山 林	1,295	m ²
和泉市鍛冶屋町 651 の 5	山 林	151	m ²
和泉市鍛冶屋町 651 の 6	山 林	38	m ²
和泉市鍛冶屋町 652 の 2	山 林	2,757	m ²
和泉市鍛冶屋町 652 の 3 の 1	山 林	3,046	m ²
和泉市鍛冶屋町 652 の 4	山 林	892	m ²
和泉市鍛冶屋町 659	山 林	188	m ²
和泉市鍛冶屋町 660	山 林	82	m ²
和泉市鍛冶屋町 664	山 林	49	m ²
和泉市鍛冶屋町 657 の 1	山 林	218	m ²
和泉市浦田町 651	原 野	1,200	m ²
和泉市浦田町 1,419	山 林	390	m ²
和泉市鍛冶屋町 289	畑	46	m ²
和泉市鍛冶屋町 290 の 1	宅 地	76.03	m ²
和泉市鍛冶屋町 290 の 2	宅 地	59.50	m ²
	計	28,688.53	m ²

2 取得の方法

随意契約

3 取得の相手方

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市土地開発公社 理事長 池田 忠雄

4 取得予定価格

1,350,500,000円

○ 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま一括御上程いただきました議案第22号、23号、24号の3議案につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

3議案とも、いずれも「財産取得について」でございまして、和泉市議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

それでは、各議案ごとの財産取得について内容の御説明を申し上げます。議案書の32ページでございます。

議案第22号は、住宅・都市整備公団の建てかえ施工により建設いたしております、市立光明台南小学校プール及び附属棟を、相手方・住宅・都市整備公団との譲渡契約により取得しようとするものでございます。

このプールは、すでに昭和55年7月に完成し供用を開始いたしております。今年度において国庫補助金887万3,000円の交付を受け、市有財産として取得するものであります。

構造及び水面積は、アルミプールで大プール、小プールで349m²及び附属棟ブロック造り平屋建て92m²で、取得価格4千991万8,320円を予定いたしております。

なお財源内訳といたしましては、国庫補助887万3,000円、負債1千330万円、一般財源2千774万5,320円でありまして、補助金、負債以外の一般財源相当額につきましては、昭和60年より昭和79年度まで、年利6.5%で半年賦、元金均等払いにより償還することといたしております。

以上が議案22号の内容でございます。

次に、議案23号の財産取得でございます。34ページでございます。

今事業は、本市池上町から泉大津市首根町一帯に所在する弥生時代の遺跡として、日本でも屈指の集落跡があり、昭和51年4月26日に、文化財保護法第69条第1項の規定により、史跡池上首根遺跡として指定されてございます。史跡指定の範囲は10万9千350m²でございます。これらを公有化を図るために、すでに昭和51年度より昨年度までに27筆、1万1千506m²を、6億5千201万1,970円で買い上げをいたしてまいりました。本年度において7億円の起債でもって国が8割、府・市各1割の負担割合で、9,256m²の買い上げをいたしまして、本議案を御提案申し上げる次第でございます。

買い上げを予定いたしております内容は、和泉市池上町35番地473m²ほか15筆で、種別はすべて田んぼでございます。面積9,256m²でございます。取得方法は随意契約で、取得の相手方は、和泉市伯太町五丁目31番17号松下利明様ほか12名の土地所有者でございます。取得価格として7億1万8千200円を予定いたしております。

以上が本議案の内容でございます。

次に、議案24号の内容について御説明申し上げます。追加議案書の1ページでございます。

すでに御承知いただいておりますとおり、石尾中学校生徒増に対応いたしまして取り組んでまいりました南池田中学校の建設も、議員皆様方の絶大なるお力添えと、地元関係皆様方の御協力をいただく中で、工事工程も予定どおり進んでまいりました。間もなく完成の運びとなります。ここに衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

かねてより求めてまいりました用地取得も、和泉市土地開発公社において先行取得が完了いたしましたので、市有財産として取得しようとするものでございます。取得内容でございますが、取得用地は、和泉市鍛冶屋町226番地ほか39筆で、取得面積2万8千688.53㎡で取得価格13億5千50万円でございます。その内訳は、用地取得原価が6億3千35万1,025円、造成工事費が5億6千474万4,000円、その他利子、事務費といたしまして1億5千540万4,975円でございます。

この経費に充当いたします財源といたしましては、国庫補助金2億7千291万5,000円、起債10億1千240万円、一般財源6千518万5,000円を予定いたしておるものでございます。

以上、簡単でございますが、財産取得についての3議案の、提案の理由並びに内容でございます。何とぞよろしく御審議賜りまして原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 本3件について質疑、御意見ございませんか。
- 8番（原 重樹君） ちょっと簡単に一点だけ。

池上曽根遺跡の問題ですけれども、いまの数字の説明では、ちょっと聞き漏らしもありますので確かめておきたいんですけども、大体これを取得して、全体の2割程度ということになるんですかね、数字上から言えば、それからあと残りの分についてね、たしかに国が8割持つわけですから、国庫補助の問題が出てくるでしょうけども、その辺、どのような計画を持っているのか、そういう今後の問題。その2点。

- 議長（成田秀益君） 答弁。
- 指導部次長（竹田明郎君） 担当の竹田よりお答え申し上げます。

池上曽根遺跡の面積につきましては、ただいま次長が申し上げたとおりでございますが、57年度末をもちまして、57年分の買収が済みますと、残りが約4万6,000㎡ほどでございます。その中で農地としてこれからもおつくりいただく所は別といたしまして、おわけいただく所につきましては、年次ごと買い上げてまいりたいと思っております。

なお、文化庁につきましても、最近の史跡指定が数多くなっておりますので、池上遺跡に対しましても、泉大津市の方ではほぼ買収済みになっておりますし、和泉市でも早期に、予算の許す

限り配分いたすので買収するようにと、そのような指示がございます。ですから、あと残りの4万6,000m²のうち買収できる分については、ここ3、4年の間に、文化庁からおりる予算の範囲内で公有化してまいりたいと、かように考えております。簡単でございますが。

○ 8番(原 重樹君) いまの説明ですと、泉大津市は大体終わっているということですね、あと4万m²あたりが残っているから、實際上6割はすでに終わっている、全体から見ればね。そういうことですね。それで結局、それならあとこれを取得するのは、いわゆる市の財政問題を含めて、市がどうするかにかかっているということですね、簡単に言えば、いまの説明では、いわゆる国が金を出すというふうにぼくは聞いたんですけども、その辺、間違いないですか。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 先ほどちょっと申しましたように、最近の史跡指定も全国的に非常に広がってまいりまして、先行取得する用地の予算の範囲内も、相当逼迫してまいっております。ですから私どももいたしまして、いままでともに文化庁に対して積極的に、本事業を推進できるように要請いたしますとともに、これもまた和泉市の財政状況もございますが、許せる範囲内で計画的に取得してまいりたいと、このように思うわけでございます。

○ 8番(原 重樹君) もう、あと詳しいことは、また予算委員会も含めて、あれしてもらったらいと思いますけども、実際こういう文化的なあれで、実際にあるわけですからね、片方、泉大津市は終わっているということがありますので、その点では最善の努力をしていただくように要望しておきます。

○ 議長(成田秀益君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号、第23号及び第24号をそれぞれ可決することに決しました。

○

○ 議長(成田秀益君) 次に、日程第29「財産処分について」(松尾寺財産区財産)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第25号

財産処分について

次の財産（松尾寺財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田忠雄

1 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市松尾寺町1173の1	ため池	18,223m ²
和泉市松尾寺町1173の2	堤	1,983m ²

2 売却の方法

随意契約

3 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事 松下良一
支社長

4 売却予定価格

181,012,224円

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第25号、ため池処分につきまして、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件としては、松尾寺町に所在いたします松尾寺財産区財産でございますが、通称「天井が池」と称しているものでございます。今回、松尾寺財産区並びに水利関係者等の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございました。したがって、本議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき御提案申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書に表示してございまして「松尾寺町1173の1、ため池1万3,223㎡、同所1173の2、堤1,983㎡」で、合計1万5,206㎡でございます。

処分地及び売り払い相手先でございますが、当該地は中央丘陵開発区域内でございまして、住宅・都市整備公団に売却しようとするものでございます。処分価格は、総額1億8,101万2,224円でございます。

次に、処分代金の支出内容でございますが、府に対する納付金6,335万4,278円、それに地元公共事業費として1億1,765万7,946円と相なっているものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第25号を原案どおり可決いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたしたいと思います。

（午後3時5分休憩）

(午後3時20分再開)

- 副議長(天堀 博君) 休憩前に引き続き審議を行います。

次に、日程第30「昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第26号

昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和57年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,167,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	7,432,549 円	193,612 円	7,626,161 円
	1. 市民税	3,513,334	130,738	3,644,072
	4. 市たばこ消費税	407,755	12,245	420,000
	5. 電気税	317,638	12,602	330,240
6. 交通安全対策特別交付金	7. 特別土地保有税	116,904	38,027	154,931
		14000	3050	17,050
	1. 交通安全対策特別交付金	14000	3050	17,050
7. 分担金及び負担金		453,949	△4,867	449,082
	1. 分担金	36,158	△8,461	27,697
	2. 負担金	417,791	3,594	421,385
8. 使用料及び手数料		294,632	500	295,132
	2. 手数料	43,569	500	44,069
9. 国庫支出金		5,927,845	169,066	6,096,911
	2. 国庫補助金	3,458,499	169,066	3,627,565

10. 府支出金		1,785,657 円	101,640 円	1,887,297 円
	2. 府補助金	1,488,077	101,271	1,589,348
	3. 府委託金	131,697	369	132,066
11. 財産収入		963,497	182,012	1,145,509
	1. 財産運用収入	115,107	1,000	116,107
	2. 財産売却収入	848,390	181,012	1,029,402
12. 寄附金		312,000	22,250	334,250
	1. 寄附金	312,000	22,250	334,250
14. 諸収入		3,271,798	1,014	3,272,812
	4. 受託事業収入	20,000	1,014	21,014
15. 市債		3,025,390	1,459,400	4,484,790
	1. 市債	3,025,390	1,459,400	4,484,790
歳入	合計	29,544,677	2,127,677	31,672,354

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会	費	244,678	1,789	246,467
	1. 議会費	244,678	1,789	246,467
2. 総務	費	2,151,964	195,620	2,347,584
	1. 総務管理費	1,160,543	193,350	1,353,893
	2. 徴税費	451,326	△10,362	440,964
	3. 戸籍住民基本台帳費	173,612	4,077	177,689
	4. 選挙費	35,731	212	35,943
	5. 統計調査費	15,547	1,057	16,604
	6. 監査委員費	18,905	437	19,342
3. 民生	費	296,300	6,849	303,149
	1. 社会福祉費	7,233,332	△40,022	7,193,310
	2. 児童福祉費	3,025,268	758	3,026,026
	3. 生活保護費	2,223,057	△42,240	2,180,817
		1,980,707	1,460	1,982,167

4. 衛生費		2,403,548 円	93,877 円	2,497,425 円
	1. 予防衛生費	1,193,072	1219	1,194,291
	2. 環境衛生費	1,134,985	73,292	1,208,277
	3. 墓地管理費	51,271	5,146	56,417
	4. 上水道費	24,220	14,220	38,440
5. 労働費		69,882	2,080	71,962
	1. 失業対策費	69,882	2,080	71,962
6. 農林水産業費		218,543	△1,224	217,319
	1. 農業費	200,781	△1,224	199,557
7. 商工費		193,254	△4,110	189,144
	1. 商工費	193,254	△4,110	189,144
8. 土木費		5,183,270	212,358	5,395,628
	1. 土木管理費	231,754	6,290	238,044
	2. 道路橋梁費	412,374	29,804	442,178
	4. 都市計画費	800,068	23,313	823,381
	5. 住宅費	3,505,247	152,951	3,658,198

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		618,971 円	14,221 円	633,192 円
	1. 消 防 費	618,971	14,221	633,192
10. 教 育 費		6,026,693	1,609,421	7,636,114
	1. 教 育 総 務 費	288,296	720	289,016
	2. 小 学 校 費	1,253,073	228,460	1,481,533
	3. 中 学 校 費	2,185,153	1,359,949	3,545,102
	4. 幼 稚 園 費	802,811	△7,047	795,764
	5. 社 会 教 育 費	1,442,164	26,604	1,468,768
	6. 保 健 体 育 費	55,196	735	55,931
12. 諸 支 出 金		12,488,210	37,148	12,855,969
	3. 諸 支 出 金	188,210	37,148	225,358
15. 災 害 復 旧 費		338,760	6,519	345,279
	2. 農林施設災害復旧費	108,438	6,519	114,957
歳 出	合 計	29,544,677	2,127,677	31,672,354

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
8. 土木費	3. 河川水路費	鳥池排水路改修事業	71,000 円
15. 災害復旧費	2. 農林施設災害復旧費	農業施設災害復旧事業	8,126

第3表 債務負担行為補正

事	項	期間	限度	金額
天災融資法に基づく経営資金の利子補給		昭和57年度 昭和64年度		5,734 円
農業協同組合に対する債務の損失補償 (天災融資法に基づく経営資金)		昭和57年度 昭和64年度		12,450

第4表 地方債補正

起債の目的	補正			前			補正			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
改良住宅 建設事業	千円 1,148,900	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内(内居 置5年以内)ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又はは低利に借 換える。	千円 1,198,900	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	25年以内(内居 置5年以内)ただ し、市財政の都合 により据置期間及 び償還期限を短縮 し、又はは低利に借 換える。					
義務教育 施設 整備事業	847,469	同上	同上	同上	同上	2,258,869	同上	同上	同上	同上					
災害復旧 事業	79,800	同上	同上	同上	同上	77,100	同上	同上	同上	同上					
解放総合 センター 整備事業						700	同上	同上	同上	同上					
計	3,025,990					4,484,790									

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生 和義君） ただいま御上程いただきました議案第26号「和泉市一般会計補正予算（第4号）」について内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回の補正予算の主な内容は、人件費の補正と、補助金等確定に伴う事務事業費の補正予算でございます。

それでは、予算書に基づきその内容の御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21億2,767万7,000円を追加し、補正後の金額を歳入歳出それぞれ316億7,235万4,000円と定めるものでございます。補正後の款項の区分、金額等は「第1表・歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。翌年度以降に支出できる金額等を定めるものでございまして、烏池排水路整備事業費と農業施設の災害復旧事業費の2件を定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。事項、期間、限度額は「第3表・債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございます。起債の目的、限度額の変更は「第4表・地方債補正」のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして事項別明細書に基づき、その内容を御説明申し上げます。20ページでございます。

議会費につきましては、議員各位と職員の期末勤勉手当等の追加として、178万9,000円を計上いたしました。

総務費につきましては、職員の手当等の追加と、財産区財産売り払いに伴う地元公共事業交付金等として、1億9,562万円追加計上いたしております。

民生費につきましては、4,002万2,000円の更正減額でございますが、職員の手当等の追加、保育所運営に伴う賃金の追加及び保育所職員の育児休業に伴う給与費の更正減等差し引きいたしまして、更正減額と相なる次第でございます。

次に、衛生費でございますが、職員手当等の追加を初め、泉北環境整備施設組合、泉北水道企業団の負担金等の追加でございまして、9,387万7,000円追加計上いたしましたものでございます。

労働費につきましては、手当等の追加計上でございます。

農林水産業費は、職員手当等の更正減と、一部事務事業費の追加、差し引き122万4,000

円の更正減額と相なる次第でございます。また、商工費につきましても手当等の調整でございます。411万円の更正減額と相なる次第でございます。

次に、土木費につきましても職員等手当等の調整と、一部補助金確定に伴う事業費の追加計上でございます。2億1,235万8,000円計上いたしました。

消費費につきましては、手当等による追加1,422万1,000円計上いたしました次第でございます。

次に、教育費でございますが、16億942万1,000円の追加計上でございますが、職員の給与費の調整をはじめ南池田中学校等の用地取得費を計上いたしました次第でございます。

次に、諸支出金でございますが、普通交付税確定に伴う配分金の追加でございます。3,714万8,000円追加計上いたしましたものでございます。

最後に、災害復旧費でございますが、農林施設災害復旧事業費として651万9,000円追加計上いたしました次第でございます。

以上が歳出の補正予算の内容でございます。総額21億2,767万7,000円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出に充当すべき歳入予算について御説明申し上げます。

14ページでございます。

まず、市税でございますが、調定見込み額、徴収率等を勘案し、1億9,361万2,000円追加計上いたしました。交通安全対策特別交付金305万円追加、分担金及び負担金486万7,000円の更正減、手数料50万円、国庫支出金1億6,906万6,000円、府支出金1億164万円のそれぞれ追加計上でございますが、これらは歳出予算に相関連する歳入でございます。

次に、財産収入でございますが、1億8,201万2,000円の追加計上でございます。財産区財産売り払い収入等の追加でございます。

寄附金2,225万円計上いたしましたが、それぞれ用途指定の寄附金でございます。歳出予算に計上いたしているものでございます。

諸収入101万4,000円の追加、市債につきましては、適債事業充当率等を勘案し、14億5,940万円追加計上いたしましたものでございます。

以上、歳入総額21億2,767万7,000円と相なる次第でございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（大谷昌幸君） 2点ほど伺います。

まず、2款・総務費の中で、交通安全設備について非常に高額補正していただいているわけです。これはガードレールとか歩道設置だとかライン引きとか、そういうことでしていると思うんですけども、よく、いま大ガスが特にこの13号線等の幹線道路の掘削をやるわけなんです。これは昨年の年末にも、10月中旬でしたか、平日の非常に車の行き来が歳末で多い時期に掘削しておりましたので、以前にもそういう経験があったものですから、一応建設総務の方で確認をしていただいたところ、これが無許可であったという事実がございます。その以前にも市役所の前であったわけなんです。

また過日、先月ですね、2月20日、日曜日の未明、午前零時から午前6時過ぎまでかかったらしいですけども、内田町地内で関西電力の電気工事がありました。これは今冬最低の気温を記録しておったところでありますが、御承知のようにわれわれの暖房というのは、特に夜間につきましては、全部とっていいほど電力に頼っているわけです。恐らく1週間ぐらい以前に、その予告通知があったと思いますけれども、6時間も電力をとめられますと、当然それにかわるべき暖房の設備を、1時的にせよせなければなりません。こういうようなことはどのような結果をもたらすかということは、この議会にいまさら論をまかせませんので、このようなことがあった場合に一体どこと、当市の窓口が折衝するかということを考えてみますときに、私はやはり当市の中に、総務部ではなくても、総務部をもっと代行するような、たとえば市長公室の中の総務課であってもいいやないかと思うんですが、そういう1つの担当部局があっても当然じゃなからうかと思うわけなんです。

こういうことに関係しましてもう1件、2月21日の月曜日から横山郵便局が三林郵便局に統合されました。これは、私の知る範囲では1日か2日ぐらいの前日、すなわち2月18、9日ごろに各部課長のところに通達が回されておりましたが、私はそれを見て初めて知ったわけなんです。これは確か1昨年7月17日でしたか、当議会におきまして意見書を満場一致で提出しているわけなんです。これは国の関連機関のこととはいえ、何とか存続してほしいと頼んでいた中で、もしも私ども市民感情として考える場合に、今度の郵便局の統合によって三林郵便局が泉南郵便局と改名されております。しかるに、これにかぶされている郵便番号、すなわち、いままでの「590-02」及び「03」が「590-02」に統合されているというこの事実は、私どもも納得できないわけなんです。と申しますのは「590」というのは皆さん御承知のように堺局なんです。大阪府下にはいろいろ、そういう枝番の局も幾らかはありますが、この泉北、泉南地区は全部「590」をもって統合されております。たしか1番最終が「05」信達郵便局で終わっているわけなんです。しかし、その間にあって岸和田市の、元内畑郵便局が「590-01」になっておるといふこの事実を、私ども冷静に考えなきゃいかんと思うのです。

だから和泉局が「594」であり、和泉南の名前をつけるならば、なぜ、「594-01」ということができないのか、これが親番を「594」にそろえていただくことによって和泉市自体のイメージも違えますし、また、市役所はじめ和泉市民の人々が手紙を出す場合も大いに助かるわけなんです。そういうことを、これは先ほど申しましたような総務というものがいないがために、私どもは何か後手後手に回っているような気がするわけなんです。その点をどことなくあいにお考えになれますか、できましたら市長さんなり助役さんあたりから、今後に対する、これについての見解をお述べいただけたらと思います。

次に、第2点目は10款・教育費の中で幼稚園の行政協定による園児委託料210万円が計上されておりますけれども、これはどのような内容になるか、その御説明をお願いしたいと思います。

○ 副議長（天堀 博君） 答弁。

○ 助役（坂口礼之助君） いま、大谷議員さんから御質問をいただきました、最初の問題についてお答えいたしておきます。

通常的な道路の掘削等につきましては、府道の場合は当然、大阪府の鳳事務所なり、あるいは鳳警察等の事前許可が必要であるということは自明の理でございます。これらが許可なしにやられていることもあったやに伺っておりますが、もし、そういうふうなことが道路の掘削等に関連した問題でございましたら、現在では、建設総務課が扱っておるわけなのでございます。

2点目の郵便局の関係は、ちょっと私もやや非明でございまして、いま伺って、そうなるということとは存じておりませんでした。こうした、他の部局に属せない問題につきましては、従来の扱い方としては、企画課の方で取りまとめて扱っておるわけですが、そういういろいろな事例がたくさん出てくるということでございましたら、今後、総体的な和泉市行政部局の機構の充実なり簡素化を図って、充実すべきところはしなやかいかんということで、企画課の方で担当いたしております、そういう事案に対する対応のやり方、あるいは機構をどこに持っていかかというようなことにつきまして、十分にこれを機会に検討し研究をし、できましたら4月の月から明確にしていくようにいたします、かように存じます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 副議長（天堀 博君） 次。

○ 教育委員会総務課長（稲田順三君） 2点目の、幼稚園の行政協定による委託料210万円の内訳を御説明申し上げます。

これは泉大津と幼稚園の措置の関係で委託いたしております。これにつきまして、1人5万円で42名、締めて210万円払うということでございます。

○ 19番(大谷昌幸君) まあ、助役さんの御答弁、結構なんですけども、過日来、障害者の方やないかと思えますけども、紫色か紺色の鉢にパンジーを植えていただいて「弱い花、愛する心に人又育つ」ということを、鉢1つずつに、いま申し上げましたように十何ほかの字を書き添えて、現在、清掃の担当の方の控え室の前のガードの下に並べてくれておるわけでありまして、これにしましても、せっかくやってくれているのにあれですけども、「又」という字なんか、教育漢字996の中に入っていないんです。しょっちゅう国府小学校の生徒が前を通過して通学しておりますので、やっぱり子供が見て、読んでもらうような字も書いてもらおうと、先ほどお願いしているように給務、担当の仕事じゃなからうかと思えますので、それはお願いしておきたいと思えます。

それで、先ほどの2点目の幼稚園の方ですけども、行政協定によってほかの市に委託している、そして5万円出しているということは結構なんです。やはりそうなりますと当然、市内には市立と私立と、両方があるわけなんですけども、ここで条例改正によりまして2園、幼稚園がふえた、というよりも改築なったわけです。新しい幼稚園ができたわけなんです。そこで、かねてから国府校区の幼稚園の改築と、それから2年保育と、この2点についての請願が、たしかこれも1昨年の夏ごろでしたか提出されておると思えます。それが現在、当該委員会によって継続審議されておると思えますけども、来年度の予算書を見ましても、当年度4億幾らあった幼稚園建設費が全額ゼロになっているというような中で、今後、どのようにこれについてお取り組みいただくのか、その点の御答弁だけお願いしたいと思えます。

○ 副議長(天堀 博君) 答弁。

○ 教育管理部長(逢野博之君) ただいまの国府幼稚園の建設問題並びに2年保育の実施につきまして、いま、先生御指摘ありましたように、確かに厚生文教委員会に付託案件として付託されておりました、現在請願の審議をお願いしているところでございます。教育委員会の考え方といたしましては、先般来、これにつきまして、幼保一元化の問題も含めまして、将来の幼児教育のあり方につきまして御審議いただくための審議会を設置いたしております。ここで一定の方向づけをお願いするという点について、現在、継続審議という形をお願いをしているわけでございますけれども、国府幼稚園の建てかえの問題につきましては、これはまあ伯太、横山につきましては、伯太は道路計画に伴う建てかえ、横山につきましては、いままで小学校の建物の一部を利用して設置をしてまいったという経過のもとで、財源的な裏づけもございました。国府の幼稚園につきましてはその財政的な面も含めまして、これから検討する余地が残っております。そういうことで建てかえということになりますれば、また新しい問題といたしまして、現在の幼稚園敷地は借地でございます。したがって返還問題も出てこようかと思えます。そういう総合的な見地

から、将来的に国府幼稚園をどうするかということで、これからも引き続いて、早急な結論を目指して十分に、われわれとしても取り組んでまいりたいということで、現在の時点では御了承いただきしたいと思います。

○ 副議長（天堀 博君） はい、赤阪君。

○ 16番（赤阪和見君） 光明池和田線ですね。この整備が、いま工事にかかっているわけですが、下から上がる隅切というんですか、アールが少し、以前私どもが見た図面より少なくなっている。設計変更があったのかどうか、そういう点、ちょっとお聞かせ願いたいと思う。

それに、いま大谷議員さんから言われていました、統合なったという点で、和泉市の行政の中でもいろいろと印刷物その他のものがありますし、それと、よくある話の中で年金等の受給者の現況ですね。現況届を出すときに郵便番号等が全部確認されるわけですが、あれはこちらから申請しなくても、自動的に向こうからされるのかどうか、三林郵便局で受け取ったやつは、三林郵便局というふうに書かれておりますけれども、南郵便局に自動的にかわるものか、そういう点、市としてどういうふうに考えておられるか、ちょっとお答え願います。

○ 副議長（天堀 博君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 光明池和田線でございますが、隅切については計画変更はないわけでございます。まあ、府道の設置の計画もでございますので、府とも協議の上で、現在、市道分についての築造は行っているわけでございますが、58年度で府とも大体の協議は終わっておりますので、もう少し逆にふえる可能性がございます。歩道の設置でございますが、府道の。そういうふうな形で、逆に隅切が大きくなる可能性があるわけでございます。

○ 副議長（天堀 博君） 次。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） 年金の受給につきましては、従来どおり、横山及び三林郵便局で受け取れることとなります。

○ 副議長（天堀 博君） 次。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） いまの、郵便番号に関連いたしまして御質問がございましたが、実は率直なところ、今回の郵便局の変更につきましては、議会の議決を十分に郵政の方も尊重いたしまして、かなりの年月をかけていろいろ苦心したようでございますけれども、結果として御指摘のしたということでございますが、この間に市当局に対して、実質的な意見を求めるということがなかったんです。結果としてこういうことになったわけでございます。

いまの雲行きでは、従来の郵便局のまま出しても、郵便局の方で変えて、新しくやってくれるのかということでございますけれども、この辺は、ちょっと私ども、はっきり詰めておりませんので……。

○ 16番(赤阪和見君) よくある話なんですけど、たまにあるんですね。郵便番号が間違っておれば、とんでもない所へ年金がいつているわけです。ということは、堺の社会保険事務所で管轄している所は、郵便番号で全部整理統合されているわけです。ところが「596」を間違えたとしますね、と間違えた所の社会保険事務所へ管轄で全部原本が送られているわけです。年金の受給台帳というのが、ですから、何は待っても来ないという点で、何遍か問い合わせしたら、そういうふうな事になっておったという例があるわけですね。今回の場合、全部が全部変わることですから、それはちゃんとされると思うんですが、やはり広報等で、しっかりと郵便局との連絡をとっていただいて、やるという点と、もう一つ「03」というのは、これはこのまま残るわけですか、それとも「02」に上がるわけですか。その辺の周知徹底もやはり市行政の中ですから、今回この補正予算から言えば、まあ、補正予算組む組まぬは別といたしまして、コンピューター入力の関係で変えていかなきゃならない点もあるわけですね、税金問題とか保育所のあれとかいろいろと。そういう点はどうか考えられておるんですか。

○ 副議長(天堀 博君) 答弁。

○ 市長公室理事(平野誠蔵君) 確かに、御指摘恐れ入ります。私の方もそういったことで、これまでの経過の中で、深い理解と申しませうか協議と申しますか、そういうものがなかったものでございますから、郵政の方で十分にPRをしたという旨の話を頼んでおったという面もございまして、主事さんよりも、そういった間違い、行き違い等ないように極力努力いたします。また郵政に対してもよくお願いいたします。

いまのコンピューターの関係はちょっと私、郵便番号までひつつくのかどうか理解いたしかねているのでございますが、多分関係ないんじゃないかと私は……。

○ 16番(赤阪和見君) 税務は全部ついているでしょう、郵便番号ね、それは入力変えないかんでしょう。

○ 納税課長(高三一行君) 納税通知書につきましては郵便番号、入力してございません。だから、今回の改正に伴ってそれなりに、郵便番号を手で書くなり刻印で押すなりするだけでございます。

○ 16番(赤阪和見君) 入力してある所はないの。

○ 選管事務局長(農端小一君) 4月10日の選挙に間に合わすように、新しい番号で選管の方は入力、たしかしておるはずなんです。

○ 副議長(天堀 博君) いまの点に関して企画の方で、その辺をちゃんとまとめて処理するようにはしてもらったら。

○ 16番(赤阪和見君) 最後に要望だけですけども、そういう点で市行政がかんているやつ、

もしくは市民の便宜を図るという意味から、年金その他府関係ですね、ちゃんと届けしてあるあれがあると思います。そういう点での、郵便局等もよく連携をとっていただいて、一切そういう申請、申告等の内容の中に、住民が、和泉市民が不利益を食わないような形を、協力してやっていただきたいと、そういう要望だけしておきます。

○ 副議長（天堀 博君） 他に。

○ 9番（直村静二君） 3点ほど。解放センターの車庫ですね、これはいかなる理由で、どの規模でやるのか、その点が1つ。それから17ページですか、美術館の寄附金ですか、それと伯太小学校体育館の寄附金ですか、これ科目では指定寄附金となってますな、これはどういう理由で——指定ですから、もらったんですな。ところが美術館についてはもらったんじゃないし、どこか基金が何かあるので、そこから出てくるのか、その辺との関連ですな、それ、きっちりここでやってもらわんと。いままでは、美術館が一度発足しましたから出てまへんけど、これからちよいちよい、こういう格好で出てきますからね、それはどこから出てくるのか、指定寄附金だったらそれはだれにももらったのか、どうなるか、まして伯太小学校の体育館の分とくっついてますから、その違いもあるはずですから、その点をきちんと説明を求めたいと思います。

それから、起債残高当該年度289億となってます。これはまあ、57年度が最終のことですから、これで確定するんだと思ってます。この中の一般起債と同和起債の比率ですな、金額ですね。その点をあわせてお聞きしますので教えてください。3点。

○ 副議長（天堀 博君） 答弁。

○ 同和対策部理事（生田 稔君） 解放総合センターのガレージ等の問題ですけれども、解放総合センターといたしましては今回、敷地内での青少年の非行ということが目立ちまして、特に夜間の青少年の出入りがございます。そういった中で、青少年のシンナー遊びとか、また単車の盗難とか公用車のガソリンの抜き取り、こういった問題が非常に多発している。またちなみに、そういった声が防犯委員会を通じましてセンターの方に連絡がございます。そういった数々の問題等ございまして、府とも十二分にその点を相談いたしましたところ、府といたしましてもこの問題については、かなり重要視していただきまして、今回そういった青少年の非行防止、予防ということにはいきませんが、その中で、一たん事件が起こると大変なことになりますので、そういった問題も含めて門、さく、へい、またガレージも欲しいということで、今回計上をお願いしたものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 副議長（天堀 博君） 次。

○ 管理部次長（逢野博之君） 2点目の、伯太小学校体育館の備品購入指定寄附金の内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、伯太体育館はせんだって完成いたしました。それに伴いまして、伯太小学校のPTA及び個人の方からグランドピアノ、どん帳、暗幕等指定されて寄付を受けているわけです。その総額は225万、そういう意味でございますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長（天堀 博君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 美術館の関係につきまして竹田よりお答え申し上げます。

まず第1点目の、今回補正いただく2,000万円の使途でございますが、これは館内への絵画等の備品の購入にということで、帝国紡績株式会社より2,000万円の、備品の購入の寄附を受けたものでございます。

なお、運営基金につきましてはすでに、いままでも御報告申し上げておりますとおり、運営にかかわる基金につきましてはこの運営基金の方にされてまいるわけですが、今回のように、備品の購入等を条件にいたしました指定寄附金でございますので、かようさしていただいたと、こういうふうな結果でございます。

○ 9番（直村静二君） いま1,000万と聞いたけど、2,000万ですか。相手はどこ——東洋紡。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 2,000万円でございます。それから、贈り先は帝国紡績株式会社です。

○ 9番（直村静二君） 帝国紡績。——こういうふうに寄附をしてもらったら備品については、何々を買うとか、買う品物も決まっているんですな。ちょっとその辺のところを。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 率直に申しまして備品と申しましても範囲が——館内にちょっと受付あたりの所には絵も少のうございますので、何かいい絵を買ってください、というような形でございます。それで現在、私どもが考えておりますのは、また学芸員も含めてですが、あの館に合うように、日本画の一流の方にかいていただくようなことを考えております。

○ 9番（直村静二君） まあ、お金減らすような購入はまかりならん、貸し借りでいくのだということであったのに、今度は買うのだ、買うのだけでも、それは寄付をもらったから買うのだと、こういうことですね。

解放センターの分について、シンナー遊びや非行少年の防止だというんですけども、これ、お聞きしたいのは、何台入るか、だれのものが入るか、全部市のもの、その点きちっと。

○ 同和对策部理事（生田 稔君） この計画につきましては、いま公用車5台をシャッターでもって閉鎖するというので、5台分を計画しております。

○ 9番（直村静二君） 公用車というのは、大きさは。

○ 同和对策部理事（生田 稔君） 大きさは全部乗用車、4メートルの範囲内です。

- 9番(直村静二君) 館長は乗用車持ってんの。
- 同和対策部理事(生田 稔君) ええ。センターの乗用車として、最近配属していただいております。
- 副議長(天堀 博君) 次。
- 財務部次長(大塚孝之君) 地方債の残高につきまして御説明を申し上げます。
今回の補正予算を議決いただきました後の地方債残高が、全体で289億2,312万5,000円、そのうち同和関連分としまして157億446万8,000円、54%でございます。一般分は132億1,865万7,000円、46%でございます。
- 9番(直村静二君) 46の54ですね。——そうですね。そんなら結構です。
- 副議長(天堀 博君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

-
- 副議長(天堀 博君) 次に、日程第31「昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第27号

昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和57年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,703,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,493,000	73,693	1,566,693
	1. 国民健康保険料	1,493,000	73,693	1,566,693
4. 国庫支出金		2,597,018	257,155	2,854,173
	1. 国庫負担金	2,171,680	198,155	2,369,835
	2. 国庫補助金	425,338	59,000	484,338
7. 諸収入		125,192	△ 77,190	48,002
	3. 雑入	114,800	△ 77,190	37,610
8. 繰越金			90,222	90,222
	1. 繰越金		90,222	90,222
歳入合計		4,359,562	343,880	4,703,442

2. 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		141,603	5,370	146,973
	2. 徴収費	99,116	5,370	104,486
2. 保険給付費		4,089,537	367,510	4,457,047
	1. 療養諸費	4,057,737	367,510	4,425,247
6. 予備費		30,000	△ 29,000	1,000
	1. 予備費	30,000	△ 29,000	1,000
歳出	合計	4,859,562	348,880	4,703,442

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 議案第27号「昭和57年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

昭和57年度の当初予算におきまして、高額療養費自己負担限度額の引き上げ、老人保健制度の創設等制度の改革が打ち出されておりました関係上、療養給付費等の歳出経費並びに、これらに充当いたします保険料等の歳入財源を前年度並みに据え置き、予算を編成していたものでございます。

老人保健法につきましては昭和58年2月からの実施、また、高額療養費の自己負担限度額につきましては、昭和57年9月から段階的に引き上げられたことによりまして、本市国保会計も多大の影響を受け、補正の必要が生じたものでございます。以下、その内容について御説明申し上げます。43ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,388万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ47億3,442,000円といたすものでございまして、この歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は第1表のとおりと定めるものでございます。続きまして事項別明細書により、その内容を御説明申し上げます。47ページの歳出予算でございます。

まず、総務費でございます。徴収費の職員給与費について不足が生じたので、今回、537万円追加計上するものでございます。

次に、保険給付費でございます。老人保健制度の遅れから、療養給付費につきまして2億8,489万4,000円、療養費につきましては259万6,000円、高額療養費につきましては8,002万円、それぞれ不足が生ずることになりましたので、今回、追加計上いたすものでございます。

次に、予備費でございます。当初3,000万円を予算計上いたしてございましたが、今回、これを2,900万円減額するものでございます。

以上、歳出合計いたしまして、3億4,388万円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。46ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、保険料の調定増並びに徴収実増のため、現年度分で6,844万2,000円、滞納繰越分で525万1,000円、それぞれ追加計上いたすものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、療養給付費負担金の現年度分として1億7,776万3,000円、過年度分として2,039万2,000円、財政調整交付金として5,900万円、それぞれ追加計上いたすものでございます。

次に、雑入でございますが、当初予算の編成段階におきまして、昭和56年度の黒字相当額を本科目に計上いたしてございました。昭和56年度の繰越金の確定に伴い、本科目で7,719万円の減額を行い、改めて繰越金の科目設定を行い、計上を行ったものでございます。

以上、歳入合計いたしまして、3億4,388万円の追加計上と相なる次第でございます。

以上が今回御提案申し上げました国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

はい、原君。

○ 8番（原 重樹君） ちょっと2、3点お聞きしたいのですけれど、歳入のところではと、まず雑入が7,700万ですね。更正減額になってます。非常に大きい額なので、その辺の理由を説明していただきたいのと、歳出の方で言いますと、いまの説明ですと、老人保健法が2月からということで、施行が遅れたということで療養給付金が2億8,400万ですか、不足になってきたと、逆に言えば、老人保健法の導入が遅れたから、多く要るようになったということなんですね、簡単に言いますと。ということは、1つそこで聞きたいのが、補正前の額というのは当初予算かどうか知りませんが、当初予算から、そういう老人保健法、いわゆるされるだろうということで予算を立てていたのかどうかということ、それと私が一般質問で聞いたときに57年度ベースで、老人保健法で財政が助かるというふうにしたときに、大体概算でしょうけども、幾ら出すかとやったら、1億5,000万ですか出てました。それと2億8,000万との兼ね合いの説明をお願いしたい。

○ 副議長（天堀 博君） 答弁。

○ 保険年金課長（谷上 徹君） お答えさせていただきます。

第1点の、雑入の件でございますが、これにつきましては当初予算編成の段階におきまして、前年度の黒字、ある程度期待できました。それと国庫支出金等の精算交付。これにつきましても期待できました。そのために、当初予算の編成段階におきまして1億480万円、これを雑入で見込み、予算を編成しておったものでございます。今回、昭和56年度の決算の確定によりまして、9,022万5,000円の黒字が発生してございます。これを新たに繰越金の科目に予算計上いたすとともに、いままで組んでおりました雑入の方の科目から減額するものでございます。

続きまして、療養給付費の問題でございますが、これにつきましては、昭和57年度の当初予算の提案理由の中でも御説明申し上げましたように、昭和57年度におきまして老人保健法、それと高額療養費の自己負担限度額、これらの問題につきましては、57年度中に実施されるというめどが立ってございます。このために当初予算におきましてもこれらを勘案いたしまして、療

養給付費等につきましては前年度並みの計上をしておたわけでございます。今回、これらの両制度の確定によりまして、最終、療養給付費につきましては2億8,400万円、これの不足が生じたために、今回予算計上いたすものでございます。

それと、先ほどの、昭和57年度における老人保健法の実施との、1億1,500万とこれとの関連でございます。1億1,500万につきましては純然たる、一般財源で助かってくる分でございます。この2億8,400万につきましては療養給付費等の補助金を含んでございます。そのためにこれだけの違いが生じておるといふものでございます。

以上でございます。

○ 8番(原 重樹君) この補正予算の中で、老人保健法の関係でちょっとお聞きしておきたいのは、遅れましたけども2月から施行されているわけですね。それから、たとえば58年度予算なんか見れば、いわゆる70歳以上、特別会計で組んでいっているわけですね、国保の方から、いわゆる拠出金という形で出すわけですね。そうすると2月からの1カ月か2カ月と思うんですけども、その辺はどういうふうに会計上は処理されるようになるのかということ、その拠出金が出るかと思うたら出てませんのでね、部分的に。その辺についてはどう処理されていくのか、ちょっとお聞かせください。

○ 副議長(天堀 博君) 答弁。

○ 保険年金課長(谷上 徹君) ただいまの、老人保健の拠出金につきましては、去る12月の補正予算第1号におきまして、9,000万円ほど計上さしていただいております。これによって2月分の拠出金を支払っているというものでございます。それで今回予算計上はしてない。前回しております、そういうことでございます。

○ 副議長(天堀 博君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りをいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○ 副議長(天堀 博君) 日程第32「昭和57年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第28号

昭和57年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

昭和57年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,992千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		44,687	5,628	50,315
	1. 繰入金	44,687	5,628	50,315
2. 市債		122,400	42,900	165,300
	1. 市債	122,400	42,900	165,300
3. 繰越金			377	377
	1. 繰越金		377	377
歳入	合計	167,087	48,905	215,992

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公 共 用 地 先 行 費 1. 公 取 得		122,400	44,100	166,500
	公 共 用 地 先 行 費	122,400	44,100	166,500
2. 公 債 費		44,687	4,805	49,492
	1. 公 債 費	44,687	4,805	49,492
歳 出 合 計		167,087	48,905	215,992

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	千円 122,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	10年以内(内 置4年以内)た だ市財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、償還 もしくは繰上 償還又は低利 に借換える。	千円 165,800	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	10年以内(内 置4年以内)た だ市財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、償還 もしくは繰上 償還又は低利 に借換える。		普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	10年以内(内 置4年以内)た だ市財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、償還 もしくは繰上 償還又は低利 に借換える。

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 議案第28号「和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」について内容の御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,890万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,599万2,000円とするものでございまして、補正後の款、項の区分及び区分ごとの金額は「第1表」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、限度額を変更しようとするもので「第2表」のとおりでございます。内容につきましては、公園用地等の追加並びに地方債の利子償還金等の追加計上でございます。

充当すべき財源につきましては地方債と一般会計からの繰入金で措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計補正予算第1号の内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認めます。これを終わります。

お諮りをいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第28号は原案どおり可決いたしました。



- 副議長（天堀 博君） 次に、日程第33「昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第29号

昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

昭和57年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,703千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ642,863千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		304,142	14,903	319,045
	1. 一般会計繰入金	304,142	14,903	319,045
6. 市債		218,200	3,800	222,000
	1. 市債	218,200	3,800	222,000
歳入	合計	623,660	18,703	642,363

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		521,304	18,703	540,007
	1. 下水道総務費	414,321	17,454	431,775
	2. 下水道整備費	106,983	1,249	108,232
歳出	合計	623,660	18,703	642,363

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水 道整備 事業	218,200 円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置 5年以内)ただし 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は、低利に借換 える。	218,200 円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置 5年以内)ただし 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は、低利に借換 える。	222,000 円	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ	30年以内(内据置 5年以内)ただし 市財政の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 もしくは繰上償還 又は、低利に借換 える。

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） 議案第29号「昭和57年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について内容の御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,870万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,236万3,000円とするもので、補正後の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。限度額の変更をしようとするもので「第2表」のとおりでございます。

事項別の内容につきましては、職員の手当等の追加、南大阪湾岸北部流域下水道事業の負担金及び泉北環境整備施設組合分担金の追加計上で、1,870万3,000円と相なる次第でございます。

これらの歳出予算に充当いたすべき歳入につきましては、地方債と一般会計より繰り入れるべく措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りをいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号を原案どおり可決いたします。

○

- 副議長（天堀 博君） ただいま、一般会計補正予算並びに特別会計補正予算が可決されたことに伴いまして、財務部長から、昭和58年度当初予算書の債務負担、地方債残高見込み調書などの修正を、それぞれさせていただきたいとの申し出があります。

これを許可します。

- 副議長（天堀 博君） 財務部長の説明を願います。

- 財務部長（麻生和義君） 諸議案を原案で御可決いただきましてありがとうございます。

貴重な時間をお許しいただき、議案第26号、議案第28号及び議案第29号で地方債等を変更させていただきました。したがって、御提案申し上げます昭和58年度各会計予算の事項別明細書の附表の226ページ、237ページ、238ページ、266ページ及び279

ページについて修正の必要が生じました。お手元へ御配付いたしました調書に差しかえ修正して
 いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○ 副議長（天堀 博君） 次に、日程第34「昭和57年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第30号

昭和57年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和57年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和57年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項4号中「10,700千円」を「11,735千円」に、「27,000千円」を「11,300千円」に、「174,000千円」を「172,238千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	1,585,266千円	91,316千円	1,676,582千円
第1項 営業収益	1,390,186千円	78,100千円	1,468,286千円
第2項 営業外収益	194,980千円	5,020千円	200,000千円
第3項 特別利益	100千円	8,196千円	8,296千円
		支 出	
第1款 水道事業費用	1,621,887千円	△ 3,389千円	1,618,498千円
第1項 営業費用	1,336,716千円	△ 289千円	1,336,427千円
第2項 営業外費用	283,171千円	△ 2,350千円	280,821千円
第3項 特別損失	1,000千円	△ 750千円	250千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	435,580千円	△162,682千円	272,898千円

第1項 企業債	204,000千円	△ 30,500千円	173,500千円
第2項 工事負担金	224,070千円	△134,000千円	90,070千円
第4項 固定資産売却代金	10千円	1818千円	1,828千円
支 出			
第1款 資本的支出	522,077千円	△121,219千円	400,858千円
第1項 建設改良費	415,667千円	△121,027千円	294,640千円
第2項 企業債償還金	106,410千円	△ 192千円	106,218千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「26,000千円」を「0」に、水道施設等整備事業「168,000千円」を「163,500千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及浄水費「54,678千円」を「52,538千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「283,121千円」を「280,771千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第10条中「166,398千円」を「108,011千円」に改める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠 雄

昭和57年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		1,676,582	
			1,468,286	
		1. 給水収益	1,346,469	水道料金及び量水器使用料
	2. 受託工事収益	98,112	給水装置の新設・増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益	
	3. その他の営業収益	28,705	材料売却収益・消火栓維持管理補償金・下水道業務受託収益並びに設計審査・竣功検査・材料検査・道路占用及び掘削申請・各種証明手数料	
2. 営業外収益			200,000	
		1. 加入金	173,000	新規水道加入金
		2. 受取利息及び配当金	5,000	預金利息及び有価証券利息
		3. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金
		4. 雑収益	12,000	配給水管破損弁償金及び水質検査等協力金
3. 特別利益			8,296	
		1. 過年度損益修正益	962	過年度損益修正益
		2. 固定資産売却益	7,334	土地売却益

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,618,498	
			1,836,427	
		1. 原水及び浄水費	680,264	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	155,907	配水・給水に要する費用
		3. 受託工事費	84,262	受託工事に要する費用
		4. 業務費	132,300	検針・測定・集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	94,603	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	184,581	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用		7. 資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗費
		8. その他の営業費用	4,000	材料売却原価
			280,821	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	280,771	企業債の利息及び一時借入金利息
3. 特別損失		2. 雑支出	50	雑支出
			250	
4. 予備費		1. 過年度損益修正損	250	過年度損益修正損
			1,000	
		1. 予備費	1,000	予備費

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考
1. 資本的収入			272,898	
	1. 企業債		173,500	
		1. 企業債	173,500	配水管整備事業及び水道施設等整備事業債
	2. 工事負担金		90,070	
		1. 工事負担金	90,070	配水管布設等工事負担金
	3. 負担金		7,500	
		1. 他会計負担金	7,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	4. 固定資産売却代金		1,828	
		1. 固定資産売却代金	1,828	不用固定資産売却代金

支 出

款	項	目	予 定 額 (千円)	備 考	
1. 資本的支出	1. 建設改良費		400,858		
			294,640		
		1. 配水管整備事業費	11,735	配水管整備事業に要する工事費	
		2. 配水管更生事業費	11,300	配水管更生事業に要する工事費	
		3. 水道施設等整備事業費	172,238	水道施設等整備事業に要する工事費等	
		4. 改良工事費	86,000	改良工事に要する工事費等	
	2. 企業債償還金		5. 光明水道施設建設費	0	
			6. 営業設備費	13,367	営業に係る諸資産購入費
				106,218	
			1. 企業債償還金	106,218	企業債の元金償還金

昭和57年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区	分	当年度予定額	区	分	当年度予定額
受入資金		2,211,426	支払資金		1,980,288
1. 事業収益		1,544,629	1. 事業費用		1,428,407
2. 前年度未収金		126,134	2. 前年度未払金		51,423
3. 企業業債		213,100	3. 建設改良費		334,240
4. 工事負担金		90,070	4. 企業債償還金		106,218
5. 負担金		7,500	5. 前受金払出		50,000
6. 前受金		10,000	6. 預り金返済		10,000
7. 預り金		10,000			
8. 繰越金		208,165			
9. 固定資産売却代金		1,828	差引		231,138

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） 議案第30号「昭和57年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回補正いたしますのは、決算見込みに基づく収益的収支の補正と、資本的収支におきまして、企業債の確定に伴い建設改良費等について、それぞれ補正せんとするものでございます。

内容について申しますと、第2条におきまして、主要な建設改良事業のうち配水管整備事業費1,070万円を1,173万5,000円に、配水管更生事業費2,700万円を1,130万円に、水道施設等整備事業費1億7,400万円を1億7,223万8,000円に、それぞれ改めるものでございまして、第4条及び第5条と関連するものでございます。

第3条は、収益的収支の補正でございまして、第1款・水道事業収益の既決予定額15億8,526万6,000円について9,131万6,000円追加するものでございます。

その内訳といたしましては、第1項・営業収益で給水量の増加による給水収益4,660万円及び府住宅供給公社等よりの受託工事収益3,000万円及び材料の売却収益150万円、合計7,810万円追加補正するものでございます。

次に、第2項・営業外収益では、加入金402万円、雑収益100万円、合計502万円追加するものでございます。第3項・特別利益では、過年度分水道料金として、過年度損益修正益86万2,000円と、不用地の売却に伴う利益分733万4,000円、合計819万6,000円追加しまして、補正後の水道事業収益を16億7,658万2,000円といたすものでございます。

一方、支出におきましては、第1款・水道事業費用の既決予定額16億2,188万7,000円について、338万9,000円減額補正するものでございます。

内訳といたしましては、第1項・営業費用におきまして、夏期の雨量等の関係で水質が比較的良好だったので、薬品費で1,500万円及び動力費で500万円、その他減価償却費等で258万9,000円それぞれ減額するとともに、受託工事量の増加に伴う受託工事費の追加1,750万円及び配給水管の維持補修費等で480万円を追加しますので、差し引き28万9,000円減額するものでございます。

次に、第2項・営業外費用におきましては、資金収支の好転によりまして一時借入金利息を235万円減額するものであります。

第3項・特別損失では、過年度分損益修正損の減少分75万円減額いたしまして、補正後の水道事業費用を16億1,849万8,000円と予定するものでございます。

以上の結果、給水収益の伸びが予定を上回りましたので、収支差し引き5,808万4,000円の当年度純利益が見込まれる予定でございまして。

次に、第4条は、資本的収支の補正でございますが、まず、収入より申しますと、第1款・資本的収入既決予定額4億3,558万円に対し1億6,268万2,000円減額するものでございます。

その内容といたしましては、第1項・企業債におきまして資金の質を考慮いたしまして、配水管更生事業を自己資金で施行したことにより2,600万円全額、減額するとともに、水道施設等整備事業債についても450万円減額し、合計3,050万円更生減するものでございます。

次に、第2項・工事負担金につきましては、府住宅供給公社等一部工事の遅延に伴いまして1億3,400万円減額するとともに、第4項・固定資産売却代金において、土地処分に伴う帳簿価格分181万8,000円追加するものでございます。

以上、差し引きいたしますと、補正後の資本的収入は2億7,289万8,000円と相なるものでございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の既決予定額5億2,207万7,000円について、第1項の建設改良費において1億2,102万7,000円減額しようとするものでございます。

内訳といたしましては、配水管整備事業費について103万5,000円追加するほかは、配水管更生事業費で1,570万円、水道施設等整備事業費で176万2,000円、府住宅供給公社及び住宅都市整備公団等の工事遅延により、改良工事費で6,300万円、光明台水道施設建設費で4,160万円をそれぞれ減額いたしまして、差し引き1億2,102万7,000円更生減するものでございます。

第2項・企業債償還金では、償還計画の一部変更によりまして19万2,000円減額いたしまして、補正後の資本的支出の予定額を4億85万8,000円といたすものでございます。

第5条でございますが、本条は起債の目的、限度額等を定めておりまして、起債の確定に伴い限度額をそれぞれ補正しようとするものでございます。

第6条でございますが、これは予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額を定めたもので、今回の補正により原水及び浄水費を5億2,538万7,000円に、また支払利息及び企業債取扱諸費を2億8,077万1,000円に、それぞれ改めるものでございます。

第7条でございますが、予算第10条に定めておりますたな卸し資産購入限度額を、今回の補正により1億801万1,000円に改めるものでございます。

以上の結果、昭和57年度末の累積欠損金は、前年度より少し減少いたしまして4億1,664万5,000円となりますが、内部留保資金等の関係から、資金的には逆に3億円程度の余裕が出る予定でございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。詳細につきましては、72ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りをいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○

○ 副議長（天堀 博君） 次に、日程第35「昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第31号

昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和57年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 病院事業収益	3,585,036千円	23,1907千円	3,816,943千円
第1項 医業収益	3,366,866千円	229,173千円	3,596,039千円
第2項 医業外収益	177,690千円	2,734千円	180,424千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	3,748,552千円	225,341千円	3,973,893千円
第1項 医業費用	3,417,641千円	258,841千円	3,676,482千円
第2項 医業外費用	330,611千円	△ 33,500千円	297,111千円

第3条 予算第7条中、職員給与費「1,774,258千円」を「1,828,181千円」に改める。

第4条 予算第9条中、たな卸資産の購入限度額「1,161,889千円」を「1,368,137千円」に改める。

昭和58年3月4日

和泉市長 池 田 忠 雄

昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医療収益		3,585,036	231,907	3,816,943	
		1. 入院収益	3,866,866	229,178	3,596,039	
		2. 外来収益	2,181,305	156,635	2,337,940	
		3. その他医療収益	1,103,454	70,980	1,174,384	
			82,107	1,608	83,715	
	2. 医療外収益		177,690	2,734	180,424	
		1. 受取利息配当金	3,800	499	4,299	
		2. 他会計補助金	151,691	—	151,691	
		3. 国庫(府)補助金	4,880	—	4,880	
		4. 患者外給食収益	13,619	—	13,619	
		5. 医療界収益	3,700	2,235	5,935	
	3. 特別利益		40,480	—	40,480	
		1. 特別利益	40,480	—	40,480	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考	
1. 病院專業費用	1. 医業費用		3,748,552	225,341	3,973,893			
			3,417,641	258,841	3,676,482			
		1. 給与費	1,774,258	53,923	1,828,181			
		2. 材料費	1,114,578	206,248	1,320,826			
		3. 経費	318,273	-	318,273			
			4. 減価償却費	199,532	△1,330	198,202		
			5. 研究研修費	11,000	-	11,000		
	2. 医業外費用			30,611	△33,500	297,111		
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費		318,074	△33,500	284,574		
			2. 患者材料費 患者食料費	12,537	-	12,537		
	3. 予備費			300	-	300		
		1. 予備費		300	-	300		

資本的収入及び支出
収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本的収入			688,190	-	688,190		
	1. 出資金		147,799	-	147,799		
		1. 他会計出資金	147,799	-	147,799		
	2. 他会計長期借入金		535,391	-	535,391		
		1. 他会計長期借入金	535,391	-	535,391		

支 出 (單位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本の支出			723,670	—	723,670		
	1. 建設改良費		31,233	—	31,233		
		1. 看護婦宿舍 割賦金	1,233	—	1,233		
	2. 企業償還金	器械購入	30,000	—	30,000		
			216,437	—	216,437		
	3. 他会計長期 借入金返還金	1. 企業償還金	175,957	—	175,957		
		2. 公立病院特例 償還金	40,480	—	40,480		
			476,000	—	476,000		
		1. 他会計長期 借入金返還金	476,000	—	476,000		

- 副議長（天堀 博君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第31号「昭和57年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎えまして収支の見通しが得られましたので、当初予定額より収益の増加、またその収益を得るための診療材料費等の追加補正が主な内容でございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条の収益的収支に相当いたします収入、支出の予定額の補正でありまして、収入第1款・病院事業収益、既決予定額35億8,503万6,000円に2億3,190万7,000円を追加補正し、補正後の病院事業収益を38億1,694万3,000円とするものであります。

その補正の内容は、第1項・医業収益、既決予定額33億6,686万6,000円に、入院収益1億5,663万5,000円、外来収益7,093万円、その他医業収益160万8,000円、合計2億2,917万3,000円を追加補正し、補正後の医業収益を35億9,603万9,000円に、また、第2項・医業外収益、既決予定額1億7,769万円に、受取利息配当金49万9,000円、その他医業外収益223万5,000円、合計273万4,000円を追加補正し、補正後の医業外収益を1億8,042万4,000円と補正するものであります。

次に、支出でございますが、第1款・病院事業費用、既決予定額37億4,855万2,000円に2億2,534万1,000円を追加し、補正後の病院事業費用を39億7,389万3,000円と補正するものであります。

その補正の内容は、第1項・医業費用、既決予定額34億1,764万1,000円に、泌尿器科、皮膚科等の嘱託医師の報酬費763万8,000円、職員の特別退職措置等の適用により退職させる退職給付金4,628万5,000円、薬品費、診療材料費等2億624万8,000円を追加し、減価償却133万円を更正減額、差し引き合計2億5,884万1,000円を追加補正し、補正後の医業費用を36億7,648万2,000円、また、第2項・医業外費用、既決予定額3億3,061万1,000円に、一時借入金利息3,350万円を更正減額し、補正後の医業外費用を2億9,711万1,000円と補正するものであります。

これらの収支を差し引きいたしますと、医業収支で8,044万3,000円、医業外収支で1億1,668万7,000円と、いずれも単年度欠損金となり、特別利益を差し引きいたしましても、1億5,695万円の欠損と相なるわけでございます。ただ、不良債務につきましては、6,238万1,000円解消する見込みでございます。

以上、厳しい財政状況ではありますが、一層の改善に努力する所存でありますので、よろしくお

願います。

次に、第3条は、予算第7条に定められた、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を、今回の補正により17億7,425万8,000円から18億2,818万1,000円に、また第4条は、予算第9条に定められた、たな卸資産の購入限度額を今回の補正により、11億6,188万9,000円から13億6,813万7,000円に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第31号の提案理由並びにその内容でございます。90ページ以下に資料を添付しておりますので御参照を賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 副議長（天堀 博君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りをいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。よって、議案第31号を原案どおり可決いたします。

○

○ 副議長（天堀 博君） 日程第36「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第 1号

人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業

諮問第 1号参考資料

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）抜粋

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市長村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（以下略）

諮問1号参考資料

前任者の任期満了日

氏 名	任 期 満 了 日
大 橋 亮 明	昭和58年3月14日
堀 川 美 好	昭和58年3月14日
植 田 貞 一 郎	昭和58年3月14日
土 井 久 信	昭和58年3月14日

諮問第1号参考資料

人権擁護委員候補者として推薦する者の経歴等

氏名	大橋 亮 明	川 美 好	植 田 貞 一郎	北 村 正 和
住所	和泉市府中町三丁目18番8号	和泉市観音寺町59番地	和泉市山手町146番地	和泉市鶴山台四丁目10番5号
生年月日	大正6年12月29日	大正8年5月24日	明治44年5月26日	大正12年9月16日生
職業	僧 侶	無 職	会 社 員	財団大阪府千里センター理事 法人
主 要 経 歴	昭和14年 国府尋常高等小学校教諭 昭和15年 和泉町府中空国寺住職に就任 昭和22年 和泉町立和泉中学校教諭 昭和31年 府中町大泉寺住職へ就任 昭和38年 府教諭退職 昭和38年 人権擁護委員に就任 現在に至る	昭和10年 北松尾尋常高等小学校教諭 昭和24年 北池田小学校教頭 昭和34年 体育指導委員に就任 昭和35年 南松尾中学校長 昭和41年 国府小学校長 昭和46年 和泉中学校長 昭和47年 社会教育委員に就任 昭和48年 国府小学校長 昭和50年 退職 昭和54年 体育連合会長 昭和55年 人権擁護委員に就任 現在に至る	昭和27年 八坂神社氏子総代 昭和28年 幸保育園保護者会会長 昭和30年 民生児童委員に就任 昭和49年 藝地委員会委員に就任 昭和53年 明るい選挙推進協議会委員に就任 昭和55年 人権擁護委員に就任 現在に至る	昭和28年 大阪府労働部労政課勤務 昭和34年 建築部住宅計画課庶務係長 昭和39年 企業局宅地開発部 企業課課長代理 昭和43年 万国博覧会出向 昭和46年 府立病院事務局庶務課長 昭和48年 府教育委員会総務課長 昭和49年 労働部次長 昭和52年 民生部次長 昭和53年 退職 昭和59年 財団大阪府千里センター理事 現在に至る

- 副議長(天堀 博君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」提案の理由を御説明申し上げます。

このたび4人のお方を人権擁護委員として御推薦申し上げ、御同意を賜りたく御提案申し上げる次第でございます。

お手元配付の資料のとおりでございます。大橋亮明氏、堀川美好氏、植田貞一郎氏は、任期満了に伴い再選をお願いいたしたく思いますもので、3人のお方は人望厚く、豊かな経験と高い識見をもって、人権思想の高揚、人権擁護運動の助長に努められてこられたお方でございますので、引き続き委員候補者として御推薦をいたしたく存じます。

大橋亮明氏は、大正6年12月29日生まれ、府中町3丁目13番3号にお住まい、大泉寺の住職であります。

堀川美好氏は、大正3年5月24日生まれで、観音寺町59番地に生まれ、教育者として御活躍されたお方で、現在無職です。

植田貞一郎氏は、明治44年5月26日生まれで、山手町146番地に生まれ、各種団体等の役員として御活躍されたお方で、会社員でございます。

また、これまで委員として御活躍を賜ってまいりました土井久信氏は、今回の任期満了に際し、都合により委員を辞退されましたので、その後任に北村正和氏を、委員候補者に御推薦いたしたく存じます。

北村正和氏は、大正12年9月16日生まれで、鶴山台4丁目10番5号で生まれ、昭和53年、大阪府民生部次長を最後に御退職され、現在、財団法人大阪府千里センター理事でございます。

氏は、大阪府労働部労政課を皮切りに府立病院庶務課長、府教委総務部長、労働部次長、民生部次長を歴任され、氏に寄せられる人望は厚く、人格、識見豊かで、温好円満なお方でございます。人権擁護について御理解があり、委員候補者として適任と存じますので御推薦申し上げる次第でございます。

何とぞ満場一致で大橋亮明氏、堀川美好氏、植田貞一郎氏、北村正和氏を、委員候補者として推薦することについて、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

- 副議長(天堀 博君) お諮りいたします。本件を推薦するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は、原案どおり推薦することに決めます。

○
○ 副議長（天堀 博君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

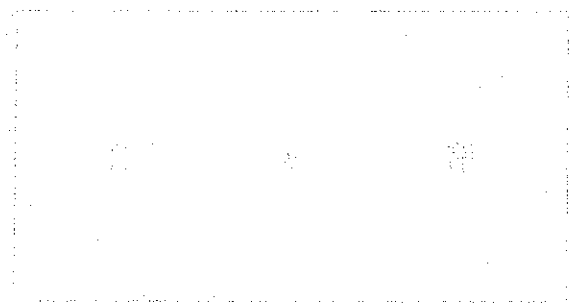
御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明10日より13日までを休会とし、14日から予算審査特別委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆様方には大変御苦勞ではございますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

長時間、まことにありがとうございました。

（午後4時30分散会）

第 4 日



昭和58年3月23日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 住 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭一郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君

欠席議員(1名)

29番 藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	財 務 部 長	麻 生 和 義
助 役	坂 口 禮之助	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	大 塚 孝 之
収 入 役	中 塚 白	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 扱 事 務 取 扱	西 川 喜 久	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
市 長 公 室 理 事 兼 企 画 室 長 事 務 取 扱	平 野 誠 蔵	同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
市 長 公 室 次 長 兼 人 事 課 長 事 務 取 扱	神 藤 恒 治	市 民 部 長	富 田 宏 之
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎	消 防 長	松 村 吉 堯
産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之	用 地 担 当 理 事 ・ 土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	内 田 繁
建 設 部 長	逢 野 一 郎	用 地 担 当 参 事 ・ 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	中 上 好 美	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介	教 育 長	葛 城 宗 一
都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道	教 育 次 長	杉 本 弘 文
都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	逢 野 博 之
改 良 事 業 部 長	角 谷 泰 夫	指 導 部 長	藤 原 已 好
改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 次 長 兼 工 事 課 長 事 務 取 扱	笠 木 恒 忠	指 導 部 次 長	明 坂 貞 士
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 長	高 橋 正 道
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 会 長	農 端 小 一
病 院 事 務 局 次 長	吉 田 日 出 男	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
水 道 部 長	田 中 稔	監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	山 本 亮 夫
水 道 部 次 長 兼 総 務 課 長 事 務 取 扱	中 辻 寿 夫	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 國 治
会 計 課 長	赤 田 備 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 吉岡 昭男
 次長 北野 敦雄
 主幹 西井 正
 議事係 佐土谷 茂一
 議事係 藤原 寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第9号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第10号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 4
3	議案第11号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 7
4	議案第1号	昭和58年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
5	議案第2号	昭和58年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
6	議案第3号	昭和58年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第4号	昭和58年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第5号	昭和58年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第6号	昭和58年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案第7号	昭和58年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊

日程	種別及び番号	件名	摘要
11	議案第 8号	昭和58年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	報告第 1号	和泉市土地開発公社昭和58事業年度事業計画書類の提出について	P. 36
13	決議第 1号	人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議	別紙
14	決議第 2号	プライバシー保護、興信所、探偵社による差別調査の法的規制を求める要望決議	別紙
15	決議第 3号	国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請に反対し、医療従事職員の大幅増員を求める決議	別紙

昭和58年和泉市議会第1回定例会議事日程(追加)

(3月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		横田憲治郎君の議員辞職の件	

(午前10時開会)

- 議長(成田秀益君) おはようございます。議員の皆様には、年度末も近づきまして、公私とも何かとお忙しいところ御出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

- 議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

○ 議長（成田秀益君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、日程審議に入ります。日程第1「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」より日程第11「昭和58年度和泉市病院事業会計予算」までの11議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月4日、本審査を予算審査特別委員会に付託し14日より慎重御審査をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を仁井委員長より御報告をお願いいたします。

（予算審査特別委員長報告）

○ 予算審査特別委員長（仁井明君） 去る3月4日、昭和58年第1回定例会におきまして昭和58年度和泉市一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算及び病院事業会計予算並びに関連議案3件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。去る3月14日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順に進め、予算に関連する議案は、関係する予算の審査と並行して行いました。

これより順次、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

なお、報告の内容については、各会計を通じて相当広範囲な質疑応答がなされておりますので、要点のみに集約して御報告申し上げますので、よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

まず、一般会計の歳出から審査に入り議会費と総務費及び関連議案について、歳出全般にわたり、特に経常経費をどのような編成としたか、基本的な方針はどうか、に対し、基本的には、まず、経常的な経費の縮減を図っていくことであり、そして、財源の効率的、重点的に配分することを基本姿勢としている。

なお、各種団体の補助金等も前年実績の確保を基本として措置いたしましたものである。

企画費に関連して、まず、泉北地域広域行政推進協議会の活動状況についてであります。泉北地域行政圏計画に基づき、5つのテーマを設定し、昭和57年度は、2つのテーマについて調査を実施し、近く協議会を開催し協議することになっており、昭和58年度は、残りのテーマの中からソフト面について調査検討する計画となっている。

次に、和泉市、泉大津市行政境界適正化の現在の状況についてに対し、これについては、鋭意協議を重ねているが、何分相手のあることで大変むずかしい問題であるが、今後、なお一層解決に向けて努力してまいりたい。

総合会館の建設について、市政方針によると、関係行政機関と財源確保の折衝とあるが、その関係行政機関とはどこか、また、建設場所、規模内容についてに対して、関係行政機関とは、厚生省、文部省及び大阪府担当部局に対して折衝する。また、場所、規模、内容については、現在、昭和57年度予算において計上した調査委託料100万円により専門家による構想を委託中であり、間もなく構想案が完成する予定で、財源確保の見通しがついた時点で議会の御意見を拝聴し、場所、規模、内容について決定し、基本設計に取りかかる計画である。

次に、総合計画の策定について、基本構想の策定に当たって民意をどのように反映させるのか、については、一昨年に実施した市民アンケート及び今後設置する審議会により審議し、また議会に上程したい、旨それぞれ答弁がありました。

人事管理費について、医師報償費の内容に関して、これに対し、労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理のため産業医1名を委託しており、年間報酬として5万円計上している。

給与プログラム作成委託料については、今年度は、自治省から求められる「給与実態調査」を初め、各種統計を実施するためにプログラムの一部変更を行う費用である、との答弁がありました。

秘書費について、報償費の各種行事市長賞にどのようなものがあるのか、また、市民スポーツ大会の改善策はどうか。

これについて、市長賞は、市及び民間団体主催の各種行事、競技大会等である。

市民スポーツ大会については、校区町会長会議での御意見等を参考に一定の改善を図り、成果を見た。今後とも各方面の協力を得て一層の努力をしていく。

庁舎営繕工事の内容はどうか、また、車輛管理費の自動車購入に関し、廃車及び購入台数並びに購入方法はどのようにしているか、に対し、庁舎営繕工事は、来客用駐車場の改修工事と書庫の補修工事であり、自動車の購入台数と廃車とも9台で、購入方法は、各販売会社から見積書を徴して購入している、とのそれぞれ答弁がありました。

交通安全施設費では、和泉府中駅前自転車駐車場立体化計画の建設場所、建設後の運営方法について、に対し、建設場所は、現在、使用されている駐車場と同じ場所に建設する。また、建設後は、北信太駅前自転車駐車場と同様、建設主体である財団法人自転車駐車場整備センターの手で運営したい。

公害対策費では、昨年予算化されていた環境保全対策費が、本年は計上されていないのはなぜか。

この環境保全対策費は、昨年度末制定された和泉市環境保全条例を広く市民の皆様方に周知していただくための広報と環境調査に計上したもので、本年度は、この調査結果をもとに、具体的

施策として、衛生費の中にこれにかわる予算を計上している、とのそれぞれ答弁がありました。

同和対策経費については、支部助成金は、地域住民との協力と連携の上に立って、同和行政を円滑に推進していくため、その活動に対して前年度事業実績を勘案し、同額を定額助成すべく計上したものであり、その内容は、地元、大阪全国のレベルにおける諸活動及び運営などに関する経費であり、事務費と活動費に区分されている。

また、非常勤嘱託員の業務内容については、地域住民に対する生活、教育、人権、労働産業、住宅、婦人などの各種対策に関する日常相談及び指導並びに教育啓発活動等に当たることを主な業務としている。

地域対策活動補助金を何に使っているか、に対し、同和問題の速やかな解決に資することを目的とし、対象地域住民により自主的に組織された17要求組合の活動に対し補助するもので、年間事業計画に基づき効率的に執行しており、その内容は、要求組合員の諸活動を行うための事務費と学習会の費用である。

また、自動車購入費の購入台数と活用状況の質問には、現在のマイクロバスは走行5万キロであり、老朽化し、運行不可能な状況のため、マイクロバス1台を購入する、旨それぞれ答弁がありました。

次に、民生費の審査に入り、まず、一般保育園と同和保育園の運営経費、児童数、保母の配置に対し、昭和56年度の決算数値として、運営経費は一般園で10億4,785万2,000円、同和園で6億2,595万8,000円、児童数は、延べで、一般園で1万7,435人、同和園で4,904人と、また、保母の配置基準についても説明があり、昭和58年度の保育園の入所見通しとしては、全体の数はほぼ昨年と同じであるが、全体的に低年齢化しているために40名前後の待機者がある。

次に、障害者福祉都市の取り組みについて、本年度は調査研究を行い、できるだけ早い時期に指定を受けていきたい、とそれぞれ答弁がありました。

次に、シルバー人材センターに対する補助金については、事務費として1,500万円であり、それについては、仕事の確保で努力するよう意見がありました。

また、社会福祉協議会と保護司会に対する補助金についても、それぞれ内容の説明がありました。

そのほか老人対策の一環として、ゲートボールの普及に努めるとともに、その助成制度を設け、小中学校のグラウンド利用を考えていくべきでないか、とのことに対し今後検討していく、旨答弁がありました。

次に、衛生費と労働費を一括して審査に入り、衛生費の結核検診についての質問に対し、対象

者数、受診者数及び受診率の説明があったが、今後、市における結核患者数、また、要注意者数及びその率等について把握するように、との要望がありました。

母子衛生費の減額予算についての理由についての質問に対し、現在、非常勤嘱託員として雇用している保健婦について人事課と協議中であり、本人の意思等について調整中である、旨答弁がありました。

環境衛生費について、泉北環境整備施設組合の分担金が組合予算より減額されていることに對して、泉北環境と和泉市の予算編成時期が同じで、58年度の分担金の額がまだ内示されていない。そのため、57年度末における支払い見込み額に少し上積みした額を計上したものである。

なお、金額の内容については、今後、泉北環境と協議をしていきたい。

また、報償費の中で、空き缶、空きびんの買上金60万円が計上されているが、市民から集められた空き缶、空きびんが多かった市があったため、60万円で不足することのないように実施、検討される、旨の指摘があり、これに対し、環境衛生月間中の1日を全市一斉清掃デーに当て、各町会、自治会、婦人会等を最小単位として、集められた空き缶、空きびんを1個2円で買い上げるか、補助金、または協力金等で支払う方法などの検討を進める、との回答がありました。

松尾山不燃性廃棄物処理用地の問題について、地元対策の進みぐあいや事業の早期開始の必要性等は、に対し、地元対策については、農免道路、隣接地主、松尾寺町会並びに内田町会と三水利組合の関係者を対象として、昭和52年からたびたび説明会等を開催し、現在も計画内容の説明を行い、それぞれ接衝に当たっている。地元などの意見を取り入れ、今後、さらに地元対策に努力を重ねて早急に事業開始できるようにしたい、との答弁がありました。

また、いずみ霊園に至る自衛隊演習場内の道路の損傷が著しく通行に支障を来しており、至急に補修の必要があると思われるが、霊園施設整備費で工事ができるのか、との質問があり、これに対し、霊園施設整備費には、道路の補修は含まれていない。指摘のあった道路の補修は建設部との関係もあり、協議した上で対処してまいりたいとの答弁がありました。

墓地管理費について、墓地の新設計画があるのか、に対し、いずみ霊園の裏側に市有地があり、これを墓地として利用するにも、火葬場建設時の地元住民との間における訴訟問題の経緯及び墓地埋葬に関する法律では、第4条に、人家及び飲用に供する井戸から300メートル以内の場所には許可しないことがある、と規定され、付近の住民の同意が必要なことから、公園墓地の設置に困難性を来しております、との答弁がありました。

続いて農林水産業費及び商工費を一括して審査に入り、まず、農業振興費で、農業祭の予算及びその効果についての質問に対し、予算については、市が100万円、農協が100万円、計200万円で実施し、効果については、農業祭を通じ市民に本市農業を紹介し理解と認識を深め、農業

の振興に資するものである、と説明があった。

また、優良柑橘類、穂木生産母樹園及び大阪府の柑橘母樹園の活用について、に対し、優良品種に統一を図るため、昭和57年度より穂木生産母樹園を設置しており、今年度より農家に配布する。また、大阪府の柑橘母樹園は、果樹類の農薬、肥料、品種改良等の試験を行い、その結果を大阪府農業改良普及員を通じて農家に指導を受けている、との答弁がありました。

これに対し、今後一層の活用をするよう意見がありました。

次いで、市民に地場野菜の即売や貸し農園についてに対し、現在検討中である説明がありました。

商工費については、産地中小企業振興対策補助金、中高年齢労働者福祉センター、大型店問題、観光事業、労働祭補助金などに対し、それぞれ事業内容等について説明があったが、大型店の進出に対しては、交通公害の防止など、周辺の環境保全について指導すべきである。

また、中高年齢労働者福祉センターの開設に当たっては、有効利用に努めるように、との意見がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審査に入り、まず、土木費について、河川の維持についてどうなっているか。府中町森田紡績工場跡地の開発について、以前に市の土地を買い取り造成した業者であることなど、市としてどう対応するのか、などに対し、河川維持費について、市の管理する河川の堤防補修、しゅんせつ等の費用であり、公共下水道については、現在、流域下水道が南海本線付近で工事を行っている状態で、府中町周辺まで延伸するのは、相当の期間を要する。

森田紡績工場跡地の開発について現在、開発業者から協議の申し入れがあり、検討中である。今後は、地元町会初め関連する皆さんと協議して合意の上、開発させてゆきたい。

さらに、黒鳥山公園を初めとする公園の整備と維持管理に関する諸問題、環境改善整備事業に関連して新法（地域改善措置法）により接続する道路の整備を初め、周辺との整合性についてどう対応するのか。隣接地が従来のままの状態では、逆差別といわれても仕方がない。また、阪和東側2号線の事業実施とその効果。市道認定と電灯料金の取り扱い等について、に対し、黒鳥山公園は12.1ヘクタール計画決定されており、現在、6.29ヘクタールが供用できている。今後、57年から61年まで用地買収を進める予定で、58年度は、2,800平方メートル買収予定である。

公園の管理について、現状では十分とは思っていない。光明台関連公園の引き継ぎ等の時期を見て、管理体制を含め組織整備できるよう検討してゆきたい。

環境整備事業との道路の接続については、第2阪和国道、岸和田南海線に接続を計画している。また、市長から、新法はあくまで同和事業を内容とするものである、との政府答弁もあるので、その点御理解ねがいたい。

阪和東側2号線事業化については、大阪府、建設省と接衝協議中である。

市道認定の際の街路灯の引き取りは幹線道路のみで、他は自治会等に負担してもらっている、とのそれぞれ答弁がありました。

改良住宅建設事業に関連して、計画戸数と、昭和57年度までの建設戸数、買收件数と代替地件数の地区内外の内訳、幸校区の世帯数の動き、残事業計画等の質問については、昭和58年度予算の計画戸数は、104戸を計上している。昭和57年度までの建設戸数は1,046戸、買收件数は1,275戸、代替地分譲区画数は、地区内17区画、地区外90区画であり、住民基本台帳の資料から、幸、山手、旭3町の昭和46年4月と現在との世帯数比較で、約350世帯の減少となっていること。

また、残事業については、計画の線に沿って進めていきたい、との答弁がありました。

続いて、消防費では、消防職員募集について、昭和58年度は不採用の方針でいたが、永年勤続者の本年3月末日退職に加え、1月末日に新たな退職者が生じた。さらに、従来、4月と10月の年2回実施されていた大阪府消防学校の初任教養課程が、本年は、諸事情により4月の1回のみしか実施されない等の理由により、急拠職員を募集に至った。

また昭和57年中の火災救急件数及び消防職団員の出動手当に対し、火災は86件、救急は2,491件、また、消防団員の出動手当は1回につき1,000円、消防職員には、特殊勤務手当が支給されている、旨の答弁がありました。

引き続き、教育費について、教育委員会費の適正就学対策審議会費が計上されているが、当審議会の基本的な考え方はどうなっているのか、に対し、審議会は、和泉市附属機関に関する条例に定められた教育委員会の附属機関であり、公的な審議会である。所掌事務については、就学区域の再編成と適正就学についての調査審議である。また、和泉市の校区の歴史は、旧村落を基本にしたもので、それらを基本に日常生活が営まれており、変えるべきでない、との意見に対し、確かに和泉市の校区の歴史については御指摘のとおりであるが、町が開発されてゆくと、それらの町づくりに合わせた校区が必要になってくる。そのような形で校区編成がされたところも今までにあり、教育的見地からみても、子供の社会性の拡大という意味から差し支えがない、との答弁がありました。

幸校区の歴史的経過については、昭和51年、和泉中学校、信太中学校のマンモス化解消と、差別のない、明るい町づくりの一環として富秋中学校が建設され、校区審議会については十数回開かれ、さまざまな意見の中での総意で決定され、中学校区を決めるには、まず、小学校区を整備するということで、池上下宮線以北を幸小学校区とすることになった、と答弁がありました。

次に、幼児教育振興審議会費を計上しているが、どうなっているのか、との質問に対し、当審

議会の設置は、昨年9月議会でお願ひし、15名の委員さんを委嘱中である。ただ、私学関係者の方2名がまだ選出されていない現状にあり、決定次第、4月を目途に審議会を開きたい。

次に、教育指導費では、クラブ活動補助金50万8,000円計上されているが、その内容は、との質問があり、その内容説明を行った。

また、要望事項として、近年における青少年非行問題は、クラブ活動によって解決される面も大きいので、クラブ活動を奨励すべきである。また、クラブ活動は、親の負担も大きいので、補助金を増額し対応すべきである、との要望がありました。

次に、中学校管理費の学校警備委託料の内容は、に対し、人的警備8校分と、機械警備1校分を計上しております、との説明があり、機械警備をするのか、との質問に対し、実験校としてやりたいので、和泉パトロールと接衝しているが、いろいろなむずかしい問題がある、との答弁がありました。

次に、幸小学校ボイラー及びエレベーター管理委託料の内容、当小学校施設整備に要した経費並びに児童数減少についての経過を説明されたい。

それに対し、ボイラー等の管理経費については、安全運転のための義務的経費である、との説明がありました。

また、当小学校整備に要した経費等については、昭和45年以降、現在までの投資額は約24億4,600万円であり、これに要した一般財源は、約2億9,900万円であります。

また、57年5月1日現在の生徒数は322名で、実学級数14クラス、保有教室数が25教室で11教室が空き教室となっている、との答弁がありました。

なお、児童数減少の経過につきましては、世帯数及び人口は、昭和40年ごろより減少傾向にあり、児童発生率も0.23という数字を示し、最近における全国的児童減少傾向に加えて、若年層の地区外転出傾向も加わり、児童数の減少に拍車をかけている面もあるので、今後の住宅政策の中で検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、留守家庭児童会の設置場所とその経費及び新年度の開設計画、幸青少年センターの職員の事務分担、図書館の蔵書冊数と分館設置構想、埋蔵文化財展示施設計画等についての質問があり、それに対し、留守家庭児童会については、昭和56年度に和気小学校内に設置、それ以来未開設、経費は年間1,800万円、新年度では新設はなく、要望のある北池田校区においては、空き教室、運動場の狭い等で開設できないが、第1順位に考えている。

次に、幸青少年センターの職員については、事務関係2名、指導員については、低学年、高学年、中学、高校と別に14名が担当、用務員については、開設時間の関係で3名である。

また、図書館蔵書は、新年度購入後は約10万冊となり、分館構想については、社会教育施設

の整備が課題となっている折、総合的に基本計画を策定する中で考えることとしている。

埋蔵文化財展示施設については、池上曾根遺跡等遺跡は、近隣都市との開連が深いので、泉大津、高石、堺の各市ともに府の施設として実現へ向け要請する、との答弁がありました。

続いて、災害復旧費から予備費までを一括して審査に入り、別に質疑がなく、これを終わりました。

以上で歳出予算を終わり、引き続いて歳入予算について、57年度の決算見込みはどうか、に対し、現在、市税、各種補助金、地方債などの収入が確定していない部分が多く、明確な答えはできないが、1億円から1億5,000万円の範囲で黒字決算を努力目標としたい。

58年度同和関連予算57億900万円といわれているが、その分類と財源内訳、前年度に比べ増加した理由は、に対し、総予算の中で22.2%の割合であり、そのうち建設事業費、保育所、隣保館などの各種施設の運営経費並びに補助金、その他地方債の償還金などに区分した経費の内訳についてそれぞれ説明があり、また、経費の増加理由は、起債の償還、人件費、建設事業費などである。

次に、地方交付税は、制度発足以来の減額計上という理由と、今後の財政運営での対応と課題について、に対し、国の交付税総額が、国税3税の落ち込みにより交付税特別会計では大きな不足となり、他からの借入れがされるがなお不足し、不足分は、平常の場合より地方債の充当率を引き上げて、つまり、財政対策債により補てんされる。本市の場合、交付税全体で前年に比し2.8%の減額計上となっているが、これが住民サービスの低下につながらないよう、特別交付税の確保とともに円滑な財政運営に努力したい。

また、地方交付税の減額については、期末手当の制裁措置と見てよいが、に対し、いわゆる制裁措置については特別交付税で行われるので、今回は、これを含まずに計上した。

基地交付金の増減がないが、防衛庁との関係はどうか、に対し、国家予算の伸びがなかったこと、全国的に新しい基地の拡大等もある中で、前年度実績以上の予算は見込むことはできなかったが、今後に向けて各位のお力添えもいただきたい。

市町村振興補助金6,640万円はどのようなものか、について、これは市立病院の経営に伴うもので、ベッド当たりと増床ベッドなどが算定基準で、これの用途は特定されており、病院事業会計に繰り出す措置をしている。

市税の滞納繰越分の収入見込みが低いと思うが、税負担の公平上、徴収率の向上に強い姿勢で臨むよう、との意見がありました。

国有資産等所在市町村交付金、納付金の内容と、資産の価格についてに対し、大阪陸運局、近畿郵政局、国鉄及び電電公社などの交納付金の性格と内訳説明があり、なお、資産の価格は、こ

れら公社などの台帳価格により決定されるものであるが、土地の価格については、ほぼ妥当な線である。

雑入の大阪府住宅供給公社開発事業収入2億9,300万円については、府住宅供給公社の和泉4団地に係る総額18億2,400万円の最終第4回分の収入であり、また、大阪府企業局開発事業収入1億320万円は、泉北ニュータウンの新住事業に伴って伏屋寄りの和泉地域に新住とは別に開発事業を行い、他の事業負担とのバランス等を考え、教育負担の名目で収入するもので、いずれも開発基金に積み立てるものである。

次いで、公共施設整備基金での利子収入の総計は幾らであるか、に対し、58年度で計上したのは9,959万3,000円であり、これまで発生した利子を一般会計に収入した合計は、4億9,149万9,000円である。

久保惣記念美術館の運営として基金から4,519万円繰り入れているが、これで全部賄えることになるのか、に対し、歳出で4,963万2,000円を繰り出し、法人基金の利子収入2,400万円程度と、法人独自の収入を合わせて7,600万円程度の規模で年間を対応していきたい。

次に、固定資産税の同和減免について、いわゆる地区内、地区外と総額の見込み、また、減免対象地区の範囲と、どこが地区外か、市の公共用地買収に伴う課税対象面積の変化と、これに伴う税額の推移などに対し、58年度減免は、前年実績の10%増の約3,900万円を見込んでいます。

その他についてもかなり質疑応答がなされたが、本件は、府市長会で論議され統一した基準により実施しており、理解されたい。種々の点については協議し、今後に対応したい。

その他数点について質疑応答があり、審査を終わりました。一般会計予算及び関連議案の原案可決をお諮りいたしましたところ、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数により議案第1号及び関連する議案第9号は、原案通り可決いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算並びに関連議案「国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審査に入りました。

まず、昭和58年度の保険料率の改正に関連して資産割額の賦課について質問があり、資産割額は、所得割額の補完的な役割りを果たしているものであり、和泉市の実情としてはどうしても賦課せざるを得ないものであり、また、所得の把握の問題については現行制度上、どうにも完全な把握が困難である、旨の答弁がありました。

次に、一般会計からの繰入金については、本年度は3,000万円の増額を行い、応能応益のそれぞれについて負担の軽減を図った、旨の答弁がありました。

また、この他保険料の減免基準の明確化、保険料の収納方法と収納率向上等について意見が出

され、審査を終わりました。

本会計予算並びに関連議案の原案可決をお諮りいたしましたところ、反対意見がありましたので、採決の結果、賛成多数により議案第2号及び議案第10号は、原案通り可決いたしました。

次に、老人保健事業特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算及び和泉中央丘陵整備事業特別会計予算を一括して審査に入り、まず、老人保健事業会計ではどのようなものを包含し、また、運用はどのよのようになり、収入はどんな計算となっているか、の質問について、本会計は、老人保健法に基づいて編成されるもので、70歳以上のすべての老人と、65歳以上の寝たきり老人を対象とした総医療費に対する予算で、その負担割合は、各保険者が、老人加入者数などにより拠出する支払基金交付金が70%、国が20%、府と市がそれぞれ5%の負担となっている。65歳から69歳の老人に対する医療費の助成は、府の補助制度として従来どおり一般会計で対処している。また、本予算で見込んでいる対象人数は、6,221名であると、それぞれ答弁がありました。

続いて、和泉中央丘陵整備事業特別会計について、まず、特別会計設置後現在までの決算額及び職員数と給与費の経過について質問があり、特別会計設置は、昭和54年度であり、同年度以降56年度までの決算及び57年度の決算見込みに基づき、この間の各年度決算額と給与費総額並びに本会計で支弁した職員数、そのうち実配置職員数と兼務職員数、また、兼務職員の給与費額について、それぞれ内訳の説明があり、なお、兼務職員については、本事業に関係する部局の職員である、との答弁がありました。

次に、職員数が前年度に比べ12名減になっていることについて、減員職員の対処と、30名の兼務内容並びに今後の事業に対する対応について質問があり、12名の減員職員は、他の部局へ異動する。30名については、引き続き用地買収を担当する。今後の対応については、都市計画手続あるいは周辺整備計画等のウエートが高まるため、事業完了までは何人かの職員は必要であり、引き続き体制については検討していきたい、との答弁がありました。

続いて、公団と協調して58年度内完結を目標としている用地買収の見通し並びに都市計画手続との関係、さらに収用法適用について質問があり、用地買収は、公団と協調して58年度末に完結するべく努力したい。都市計画は、用地集約率が絶対要件ではないため、58年度当初から用地買収と並行して進めていきたい。

収用法適用については、収用権は公団にあるが、収用権発動の際は市と協議することとなるため、できる限り権利者の合意を得るべく努力したい。しかし、やむを得ない場合もあり得る、との答弁があり、質疑を終わりました。

以上、特別会計予算4件について原案可決をお諮りいたしましたところ、老人保健事業特別会

計予算について反対意見がありましたので、採決の結果、賛成意見多数により、本議案第3号は、原案通り可決いたしました。

残り3特別会計予算については、異議なく、議案第4号、議案第5号並びに議案第6号は、原案通り可決いたしました。

次に、水道事業会計予算について、まず、今後の水道料金の改定はどうか、また、石油の値下げの動きの中で、水道料金にどの程度影響するのか、との質問に対し、水道料金については、大幅な物価上昇や、府営水道料金の値上げがなければ、現行料金を維持していきたい。また、石油の値下がりによる影響については、電力料金を通したものであり、現状では明確にできない、との答弁がありました。

なお、各市の料金値上げにより格差が少なくなったことは、努力の結果と認める。また、今後は、福祉型料金制度を検討するよう意見があり、審査を終わりました。

原案可決をお諮りいたしましたところ、異議なく、本議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

次に、病院事業会計予算並びに関連議案「市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括して審査に入り、別に質疑なく、原案可決をお諮りいたしましたところ、異議なく、議案第8号並びに議案第11号は、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号「昭和58年度和泉市一般会計予算」外10件の審査の結果並びに経過の報告でありまして、各委員により積極的、かつ多くの質疑がありましたところを付言申し上げ、報告を終わります。何とぞよろしく御承認をお願いいたします。

○ 議長（成田秀益君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論に入ります。まず反対意見がありましたらどうぞ。

○ 8番（原重樹君） 共産党議員団を代表いたしまして、委員長報告に対する反対討論を行います。

昭和58年度予算は、地方交付税が大幅に減額されるなど、臨調行革の影響で地方財政運営に厳しいやりくりを余儀なくされております。この点、予算の重点的配分、効率的配分と、そして、財政再建対策債などで賄っていくなどとしながらも、切実で緊急性のある住民要求に応えた予算編成であるとは言えません。

また、いま地方財政に求められているのは、住民の暮らしと権利への攻撃、地方自治破壊に対して、主権在民の土台となる地方自治権の擁護、住民の命と暮らしを守る立場を貫くことであると考えております。この点では、理事者あるいは議会が一体となって自治と住民攻撃に対し、その防波堤となることが求められているのに、理事者側にその姿勢が見られません。財政問題のガラス張り運営の姿勢が見られないこともございます。

さらに、赤字解消につきましては、党は、かねてから一連の公共料金値上げによる住民負担増によるものが大きいと指摘してきましたが、今回の予算審議を通じまして、基金からの利子の助けあるいはミニ開発による収入増の助けによるところが大きいく、真の財政再建とはいいがたく、後にツケのくる危険性も大きいと言わざるを得ないものであります。

次に、同和行政についてであります。解放同盟支部助成金2,500万円の使途について、大部分が東京などへの動員費を含む、いわゆる活動費であることが明らかになりました。1団体として、自己の財源で運営していくべきこうしたものは、厳正中立の立場で支給していくことが重要であり、早急に見直し、精査されることを強く要求したいと思います。特別措置法制定十数年が経過し、新法も制定されたにもかかわらず、本市の同和行政は、ゆがみや不正が改められていません。同和関連施策は、属地主義を基本とすること、所得基準を導入すること、あるいは事業については、周辺との格差是正、一体化の基本を貫くことを強く要求しておきます。

次に、町づくり問題についてでございますけれども、中央丘陵開発も本年度が買収の最終年度だと位置づけられているとき、今後、ますます民主的開発の姿勢が問われてきます。残りの買収は、強制手段を用いることなく、本市住民の立場に立って決めること。さらには、既存市街地との一体性についても、もっと具体的に示すべきである。総合計画につきましては、本市にとって主要課題でもあります。自衛隊基地あるいは池上遺跡などについて明らかにされていない点の不十分さを指摘し、見せかけの住民参加でない計画づくりを要求しておきます。

さらに、福祉行政についてでございますけれども、老人保健法実施に伴います深刻な事態が明らかになってきております。福祉切り捨て、国民生活を無慈悲に切り捨てる、この臨調ニセ行革に対し、池田市長が決まってきたことだから仕方がないとする姿勢は、13万市民の代表にふさわしい資格があるとは言えません。一般保育園と同和保育園の格差も、正しい立場に立って見直される時期であるとも考えております。

教育行政については、1つは、幸小学校校区編成に見られますように、同和行政のゆがみからくる事態でもあります。当初800人規模で計画された学校が320人になってきているこの事態をどう見るか、まさに基本は、公正な同和行政の基本的立場に立つことであり、それこそが問題解決の根本でもあります。そして、憲法と教育基本法に立って、不偏不党の教育行政の立場に

徹することであると考えております。

次に、国保会計並びに老人保健事業特別会計についてでございますけれども、福祉切り下げ、住民負担増であることとともに、同和減免の規定が明確でないこと、あるいは一般減免制度が確立されないことなどを含めまして、両会計については、反対をしたいと考えております。

次に、水道会計についてでございますけれども、福祉料金制度の導入の検討を強く要求しておきたいと思います。そしてまた、本年度予算については、今後、本市としては値上げしないことや、あるいは努力の結果が見られる、などから賛成しておきたいと思います。

意見は以上でございますけれども、まとめまして議案第4号、5号、6号、7号、8号、9号、11号は賛成したいと考えております。しかしながら、議案第1号、2号、3号、10号については反対したいと考えております。委員長報告は一括してありますので、委員長報告については、共産党議員団は反対をしたいと思っております。

以上です。

○ 議長（成田秀益君） 次に、賛成意見をお願いいたします。

○ 23番（田中昭一君） 私は、昭和58年度予算並びに関連議案に対し賛成の意見を申し述べたいと思います。

本市の財政状況は、昭和54年度における単年度収支の黒字への転換並びに累積赤字解消に向けて一步一步近づきつつあることは、理事者並びに関係各位の地道な努力が着実に報われてきているものと察せられ、私どもとしましては、その経過を期待しているものであります。

本市の昭和58年度一般会計予算を見ました場合、歳出面では、物件費を中心として一般行政経費を極力抑え、投資的経費については重点的に実施し、また、歳入面では、安易に市民負担の増額を図ることなく、脆弱な財政基盤を克服するため自主財源の拡充を図るなど財源確保に努力し、限られた財源の効率的配分に配慮し、市民福祉の向上に努めようとする姿勢が反映されているものと評価するものであります。

本市の財政は、単年度収支均衡が軌道に乗っているとはいえ、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えている中で、今後の行財政運営に当たってはなお予断を許さないものであり、財政構造の改善に一層の努力を払いながら、増大し、多様化する市民の行政への要望に最大の意を注ぐ配慮を強く理事者に要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険料の引き上げを実施しているわけですが、医療費の増高や、昭和55年度以来据え置かれてきたという事情、また、一般会計からの繰入金増額措置等を考慮した場合、その引き上げを最小限にとどめたと評価できるものであります。

病院事業会計における一部診療料金の引き上げについても、近年の実勢料金との格差等も考慮したとき、やむを得ないものと思われま。

また、その他の特別会計並びに企業会計についても、適正なる予算と思考いたすものであります。

以上、昭和58年度一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに関連諸議案に対し賛成いたすものであります。

○ 議長（成田秀益君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。日程第1より日程第11までを予算審査特別委員会の委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数であります。よって、議案第1号より第11号までは委員長報告どおり可決することに決しました。委員の皆さんには、連日にわたりまして慎重御審議賜り、本当にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（成田秀益君） 次に、日程第12「和泉市土地開発公社昭和58事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

和泉市土地開発公社昭和58事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和58事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和58年3月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第1号参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3 略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその
(1) (2)

経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

注(1) 「第221条第3項の法人」とは、次に掲げるものである。

普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する民法第34条の法人、株式会社及び有限会社

注(2) 「政令で定めるその経営状況を説明する書類」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条に規定する書類すなわち当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

○ 議長(成田秀益君) 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事(内田繁君) ただいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和58事業年度事業計画」について、御説明申し上げます。

公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭たつをいただきまして、公社財政の健全化、運営の効率化に鋭意努力を重ね取り組んでいるところでございます。今後とも一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和58事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、先に御議決をいただきました昭和58年度和泉市一般会計予算執行方針に基づきまして策定いたしましたものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出総額及び款、項の区分とその金額を定めるものでございまして、予算総額は、収入支出それぞれ94億5,220万円とし、その内訳は、第1表のとおりでございます。前年度予算と比較いたしまして、18億4,590万円の増額で、25%の増となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するもので、本年度は、限度額を54億600万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。13ページでございます。

まず、公共用地先行取得事業計画についてでございますが、和泉市の委託事業分といたしまして、環境改善整備事業に係ります改良住宅、道路公園等の用地として、24,693.38平米を17億8,495万6,000円で取得する計画でございます。また、一般公共事業では、唐国池田線、泉大津阪本線、葛の葉尾井千原線用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買取用

地で3,038.34平米を2億1,984万9,000円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、面積では2万7,731.72平米を20億480万5,000円で先行取得する計画でございます。

次に、公社におきましてすでに先行取得いたしております用地等の譲渡処分計画でございます。14ページでございます。

一般公共事業で忠阿池公園用地726平米を3,070万円、和泉府中北通線、信太16号線道路用地として、681.19平米を9,706万5,000円、環境改善整備事業の改良住宅用地等7,440平米を10億7,910万円それぞれ和泉市へ譲渡予定いたしておるわけでございます。岸和田南海線、池上下宮線用地2,324.96平米を2億4,368万7,000円で大阪府に譲渡する予定でございます。また、公共事業用地取得に伴う代替地、いわゆる換地対策事業用地2,244.89平米を1億6,287万6,000円で権利者へ、一般処分用地は、3,144.65平米を2億7,278万5,000円で売却処分を予定いたしております。

以上、当年度に譲渡処分予定の合計は、16,564.69平米を18億8,621万3,000円と相なっておるわけでございます。

次に、造成事業計画についてでございますが、15ページでございます。

本年度は2つの事業のみで、計画総面積が23,048平米、総事業費が4億9,948万円の計画でございます。その内訳は、幸・王子共同墓地整備工事で、計画面積4,874平米を事業費9,748万円及び旧大阪市有地造成工事で、計画面積18,174平米、事業費4億200万円、いずれも前年度当初に事業を計画いたしました。開発許可の事前協議に手間取り、また、用地取得等の諸事情から事業着手がおくれまして、本年度に再度事業計画し、造成等の工事を行うとするものでございます。

引き続きまして、これら事業を執行するに必要な予算の大綱につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。まず、支出の部から御説明申し上げます。6ページでございます。

第1款 事業費といたしまして、和泉市の委託によります先行取得事業でございます環境改善整備事業用地、一般事業用地並びに土地造成の経費といたしまして、25億6,678万5,000円を計上いたしました。前年度当初予算に比べまして3億7,115万5,000円、12.6%の減となっております。

第2款 管理費は、7ページでございます。これは用地取得業務及び財産管理業務に関連した経費で、職員の給与費、財産管理諸経費等1億2,878万8,000円であります。

次に、10ページでございます。第3款 借入金償還金といたしまして、67億5,362万7,000円を計上いたしました。うち元金償還が58億円、利息が9億5,300万円となっております。

ます。

第4款 予備費は、前年度と同様300万円を計上いたしました。

以上により支出予算合計が94億5,220万円と相なっております。

続きまして、これら支出予算を賄います収入の部について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款 事業収入は、先に御説明いたしました事業計画に基づく土地、建物等の譲渡収入として、18億8,621万3,000円を計上いたしてございます。なお一層収入の増加を図るべく、関係機関と協議を重ねてまいりたいと存じておるわけでございます。

第2款の借入金は、事業執行に必要な資金及び支払い利息と新規に借り入れる予定でございまして、54億600万円を計上いたしました。

第3款 事業外収入は、預金利息、雑入で798万7,000円を計上いたしました。

第4款 繰入金は、前年度からの繰り越される予定の21億5,200万円を計上いたしました。

以上、収入合計94億5,220万円でございます。収入、支出予算の合計は、同額でございます。

なお、12ページに資金計画、16ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただきますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

57事業年度におきます予定損益状況でございますが、関係各位の絶大なる御協力を得まして、おかげをもちまして、総合収支面で単年度2,026万1,000円の収益が見込まれるに至りました。この要因につきましては、経常収支勘定における公共事業関係の買い戻し額が大幅に増加となりまして、事業費の改定等、さらには人件費負担の年次の軽減等が寄与するものと思われま。しかしながら、なお繰越欠損金は8億8,673万2,000円と公社経営は依然として厳しい財政下にあります。

さらに、58事業年度におきましては、引き続き年次の人件費の軽減等に努めてまいりますが、事業費の対象事業の減少が見込まれますので、目下のところ、5,848万8,000円の経常損失が予定されますので、なお一層買い戻しの促進と経費の節減等により、経常収支の改善を期してまいり所存でございます。今後とも保有資産の早期、効果的処分と経営健全化に向け一段の努力をまいり所存でございますので、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○ 議長(成田秀益君) 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 9番(直村静二君) いまの報告で4点ほどお尋ねいたします。

ここで換地事業の分で4億3,566万円(14頁)、この換地というのは、具体的にどの地域を指すのか。この換地に必要な土地面積が一応、予定として上がってくるのか、それが1点。

それから2番目は、前にもこの問題をお尋ねし、私の意見に対し、そうではない、という市長の答弁でしたが、旧昭栄跡地の分、これが具体的にどのように運営されているのか。府中の再開発の予定地ということはどうなってるんか、これをひとつお答えを願いたい。

それから16頁の固定資産評価益7億9,750万円計上していますが、これはいかなる理由でその積算の基礎をお答え願いたい。

それから、いま内田局長が、本年度は純益2,000万余出たが、58年度は5,800万円の赤字の予定だということですが、これは市に買ってもらえばいいのか、それとも、もっと手数料を引き上げてもらった方がいいのか、その辺のことをもう少し明確にしてもらわんと、あらかじめこの赤字が5,800万円、いままで処分してきたものの中で57年度は2,000万円の黒字ということですから、この辺はかなり疑問に思うんです。答弁次第によっては、また詳しいことは特別委員会を開いていただいて十分審議する気持ちでおりますが、一応、いま質問した項目についてお答えを願っておきます。

○ 議長(成田秀益君) 理事者答弁。

○ 用地担当理事(内田繁君) まず、14頁の換地事業に計画いたしておるものでございますが、これは解放センター横にございます換地事業対策用地として今年度6区画、それから、地区内の換地として6区画、合計12区画が、この予算というか、計画に乗せておるものでございます。

それから、2つ目の昭栄跡の問題でございますが、これも昨年来御指摘をいただいてございますが、われわれとしては、これはあくまでも再開発用としての取得目的でございますので、やはりそれに向けての考え方を現在、持っておるわけですので、御承賜りたいと思います。

それから、3番目の固定資産につきましては、次長から説明させます。

○ 用地担当参事(岩井益一君) それでは、3点目の固定資産評価益の積算基礎について、ということでございますので、私からお答えいたします。

この固定資産評価益につきましては、実際の経理上は、余り大きな意味はないのでございます。公社経理は昭和50年代の初め当時、非常に借入金が多うございましたので、年間の支払利息の総額について明確にせよ、という要請があったわけでございます。したがって、本来、資産勘定に計上される支払利息につきましては、すべて貸借対照表の土地、建物、補償等の金利の前払費用、いわゆる繰延資産の内容と申しておりますが、その中に付加されるわけでございます。先ほど申し上げましたように、年間の支払利息総額を明記するために、あえて損益計算書におきまして明記し、それに見合うものを収益の部の固定資産評価益として計上し、合わせて貸借対照表の

土地、建物補償の合計額と合致している、こういうことでございます。そういう意味でございますので、評価益というのは、実は資産勘定の中身は金利と御理解いただいたら結構かと思えます。

第4点目の19頁、昭和58年度の予定損失見込みとして5,848万8,000円でございますが、この大きな原因といたしますのは、昭和57年度は44億ほどの土地、建物の売却収入があったわけでございますが、58年度におきましては18億8,862万円、このうち換地事業並びに独自物件処分の損失については一応、現段階におきましては、処分損失見込額が零という仮定のもとに計上してございますので、実際問題といたしまして、事務費対象となるべき事業量は、12億と予定しております。その7%で事務費収入の見込みが8,400万円、これに対しまして、来年度の経常経費の見込み額が約1億5,000万円でございますので、そういう数字から一応、来年度純損失見込みが5,800万円となったわけでございます。したがって、実際問題といたしまして、換地等あるいは独自物件処分損失がこれに付加されるというものでございます。

この対策といたしましては、できるだけ事務費の対象事業となるべき用地の買い戻しの促進あるいは金利の通減化等を図っていかざるを得ないんじゃないかと考えるわけでございますので、今後とも市と十分煮詰めていく中で対策を講じてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

- 9番(直村静二君) いまの答弁の中で固定資産評価益、実は借入金の金利や、これは資産勘定とか言っていました、もう少し後で聞きに行きます。

それから、58年度については、独自物件の売却の赤字はないんだという前提で組んであるということですね。これが58年度で売却すれば、もちろん財産評価益なりで入ってくるから利益操作がしやすくなるのと違うかな、と思って聞いたが、全然関係がない。独自物件処分損失があれば、改めて58年度に5,800万円プラスアルファとして出てくる。こう理解していいわけですね。

それから、昭栄跡地の処分については、処分せよ、とは言えない。処分はしません。これは再開発のためのものだということですが、確認しますが、いつまでか。いまの局長のお答えでは、何かちょっと待ってくれ、と言わんばかりのことですが、市長、具体的にどの程度の実地的な話し合いがあって、どういう計画になってるか、設計とか見込みがわかっておったらお答え願いたい。市長の方から聞かせてもらわんと、あなたと私とかなりやりとりがあって、私の方が無理に処分せよと言うがごとく受け取られて、いや、絶対にいまのところはしません、という答弁をもらったので、具体的にどうなってるんか、進んでるんか、お答えをいただきたい。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど公社局長がお答えいたしましたように、御案内のとおりの前々から構想としてございます駅前東側の再開発事業の用地的な意味で取得したものでございます。駅

前の東側、ショッピングセンター、駅前商店街から泉大津粉河線に至る間、あるいは昭栄跡地の西の道路、この間は非常に過密でいろいろ問題がございます。何とかこれを再開発できないものか、ただし、膨大な資金を必要とすることは自明の理でございます。何とか民間エネルギーを活用させていただき、この道路とか危険な家屋もございまして、何とか手がけたい、第三センター的な活用とかやれないものか。従来、いろいろと引き合いもございまして、話しをしている経過があるわけでございます。公社あるいは建設、計画行政に関係してまいりますので、密接な連絡をとらせながら、現在も構想と現実の民間活力との接点をどう求めるかということで、いろいろと努力させているわけでございます。

その意味合いからこの駅の東側の過密地帯の再開発構想は、私も何とかしたいという気持ちでございますので、特別委員会でも申し上げておりますが、単純な昭栄跡地の譲渡ということではなく、この土地を生かしてこの再開発ということでは、いまなお取り組みをいたしておる現状でございます。相手のあることでございますので、なおいろいろと問題があろうかと存じますけれども、努力していく覚悟でございます。なお、時間をお借しただけであればありがたいと存じます。

- 9番(直村静二君) とにかく民間活力の導入、第三セクターという声が聞こえてくるので、具体的にどういうふうに進んでるか聞いたんですが、いずれ特別委員会でまた詳しくやっていただくことにしておきましょう。

最後に、結局、開発公社の赤字はどないしますの。何年で解消するのか、赤字解消の特別対策として別の考えがないものかどうか。つまり、何年かで解消するというんなら結構やし、それがなければこのままずっといくんか、転がしていただくに終わりますわな。市長も二期目ですから、処分して市で持つとか、われわれとしては一言、聞いておきたい。そうしないと、表向きは、市の赤字が解消されてきて、一般会計はちょっとよくなってきた。その分で公社の赤字解消のために、ちょっとこと手数料を引き上げてると認識してるんですが、この点の解消策について。

いま、私がお尋ねした件は二点あるので、その辺お答えしてもらったら、詳しいことは特別委員会でやります。

- 市長(池田忠雄君) 本件につきましても再々、本会議あるいは特別委員会でも何かと御指摘をいただいております。われわれ理事会としては、もちろん、市と表裏一体でございますので、何とかこの赤字を解消しなければならないということで、中長期の計画を策定しているわけでございます。何年でこの赤字を解消するかは明言できませんが、少なくとも、いま努力しております経常経費の削減あるいは買い戻し、事務費、人件費の年次の逡減をいたしていただくわけでございます。また、譲渡の適正化、あるいは低利の借り替えなど、あらゆる方途を講じながら、中長期にわたって開発公社の赤字を解消してまいります。市の一般会計ともよく協議しながら進めていく

つもりでございます。

いろいろと御指摘を謙虚に胸にいただきながら、今後とも努力を重ねてまいります。何年とはちょっと申し上げる時点ではございません。一般会計と表裏一体の公社でございますので、何とか赤字解消、財政再建に向けて最大の取り組みを強化してまいりたいと存じます。今後とも議員皆様方の御協力、御指導を賜りながら、その都度特別委員会にも御協議をさせていただきながら、この点も時間をお借しいただきたいと思っております。

○ 9番(直村静二君) 意見を言うて終わりますが、あらゆる方策をとる、簡単ですな、いまの赤字を毎年1億ずつ解消していったら9年でいけると違いますか、特別対策としてするんやったら入ってくる。その点も申し上げて、時間も余りありませんので、また、細かい点は特別委員会でやります。

○ 議長(成田秀益君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○ 議長(成田秀益君) 次に、日程第13「人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議」を議題といたします。決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第1号

人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和58年3月23日提出

提出者

和泉市議会議員

田	中	包	治
竹	内	修	一
仁	井		明
奥	村	圭	一郎
赤	阪	和	見
藤	原	要	馬
橋	本	佳	行

人種差別撤廃条約の早期批准に関する要望決議

本年は、世界人権宣言35周年という記念すべき年にあたっている。この年に人権擁護に関するとりくみを飛躍的に強めることが求められている。

その一環として、一昨年末に開催された第36期国連総会で、万場一致採択された、「世界人権宣言35周年にちなんで各国でとりくむべき事項」を遵守していくことが求められている。

この文書の中で、各国が、人権に関する未批准条約の批准を促進することを求めている。

わが国における部落差別をはじめ、在日韓国人・朝鮮人に対する今日なお存在する差別の実態を直視するとき、人種差別撤廃条約の早急な批准が求められる。

この条約は1965年に国連で採択された条約で、生まれにもとづく差別をも対象とし、差別撤廃にむけた具体的規定を含んだ重要な条約である。

今日すでに120ヶ国近くの批准国をみている現状にも鑑み、わが国においても早急な批准がなされるよう要請する。

以上、決議する。

昭和58年3月23日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 5番（田中包治君） いま、事務局長が読まれたとおりであります。人権宣言が世界で批准されておりますが、日本はまだ批准しておらないということで、速やかに批准するよう要望する決議でありますので、よろしく皆さん方の御賛同を得るようお願いをいたしまして、私の提案理由の説明を終わります。
- 議長（成田秀益君） 本決議案について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（勝部準喜枝君） 共産党議員団を代表いたしまして、補足意見を申し上げます。
本決議につきましては、共産党は、国連の要請を受けて速やかに国や地方自治体が積極的な対応をする必要があると考えております。さらに、現在の日本国内では、人権問題に関連しまして、誤った運動があることも指摘しなければならないと思います。決議文案につきましては、できるならば十分な時間をかけて議論をした方がいいと考えておりますので、紹介議員には、共産党議員団としてはなっておりません。しかし、決議案に対しましては、反対はしておりませんことを申し上げて、補足意見といたします。
- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議する せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本決議第1号を決議することに決しました。

- 議長(成田秀益君) 次に、日程第14「プライバシー保護、興信所・探偵社による差別調査の法的規制を求める要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第2号

プライバシー保護、興信所・探偵社による差別調査の
法的規制を求める要望決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和58年3月23日提出

提出者

和泉市議会議員

田 中 包 治
竹 内 修 一
仁 井 明
奥 村 圭 一 郎
赤 阪 和 見
藤 原 要 馬
橋 本 佳 行

プライバシー保護、興信所・探偵社による差別調査の
法的規制を求める要望決議

プライバシーを法的に保護することは、今日世界のすう勢になっている。同和地区出身者をはじめ市民のプライバシーを法的に保護することは、緊急の課題になっている。

しかし、あいつぐ「部落地名総鑑」事件や興信所・探偵社の差別的身元調査に代表される深刻な

差別事件があとをたたない。

このような差別を営利の手段としている行為が野放しになっている事態を、一時たりとも放置することができないと考える。

本市においても、差別的な身元調査をなくすためのとりくみを進めてきたが、これを一層強める決意である。

それとともに大阪府において、プライバシー保護条例を制定し、広く府民にプライバシー保護の必要性を明らかにするとともに、興信所・探偵社による差別調査を規制する条例を早急に制定されることを要請する。

また、国に対しても、プライバシー保護法を制定するとともに、興信所・探偵社による差別調査を規制する法律を制定されるよう要請する。

以上、決議する。

昭和58年3月23日

大 阪 府 和 泉 市 議 会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。
- 5番（田中包治君） この問題は、民主主義社会における差別をなくするためには、ある程度の法制化が必要ではないか、こういう要旨でございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（成田秀益君） 本決議について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（勝部津喜枝君） 共産党議員団は、この問題に関しましては、まず、すべての情報公開が大原則であると考えております。保護規制だけが先行することには、種々の疑義が生じてくるものと思います。現状では、情報と保護の関係について、まだ研究、検討の段階だと考えております。全国的には、各自治体で積極的な取り組みがされつつあるとも聞いておりますが、場合によっては、市議会で検討委員会などの設置が今後の研究課題でもありと考えております。共産党議員団といたしましては、そういうことで紹介議員には参加しておりませんが、反対ではない旨意見を申し上げておきます。
- 議長（成田秀益君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第2号を原案どおり決議することに決しました。

○ 議長（成田秀益君）次に、日程第15「国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の民間下請に反対し、医療従事職員の大幅増員を求める決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の
民間下請に反対し、医療従事職員の大幅増員を求める決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和58年3月23日提出

提出者

和泉市議会議員

仁	井	明
田	中	包治
奥	村	圭一郎
赤	阪	和見
竹	内	修一
藤	原	要馬
勝	部	津喜枝

国立病院、療養所の廃止や地方移管、民営化、現場業務の
民間下請に反対し、医療従事職員の大幅増員を求める決議

第二次臨時行政調査会の答申は医療・年金・福祉・文教など国民生活全般にかかわる分野を大幅に削減することをもっています。そのなかで国立病院、療養所に対して、①地方自治体への移管または民営化 ②施設の整備統廃合 ③現場業務の民間下請けなどを打ち出しています。

国立病院、療養所は戦後三十数年、国民や地域住民と結びついた「国立医療機関」として営利を目的としない運営をはかってきました。

その主なものは①他の私的、公的医療機関では受け入れ困難な高度、総合的な診療機能を発揮し

地域医療の中心的、指導的役割を担い、②国民の疾病構造の変化のもとで結核のみならず、各種難病、小児性疾患、脳卒中、精神等の長期慢性疾患の専門的機能強化の役割を果たしてきました。現に泉北病院は泉北ニュータウンとその周辺地域（本市においてはとりわけ山間部）の公立病院としてその存在が深く定着しています。

国立病院、療養所の運営を国が放棄し、地方自治体に移管しその運営を押しつけることは、これまで果たしてきた「国立医療機関」としての役割を否定し、国の責任を放棄するだけでなく、地方自治体の財政をいっそう圧迫することは明らかであり、さらに民営化は医療の採算営利主義を強制し、結果として住民医療を大幅に後退させるものです。

要 望 事 項

1. 地域住民の暮らしを守るため臨調路線による医療、年金、福祉、文教などの切り捨てをやめ、その拡充をはかること。
2. 地域住民の医療を充実発展させるため、国立病院、療養所の廃止や地方自治体への移管または民営化計画をとりやめること。
3. 国立病院、療養所は地域における疾病構造の変化や医療需要に対応して、医療従事職員の大幅増員にもとづく増床や養成研修機能の強化を積極的にはかること。
4. 国立病院、療養所の現場業務の民間下請は行わないこと。

以上、決議する。

昭和58年3月23日

大 阪 府 和 泉 市 議 会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を願います。
- 7番（勝部津喜枝君） ただいま局長朗読とおりでございますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（成田秀益君） 本決議について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案とおり決議するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第3号を決議することに決しました。

○

○ 議長（成田秀益君） それでは、ここでちょっとお諮りいたしたいと思います。

先ほど横田憲治郎君より議員の辞職願が提出されました。この際、お諮りいたします。「横田憲治郎君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「横田憲治郎君の議員辞職の件」を日程に追加し、議題といたします。

辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

横田憲治郎君の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、横田憲治郎君の議員辞職を許可することに決しました。

ここで横田憲治郎君の辞職あいさつを許可いたします。

（横田憲治郎君辞職あいさつ）

○ 12番（横田憲治郎君） 貴重な時間をちょうだいいたしまして申しわけございません。

一言、辞職するに際しまして、ごあいさつ申し上げます。

昭和39年9月選挙で当選以来、5期、18年余にわたりまして市議会の議席の末席を汚させていただきました。至らぬ身ではございましたが、先輩議員諸氏の御厚情と御好意ある御友情をちょうだいしながら、いささかなりとも市議会議員として活動することができまして、私にとりまして、非常にありがたく心から感謝をいたしておる次第でございます。特に思想、信条、主義を越えまして、人間的な面で至らぬ私でございますが、あらゆる機会を通じまして御迷惑をおかけいたしましたり、お世話をおかけしましたことを、ただ、いま、思い起こす心境でございます。

この間、皆様方から本当に叱たと御教示あるいは御友情の数々をちょうだいいたしましたことを終生の力といたしまして、さらに市行政、市の発展、また、21世紀へ向けての新しい時代建設のためにいささかなりとも貢献させていただくことができますならば、新しい出発をこのたびさせていただく予定であります。

今後とも皆様方の御厚情と御支援を心からお願ひ申し上げますとともに、どうか皆様方には御健康に御留意されまして、さらに一層市政発展のため御貢献されますことを心からお願ひをいたしまして、意を尽くせませんが、感謝とお世話になりました御礼のごあいさつにかえさせていただきます次第でございます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○ 議長（成田秀益君） ただいま横田議員さんから議員辞職のごあいさつをいただきまして、議

会を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

長い間、市議会議員として御活躍いただきました横田憲治郎議員さんには、今回、一身上の御都合で辞任されました。私ども、議員としてまことに惜しい感じがするのでございますが、これも致し方ございません。どうか今後とも健康に十分御留意せられまして、和泉市発展のため一層の御活躍をされんことをお願い申し上げます。はなはだ簡単、粗辞でございますが、お別れの言葉といたします。大変長い間、御苦勞様でございました。ありがとうございました。(拍手)

- 議長(成田秀益君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

大変お疲れのところ恐縮でございますが、理事者より市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたいという旨の申し出がありましたので、よろしく願いいたします。

- 財務部長(麻生和義君) 貴重な時間を拝借いたしまして、お許しをいただき、市税条例の一部改正について御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和58年度の地方税法等の一部を改正する法律案は、去る2月8日に衆議院へ提出され、現在、地方行政委員会において審議中のところでございます。この法律案の概要といたしましては、最近における地方税負担の現状と地方財政の実情にかんがみ、市民税所得割について低所得者層に係る非課税措置を引き続き講ずることとするほか、同居特別障害者扶養控除の創設等市民負担の軽減合理化を図るとともに、法人市民税均等割の税率の調整等、地方税負担の公平適正化を図るための措置を講ずること、等を骨子としたものでございます。

本法律案が可決成立されますと、本市の市税条例の規定につきまして、昭和58年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生ずることと相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後にこの法律案が可決、公布施行されますと、市税条例の一部改正につきましては、本定例会に御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分をさせていただきますたく存ずる次第でございます。

それでは、市税条例の一部改正案の概要を申し上げたいと存じます。

改正案の要点でございますが、まず、市民税の関係につきましては、1つ目は、低所得者層の税負担に配慮するため、引き続き昭和58年度の市民税所得割についても、所得の金額が27万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、9万円を加えた金額以下である者を非課税とするものでございます。

2つ目は、法人市民税について、本市は制限税率を適用させていただいておりますが、均等割

の税率の適用区分については、資本金等の金額の区分は現行のとおりでございますが、従業者数の区分を改めまして、適用しようとするものでございます。

次に、軽自動車税関係でございますが、電気を動力源とします、いわゆる電気自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を昭和59年度まで延長するものでございます。

以上が市税条例の一部を改正する条例案の概要でありまして、お手許に御配付申し上げた資料を御参照の上、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

-
-
- 議長（成田秀益君） それでは、閉会に当たりまして、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る4日に本年第一回定例会をお願い申し上げ、昭和58年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算並びに病院事業会計予算とこれに関連いたします条例制定等、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議賜り、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。また、予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ、連日にわたりまして御審議を煩わし、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じ、あるいは予算審査特別委員会の御審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、私はもちろん、職員一同打って一丸となり、市政運営に万遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましては、慎重を期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せ賜りますよう、ひたすらお願いを申し上げます。

いよいよ陽春の候と相なりました。統一地方選挙もスタートされました。議員皆様方には、ますます御多忙のこととは存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽瘁賜らんことを心から念願をいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつといたします。どうも本当に長時間、ありがとうございました。

○

（議長あいさつ）

- 議長（成田秀益君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

昭和58年度当初予算を初め関連する重要諸議案等の審議に当たりまして、御熱心に審議を賜

り、おかげをもちまして本日、ここに無事終了いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、昭和58年度も行財政になお一層厳しさが加わる中で、本会議、予算審査特別委員会を通じ、各議員さんより御指摘、御要望、御意見等が多々ありましたが、十分これを尊重し、苦しい財源の中より創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえられるよう切望いたします。

本会議を通じ、議長といたしましてまことに不手際な点多々ございましたが、何とぞ御寛容のほどをお願いいたしたいと思えます。

それでは、これもちまして、昭和58年第一回定例会を閉会いたしたいと存じます。長時間、まことにありがとうございました。

(午後零時3分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副 議 長

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員